

平成二十八年十一月三十日開会
平成二十八年十二月十六日閉会

平成二十八年第四回定例会會議錄

西之表市議會

平成二十八年十二月 第四回 定例会 議錄

西 之 表 市 議 會

平成二十八年第四回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 十一月三十日（水）

一、開 会	．．．．．	五
一、開 議	．．．．．	五
一、会議録署名議員の指名	．．．．．	六
一、会期の決定	．．．．．	六
一、提出議案の一括上程	．．．．．	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	．．．．．	六
長野市長	．．．．．	六
一、議案審議	．．．．．	一〇
議案第五七号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一〇
長吉税務課長説明	．．．．．	一〇
長野広美さん質疑	．．．．．	一一
長吉税務課長	．．．．．	一一
議案第五八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一一
長吉税務課長説明	．．．．．	一一
議案第五九号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一二
戸川健康保険課長説明	．．．．．	一二
橋口美幸さん質疑	．．．．．	一四
戸川健康保険課長	．．．．．	一四
長野広美さん質疑	．．．．．	一四

小倉伸一君質疑	．．．．．	一四
議案第六〇号 西之表市学校教育施設整備基金条例の制定について	．．．．．	一五
中村教委総務課長説明	．．．．．	一五
田添辰郎君質疑	．．．．．	一六
中村教委総務課長	．．．．．	一六
神村行政経営課長	．．．．．	一七
橋口美幸さん質疑	．．．．．	一七
議案第六一号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一八
中野選管書記長説明	．．．．．	一八
議案第六二号 西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一九
日笠山農委事務局長説明	．．．．．	一九
一、休憩	．．．．．	二〇
一、再開	．．．．．	二〇
一、議案審議	．．．．．	二〇
議案第六三号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算(第三号)	．．．．．	二〇
神村行政経営課長説明	．．．．．	二〇
瀬下満義君質疑	．．．．．	二二
神村行政経営課長	．．．．．	二二
田添辰郎君質疑	．．．．．	二四
小倉伸一君質疑	．．．．．	二四
松元経済観光課長	．．．．．	二六
下川和博君質疑	．．．．．	二七

橋口美幸さん質疑	二八
長野広美さん質疑	二八
議案第六四号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	二九
戸川健康保険課長説明	二九
議案第六五号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	三〇
戸川健康保険課長説明	三〇
議案第六六号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	三一
戸川健康保険課長説明	三一
議案第六七号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	三二
福山水道課長説明	三二
長野広美さん質疑	三三
福山水道課長	三三
一、議案追加上程・審議	三三
議案第六八号 平成二十九年度地方財政計画の一般財源総額の確保を求める意見書の提出について	三四
長野議会運営委員長説明	三四
一、日程報告	三五
一、散 会	三六
第二号 十二月二日(金)	
一、開 議	四一
一、一般質問	四一
瀬下満義君	四一
中野総務課長	四二

濱上建設課長	．．．．．	七〇
中野総務課長	．．．．．	七二
神村行政経営課長	．．．．．	七三
一、休 憩	．．．．．	七六
一、再 開	．．．．．	七六
一、一般質問	．．．．．	七六
橋口美幸さん	．．．．．	七六
松下社会教育課長	．．．．．	七六
立石教育長	．．．．．	七九
長野市長	．．．．．	八〇
小山田福祉事務所長	．．．．．	八五
園田農林水産課長	．．．．．	八九
神村行政経営課長	．．．．．	九〇
一、休 憩	．．．．．	九二
一、再 開	．．．．．	九二
一、一般質問	．．．．．	九二
一、日程報告	．．．．．	九五
一、散 会	．．．．．	九五
第三号 十二月五日(月)		
一、開 議	．．．．．	一〇一
一、一般質問	．．．．．	一〇一
長野広美さん	．．．．．	一〇一

神村行政経営課長	．．．．．	一〇二
大瀬地域支援課長	．．．．．	一〇九
中野総務課長	．．．．．	一〇九
一、休 憩	．．．．．	一一七
一、再 開	．．．．．	一一七
一、一般質問	．．．．．	一一七
田添辰郎君	．．．．．	一一七
長野市長	．．．．．	一一一
小山田福祉事務所長	．．．．．	一一一
神村行政経営課長	．．．．．	一二二
園田農林水産課長	．．．．．	一二四
吉田市民生活課長	．．．．．	一二七
濱上建設課長	．．．．．	一二八
一、休 憩	．．．．．	一三八
一、再 開	．．．．．	一三八
一、議案追加上程・審議	．．．．．	一三八
議案第六九号 西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一三九
中野総務課長説明	．．．．．	一三九
瀬下満義君質疑	．．．．．	一四〇
中野総務課長	．．．．．	一四〇
長野広美さん質疑	．．．．．	一四二
長野市長	．．．．．	一四三
橋口美幸さん質疑	．．．．．	一四四

議案第七〇号	西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一四四
中野総務課長説明	．．．．．	一四四
議案第七一号	平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	一四五
神村行政経営課長説明	．．．．．	一四五
議案第七二号	平成二十八年年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	一四六
戸川健康保険課長説明	．．．．．	一四六
議案第七三号	平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	一四六
戸川健康保険課長説明	．．．．．	一四六
議案第七四号	平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	一四七
戸川健康保険課長説明	．．．．．	一四七
議案第七五号	平成二十八年年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	一四八
福山水道課長説明	．．．．．	一四八
一、日程報告	．．．．．	一四八
一、散会	．．．．．	一四八
第四号 十二月十六日(金)		
一、開議	．．．．．	一五三
一、議案審議	．．．．．	一五四
一、発言の申し出	．．．．．	一五四
中野総務課長	．．．．．	一五四
議案第五七号	西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	一五四
小倉(初)総務文教委員長報告	．．．．．	一五四
議案第五八号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	一五五

鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一五五
議案第五九号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一五六
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一五六
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	一五七
下川和博君賛成討論	．．．．．	一五八
議案第六〇号 西之表市学校教育施設整備基金条例の制定について	．．．．．	一五九
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	一五九
議案第六一号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一六〇
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	一六〇
議案第六二号 西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一六一
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一六一
議案第六三号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）	．．．．．	一六二
小倉（初）総務文教委員長報告	．．．．．	一六二
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一六四
一、休憩	．．．．．	一六六
一、再開	．．．．．	一六六
一、議案審議	．．．．．	一六六
議案第六三号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）に対する修正動議	．．．．．	一六六
田添辰郎君説明	．．．．．	一六六
川村孝則君質疑	．．．．．	一六八
田添辰郎君	．．．．．	一六八

小倉伸一君質疑	．．．．．	一六九
下川和博君質疑	．．．．．	一七二
下川和博君原案に賛成討論	．．．．．	一七三
瀬下満義君修正案に賛成討論	．．．．．	一七四
川村孝則君原案に賛成討論	．．．．．	一七五
橋口美幸さん修正案に賛成討論	．．．．．	一七七
長野広美さん原案に賛成討論	．．．．．	一七九
鯨島市憲君修正案に賛成討論	．．．．．	一八〇
小倉伸一君原案に賛成討論	．．．．．	一八一
一、休憩	．．．．．	一八二
一、再開	．．．．．	一八二
一、議案審議	．．．．．	一八二
中原 勇君原案に賛成討論	．．．．．	一八二
木原幸四君修正案に賛成討論	．．．．．	一八二
一、休憩	．．．．．	一八四
一、再開	．．．．．	一八四
一、議案審議	．．．．．	一八四
議案第六四号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)	．．．．．	一八四
鯨島産業厚生委員長報告	．．．．．	一八四
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一八五
議案第六五号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)	．．．．．	一八五
鯨島産業厚生委員長報告	．．．．．	一八六
議案第六六号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第三号)	．．．．．	一八七

鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一八七
議案第六七号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算(第三号)	．．．．．	一八七
鮫島産業厚生委員長報告	．．．．．	一八八
議案第六九号 西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一八九
小倉(初) 総務文教委員長報告	．．．．．	一八九
瀬下満義君質疑	．．．．．	一九〇
小倉(初) 総務文教委員長	．．．．．	一九〇
中野総務課長	．．．．．	一九〇
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一九一
渡辺道大君反対討論	．．．．．	一九四
川村孝則君賛成討論	．．．．．	一九四
議案第七〇号 西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	．．．．．	一九五
小倉(初) 総務文教委員長報告	．．．．．	一九五
議案第七一号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	．．．．．	一九六
議案第七二号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	一九六
議案第七三号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	一九六
議案第七四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)	．．．．．	一九六
議案第七五号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)	．．．．．	一九六
小倉(初) 総務文教委員長報告	．．．．．	一九六
瀬下満義君反対討論	．．．．．	一九八
一、 休憩	．．．．．	二〇一
一、 再開	．．．．．	二〇一
一、 議案追加上程・審議	．．．．．	二〇一

議案第七六号 馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する決議書	二〇一
小倉(伸)馬毛島対策特別委員長説明	二〇一
丸田健次君質疑	二〇二
小倉(伸)馬毛島対策特別委員長	二〇二
中原 勇君反対討論	二〇三
長野広美さん賛成討論	二〇四
議案第七七号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について	二〇五
長野議会運営委員長報告	二〇五
瀬下満義君反対討論	二〇六
田添辰郎君賛成討論	二〇七
中原 勇君賛成討論	二〇八
一、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	二〇九
一、議員辞職の件	二〇九
一、議員辞職の件	二一〇
一、議員辞職の件	二一〇
一、種子島地区広域事務組合議会議員の選挙	二一一
一、まちづくり特別委員会所管事務調査報告	二一一
一、長野まちづくり特別委員長報告	二一二
一、閉会中の継続審査	二一四
一、市長挨拶	二一四
長野市長	二一四
一、議長閉会挨拶	二一七
永田議長	二一七

平成二十八年第四回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
十一・三十	水	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議(質疑・委員会付託)、議案一件追加上程、議案審議(質疑・委員会付託省略・討論・表決)			
十二・一	木	休	休	休	休	休
二	金	本会議	一般質問			
三	土	休	休	休	休	休
四	日	休	休	休	休	休
五	月	本会議	一般質問、議案七件追加上程、議案審議(質疑・委員会付託)			
六	火	休	休	休	休	休
七	水	委員会	付託案件審査 総務文教委員会			
八	木	委員会	付託案件審査 総務文教委員会・産業厚生委員会(連合審査会)			

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九
金	木	水	火	月	日	土	金
本 会 議	休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会
別委員会所管事務調査報告、閉会中の継続審査、閉会		各特別委員会・議会運営委員会					付託案件審査 産業厚生委員会
議案審議（各常任委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案二件追加上程、議案審議（質 疑・委員会付託省略・討論・表決）、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙、まちづくり特							

一、付議事件

番号	事 件 名	審議方法	結 果
議案第 五七号	西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 五八号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 五九号	西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 六〇号	西之表市学校教育施設整備基金条例の制定について	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 六一号	西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 六二号	西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 六三号	平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）	即 決	十二月 十六 日修正可決
議案第 六三号	平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号） （修正部分を除くその他の部分）	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
【総務文教】歳入全款、地方債補正			
歳出中 一款、二款、九款、十款、十二款			
【産業厚生】歳出中 三款、四款、六款、七款、八款			
議案第 六四号	平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 六五号	平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 六六号	平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月 十六 日原案可決
議案第 六七号	平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）	委員会付託	十二月 十六 日原案可決

一、付議事件（追加分）		審議方法	結 果
議案第	番 号	事 件 名	
議案第	六八号	平成二十九年地方財政計画の一般財源総額の確保を求める意見書	即 決 十一月三十日原案可決
議案第	六九号	西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	委員会付託 十二月十六日原案可決
議案第	七〇号	西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託 十二月十六日原案可決
議案第	七一号	平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第四号）	委員会付託 十二月十六日原案可決
議案第	七二号	平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託 十二月十六日原案可決
議案第	七三号	平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託 十二月十六日原案可決
議案第	七四号	平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）	委員会付託 十二月十六日原案可決
議案第	七五号	平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）	委員会付託 十二月十六日原案可決
議案第	七六号	馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する決議書	即 決 十二月十六日原案可決
議案第	七七号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について	即 決 十二月十六日原案可決

本會議第一号（十一月三十日）

本会議第一号（十一月三十日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 木原幸四君
二番 鮫島市憲君
四番 小倉初男君
五番 下川和博君
六番 瀬下満義君
七番 小倉伸一君
八番 田添辰郎君
九番 中原勇君
一〇番 川村孝則君
一二番 長野広美さん
一三番 橋口美幸さん
一四番 渡辺道大君
一五番 丸田健次君
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年十一月三十日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十八年第四回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十四名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第五七号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第五八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第七 議案第五九号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第八 議案第六〇号 西之表市学校教育施設整備基金条例の制定について

日程第九 議案第六一号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一〇 議案第六二号 西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一一 議案第六三号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第三号）

日程第一二 議案第六四号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一三 議案第六五号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一四 議案第六六号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）

日程第一五 議案第六七号 平成二十八年度西之表市水道事業会計

補正予算(第三号)

日程第一六 議案第六八号 平成二十九年度地方財政計画の一般財源総額の確保を求める意見書の提出について

△会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、九番議員中原勇君、一〇番議員川村孝則君を指名いたします。

△会期の決定

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る十一月二十四日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十二月十六日までの十七日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十二月十六日までの十七日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第五七号から議案第六七号まで、議案十一件を一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長(永田 章君) 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 長野 力君登壇」

○市長(長野 力君) おはようございます。

本日、平成二十八年第四回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席をいただき、まことにありがとうございました。

今年の秋は長く暖かい日が続いておりましたが、今月中旬ごろから急激に寒さが到来し、慌てて冬物の衣類等の引き出した感がございます。

昨今の気象の変動に見られるように、大変不規則な自然現象が多くなっており、四月の熊本地震や八月の台風十号の大雨被害など、今年も日本列島では災害の続いた年だったという印象がございます。改めまして、防災対策の必要性を感じた一年でございました。

それでは、議案説明に先立ちまして、地域の状況や事業の状況、市政を取り巻く課題について触れたいと思います。

まず、主な行事などの報告をしたいと思いますが、今年も文化・体育関係の行事については、市民の皆さんの多くの参加をいただきました。

十一月五、六日には、市民会館を中心に第四十五回市民文化祭が開催され、数多くの団体が日ごろの活動成果を発表していただきました。また、各校区では、願成就を初め、さまざまな行事がにぎやかにとり行われております。

体育関係では、第五十四回市民体育祭は、連日の雨によりグラウンドコンディションが悪く、残念ながら中止となりました。

十一月五、六日には、第七十回県民体育大会サッカー競技が西之表市で開催され、県内から選手、役員合わせて約二百五十名が来島して、白熱した試合を繰り広げました。熊毛地区の代表としては、西之表チームが出場し、予選リーグを勝ち上がり、決勝では残念ながら鹿児島地区には敗れましたが、堂々の準優勝を獲得しております。市民の方々、特に子どもたちには、夢と勇気を与えてくれたところでございます。

また、十一月二十日には、慣例の市内一周駅伝競走大会が、市役所ゴールの新コースで開催することができました。

市民の健康づくりとしては、今年度、あっぱすらんどにウォーキングの案内板を設置し、第一回ウォーキング大会を実施しました。

好評につき、十二月十一日に第二回の大会を開催します。たくさんの皆さんの御参加をぜひお願いしたいと思います。

今後とも、市民の皆さんの健康増進にたえ、スポーツに親しむ環境を整えながら、施策を推進してまいりたいと思います。

続いて、うれしい報告をさせていただきます。十月二十六日、東京都内で第四回プラチナ大賞最終審査発表会があり、本市を含む種子島一市二町が優秀賞を受賞いたしました。全国の先進的なモデルとして高く評価されたものであり、今後も産学公で連携しながら、さらに推進してまいります。

観光面では、十月十八日から二十日にかけて、民泊を伴った教育旅行の受入れを行いました。今回来島したのは、広島市立舟入高等学校三百十六人の生徒で、十二月には、さらに新潟県の燕中等教育学校約八十名が来島予定となっております。引き続き、教育旅行の誘致にも力を入れながら、交流人口の増加を図っていきたいと考えております。

また、十一月十四日から十一月二十日にかけて、第六回目となるくろしおの芸術祭が開催され、西之表港から商店街にかけて、種子島をテーマにしたカラフルなアートベンチや子どもたちと共同のお魚アートが作成され、町並みに新たな魅力が加えられました。

文化振興の面ですが、先般購入いたしました上妻家住宅が、このほど国の指定文化財としての内定をいただいております。今後、文化財としての整備を年次的に整っていくとともに、町歩きの観光資源

として活用していく所存です。

今年度は、地域おこし協力隊の全校区配置を計画しておりましたが、十一月中に全校区の配置が完了し、記者公表を行ったところです。今後の各隊員の活躍に期待したいと思います。

次に、本市の基幹産業で一次産業の状況でございますが、農業においては、これから収穫を迎える基幹作物のさとうきびは、恵まれた気象条件の中、昨年度のさとうきび基金事業等により、十アール当たり収量六トン七百三十三キログラム、生産量四万三千九百六十七トンが見込まれ、製糖工場においては、十二月五日から明けて四月十九日までの搬入と計画でございます。

また、八月末から収穫始まりました安納いも、十月十二日から収穫が本格化したでん粉原料用さつまいもについても、さとうきび同様に、収量は昨年に比べて多収が予想されております。

畜産につきましては、依然として好調な取引となっております。また、第六十五回鹿児島畜産共進会においては、三頭出品中二頭が最優秀賞を受賞し、二〇一六年の県ホルスタイン共進会においても、一頭が最優秀賞入賞を果たし、本市畜産のレベルの高さが認められたところでございます。

また、労働力が不足している農家に対して、労働力の提供のために設立した援農隊は、五名を雇用して、十月から稼働しております。十二月から一名を追加して、六名でさつまいもの収穫やバレイショの植えつけ等の作業に従事しています。

有害鳥獣のシカについては、被害防止柵の整備や捕獲を強化した結果、十月末現在のシカの捕獲数は千六百九頭に達し、昨年の同時期に比べ、二百九十三頭上回っています。引き続き、被害防止と捕獲の二つを両輪に対策の強化を図り、農作物被害の減少に努めてまいります。

水産業につきましては、トコブシの種子島漁協における水揚げ量は四千四キログラム、前年対比で一一・四・二%、水揚げ額二千二百十九万四千円余りで同じく一一・七%となり、量、金額とも前年を上回っておりますが、これは馬毛島での豊漁によるもので、一方、種子島では不漁となり、種子島での不漁の原因の検討を進めてまいります。

以上、主な一次産業の状況など述べましたが、今後も天候が順調に経過し、無事に実り多き収穫を迎えられますように、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めるとともに、国の平成二十九年予算等を注視しながら、農林水産業振興を図りたいと考えております。

次に、今回予算計上いたしました中央拠点施設整備事業についてですが、昨年十二月議会において修正予算という形になりましたが、中心拠点施設は、本市の産業振興、人口減少への対応としての交流人口の増加、町なかのにぎわいづくり等のためには、どうしても必要だと考えております。

今回再び、商工会・商店街・市観光協会からも、ぜひにと強い要

請を受けたところであり、町に大きな気運が生じております。地区の校区長さん方も理解をいただいている中で、地方創生、有人国境離島等の追い風の施策が打ち出されており、また、財源も今回では過疎債の地方創生特別枠が確保されてる状況を総合的に勘案して、再度提出させていただきます。

全てが完全なものができるとは思っておりません。これから多くの皆さんにもお知恵をいただきながら、よりよい形で具現化できればと思っております。御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

馬毛島問題に触れたいと思います。さきに国と馬毛島所有者との間で買収についての最終調整に入ったとの報道がなされ、国は鑑定評価の入札公告を行っております。米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会としては、現在、臨時会議のための日程調整を行っており、早急に対応策を協議してまいりたいと考えております。

さて、年が明ければ、私は市長としての三期目の任期満了を迎えます。今議会が皆さんと市政についての議論する最後の機会となりました。これまで十二年間、いろいろな事業や施策を実施してまいりました。また、現在進行中のものもあります。そして、これから取り組まなければならない課題もございます。今回選出される新しい市長のもと、課題解決の取組みを進めていただくことをお願いしたいと思います。

就任以来、さまざまな困難に立ち向かうとき、私を励ましてくれました市民の皆さんや市議会の皆さん、政策に御理解、御協力をお願い

ただいた各関係機関や地域の皆さん方、そして、ともに汗を流してきた職員の皆さん、全ての皆さんにお礼を申し上げたいと思います。大変充実した十二年でございました。ありがとうございました。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明いたします。

本定例議会に提案いたしました議案は、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例改正議案五件、条例制定議案一件、西之表市一般会計補正予算など予算関係議案六件の合計十一件であります。

議案について説明いたします。

議案第五七号及び五八号は税条例の改正議案、五九号は厚生労働省令の改正に伴う条例改正、議案第六〇号は、文部科学省の通知に基づき、旧中学校を民間事業者へ有償貸与するにつき、市が設置する学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的とした基金の設置条例を制定しようとするものです。

議案第六一号は公職選挙法施行令の一部が改正されたことによる条例の改正議案、六二号は改正農業委員会法の施行に伴う条例改正であります。

議案第六三号から第六七号は、平成二十八年度西之表市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算でございます。

議案第六三号は、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）であります。歳入歳出予算の総額に三億九千八百三十三万四千

円を追加し、予算総額を百七億五千八十一万二千元とするものです。本予算の主なものについて御説明いたします。

まず、関係機関とも連携した運営を行い、まちづくりの一環として整備する中央拠点施設整備事業三億百五十七万四千元を計上いたしております。

次に、民生費の障害者福祉費の扶助費及び児童福祉費の子ども医療費助成並びに生活保護費等が、対象者や対象医療等の増に伴いまして、九千四百十六万円を計上いたしております。

また、農林水産業でシカの適正個体処理や個体数調査に六百七十一万一千円。このうち個体数調査分の経費については、JAからの寄附によるものでございます。

また、取扱農地の増に伴い、機構集積協力金を二千二百三十四万円計上しております。

議員各位の御審議をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（永田 章君） 長野市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第五七号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第五七号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の一ページから四ページをごらんください。

議案第五七号、本案は、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

所得に対する租税に関する二重課税等を回避する等の措置を講ずるため、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

字句及び条項の整理に伴う改正部分につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承ください。

主な内容といたしましては、特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税し、百分の三の税率を乗じた金額を市民税の所得割として課するというものでございます。

附則として、第一条の規定は施行期日を、第二条として経過措置を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） この条例の改正は非常に専門用語が多くてですね、なかなか理解するのが難しいところもありますが、そもそもその提案理由に記されている、四ページにありますように、外国居住者等の所得に関する今回の法律の改正というふうに理解しているものの、今御説明していただいた分離課税の部分については、市民一般の対象というふうに受けとめたところですけれども、具体的に、本市の所得税等については、どれぐらいの影響を見込まれる改正になるのでしょうか。

○税務課長（長吉輝久君） この改正につきましては、台湾双方との民間窓口である公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取り決めが署名され、その内容を日本国内で実施するために改正するものでございます。簡単にいいますと、日本と台湾には正式な国交がないことから、両国間には租税条約は締結されておりません。お互いに相手国の居住者が自国内で得た所得への課税を、税法の定めを修正して軽減、免除しようという取り決めでございます。

適用される国として台湾のみが指定されていることから、本市における該当は、今のところほとんどないものと考えております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第五八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の五ページから六ページをごらんください。

議案第五八号、本案は、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

条項の整理に伴う改正部分につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承ください。

主な内容といたしましては、さきに御説明しました議案第五七号の西之表市税条例の一部改正と同様に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴い、国民健康保険税の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を含める改正を行うものがございます。

附則として、第一条に施行期日を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五九号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第五九号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 議案書七ページをお開きください。

議案第五九号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、地域密着型通所介護及び地域密着型小規模多機能型居宅介護事業等について、省令改正に対応するため、関係条例の一部を

改正するものでございます。

この地域密着型サービスは、平成十八年四月の介護保険制度改正に伴って導入されたサービスで、都道府県知事の指定・許可を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住みなれた自宅や地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供されます。

今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に係る基準等の一部を改正する省令が平成二十八年四月一日に施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

省令改正の基本的な枠組みは、通所介護等で小規模なものについては、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービスの基盤の整備を行う必要があるため、地域密着型サービスに移行するものです。

主な改正内容といたしましては、地域密着型通所介護及び療養通所介護の創設で、小規模な利用定員十八人以下の通所介護と利用定員九名以下である療養通所介護については、地域密着型サービスへ移行することになります。

それでは、条例改正の概要について説明いたします。

新旧対照表の一ページをお開きください。
目次で説明をいたします。

四節運営に関する。

「ありません。ないよね」と呼ぶ者あり」

○健康保険課長（戸川信正君） ないですか。そしたら、条例改正のページをもらってください。七ページになります。七ページです。

目次の欄をもらいただきたいと思います。目次の欄です。

四節運営に関する基準。五十九条の次に第三章の二地域密着型通所介護を追加し、第一節基本方針を第五十九条の二で、第二節人員に関する基準を第五十九条の三と五十九の四で、第三節設備に関する基準を五十九条の五で、第四節運営に関する基準を五十九条の六から五十九条の二十で定めております。

八ページをお開きください。

第五節で指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を追加し、第一款この節の趣旨及び基本方針を第五十九条の二十一と五十九条の二十二で、第二款人員に関する基準を第五十九条の二十三と五十九条の二十四で、第三款設備に関する基準を第五十九条の二十五と五十九条の二十六で、第四款運営に関する基準を第五十九条の二十七から五十九条の三十八で定めております。

その下をもらってください。

九章の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めるものでございます。

主な改正内容についてのみ説明させていただきます。

議案書の八ページの下のほうをもらいただきたいと思えます。

第三章の二地域密着型通所介護の追加は、第五十九条の二から第五十九条の二十までで構成されております。

第一節基本方針に第五十九条の二として基本方針を定めております。この条文を読み上げさせていただきます。

指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業は、要介護状態になった場合においても、当事業所の利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければなりません。

議案書の一六ページをお開きください。

第五節指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の追加は、第一款五十九条の二十一から第四款五十九条の三十八までで構成いたしますが、指定療養通所介護について定めるものです。

第一款この節の趣旨及び基本方針です。この節の趣旨として、第五十九条の二十一には、指定療養通所介護では、指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者で、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な者を対象としていることを定めております。

基本方針等については、次に定めております。

それでは、改正条文の三〇ページをお開きください。三〇ページのほうです。

附則の第一項は施行期日で、公布の日から施行するものとしております。第二項は、この条例に伴い、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の第七条四項中、第三項を四項に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 所管ではありませんが、あえて質問をさせていただきます。

この法令すごく長くて、なかなかなんですけど、一言でいえば、その地域密着型サービスの人員を減らしてもいいですよというような内容なのか、そこをもうちょっと詳しく説明をいただきたいと思えます。

○健康保険課長（戸川信正君） さきに説明いたしましたけれども、結局、県が、通常のやつは県が指定・許可をいたしておりますけれども、さっきの内容、当初のとおりは、地域密着型通所介護及び療養通所介護につきましては、小規模な利用定員十八人以下のもの及

び通所介護と利用定員九名以下である療養通所介護については、市の管理の部分で自由な配慮のもとでできるように、小規模なものについて市のほうに移行するというところでございます。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） これは新しい枠組みということになりますので、今現在、西之表市内の施設の中で、これらに該当すると思われる、固有名詞は別ですけども、施設等の数とかですね、大体の規模を教えてくださいと思います。

○健康保険課長（戸川信正君） この条例の中にですね、サービスとして十一ございます。その中で、今度新しくできた地域密着型通所介護につきましては、八事業所が該当します。そして、指定療養通所介護については、ちよつと該当がないということでございます。あと、小規模多機能型居宅介護については一事業所、それから、認知症対応型共同生活介護については二事業所、あと、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が一事業所ということになります。だから、ほとんど十一事業のうち、ない事業もありますけれども、一応条例としては整備をしているということでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「七番 小倉伸一君」

○七番（小倉伸一君） 市のほうに移管するというところでありますけれども、これまでの介護サービス体制が、受ける者、市民にとって

影響が出るのかどうか。それと、市が運営するということになると思いますが、そのメリットなり、デメリットなり、あるのかどうか、その辺をちよつと教えていただければ。

○健康保険課長（戸川信正君） デメリットということですので、デメリットはございません。法律上移管をされるということで、何ら今現在利用している人たちにとって不利益があるものではないと思います。

メリットということですのですけれども、市がいろんな、総合事業もそうですけれども、いろんな、市のいろんな施策に基づいてできると例えば、料金等はですね、国の基準以下で市が定めることができるとなっておりますので、柔軟なサービスが提供できるということになります。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六〇号 西之表市学校教育施設整備基金条例の制定に

ついて

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第六〇号、西之表市学校教育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） 御説明をいたします。

議案書の三一ページ、三二ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第六〇号は、西之表市学校教育施設整備基金条例の制定についてであります。

まず、提案理由について御説明をいたします。

旧中学校を民間事業者へ有償貸与するに当たって、文部科学省通知に基づき、国庫納付を必要とせず財産処分承認を受けるため、西之表市が設置する学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置するため、条例を制定しようとするものです。

国庫補助を受けて建設された建物等を学校以外に転用したり売却する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、補助金相当額の納付などにより、文部科学大臣の承認を受けるための財産処分の手続等が必要とされておりましたが、文部科学省では、廃校等を積極的に活用するため、財産処分手続の大幅な簡素化、弾力化を図っており、国庫補助事業完了後、十年以上経過した建物について、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てた上で民間事業者等へ有償により貸与・譲渡することとした場合は、国庫納付金が免除されることになっております。

続きまして、条文について御説明をいたします。

第一条は設置規定で、基金条例の設置目的を規定しています。

第二条では、基金として積み立てる額を定めています。

第三条は、基金に属する現金は、金融機関への預金等、最も確実、有利な方法で管理することを定めています。

第四条は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を最も確実、有利な有価証券にかえて運用することができることを定めています。

第五条では、運用益、いわゆる利息は一般会計予算に計上し、基金に繰り入れることを定めています。

第六条は、財政上必要があると認められた場合は、繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を繰り替えて運用することができるとを定めています。

第七条は基金の処分についての規定で、学校教育施設の整備の財源に充てる場合に限り、処分することができる旨を規定しています。

第八条は、市長への委任規定でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔八番 田添辰郎君〕

○八番（田添辰郎君） 総務文教委員会ということで、所管外ですので、あえて重要だと思いませんので、質疑をさせていただきます。

今回、今課長のほうが説明されたように、提案理由に、旧中学校を民間事業者への有償貸与をするに当たってという目的がございます。ただいま、うちのほうでは、高等教育機関についての調査研究を行おうということで行政のほうを行っているわけです。先日、そういった勉強会のほうに参加させていただきました。具体的なものが、いまだはつきりしない状況であります。そういう状況で基金をつくってもいいのかどうか、疑問があるところであります。その辺をどういうふうに検討されたのか。

それと、年が明けまして一月二十九日に市長選挙がございます。

そのことよって市長が交代されるということでもあります。そのようなことを考えますと、この問題、いろいろ議会のほうに提案されてませんので、各手を挙げられてる方がどういうふうに考えていらっしゃるかわかりませんが、かなり疑問視をしている方も、手を挙げている方にはいらっしゃいます。そのことを考えますと、この基金設置、やはり本議会ではなく、次の議会に新市長のもとで提案されるべきではなかったのか、素朴な疑問を持つわけですが、その辺はどのように検討されたのか、よろしくお願いたします。

○教委総務課長（中村章二君） 御説明いたします。

先ほども御説明いたしましたように、今回の基金の設置条例の目的は、旧中学校を民間事業者の有償貸与する場合は、整備に要した国庫補助金相当額を国に返還しなければならぬという義務がございます。国の弾力化によりまして、基金を積み上げ、この国庫納付金

が免除されるということですので、そのために基金を設置をするという目的でございますので、議員が言われるような高等教育機関の設置に向けた基金とか、そういうことの目的で今回設置を考えてはございません。

以上です。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○八番（田添辰郎君） ちょっと説明のほうが曖昧なんですが、やはり基金を立てるときには、目的がしっかりしたものでなければならぬと思います。また、西之表市としても、榕城中学校跡地をどのように使うかということは、方向性、まだ検討の段階かと思えます。所管の委員会のほうでは、その点を踏まえて慎重に審議していただけるようお願いいたします。

以上です。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 今、高等教育機関の話が出ましたので、私のほうからも一言説明をさせていただきますが、今回の基金については、榕城中学校を想定したものではありません。榕城中学校は、今のところ、あくまでもその高等機関の一つの候補地とはなっておりますが、決定しているわけでもございませんので。ただ、今ほかの学校に貸し出しをしているという状況がございます。そこに対応するための基金だというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔一三番 橋口美幸さん〕

○一三番（橋口美幸さん） 同じような質問になるんですけども、あくまでも、今担当課長が榕城中学校に決まったわけではないということがあれば、なおさらのこと、今議会に提案する必要もないんじゃないかというふうに思います。

その民間に貸すという、今、中村課長の答弁の中で、民間に貸与する場合においてということになります。民間に貸すということが、とはまだはっきりしてないと思うんですけども、先ほどの答弁の中身をもうちょっと詳しくお願いいたします。

○教委総務課長（中村章二君） お答えいたします。

既に旧中学校、国上、現和、安城については、既に民間に貸与をさせていただきます。これまでは行政財産という取扱いで、国庫補助を受けた建物については、行政財産の徴収条例によって減免の対応をしておりますけれども、旧中学校は、榕城中学校を除く旧中学校については、普通財産ということに用途が変更されておりますので、結局、普通財産になると、その行政財産の徴収条例の減免の規定が適用されないということで、有償貸与になるという状況がございます。そういった中で、国庫補助相当額を国に返納するのか、あるいは、基金に積んで免除を受けるのかという二つの選択のうち、基金を積んで国庫に返納しないという選択をしたところでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六一号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙にお

ける選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第六一号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔選管書記長 中野哲男君〕

○選管書記長（中野哲男君） 御説明いたします。

議案書の三三ページをお願いいたします。

議案第六一号は、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布、施行さ

れたことにより、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容について御説明をいたします。

第四条第二号の改正は、選挙運動用自動車の公費の支払いに関する改正で、借入契約による自動車に対する一日の限度額一万五千三百円を一万五千八百円に、当該自動車の契約燃料の代金、一日の限度額七千三百五十円を七千五百六十円に改めようとするものです。

第九条及び第十条の改正は、選挙運動用ビラ作成の一枚当たりの公費負担額七円三十銭を七円五十一銭に、第十三条の改正は、選挙運動用ポスター作成の一枚当たりの公費負担額五百十円四十八銭を五百二十五円六銭に、それぞれ改めようとするものでございます。

附則第一項は施行期日を、第二項は適用区分について規定をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六二号 西之表市農業委員会の委員の定数等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第六二号、西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農委事務局長 日笠山昭代さん」

○農委事務局長（日笠山昭代さん） 御説明いたします。

議案書三四ページをごらんください。

議案第六二号、西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするために、改正農業委員会法が平成二十八年四月一日より施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

主な改正内容といたしましては、農業委員の選出方法を、これまでの公選制を廃止し、議会の同意を要件とする市長の選任制へ移行することに伴い、農業委員の定数及び新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数等を定めるものでございます。

第二条における農業委員の定数については、公選委員、選任委員の区別を廃止し、農業委員の定数を十四人に改めるものです。

第三条における農地利用最適化推進委員の定数については、担当区域を校区単位とすることや地域の実情に精通した者の選出を考慮し、委嘱する推進委員の定数を十三人と定めるものです。

附則一は、現行の農業委員の任期が平成二十九年七月十九日であることから、平成二十九年七月二十日からの施行を定めております。

附則二について、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法に関する事項の一部を改正しようとするものであります。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

今回の法改正により、農業委員の基本給については据え置きとし、農地利用最適化推進委員の基本給については、おおむね農業委員の三分の二程度を基準に、三万円と定めるものです。

さらに、今回の法改正では、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績及び成果実績に応じて、基本給とは別に、一定の成果が達成された場合、予算の範囲内において能率給を年に一回年度末に支給することについての事項を定めるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開い

たします。

午前十時四十六分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△議案第六三号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算
(第三号)

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第六三号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） それでは、御説明をいたします。
事前に詳細説明書のほうもお配りをしてございますので、参考に
見ていただければというふうに思います。

それでは、予算書の条文をごらんください。
本案は、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）で
ございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三億九千八百三十三万四千
円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億五千
八十一万二千円とするものでございます。

主な項目について御説明をいたします。

五ページをお開きください。

第二表、地方債補正は変更三件で、辺地対策事業、過疎対策事業、
緊急防災・減災事業で、事業費の変更に伴うものでございます。過
疎対策事業においては、にぎわい交流拠点施設整備事業二億九千万
円を追加いたしております。

次に、事項別明細書の歳出から御説明をいたします。

一三ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費を一千三百二十六
万八千円減額しております。

一四ページをお開きください。

主なものは、十三節委託料、公有財産整備事業委託料の決定に伴
いまして三百六十八万六千円を減額、二十五節積立金、財政調整基
金九百八十六万一千円の減額は、十二月補正の財源調整に伴うもの
が主なものでございます。

続きまして、十二目企画費は、三億百五十七万四千円を追加して
おります。中心拠点施設建設工事に伴うものでございます。この事
業については、これまでの議会でも御検討いただいた事業でござい
ますけれども、今年度、再度校区へも説明会を開催をし、周知を図り
ますとともに、商工会、商店街、特産品協会、市観光協会ともより
連携を進めながら課題の整理等を行い、補正予算に計上してござい
ます。財源については、これまで同様、過疎債の地方創生特別枠で

の対応を計画しております。

続いて、一六ページをお開きください。

同款五項統計調査費、三目地籍調査費に五百六万二千元を追加しております。

十三節委託料は、国の補正予算に伴いまして、桜が丘の測量業務を委託しようとするもの、十八節備品購入費につきましては、調査用の車両購入費がその主なものでございます。

一七ページをごらんください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費に二百九十万五千元を追加しております。主なものは、二十八節繰出金、附記説明欄にございますように、国民健康保険特別会計のもので、保険基盤安定に一千二百四十万三千元を追加、逆に、財政安定化支援は二百八十二万六千元及び財政補填については七百万円の減額というふうになってございます。

続いて、九節障害者福祉費は四千八万四千円の追加でございます。

一八ページをお開きください。

主なものは二十節扶助費で、附記説明欄のとおり、更生医療給付費に一千万円、就労継続支援に一千七百四十万円、共同生活援助に一千百十二万九千元、施設入所支援に八百四十四万四千円などが特に増加項目でございます。上半期の実績に伴いまして利用者増が見込まれることから、調整を行うものでございます。

一九ページをごらんください。

同款二項児童福祉費、六目子ども医療費に六百八十二万五千元を追加しておりますが、全額二十節扶助費、子ども医療費助成金で、対象医療費の増加に伴うものでございます。

同款三項生活保護費、二目扶助費に四千六百四十六万円を追加しております。これも全額二十節扶助費で、主に対象者の増による補正でございます。

内容といましては、生活扶助費に六百六十一万四千円、対象者は百四十三名の増、医療扶助費が三千八百五万円、二百六十六名の増という部分が主なものになります。

二〇ページをお開きください。

四款衛生費、二項清掃費、四目し尿処理場費に六百万円を追加しております。西京苑が新施設として利用が開始されておりますけれども、上半期の実績をもとに経費の修正をしようとするものでございまして、主なものが十一節需用費の消耗品、あるいは、光熱水費がその部分になります。

二一ページをごらんください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費に六百二十一万一千円を追加しております。主なものは、十九節負担金補助及び交付金の補助金のうち、有害鳥獣適正個体処理が埋設箇所を増とすため三百六十八万一千円、JAのシカ対策への寄附金を活用いたしまして、個体数調査を実施するため三百二万円、それぞれ追加補正をしております。

続いて、同款同項四目農業経営合理化対策事業費に二千二百三十四万円を追加しております。その全部が十九節負担金補助及び交付金に補助金でございまして、取扱農地の増に伴いまして、機構集積協力を増額するものでございます。

次に、同款同項十目農地費を七百九十四万八千円減額しております。

二二ページをお開きください。

主なものは十九節負担金補助及び交付金の負担金でございまして、県営事業の基幹水利施設ストックマネジメント事業（西京地区）について事業費の変動があったため、八百八十七万五千円が減額となったものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

八ページをお開きください。

十三款国庫支出金から一〇ページの四款県支出金までは、歳出の事務事業に見合う補助金等を計上いたしております。

一〇ページの十六款一項一目寄附金三百二万円は、種子屋久農業協同組合より鳥獣対策用に寄附を受けたもので、農林水産課の個体数調査に対応をしております。

一一ページをお開きください。

十九款諸収入、四項一目雑入は二千八百八十三万一千円を追加しておりますけれども、主なものは三節衛生雑入の種子島広域事務組合精算返納金一千五百八十万円で、前年度の廃棄物関係の精算返納金で

ございます。

二十款一項市債、三目辺地債は八百六十万円を減額しておりますが、主なものは、歳出で御説明いたしました農林水産関係の県営事業の事業費変更に伴う負担金の減額に伴うもので、四目過疎債二億八千九百七十万円の追加の主なものは、にぎわい交流拠点整備事業の財源に二億九千万円を充てようとするもの、八目消防費二百四十万円の減額は、榕城分団・女性分団の詰所整備事業の入札執行残によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） これより質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 中心拠点施設の予算がまた出てきております。約三億円。もう長野市長もあとわずかな任期です。十二月、約二カ月ぐらいですか。また、議員も六名が入れ替わりますので、もう顔ぶれが変わるわけです。市政を担う人たちが大きく変わると。そういうときに、この大きな決定をされたのはいかがかなと思うんですが、そのことについての配慮はなかったのか、お尋ねいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

このにぎわい創出の課題につきましては、長野市長の第二期、八年前になりますが、平成二十二年に第五期の長期振興計画を作成をしております。その以前から課題として検討してきたものでござ

ございます。これまで何年もの歳月の中で、たくさんの方にかかわりをいただいて、何度となく検討を進め、設計まで御承認をいただいている案件でございます。

通常のものであれば、議員御指摘のとおり、政策的な課題でございますので、そのような判断もあるかというふうに思いますけれども、周りの環境、商工会、商店街振興会又は観光協会支部からも強い要請をいただいておりますし、気運の醸成が図られてきているというふうに考えております。また、各校区の区長さん方からも御支援をいただいているというような状況もございます。

さらに、地方創生関係の財源支援とか、あるいは、県の魅力ある観光地事業への申請、あるいは、次年度から有人国境特別措置法の施行が行われると。いろんな条件が環境として整っているというふうに感じているところでございます。

そういう部分を含め、今決断をすべき時期ではないかというふうに思い、上程をしているというところでございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 商工会の皆さん方も、役員の方はともかくとして、一般の方は賛成というか、積極的な方は相対的に少なかつたと思うんですが、議会でもアンケートをとったり、いろんなことをやっています。意見交換会も商工会ともしたり。かなりやってきておりますので、それでもなおかつ、そんなに賛成派が全体的に見て多くはないと。むしろ反対派のほうが多いという状況だと思っ

ますが、何か非常に強引な感じがして仕方がないんですが、市政のあり方として非常にこれは問題だと思っんですが、それは感じておられませんか。何か強引な、この民主主義社会において、ある程度全体の同意を得ながら物事を進めていくということも大変大事なんです。その件についてどうですか。何かこんな強引なことをこうして、うまくいくのかと非常に不安に思っていますか、いかがですか。

○行政経営課長（神村弘二君） 以前の中で、いろんな課題があるということ御指摘をいただいております。そういった課題をやっぱりクリアするために、四月に、今年度に入りましてからも、再度住民の皆さんに周知を行い、あるいは、全戸配布で資料も配布をするというようなこともしております。また、関係所の商工会、商店街振興会、あるいは観光協会の部分とも協議を重ねてきているというところでございます。

今年に入りまして、やはり全体的なまちづくりという部分で、商工会等が中心になりまして、魅力ある観光地、あるいは商店街づくりという分をやっているという組織も立ち上げてございます。そこにも参加をさせていただいて、いろいろどうやっていいかというようなことも話し合ってもらってございます。そういう中で、商工会としては、いろんな商店街に加盟をしている皆さんにも話をさせていただいて、前向きに一緒になってやりましょうよという機運づくりをつくってきけるというふうに思っております。決して強引に物を運んでるというふうな認識は私にはございません。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「八番 田添辰郎君」

○八番（田添辰郎君） ただいまの質疑に関連してなんですが、質問になってはいけませんので。

ただいま、市長選に立候補されると予定される方が六名おります。そのうちに、議員出身の方が、議員の経験された方、私も存じてる方が六名手を挙げられているわけでございます。そのうち、賛成が一名、反対が三名、不明、ちよつとどちらかわからない条件つきのところが一名という形になっているかと思えます。

そのような中で、今回、予算を通します。通つたとして、執行がいつになってくるのか。新市長が決定するのは一月の二十九日であります。新しい新市長の判断権、決定権を大幅に縮小することになるのではないかと。また、瀬下議員がおっしゃったように、新しい議員の方もいらっしゃいます。そういう方たちの決定、これが、市長がどうなるかによって大分大幅に入れ替わるところがありますが、こういうことは、外部団体の要請もよくわかるんですが、議会を混乱させる一因になるのではないかと。そういうふうにも思うわけでありまして、その辺を慎重に議論されたかどうか、教えてくださいます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今議員御指摘のとおりですね、例えば、ここで予算が御承認いた

だいたということであっても、事業費は二億八千万円、三億円ぐらいの事業費でございますので、当然契約をする際に議会の承認をいただかなければならないという手続がございます。そうなったときに、次の議会の招集というふうになりますと、今言われたように、三月議会になるのかなということでございます。その中で、新しく議員になられた皆さん方にも再度御説明を申し上げたいと。丁寧な御説明をさせていただきたいというふうに思います。そういった中で、新しい市長さんかもしれないと言え、それは難しいという状況になるのかもしれないんですが、私どもとすれば、商工会も含め、周りも含め、推進をしたいというか、あるべきだという考え方もとにやっておりますので、できるだけの努力をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「七番 小倉伸一君」

○七番（小倉伸一君） 二点あるんですが、まず、中心拠点施設整備事業についてお伺いをしたいと思います。

地方創生の特別枠で再提案をされるということでもありますけども、これについては、五年間の時限立法に国のほうはなつてるといふふうに把握をしているところですが、この地方創生の特別枠もですけども、地方創生で計画を各市町村からもうほとんど出そろつた状態だというふうに思いますが、これを各地域も、各市町村、地域、

自らの地域の再生に向かって現在取り組んでいるという状況だというふうに思います。また、第五次長期振興計画の中でも、私どもも中心拠点施設については賛成をですね、議会としても、してきたところでもありません。

あえて質問をしますけれども、質疑をしますけれども、この五年間の時限立法というのを捉まれば、今回、返納ちゆうんですか、議会で承認がされなかったと。仮にですね。されなかった場合は、新しく計画を出し直して、こういった大きな先行投資の実現性があるのかどうか、それをまず一点伺いたいというふうに思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

なかなか正確な御返事ができるかどうか、ちよつと疑問なところがございますけれども、一応過疎債の地方創生の特別枠ということで二億九千万円の財源が今ございますが、この部分については、来月ですね、十二月の初旬ごろ、去年は九日に来てますけれども、県のほうから不用額調査というのがございます。その中で、必要なのかどうなのかの判断をしてくださいということが言われるということになります。そうしたときに、やりますよということをやっておいて、結果、できませんでした、要りませんでしたという話になったときに、県にしても国にしても、大変それでは困るというような状況のようです。

ですので、次年度、例えば、過疎債、辺地債、当然同じような事業での起債というのはいけませんと思いますけれども、ほかの事業でも

過疎債、辺地債の枠というのは当然ございます。その中で、通常分はですけども、当然皆さんたくさん要求をしてこられますので、調整というのは当然必要になってきますよね。そういったときに、じゃあ、どつから調整の手を入れるかっていう話になったときに、危ないかなという心配はしてございます。

○七番（小倉伸一君） 私もまさしくですね、そういうおそれちゆうんですか、不安も非常に持つわけなんです。やはり今回さまざま、議会でもまちづくりの特別委員会までつくって、それぞれ議論をしてきました。執行部との間でも意見交換をですね、重ねて、で、また、商工会も含めた各種団体との意見交換も進めてきましたけれども、仮にですね、今回返納、非常に商工会の皆さん、役員の皆さんもですが、今回は非常に熱意も感じましたし、十年間何も手を打ってこなかったということも意見の中で言われました。そういう面でも私どもの議会というのは、やっぱり重いなというふうに思っておりますし、仮にですね、これを返納した場合、議会が同意した調査設計費が、もう執行が終わってると思いますが、その調査設計費については、そのままもう国に返納もしなくていいのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今、設計一千七百万円ほどだったと思いますが、もう既に終了をしてるわけですが、じゃ、ここで、あそこの場所で今度の中心拠点施設をやらないう話になったときに、すぐすぐそれを返納しな

きやならないかという部分については、まだ余地はあるかなという気がします。まだその計画は生きてるんだというようなことで引張るといような方法もなくなはないのかもかもしれません。

ただ、そうやって引つ張っても、どっかの段階でそういうのはやっぱり整理をしなきゃならないということになっていきますので、そこがどっかの時点でもしやらないのであれば、当然返納というのはどっかで出てくるというふうには思っております。

以上です。

○七番（小倉伸一君） あとは委員会でを行います。

あと、二三ページですが、産業間連携推進事業のバイオディーゼル関係の施設整備ということで、旧たばこ耕作組合の施設を活用して、修繕をして活用をするということだろうというふうには議案書からは理解しませんが、確かに産業間連携推進事業、特にバイオディーゼル関係については、私も賛成をですね、いたしますけれども、特にこの下西校区の理解ちゅうんですか、合意というのはなされてるのか。これがどれぐらいの期間になるのかわかりませんが、そういう少し簡単な説明をですね、補足説明をぜひしていただきたいというふうに思いますし、また、施設整備をするということであれば、ちり焼き場なんかは、特に地元との公害防止協定とか、さまざまな締結がですね、必要なのかなと思います。こういった部分については必要ないのかどうか、教えていただきたいと思えます。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、この場所に関しましては、場所の選定段階で、一応下西校区長様のほうにもちよつとお話をさせていただきまして、後段のほうの環境の問題ともちよつと関係してくるんですが、通常のバイオディーゼルの製造につきましては、石けんですとかグリセリンですとか、そういったものが今までは出ていた製造法だったんですが、今回の研究にしましては、イオン交換樹脂を設けることで、全て廃棄物がまず出ないというところが、一つこの先端技術の特徴です。

それを前提としまして、なおかつ、今、中割校区のほうで、先行的に製造装置のほうと、そのイオン交換樹脂のほうですね、回復といえますか、もう一回使えるような形にする、再生する機械というのを設置しております。この目的といえますのが、我々としても、この最先端技術というものをですね、広くまた周知を、さまざまな媒体、あと大学関係も含めて、していくことで、先進地視察として交流人口拡大のほうにつなげていくことができないうことで、一つ掲げております。

さらに、地元のほうの子どもたちの環境教育的な部分でのその活用というところも考えておまして、地域にもメリットがあるんじゃないかということを考えているところがございます。

さらに、この部分の実用化ということで、研究を二年から三年ぐらいを目途にしていきたいということで、ちよつと期間も限定化されていくということで、この場所を選定をさせていただいてるとこ

ろです。

この場所にまた至った経緯というのも、基本的には、廃食油のほうの収集をしていかなければいけないということがありまして、廃食油の収集の今の動線、清掃センターへの動線にあることが、一つ経費的なところも抑えることができるのではないかとということでのその場所を選定していったところでもあります。

さらに、先ほどの説明の中での実装、実用化の中におきましても、将来的には代替燃料として、例えば、市役所の二トンダンプは年間で九百リッター、例えば、給食センターの配膳車の部分は年間で四千六百リッターとかですね、そのようなエネルギー産業に影響を与えない中でも、地域資源を活用できるような量をつくる製造装置だったものですから、この部分を取り入れることで、その地域資源の活用化も図ることができないかと。

さらに、ごみの減量化につきましても、これまで紙に吸わせたりとか固めたりして処理していたものを、そういったものを減量化も図れることができるのではないかと。

さらに、大気汚染の軽減化ということは、当然二酸化炭素、それから黒鉛、あとは硫黄酸化物などが全く出ないっていう、その軽減化も図るっていうこともできまして、環境のメリットとしても大きいと思ひまして、話を進めさせていただいたところでございます。

一番最初の問題の校区の話というのは、校区長さんのほうにも事前に相談をさせていただきまして、そのような御理解の中で、場所

のほうの協力をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔五番 下川和博君〕

○五番（下川和博君） 今のでちょっと関連していいですかね。

話はよく、詳しい説明でしたから、わかったんですが、実際このたばこの乾燥機の修繕料が出来ますけれども、修繕料は、どういふところを修繕をしていくつもりですか。それと、音、音なんかはどうなのか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

こちらのほうの修繕につきましては、基本的には、中のですね、建具、ちよつと老朽化してる建具があるんですけども、それを取り壊して、さらにするっていふ部分の修繕。

それと、あと光熱水費関係ですね。電気を、将来的にはですね、熱源があるところに持つていくことで、電気は使わなくてもいいような形を一応設計はしてるんですが、この実証の二年間、三年間につきましては、電気をちよつと使わなければいけませんので、今の施設自体は電気のほうが入っておりますので、その部分の電源を引つ張ってくるもの。それから、水の部分をちよつと使いますので、水道の部分のところをちよつと引き込みをする。その部分の修繕で考えているところです。

○五番（下川和博君） 音は。音。

○経済観光課長（松元明和君） 音につきましては、問題ないようなレベルで話は聞いてるんですが、実際に音を聞いたことがないので、まだわかりませんが、中割にある製造装置に関しては、さほど大きな音ではありません。中の管を通って、イオン交換樹脂の音をただ流れるだけのものです。はい。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 先ほどの一四ページ、拠点施設の問題に返りますが、やはり国内の情勢も観光客が多くなるとか、市内の、まあ状況も好転した、急激に好転したものがない中で、昨年から議会が反対を、拒否をしている状況ではあるんですけども、そういう中で提案がされたということに非常に不信感を持つんですが、聞きたいことは、十三節の委託料ですね、工事管理費一千二十万円という予算が出てますが、ここをちよつと具体的に教えていただきたいと思ひます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えします。

一四ページの十三節の委託料、施工管理業務の中身ですか。

通常、建物とかそういうものを建てる場合については、施工管理を立てて委託を行うというのが通常でございますので、その分の経費でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） もう一度、申しわけないです。もう一度、先ほどのバイオディーゼル関係、商工振興費ということで、二三ページで、経済観光課長のほうから説明いただきました。どうもですね、しっくりこないんですが、新しい技術の導入、最先端ということが一つありますが、要はですね、これ廃油処理のことを言っておられるのかという気がいたします。で、廃油の処理に関しては、例えば、環境とか、それから、いわゆるごみの処分の問題とか、なぜ商工関係の費用の中に含まれているのかというのがちよつとわからないんですね。本来であれば、私たち今までも議論してますように、この商工振興策についてですね、もう本当にね、真剣に事業者の皆さんとも議論をしてる中で、これをですね、商工費として含めることの意味がよくわからないんですね。これ商工会の皆さんたちにどう具体的に還元されるんでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、こちらの予算につきましては、これまでの長期振興計画に示されております産学官連携と推進という立場から、経済観光課のほうで、大学連携のほうは主として進めさせていただいてるところです。その時点からですね、商工会のほうにもですね、このような説明はさせていただいております、各地域の中に人を呼び込むという位置づけの中で、どうしても強みづくりというのが必要になってくると。さらに若い人たちを呼び込んでいくときの一つの媒体

といいますか、それをこの大学連携の中でつくっていくことはできないかということは、商工会のほうに話はしております。

で、今回、最先端技術の実証ということで、前例がない中で事業を実施する必要があることから、大学ですとか企業との連絡、庁内調整、設置に至るまでを経済観光課で担うということで、予算をこちらのほうで出させていただいているところなんです、中身の運用につきましては、一般家庭用廃食油の回収もありますので、当然市民生活課のほうとも今も議論をしますし、連携をして取組みをしていきたいというふうにも考えております。また、中割の民間のほうのNPOのほうともですね、連携をしながら、この取組みをやっていくように思っております。

御質問の趣旨のとおり、予算、商工振興の中でという話はあるんですが、ちよつと大きく捉えてしまうと、人を呼び込むためのちよつと素材づくりというか、魅力づくりの中の一環でちよつと推進しているところがありまして、その全体調整を経済観光課のほうでやっている観点から、予算のほうは商工費のほうで出させていただいているということになります。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して、各所管常任委員会に付託いた

します。

△議案第六四号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第六四号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 本案は、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）でございます。

予算書条文をごらんいただきたいと思っております。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千四百三十五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億五千九百四十六万三千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書七ページをお開きください。

二款保険給付費、二項高額療養諸費、一目一般被保険者高額療養諸費二千八百八十万円の追加は、二月から八月診療分実績による推計で、前年度と比較して一四・七%の伸びとなっております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款一項国民健康保険税六百五十九万八千円の追加は、一般被保険者及び退職被保険者の国民健康保険税について、本算定による調定額及び過去三年間の徴収率に基づく補正でございます。

三款国庫支出金及び六款県支出金の補正は、歳入の保険基盤安定繰入金及び歳出の高額療養費の追加による補正でございます。

六ページをお開きください。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金二百七十五万九千円の追加は、説明欄のとおりでございます。

なお、保険税が六百五十九万八千円の増額補正となったため、財政補填分を七百万円減額しております。

十一款諸収入、四項雑入、五目雑入、説明欄、一般被保険者診療報酬返還金四十七万一千円の追加は、平成二十八年九月二日、破産管財人からの配当通知によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六五号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計補

正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第六五号、平成二

十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号）でございます。

予算書条文をごらんいただきたいと思っております。

第一条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四百八十九万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億三千九百二十七万四千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書の七ページをお開きください。

七ページから一〇ページにかけての二款保険給付費の補正は、上半期の実績に基づく補正及び歳入の補正による財源組替でございます。

一〇ページをお開きください。

三款地域支援事業費、二項包括的支援事業任意事業費、一目任意事業費、十一節需用費四十三万三千円の追加は、安否確認システムの修繕料でございます。

三項介護予防生活支援サービス事業、一目サービス事業費一千六百六十六万九千円の減額は、上半期の実績に基づく補正でございます。

す。

一ページをごらんください。

二目介護予防ケアマネジメント事業費二百五十二万七千円の減額は、介護支援専門員一名を一般会計の介護予防支援事業費に組み替えるものでございます。

六款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金六百十六万四千円の減額は、前年度実績に確定による支払基金の前年度精算返納金の減でございます。

三項一目繰出金二百六十九万三千円の追加は、前年度実績確定により、種子島広域事務組合負担金分二百七十一万円の追加、介護給付費及び地域支援事業分一万七千円の減額でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

四款国庫支出金から八款一項一般会計繰入金までは、歳出補正に伴うものでございます。

六ページをお開きください。

八款繰入金、二項一目基金繰入金六百七十八万八千円の追加は、収支調整によるものでございます。これにより、平成二十八年度末の基金残高は九百四十七万八千円となる見込みでございます。

十款諸収入、二項雑入、一目雑入二百七十一万円の追加は、平成二十七年種子島広域事務組合からの精算返納金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六六号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第六六号、平成二

十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）でございます。

予算書条文をごらんいただきたいと思えます。

第一条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百四十五万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千六百六十八万六千円とするものでございます。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書の六ページをお開きください。

二款一項一目後期高齢者医療広域連合納付金百四十八万六千円の

減額は、歳入の第一款後期高齢者医療保険料の減額に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款一項後期高齢者医療保険料百四十八万五千円の減額は、本賦課に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第六七号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第六七号、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第三号）であります。

一ページ、予算書条文をお開きください。

第二条につきましては、資本的収入及び支出の補正であります。

資本的収入を一億五千八十六万四千増額をいたしまして二億八千四百四十四万六千円に、資本的支出を一億五千二百二十三万増額して四億四千五百四十六万六千円に改め、本文括弧書き後段の部分でございます、不足する額一億六千二百二十万円については、過年度分損益勘定留保資金一億四千八百八十五万一千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額千二百十六万九千円で補填をするものとするに改めるものであります。

内容につきましては、一二ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の執行計画書でございます。

収入の一款資本的収入、三項企業債、一目企業債、一節の企業債七千八百九十万円の増額につきましては、旧国上簡易水道及び能野地区の簡易水道統合整備に要するものでございます。

四項補助金、一目国庫補助金の増額七千九百九十六万四千円は、一節生活基盤施設耐震化等交付金は、国上地区の生活基盤施設耐震化等交付金の内示による減額相当額と、二節簡易水道等整備事業費国庫補助金、能野地区の簡易水道等施設整備国庫補助金相当額との合計額でございます。

支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目建設改良費、一節旅費につきましては、能野地区の国庫補助事業に係る職員旅費でございます。

三節工事請負費一億二千五百六万一千円の増額は、国上地区生活基盤施設耐震化等交付金事業と能野地区の簡易水道等施設整備事業の工事費の合計額でございます。

四節土地購入費九百九十六万六千円の増額は、武部、深川、能野地区の浄水場の用地等の取得のための費用でございます。

六節手当は、国庫補助事業に係る職員の時間外勤務に係る手当でございます。

七節委託料千九百九十九万六千円の増額は、能野地区の実施設計等に係る委託料でございます。

二ページにお戻りをください。

三条は、建設改良費の増額に充てるための企業債の増額に伴う起債額の変更について記載をいたしております。

第四条は、職員給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用ができない経費の金額について変更を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 今御説明いただきました国の国庫補助のあり方についてですけども、基本は、国上簡易水道等の基盤整備についても、それから簡易水道等についても、半額補助というのであったんですが、今回、国上地区のこの減額の理由、基本的には当初の計画に基づいた事業がなされていると思っていたんですが、

これによって企業債が特別に増えるというふうなことになるんじゃないか。そこら辺の当初の計画との整合性で説明いただければと思います。

○水道課長（福山隆一君） 国上地区につきましては、平成二十八年で事業が終了をする予定でございましたが、今般、内示が減額をされたということでございまして、その減額をされた分相当額については、平成二十九年度に繰越しをしてもいいという指示をいただいておりますので、事業年度が一年度延びるという形で実施をいたしたいというふうにご検討しております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から、議案第六八号、平成二十九年度地方財政計画の一般財源総額の確保を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、議案第六八号の議案一件を追加上程し、直ちに議題とし

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第六八号 平成二十九年地方財政計画の一般財源総額

の確保を求める意見書の提出について

○議長（永田 章君） 日程第一六、議案第六八号、平成二十九年地方財政計画の一般財源総額の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「議会運営委員長 長野広美さん」

○議会運営委員長（長野広美さん） 議案第六八号、平成二十九年地方財政計画の一般財源総額の確保を求める意見書の提出について、議案説明をいたします。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

提出者、議会運営委員長長野広美。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

平成二十九年地方財政計画の一般財源総額の確保を求める意見書。

今日の地方財政は、社会保障関係費の増加や防災・減災事業、地域活性化に対応するため必要な財源が年々増加していることなどにより、行財政改革の努力にもかかわらず巨額の財源不足を生じている。

一方、市町村を始めとする地方自治体は、住民に最も身近なところで福祉、医療、介護、教育、消防、清掃など住民に直結した広範な行政サービスを担っており、その財政需要は今後も増加し続けるものと見込まれる。

とりわけ、住民の安全・安心な生活を守るため、老朽化した道路・橋、学校施設等の改修など喫緊の課題を抱えており、それらに対応するためには安定的な地方財源の確保が不可欠である。

よって、国及び政府においては、地方行政の現場の事情を十分に踏まえ地方財源の充実強化を図るべきことから、下記の事項を強く求めるものであります。

一、平成二十九年地方財政計画においては、地方単独事業を含む社会保障関係費の増加など地方財源需要を考慮し、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成二十八年地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

二、地方交付税については、極めて厳しい地方財源の現状及び経済情勢を踏まえ、本来の役割である財政調整機能と財源確保機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保すること。

三、地方財政計画における歳出特別枠においては、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることから、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十一月三十日、西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長・内閣官房長官・財務大臣・総務大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす十二月一日は休会です。二日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午前十一時五十一分散会

本會議第二号（十二月二日）

本会議第二号（十二月二日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 木原幸四君
二番 鮫島市憲君
四番 小倉初男君
五番 下川和博君
六番 瀬下満義君
七番 小倉伸一君
八番 田添辰郎君
九番 中原勇君
一〇番 川村孝則君
一二番 長野広美さん
一三番 橋口美幸さん
一四番 渡辺道大君
一五番 丸田健次君
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	長野力君
副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年十二月二日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

六番 瀬下 満義 議員

九番 中原 勇 議員

一四番 渡辺 道大 議員

一三番 橋口 美幸 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、瀬下満義君の発言を許可いたします。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） おはようございます。

私も三期十二年、議員を務めてまいりました。いよいよ最後の一般質問となりました。私としましては、この間、野党的立場、反市長的立場、もつと言えば、反職員の立場ですか、そういった立場を大事にして、また、そういう議員が必ず一人は必要だと、一人、二人、必要だと、そういう立場で議員活動をしてまいりました。特に一般質問においては、そういった立場をより鮮明にするように心がけてきたところであります。それがちよつと、まあ、理解されにくいところがあったかなあと思うわけです。

莫大な百億円を超える予算を扱います。いろいろな条例も制定したり、事業も営んでいきます。大変影響が大きい組織であります。その組織が健全に運営されるように、内部の不祥事もとすれば起こりがちであります。そういったものを防ぐために、議会に与えられた権能、監視機能、行政に対する監視機能、牽制機能を遺憾なく発揮していくと、その立場からこの一般質問もしてきたのであります。

それが最後となりました。この最後の一般通告書に当たっても、いろいろ問題がありました。私の思うようには、実はいいところではないところがあります。ほかの議員の皆さん方とは大分この考え方の違

い、感覚の違いと言ったらいいかと思うんですが、それがあつたように思います。私は私なりに市民のために、よりよい市政のためにと思つて議員活動をしてきたところでありますが、まあ、誤解もあつたかなと思います。それは、私のほうの誤解もあつたと思います。

そこで、最後となりますが、これまでと同じように野党的立場を鮮明にしながら、質問をいたします。

まず最初に、平成二十七年年度決算資料に年間給与、一般正職員の年間給与の総額が、最高額が九百万円とありました。八百九十六万円ぐらいですか、でした。これはどうしたことかなと、せいぜいまあ、課長級はせいぜい七百万円台かなと思つていたんですが、九百万円近い年俸の方がおられると、年間総支給額が九百万円近い方がおられるというのが、どうしたものかと思つてあります。

この方の職種、職階、どういう地位に、どういう職種についておられたのか、そして、その年間給与総額九百万円の理由はいかなるものかをお尋ねいたします。

以下は質問者席からいたします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

先日の決算特別委員会でも御質問のありました件でございますけれども、職務、職階につきましても、情報公開法の第五条第一項において、個人識別性のない個人情報であっても、公にすることにより個人を特定するおそれがあるものを含めて、個人に関する情報を

原則として不開示とするとされておりますことから、回答は控えさせていただきますというふうに思います。

また、年間給与総額約九百万円の理由についてでございますが、職員給与については、西之表市職員の給与に関する条例等に基づき支給をしているものでございます。給与については、西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、その他職員手当等を含めた額として給与を支給しているところでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） その職階が非公開というのは、また、どういう、今、言われましたけれども、そんなばかなはずはないわけです。常識というものがあつて、私も一回見た記憶があるんですけども、そんな、個人を特定するものを、ような情報を出しちやいないと言いますが、それは生年月日とか、生年月日とか、何かそんなことだつたと思ひますけれども、身分関係とか。

ある公務員の、その人の職種、職階を、何課の何課長、何係長、何主任、それを公開してはいけないという、そんなばかな、そんなあほな話はないと思うんですけども、何をおっしゃいますかということですが。第一、職員配置図を出していますが、職員配置図、あれは非公開ですか。書いていますが、名前、氏名と課長とか何か書いていますけれどもなあ。私は持っています、公開じゃないんですか、あれは。あれは市民に秘密ですか。何かちよつと、職種、職

階が秘密というのは、公開しないというのは、何か余りにも非常識
というか、信じがたい話ですけれどなあ。ちょっとお願いします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、統計的なものについては、それは
公開をいたしますけれども、情報公開法の解釈といたしまして、個
人に関する情報とは、個人の思想、信条、身体、地位、学歴、健康
状態、所得、その他、個人との関連性を有する全ての情報を意味す
るといふふうにされておりまして、そのように取扱いをしております。
ます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） だけど、あれを今、下げていませんかな、
カード、カードを下げていますけれども、名前を書いて、その人は
何係とかいうようにいるわけで、例えば、行政経営課長、何か下げ
ていますが、何て書いてあるんですか、名前ですか。だけど、それ
は、行政経営課長、非公開じゃないわけだから、自分から自ら公開
しているし、また、そういうふうにしたほうがいいということをや
っているんだろうと思います。

そんな、その人、一定、ある給料をもらった方が、もらっている
方が、その職種もわからないと、職階もわからないと、そんな話
はないんじゃないですか。何を話しているのかな、どうです、ちよ
つと、課長、どうですか、市長、今、あんな答弁してありますが、ま
もですか、今の答弁。何をおっしゃいますかと思えますが。いいか

げんにしてください。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 基本的には、今、課長が説明したとおりに
なるかと思えます。

○六番（瀬下満義君） じゃあ、職員配置図は非公開ですか。秘密
の資料ですか。書いていますが、全部、名前も、職階、課長とか係
長とか、全部書いていますが。

○総務課長（中野哲男君） 業務上必要でございますので、公開を
しております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 市長、どうですか、職員配置図は、私なん
かもらうでしょう、職員配置図っていうのを。何階の何課はこんな
配置で、どの職種に誰がついていますっていうのを、全部していま
すが、あれは、一般には公開しちゃいけないんですか。何か秘密の
資料ですか、あれ。

見せましょうか、ちよつと。

○議長（永田 章君） ちよつと待つてください。瀬下君、質問席
についてください。瀬下議員。

○六番（瀬下満義君） 公開されているって言いましたかな、さつ
き。職員配置図っていうのがあって、ここ、書いていますかな。例
えば、防災消防係長、長濱洋志さんですか、書いていますかな。こ
うやって、氏名と職種、職階、全部書いてとるんです、これ、こう

やつて。これは、公開と言われました。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

職員の配置図等については、御承知のとおり公開をしておりますが、今、議員の御質問につきましては、給与について特定をされるということでは非公開ということでお答えをしているということでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 給与については、誰が幾らもらっているかというのは、それは秘密なんですか。

ある方が、例えば、中野課長が年俸幾らというのは、それは秘密にすべきことなんですか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

それも、それは当然、個人を特定して、基本的な個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場からということで情報公開法が定められておりますので、そのような取扱いをしております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） それをやったら情報公開の意味がないじゃないませんか。役所のお金を、この場合には、九百、八百九十六万九千四百円となっております。約九百万円ですが、この莫大なお金を誰にやったかが、教えないと、そりゃわからんじや検証できないじやありませんか。税金が誰にやったかと。山田太郎さんにやったのか、どこか、ドナルド・トランプさんにやったのか、それは

明らかにしないと、検証できないと思いますが、違いますかな。

そんなのは、公金を支出したときに、それを誰に支出したかがわからないとか、そんなあほな話はないわけですよ、こんな常識の話ですから。全く情報公開の解釈を間違えて、何か秘密にすると、教えないと、そんなことはいけないんじゃないですか。納税者に対して失礼な話じゃありませんか。背信行為ですよ、そんなもの。わからないじゃありませんか、その適正に使われたかどうか。誰にやったかわからないと言っているから。外国人にやったのか、日本人にやったのか、わからないじゃありませんか、それじゃ、教えないと。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

誰にやったかわからないということではございませんで、個人を。○六番（瀬下満義君） わからないよ、誰にやったか、教えないと言っているんだから。

○総務課長（中野哲男君） 教えないということ、公開をしないと、いうことを申し上げているところでございます。

○六番（瀬下満義君） 公開をすべきだと言っているわけや、どうしてかという、税金だからで、みんなのお金なんだから。公金ですから、公のお金を、あなたのお金じゃないわけですよ、ないわけ。長野市長のお金でもない、議会の金でもなくて、これは納税者のお金なんだから。だから、それを誰に、これを、このお金を、この九百万円近いお金を支出したかが、教えませんか。あなたは知っているんですか、ところで。あなたは知っていますか。あなたは知って

いて、何で我々は知ることができないんですか。そんなばかな話じゃないです、あなたは事務方だから、ちゃんと教えんといかんわけだよ。

議会制民主主義の代表というのは、代表制民主主義、議会制民主主義におけるその代表とは、これは選挙で選ばれた人のことをいつているわけですから、市長と議員なんですよ。議会制民主主義、その議会を構成するのは、私は構成していますので、代表、納税者の負託を受けて、ちゃんと適正に税金が使われているのかと、それをするのが当然の使命ですから、ちょっと教えてくださいと言っているわけです、私は。誰にやったかは明らかにせなきゃいけないと言っているわけです。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、あのですね、先ほどから同じ関連の質問を続けております。

当局の説明においては、個人情報に関する不開示ということぢやんと説明をしております。それも理解していただかない以上、議論は多分並行線だと思えますが、その点を踏まえて、瀬下議員。

○六番（瀬下満義君） まあまあ、私の質問時間があるので、七十分間ありますから、それはさせていただきます。

○議長（永田 章君） いや、議事整理権で、議事整理権で議長で判断します。

○六番（瀬下満義君） ちょっと、もう一回、最後に答えてくださいよ、今。

○議長（永田 章君） じゃあ、最後に総務課長、総務課長で。

○総務課長（中野哲男君） 今、氏名をというところでございましたけれども、それを公開することによって、何を求められているのか、私には理解はできませんけれども、個人の権利・権益を害するおそれがあるというふうに判断をしております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） これは、個人の権利・権益を害することじやなくて、ただ、聞いているだけです。市民の、納税者の知る権利、議員として職務を果たすときに当然知るべき権利、知っておいた方がいい事柄について質問しているわけです。それを答えないなどというのは、全くこの民主主義を否定した立場だと、やり方だと思っております。

大体、個人の権益というか、私はそれを減らせと言っているわけじやないわけです。それを、どういう人に、どんな働きをしとつた人に、それを支出したかというのを問うているわけです。そして、実際、それじゃ実在したのかという話です。そして、これが本当にその人に出ているのか。もし、私、必要であれば確かめることができるわけです、その人に聞いて、その人に、あなたが確かにこれをもらっていたんですかと、どんな仕事をされていたんですかと。そして、それが適正な支出だったかどうかを私はそこで知ることが出来るわけです。できないじゃありませんか、これじゃあ。本当に適正だったかどうか。

重要なことなんですよ、これは九百万円という莫大なお金を、しかも、予想外の、私にとって予想外のお金ですので、そういう人がいると思っていなかったもんですから。

そこでその、条例といったら何ですか、どこにあるんですか、その条例は。どんな内容ですか。条例に基づいてって言われたと思うんですが。

○総務課長（中野哲男君） 条例というのは、職員の勤務時間・休暇に関する条例の第八条一項ということで御説明を申し上げます。以上でございます。

○六番（瀬下満義君） そこに書いておるんですか、九百、この八百九十六万円というのは、そういうふうになるんですか、それに基づけば。

○総務課長（中野哲男君） 条例に基づき適正な支給をしているところでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） これは、通告書を出したわけだから、あらかじめ通告書を出しているのに、全然、それはわからんじや、私は全くわからないけれども、話にならんじやありませんか。一般の質問、一般の市民は全くわかりませんよ、そんなこと言ったって。

この人は、何級の何号給だったんですか。あの、給料表というのが。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、先ほどから申し上げるとおり、

わかりませんか。

○六番（瀬下満義君） 何級の何号給かって聞いていますよ。

○議長（永田 章君） 休憩します。しばらく休憩します。

午前十時十八分休憩

午前十時二十五分開議

○議長（永田 章君） それでは、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○六番（瀬下満義君） この、誰が、これはいいですか、質問して。誰がこの年間給与総額九百万円と決めたのかという、これを忘れていました。これについて、最後に。この九百万円と、誰が決めたんですかという話ですけれども。八百九十六万円ですか。括弧二な。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、給料・諸手当を合わせて支給をしておりますので、御理解、条例に基づき支給をしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 私もちよっと調べてはみます、これから調べてみます。その条例に基づいてということでしたが、地方公務員法の第二十五条給与に関する条例及び給料額の決定というのがあります。職員の給与は、前条第六項、前条というのは第二十四条の

第六項「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める」と書いてあります。この規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならず、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならないとなっているわけです。だから、私、聞いたわけです。

それで、我々は、したがって、条例は我々が決めますので、議決するわけです、この議会で、責任があるわけです。要するに議員が決めるわけです、条例で決めるということは、議員が決めるわけです。我々はその職員の給与を決める地位にあるわけです。責任と権限がある。

私は知りませんでしたので、この八百、何か、前ちらつと見たような気もしたんですけれども、前な、前回かな。それで、これ、なぜ出てきたかという、こういう資料を出してくださいと言ったのは私なんですけれど、これ、最高額、最低額、職員の。これは私が要望して出してもらったんです。これだけの給与をもらっている方がいるとは知らなかったから、知らなかったんです、私は。

職員の給与を決める立場にある議員として、これはよくないなと思ったわけです。当然、市民の負託を受けて、ここに立っているわけですから、そして、責任があるわけです、我々は。職員の給料が高いというのであれば、我々の責任ですから。市長は提案権しかありませんので、提案権しかないんです。議決権は一つもないわけです。我々は、私は十六人の一人として、議決権がありますので、も

のすごい重い責任を負っているわけです、給与については。いいかげんな給与にしちゃいけないと、安過ぎても高過ぎてもいけないと思いますので、適正な給与にしていけばいいと。

私は、今の給与は非常に高く、非常に高い。平均年俸六百万円は高い。最高九百万円というのは、私によつてはあつてはならないような数字だと思つたので、これは是正していくべきだと思います。

多分、この方は出向の方かと思うんですが、課長級でも八百円を超える方はいないと私は承知しておりますが、おります。多分、七百万円台じゃないかなと思うわけですけれども、何か突出して、多分、これ一人だけだと思います、この八百九十六万円とか何とかいうのは。何か突出して高い人がいるということはどうかなと思つたわけです。これはよくないと私は思います。

なぜかという、地方公務員法第二十四条「職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない」と書いてあるわけです。勤続年数とかそういうのは関係ないわけです、本来。これをずっと言ってきたわけです。

ですから、あるこの、例えば、学校教育課長の職務であれば、それはどれぐらいの責任があつて、どれぐらいの難易度、どれぐらいの仕事量があるということ、それはこれぐらいの給与だろうと。人によつて決めるのではなくて、その職務ごとに決めていくというのが本来の仕方だと思つています。そういうようにしていくべきだと思います。あとは、まあ、ボーナス等で調整していけばいいと、

年度によってこう、違いますので、調整していけばいいと。そして、毎年、それは、その職務の責任とか程度、難易度とかいうのは、毎年見直していけばいいわけです。そして、毎年、その職についてた人がその給与をもらうというふうにしたほうがいいんじゃないかなと私は思っているわけです。それを言ってきただけです、ずっと、それを言ってきたわけです。職務と責任に応じた給与というのは、そういうことじゃないでしょうかと。

だから、個人の給与を公開するというのではなくして、例えば、総務課長は幾らになっていきますかというのを聞く、聞いていることになっていくはずだと、そういう考えもあったわけですが。ところが現実には、人によって決めていると。属人給っていう、この職務と責任において給与、職務給ではなくて、属人給という経験年数とか勤続年数とかによって決めているのが実態だろうと、それはまあ、一般的には決めて、そうなっているんじゃないかと思いますが、民間では。だけでも、公務員の場合は、ここに書いてあるように、わざわざこうやって規定しているわけです。

何で規定しているかというのと、まあ、いろいろ思惑はあったと思うんです、法律をつくった人の。予算管理ができるようにという、一つあるかと思えます。これは予算管理できるわけです。総額方式になっていくんだらうと思います、この方式だと。だから、勤続年数とか関係なくて、まあ、その職についてたらその職で決まっている給与をもらうというふうにしたほうがいいかなと思っているもんで

すから、まあ、そういうことでこだわって言っているわけです。

そして、あと、個人情報というのは、その人の個人的な秘密、個人的な秘密、身分とか、何かは、好き嫌いとか、まあいろいろあると思うんですが、そういったものを公にしてはいけないと言っているのであって、税について、税の使途、使い道にかかわったときに、それは、個人情報の問題ではなくして、税が適正に、いかに適正に使われているのかといった立場から考えなければいけないのであって、だから、この場合には個人情報の問題というのは出てこない。氏名とか、例えば、住所にしても出てこないだろうと思います。

これは私の考えですが、そういうふうにならないと、お金の、みんなのお金をどうやって使ったかわからないし、わかりにくいし、検証もできないので、それはよくないと。この社会の、まあ、租税民主主義といえいいのか、それはやはり貫徹されるべきだと思えますので、まあ、今、市長や総務課長が言われた立場は全くこれに逆行して、恐るべき組織、役所っていうのは。

私は、無知無能な組織になっていると思います。そういう立場からずっとやってきたんですけれども、まあ、こういうことがないように、ぜひ、市民の皆さん方も、現在こうなっているんだと、役所っていうのは、この税金の使い道でさえも、誰に渡したかというのを、支払ったかというのを、それは個人情報だからという理由で教えないと。こういう大変ゆがんだ、いびつな、腐敗、墮落した、私はそう思うけれども、そういう組織になっているんだと。それを

市民も気づいて、そうさせないようにしていくと。もし、どうしてもするというのであれば、ちゃんと議会は条例をつくって、それは個人情報とは関係ないから開示していくというふうにしていくべきだと思います。

次に、これはこの件で終わりたいと思います。

なお、この一件については、私は、氏名は誰かというふうにご書いとおつたんですけど、それは議会のほうで削除されました。これはもう議会が全く間違った態度で、こんなことをやったら、もう腐敗するに決まっていると思います。役所はますます腐敗していく。やはり、緊張感を持って、ちゃんと、こういうものは明らかにしておかないといけないんだと、そして、みんなで考えておくわけです。学校教育課長の職務はそれにふさわしいのかどうかを一緒に考えていく、市民と。それは、公開しておけば何の問題もないわけです。そして、そのもらった方も、実は、私はこういう仕事をして、これだけのお金を皆さんからもらっているんですと、堂々と言えるような、そういう役所になっていってほしいと、私の願いを述べて、次の質問に移っていきます。

長野市長も三期十二年、市長を務めてこられました。市長が考える成果、どのようなこの三期十二年の成果があったと考えられるのか、そして、あと課題、長野市長が考える課題がどんなのが残っているのかと、そしてまた、当初、長野市長が一番力を入れた分野は何で、何だったのか、何を一番、当初したかったのか。これについて

てお尋ねいたします。

○市長（長野 力君） 私の三期の成果のございますけれども、基本的には、当初、就任したときが、御存じのとおり、本市の財政危機というのが一番でございました。それをとにかく乗り切らんといけないということが当初の課題でございまして、その間、職員の削減や人件費のカット、市債発行の抑制や繰上げ償還など、また、基金の造成等によりですね、健全化への道筋をたどってきたところでございます。

そうした環境のもとで、また、そういう健全財政化が進むのをにらみながら、それをもとに、基本にしながら、この危機を脱しないと将来の西之表市の存続が危ぶまれるという大変危機感がございまして、それを見ながら各施策を、政策を展開し、課題解決に向かってきたというところでございます。これを何が成果だったかとか言うて並べだすと、どこまでを言うのかわかりませんので、何ですんで、枚挙にいとまがないんですが、基本的には当初、やはり、これまでやらなきゃいけないかったらうというものの、まず、生活の整備をしようということやってまいりまして、まず、廃棄物の処理施設、これは途上でございました。それから、保育園が、三園がどうするかというのも途上でありましたし、そういうものをですね、まず、手がけて、解決していこうと、そっちを初めに手をつけたわけでございます。

そういう中においてですね、いろいろなことをやってまいりました

た。言いますとですね、まず最初、地域と市長の語る会や市民アンケートを実施して、行政評価の導入もし、行政の透明化とか、地域振興のためのあれを展開したところでございます。主にですね、さつき言いました廃棄物処理施設とか、し尿処理施設を終わりました、生活環境の基本的なものを一応完成したということでございます。また、企業とか経済関係におきましては、光ファイバーを整備をし、企業立地をですね、推進したと。光ファイバーは、離島におきましても早いほうじゃなかったかなと思います。

○六番（瀬下満義君） すみません、ちよつと簡潔に。ちよつと時間がなくなつてしまいます。すみませんね。

○市長（長野 力君） そういうことで列挙すれば、大変ございまして、また、後日ですね、また、何らかの形で報告をしたいと思いますが、そういうことをですね、やつてきました。

今後ですね、質問の次までいきます。どんな課題が残っているかということもございまして、今後は地域の再編とか、新たなコミュニティ組織とか、広域的な公共交通の問題とかですね。

そこまでいいですね。課題までの質問でよろしいですね。

そして、観光交流の人口の拡大とか、いろいろなのがございまして。そういう中で、やはり、今後、人口減少と高齢化というですね、避けられない社会現象をしっかりとらみながら進めていく必要があります。まして、まだまだ課題はいっぱい残っております。

今後、先ほど申しました残された中でですね、一つ、先送りした

のが鴨女町の住宅でございました。もう更新時期に来ておりますけれども、これは入居者がいましたもんで、いらつしやつたもんで、現在は空きながら、三十年後やろうということにしておりますが、これもですね、大きな、廃棄物処理と同じような状況の環境におかれておりました。これはこれですね、一応、計画も立てておるところでございます。

今後、やはり、人口減少、それから、高齢化、この現象をとどめるためにいろいろなことが考えられますんで、その施策を具体的にですね、取り組む必要があるかと思っております。

非常にですね、質問が広範囲にわたりますんで、言い出したら切りがないんですが、ということ、今後、私はですね、やはり、十二年間、今日、まず今日のこと、今日あるべきことをしっかりと考えながら、また、あわせて、あしたどうあるべきかということも考え、それでまた、じゃあ将来この島が、市がどうあるべきかということも考慮して、そういうのをもとにしながら課題解決に向かって政策の展開をし、現在、計画の途上のところもあるし、また今後、ぜひ、遂行、計画を実現してもらいたいところがございまして、そういうことを含めてやつてきたという感想でございます。

○六番（瀬下満義君） 私が見る成果というのは、まず、保育所の民営化ですか、あとは、給食センターが実質、こう、民営化のほうに向かつていったと。まだ、まあ、公営ですけれども、私はまあ、これはもうほぼ完全民営化のほうにいったほうがいいと思っていま

す。

あとは、まあ、さつき言われたように、財政改革をある程度したと。これは、まあ、評価に値することだと思います。なかなか難しいことだったと思いますが、前の落合市政のときにつくられた計画だったかと思うんですが、それを実行に移されたら、それはなかなかよかったなあと思っております。私からするとまだまだ不十分で生ぬるいというのはありますが、まあ、一応の評価はできるかなと思っております。

また、当初、長野市長とかなり意欲的な感じを受けたんですけども、何かいつの間にか、職員に完全に取込まれたなあ、私の印象はそんな感じです。ちょっと、もうちょっと頑張ってほしかったなあ、なかなか、こう、単独で入り込んでいくので、この職員の圧力に対抗するのが難しいのかなあというのを私はものすごく感じて、よく官僚主導体制といいますが、地方における職員主導体制を打ち破るのが、何か非常に困難なのかなあ、何か、支援体制ですか、そういったものも必要かなあと思っはいるんですけど。

職員は職員で、まあ、それは労働者集団という面もありますので、まあ、自分たちの権益を守ろうとするのは、まあまあ普通のことかなあとは思いますが、市民から見るときに、私はもう完全な利権特権階級になってしまったと。それをなかなか変えられないというのが、まあ、今の地方の、過疎地の大问题という認識を持っているもんですから、この点について、いま一つ、やろうとしたとは思

んですけども、なかなか切り込めなかったというのが、じゃないかと、そういう印象は持っております。

また、次の質問、四番目に、政策を遂行するときの障害というのがあったかと思うんです。いろいろ抵抗勢力もあったんだろうし、長野市長が感じた障害っていうのは、どんなものだったんでしょうか。なければないで結構ですが、何かこう、これが障害だなと、例えば、議会とか、議会が障害になったとか、私のようなやつがいたらうまくいかなかったとか、まあ、いろいろあると思うんですけども、いかがですか。

○市長（長野 力君） 質問に、障害はなかったかということですけども、やはり、政策遂行、課題解決のためには、当然、簡単に物事はいくもんじゃないし、いろいろなことを、障害っていうのか、課題っていうのか、問題っていうのか、あると思いますんで、障害という言葉からいくとですね、特に感じてはおりません。

ただ、やはり、しっかりとした形で政策を遂行するためには、いろいろな角度から物事を当たっていかないといけない。そのためには、一つ一つが課題解決の問題点になりますし、それが障害といえども、ばわかりませんが、私はそれはもう障害と思っておりますし、課題解決のポイントであると、それを一つ解決していくということになります。

そういう意味ではですね、やはり、ものを成就させるには、やはり、短絡的な一方的な話じゃなくて、多角的な、総合的な、将来を

見据えた格好の政策の決定ということになれば、いろいろな課題も出てきます。それをこの間、議会の皆さんや、それから、市民の皆さんの意見を聞きながら、一つ一つを形に変え、そして、現実の施策として展開してきたというのがですね、課題で、問題でございまして、質問の、特に障害はないかということでございますが、それはまあ、特に障害があるとは感じてはおりません。

○六番（瀬下満義君） 完全に肩透かしを食らいました。政策遂行に障害がなかったとは、長野市長は一体何だったのかなと。普通は改革をすれば、ものすごい抵抗があつて、戦わなきゃいけないと。それはほとんど、まあ、職員、それはまあ、長年、彼らが築いてきたいわゆる役所主義、彼らの権益みたいなもの、慣例、慣習、そういったものじゃないかなと私は思っておるんですけども、なかったと、障害は特別ななかったと言われて、えっと思つて、大変幸せな、じゃあ、大変幸せな、余りストレスのない市長、人生だったんでしようか。

○市長（長野 力君） 障害という言葉の捉え方ですけれども、私はまあ、そういう意味ではですね、そういう、余りそういうのは感じなかった。当然、課題解決のためには、いろいろなことがあります。とても幸せであつたとは思っておりません。

ただ、課題が解決されて、それが市民が喜んでくれると、それを見たときは、幸せを感じてきました。そういう意味ではですね、その幸せだつたと思っておりますが、ただ、今後、その課題解決にま

だまだ残された部分はありますんで、それを思うとですね、若干、ちょっと惜しい気もいたしますけれども、しかし、そういうのは今後、私の考えというのは、ほとんど、これからの人も同じような考えだと思いませんでね、それがまた、継続されていくことは、じゃないかと確信しておりますんで、そういう意味ではですね、今後ともですね、そういう障害という言葉が出ないような、課題解決は多くあつたということがある、そういうことの施策の展開であればいいかなと思っております。

○六番（瀬下満義君） 長野市長が、まあ、幸せな、多分、市長生活だったかなという気はするんですけど、それは、ここにおられる職員の皆様方がよく働いてくれたと、尽してくれたと、そういうことで、まあ、私の評価とは違いますが、まあ、市長から見た職員に対する一つの評価でもあるかなと、よくやつてもらつたということだと、多分、そう思います。

私自身は、議会におつて、余計なお世話、余計なことですが、一番の障害は何だったのかと私に言われれば、私は仲間だつたと思うんですけど、議員仲間、何か一生懸命抑えられて、私、私は一生懸命、行政の監視機能、牽制機能を果たそうと思つたんですけども、まあ、反対に抑えられてしまつて、するなするなと言われていくような、今日も、あれを言っちゃいかんとか、これを言えとかいって、実は、一部そうなっているわけ。私が思うような通告書になつていません、これ、実を言うと。

ですから、まあ、改革とはそういうもんだと思ひまして、まあまあ、ほかの方は、ほかの価値観でされているんで、私とはちよつと価値観が違つたということだと思ひんですが。意外でした。楽天、楽天家なんですか、市長は。そういう、ちよつと意外、余りにも意外だったんで、びつくりしています。

そこで、まあ、市長として、常日ごろ、心がけたことがあれば、一言。ちよつと、時間、もうないんで、市長。私はよく質問が残つたんじゃないかといつて、いつも注意されるんです、最後。何で、最後に終わつてほつとしたときに、瀬下議員、残つて、これから注意してくださいと言われますが、これは最後ですので、私、次がありませんので、どうしようかなと思つて、はらはらしております、また言われるんじゃないかと思つて。あの、少し、こちらのこう、何というんか、受け取りですか、やり取り。うまいこと、こう、ぼんと言つて、ぼんと言つて、少し、なかなかこれが私ほううまいかなくて、もう何か勘が鈍いのかなと、ものすごく私は感じておるんですけれどな、全然うまいかないです。こう期待しているのと、全然違つたことになっていくんで、すみません、最後、少しうまいかけ合い、かけ合いというんですか、間合いをうまい、一つ、時間もありませんので、やつてもらえたらと思ひんですが。

いかがですか、市長として常日ごろ心がけたことを一言で言えばどんなことになるんでしょうか。

○市長（長野 力君） 私が心がけていることを、特段、この場で

述べることはないかとは思ひますけれども、やはりですね、常に、私はこのまち、このまちがですね、それから、市民がどうか、将来、どういう選択をしたらいいのかとか、そういうことは常々考えながら、今日の判断というか、今日の解決とかいうことを心がけてまいりました。

とにかく、そのときそのときのケースごとにもよるし、また、大きく言うと、これはあした、また、これから未来のことを描きながら、常に心がけてきたわけです。

ついでですね、ついつい、人間ですから、今のことをですね、考えて、私もそうですが、考えて判断するのが多々あるわけですね、今のことも。また、ふと考えてみると、じゃあ、今はいけれど将来どうかとかね、そういうことをまた振り返つて考える、そういうことをですね、自分に言い聞かせながら、政策をつくり上げてきたという記憶はございます。

そうしないと、今の私たちは幸せでも、もし間違つた施策を展開したときに、後の、これからの人が、やはり、それなりに負担を背負うことになりますし、そういうことは可能な限りですね、しっかりと考えてやるべきだということを頭に描きながら、心がけながら来りました。

しかし、人間ですから、いろいろな人の意見を聞いて、これが最大限のいいところだと思つても、やはり、そこには間違ひもあったかと思ひし、そういう意味ではですね、考えるところもあるんです

が、質問のですね、一言で言えということになれば、やはり、いろいろな方の、いろいろな市民の方の声というか、そういうのを極力取り入れながら物事の判断に取り入れていくこと、いうことは考えてきたのを、常日ごろ心がけてきたと言えばそういう一言かもわかりません。

○議長（永田 章君） 瀬下議員にお願いをいたします。

先ほど瀬下議員のほうからですね、質問時間がないということでありましたけれども、ページ、通告をめぐってみますと、あと大きな項目が三つ残っています。議長としては、最後の登壇ということで御理解をいたしておりますので、通告を全部終えていただきたい要望を重ねて時間配分をお願いをいたします。

○六番（瀬下満義君） わかりました。

長野市長は非常にいい身分だなと私は思うんですが、時間も気にせずに、長く答弁されて、それはそれでいいと思うんですが、私した後でこつんとまたやられて、すみません、退任の弁というところもあると思うんです。この本会議、期間中、退任の弁というのも多分話されると思うんで、最後に、特別、市長は許可を求めて発言ができるようになっていきますので、そのところで思いっ切り長く言ってもらいたい、そこもありますので、ちよつとそこにある程度譲って、ちよつと私は時間内でやっていますので、すみません、ちよつと簡潔によろしく願います。

次。じゃあ、市長に求められる資質と市民に期待するということ

ですが、これはまあ、今、言われたのと似たような、重なりますかな、じゃあ、それでまた、これは退任の弁のときにでも触れていただけばと思います。

次に、過疎でも明るい西之表市のためにどうしたらいいかというのを、あれですけれど、これも簡潔に答えを願います。

まず、官民格差、これは私はずっと取り上げてきたんですけれども、この是正が、まあ、非常に喫緊の課題ではないかと。あとまあ、市役所では年功序列、終身雇用制というのがありますが、これはもう時代遅れになっているんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。廃止するべきだという提案ですけれどもいかがですか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

官民格差の是正が喫緊の課題ではないかとの御質問でございますけれども、とりわけ給与水準につきましては、毎年、国の人事院において、民間準拠による給与水準の改定が行われているところでございます。

その理由といたしましては、公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、その時々を経済・雇用状況等を反映をして、労使交渉によって決定をされる民間の給与水準に準拠をして定めることが最も合理的であるとされているからでございます。

給与比較については、公務と民間企業とを単純な平均値で比較するのではなく、職種を初め、給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比するものであり、

これらによって算定された民間企業との格差について、毎年、勧告が出されているところでございます。

勧告制度については、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対して適正な処遇を確保することは職員の士気を高めるとともに、有為な人材の確保を可能とし、将来にわたって行政運営の安定を図る上でも重要と考えてございます。

次に、年功序列のことについてですが、これまで申し上げてきておりますとおり、職員の給与体系については、地方公務員法の規定に基づき、西之表市職員の給与に関する条例等で等級別基準、職務表により区分をされておりますので、年功序列に当たるものではないかと存じます。

また、終身雇用制度についてですが、これは我が国、雇用制度の特徴の一つと言われております。制度導入当時の目的としては、厳しい環境下の、環境下においても従業員を守るといった松下幸之助先生の信念のもとに生まれたところでありまして、その後、日本式経営の象徴の一つとして浸透してきたところでございます。

大きなメリットとしては、労働者側では安定、定年まで安定した収入が確保できるといった意見、会社側からは長期的な展望に立つて人材育成ができる、労働力こそが会社にとっての資産であるといった双方ともに安定が根底にございます。

逆にデメリットは、その安定のみを追求するがゆえに、企業、そして、従業員の意欲の低下につながる懸念をされております。

制度導入に当たっては、企業次第ではございますけれども、全国的には廃止の方向に向けた取組みが多いところでございます。

本市におきましては、このような終身雇用制度は特段設けておりませんが、誰もが健康で仕事に精励ができる環境づくりは必要だと考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 官人格差は、これはもう、みんな、市民感じておりますし、職員自身も感じておられるのではないかと思います。これは、まあ、一般市民と変わらない待遇に将来的には持つていくべきだと思います。また、終身雇用制とか、年功序列も、これももう既に合わなくなっちゃったと思います。職員を活性化していくというか、ためにも、非常に問題が多いと。一つの職場にずっとおるっていうのも、いい面もありましたけれども、弊害のほうもものすごく出てきたんで、もっと、こう、流動化の方向に向かったほうがいいんじゃないかなと私は思っているところです。

そのほか、予算配分の見直し、あと、特に人件費とか補助負担金が必要じゃないかと、この見直しが必要じゃないかと思ったりするわけです。また、魅力ある西之表市については、いつも、いつもというか、何回か提案していますが、やはり、ごみ一掃と緑の回復と、こういうのがこれからの本市の大きな課題になっていくかなと思います。

また、過疎ですけれども、過疎になって、ますます過疎になって

いきますが、その過疎のよさを生かせばいいのじゃないかと、それもまあ、結構魅力的なのではないかと思うんですが、いかがですか。今、言ったことで、特に何か意見があればお尋ねいたします。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

予算配分、特に人件費、補助金負担金に係る見直しについての御質問でございますけれども、御承知のように、職員、職員とか賃金のありようをどういうふうに考えるかについては、いろいろな御意見とか考え方もあるというふうに思います。

現在の人件費につきましては、定員適正化計画等に基づきまして、必要最低限の人員まで減らし、退職手当についても市町村の総合事務組合に加入をし、毎年度、負担を平準化しているところです。

補助負担金についても、予算編成の際に適正であるかどうかの精査を行いまして、特に郡内の関係負担金につきましては、毎年度、熊毛郡内一市三町の協議による見直しも行い、繰越し等が多い部分については、勧告ではないんですが、見直しの意見も出しているところでございます。

こちら十一月から予算編成がスタートをしておりますが、御承知のとおり、特に近年、社会保障等の経費増大や財源不足によりまして、全てを実施することは現実的に非常に不可能でございます。このため、事業を採択して配分を行うというふうになるわけでございますけれども、予算配分の見直しという考え方は、少ない財

源をどこに重点化するかということが必要になってくるかなというふうに考えております。長期振興計画、それから、まち・ひと・しごと総合戦略等で指標等も掲げてございますので、そこら辺に貢献できる施策という部分について、重点的な配分というのを考えていくというふうな方向でさせていただきます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） はい。まあ、ちょっと、全部はできません。あと、私が、これから一番大事なことで、取り組むべきことは、少子高齢化が進んでいきますので、健康づくり、これが非常に大事じゃないかと。そして、まあ、幼児からの、小さいときの健康教育が一番大事かなと。そうやって健康で長生きの社会をつくっていくと、これをやらないと、もう、社会が維持できなくなるんだらうと思います。もし、これが実現できれば、多分、できると思いますが、こんなに豊かな環境であれば、十分、私はできると思います。それに向かつて、今、これは何十年もかかるわけですが、それに向かつて小さいときの幼児教育、九十歳、百歳になっても、子供たちが健康で長生きできるような社会にすることが大事じゃないかと思うんですが、いかがですか、市長、一言。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

元養護教諭で帝京短期大学教授の宍戸教授の話によりますと、毎日を心身ともに健康に過ごすことは生きていく上での基本となり、

健康教育とは子供が将来そのような健康的な生活を送るために自らよりよい選択をするための力を育てていくことだ。帰宅したら手洗い・うがいをする、きちんと三食食べる、歯を磨く、排便の状態をチェックする、十分に眠るなどの日常生活での習慣から、たばこを吸わない、飲み過ぎは控えるといったことまで、自分の体調に自気を配り、健康を保てるように自分で判断していく価値観を身につけさせることが健康教育の大きな目的になるそうです。

このように、自らの健康を保とうとする意識は、自然と身につくものではなく、家庭での健康教育が重要であることから、本市においても幼児期から高齢者に至るまで、家、家族、地域の持つ役割を機能させながら、健康教育に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 学校での教育、あと、保育所、保育所段階からの教育、保育所、幼稚園、小、中、高、これがまあ非常に大切なことと思うわけです。これに取り組んでいけたらなあと思うところです。

あと、最後になりますが、下から二番目ですか、まあ、ちょっと簡潔にいききたいと思うんですけども、議会は役に立ったかということですか。どうでしたか、長野市長、ちょっと簡潔にお願いします。

あの、ちょっと、今、気づいたんですけど、答弁があつて、答弁書があつて、何かそれを読まれているような気もするんですが、かいつまんで結構です。あと十五分しかありませんので、長野市長、

答弁書は見なくてもいいと思うんですけど、率直な意見交換をしていただければと思います。議会は役に立ったかということですか。

○市長（長野 力君） 議会は役に立ったかという質問で、これに私も答えるのも非常に難しいところでございます。

議会は、住民による直接選挙で選ばれておりまして、合議制の意思決定機関でございます。そういうことで、皆さん、もう皆さん、私どもの日本の国のあり方ですけれども、議会と首長は両輪に考えられておりまして、執行機関である、提案権を持っている。

○六番（瀬下満義君） すみません、市長、役に立ったかどうかを聞いていますけれども、役に立ったのかどうかというのを聞いていますけれども、どうですか、立ちましたか。

○市長（長野 力君） やはり、私のほうで提案したことにつきまして、市民の代表である議員の皆さんが、それぞれの意見で言ってきてくれたことに対して、それを材料に私も判断をして、間違えないように判断していきますんで、そういう意味では大変役に立ったと思っております。

○六番（瀬下満義君） 議会在役に立ったと言われたので、一安心というか、ちょっとお世辞も相当入っていたかなという気もしますが。

そこで、反問権というのが議会基本条例で設けられました。これももう少し活用して、お互いに、こう、ちょうちようはっし、やり合ったらいいかなと私はイメージしておったんですけども、結局、

一回もその反問権がなかったと。私なんかこうやって、あの、偉そうに何だかんだ言っています、じゃあ、あんたはどうだと、こうやってやり返すと、こういうのもしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

また、職員の方には、議員間で話したことがあったんですが、いや、職員にはないぞとかいう話で、あってもいいんじゃないのかと私は思います。どんどん反論してください、思っているんですけど。非常に寂しくてしようがないんですが、いかがですか、市長、その反問権、反問権をもっと行使したほうがいいんじゃないかという話です。職員にも与えたほうがいいんじゃないかと思っております。市長の考えはどうですか。要望出してもらって。

○市長（長野 力君） もちろん、議会等の基本条例によりまして反問権ができるようになっております。全国的にもいろいろな議論がなされておりますし、反問権を行使する議会はありますし、多くの方はしていないとなりますが、私のことを言いますと、そういう反問権を使うほどの状況をですね、そのときもなかったんじゃないかというふうに考えておりますので、反問権を行使することはなかったということになるかと思えます。

○六番（瀬下満義君） これから、反問権を行使するぐらいの市長じゃないと、もう、話にならないと私は思います。どんどん反問してやればいいわけです。市民のために、激しい、この議場に響かん、あの、こだまして、外に漏れんばかりに、お互いが議論していくと、

市民の幸せと、平和、繁栄を願って。西之表市議会に行ってみると、あんな激しくぶつかり合って、何が市民のためになるかを一生懸命議論しているじゃないかと。議会とはどんなところか、知りたければ西之表市議会に行けと言われるぐらいに熱い、語ってやまないこの議会にしていけばいいかなと思います。そのために、その反問権というのは非常に有効じゃないかなと思うわけです。

もう、最後になってきましたんで、まあ、一回ぐらいは行使されたらどうですか、一回ぐらいは。もう私の質問はもう終わりですけども、ほかの議員のところでも、まあ、されてみたらどうですか、試しに、そういうことを思います。

最後になりましたが、まあ、来年一月には、市長、市議選の同日選挙があります。四年に一回の大きな選択のときだと思えますが、特に市長選には六人が立候補して、マスコミも何か注目しているような気がします。

そこで、この件に関して、絡めて、まあ、西之表市と、あとまあ、後進、我々後輩の者たちに何か一言簡潔にお願いいたします。あればお願いします。

○市長（長野 力君） 一応、一月に新しい市長が出るわけですが、皆さん、やはり、自分の思いでこのまちをよくしようという一念で立候補していると思えますので、私がそういうことに対してどう言うことではないと思います。

ただ、今後ですね、本市の、西之表市の首長として、リーダーと

して、やはり、今日、いつも言いますが、今日とあしたと先を見た政策の転換を図り、そしてですね、市民の福祉に向上してもらいたい。

それでまた、一方ではまた、私もこれまでいろいろな政策を展開してまいりましたけれど、現在、計画調査中のものもあり、また、先に実施したいということもいろいろございました。そういう意味では、ぜひですね、そういう私どもが考えたことも、ぜひ、市の発展のために貢献できるような施策に展開していただければありがたいと思うし、市民の声をしっかりと聞いていただき、よい強い指導力を持ってやっていくことがですね、政策展開に非常にいいのではないかと、また、これが最終的にはまちの発展につながるんじゃないかと思えますんで、どうか新しい、今、手を挙げている方たちのこれからをしっかりと見据えた格好の政策を展開していくことを期待したいと思います。

○六番（瀬下満義君） まあ、これからも折に触れて御助言いただければ幸いです。

あと、この馬毛島問題があります。

私は、馬毛島は手つかずのまま、このままで、永く、末永く、次の世代に受け継いでいくと、そういうふうにしたほうがいいと思っています。まあ、環境の世紀だし、かけがえのないあの美しい海岸線もあります。まあ、漁場でもあります。豊富な漁場でもあります。

軍事基地を持つてくるというのは、どうもなあ、私は時代錯誤だと思つています。こんな時代に、何で軍事基地をまたつくるのかとお互いに戦争なんかできませんので、もう。核が一万五千から二万発ぐらいあるそうですので、そうできないです、戦争というのは。抑止力のほうが十分効いていますので、この軍事基地に使うお金はもう民生部門に回すべしというふうに思います。中国と軍拡競争なんかやっている場合ではないと。中国のためにもならないし、我々のためにもならないと思いますが、これにも一言、馬毛島問題ですが、あれば、お願いします。簡潔に。

○市長（長野 力君） 馬毛島問題につきましては、私の任期中、これまでと同じ姿勢で取り組んでいく所存ではございますが、新たな指導者におきましては、それぞれの信念のもとに対応していただくことになりませんが、賛成であれ、反対であれ、市民や熊毛の皆さんと情報を共有しながら、声に耳を傾けながら、後世に禍根の残ることがないように、対応していただきたいと考えております。

新しい市長のもとにですね、ぜひ、いろいろな角度から検討を進め、よりよい判断をすることを期待しております。

○六番（瀬下満義君） この馬毛島問題については、長野市長はなかなか格好よかつたなと私は思います。毅然とした態度を示されて、断固反対と、この姿勢は、永く西之表市政に残っていくと私はそう思います。高く評価いたします。

最後に、長野市長自身、三期十二年の、議員生活もその前あつた

わけですが、終えられるわけです。今後の、これは個人的なことになると思いますが、抱負として何かあればお願いいたします。

○市長（長野 力君） これが最後の質問ということでございますが、私も議員を二期弱務めさせていただきまして、立場上、違った形でここに座りまして、皆さんと対峙したわけですが、逆にも、議員のほうのこと、そちらの席に座った経験もありますので、いろいろの、いろいろなことが目についたことも事実でございます。そういう中で、市長として、仕事、職務を全うしてまいりました。

現在、今後の抱負ということで質問でございますが、現時点ではですね、職務、職責を全うするという以外、特に考えてはおりません。これから、残された時間を未解決なもの、また、未解決なものについては、より先が見えるような道筋をつけること、それから、私がどうしても将来やるべきだと、市のため、まちのためということがあったら、その基本的な構想をしっかりと組み立てておくこと、そういうことを今現在考えております。

特にですね、今後の抱負ということについては、現在、考えておりませんが、今後、やはり、今度は一市民として、これまでの経験とか議会の皆さんといろいろ話し合ったこと、そういうことを踏まえてですね、可能であれば、そういうものも含めてですね、役に立てばいいかなと思いますけれども、現在のところは、とにかく二月任期まで職務を全うし、しっかりと、将来、これまでのことの整理、これからのことの計画を後の人につなぐ、そういうこ

とをやっていきたいと考えております。

○六番（瀬下満義君） 長野市長も大変御苦労されたと思います。私などは言いたい放題やってきましたが、これからも、三期十二年の、議員生活もさらにもっとありましたので、それを生かしてこれからますます、何といたしますか、健康で積極的な発言をしていただければ大変ありがたいと思います。

市長は、個人の経験でしたけれども、それ自体は西之表市民の経験でもあろうかと思えます。それをぜひ市民のために生かしていただければ幸いです。御健勝、お祈りいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で瀬下満義君の質問を終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十五分ごろより再開いたします。

午前十一時十四分休憩

午前十一時二十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、中原勇君の発言を許可いたします。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） 民主党政権下の馬毛島問題について質問を

いたします。

平成二十三年六月二十一日、日米両政府は、日米安全保障協議委員会ツー・プラス・ツーを開催し、共同文書を発表いたしました。その中で在日米軍再編の一環として馬毛島が米軍の空母艦載機離着訓練の恒久的な訓練実施の候補地として明記をされました。

これに先立ち、同年五月十六日に、政府がFCLP施設を馬毛島に移転させる方向で本格的に検討に入り、防衛大臣が早急な検討の指示を省内に行ったとの報道を受けて、対策協議会は六月一日に民主党及び防衛省に対して馬毛島反対の要請を行いました。その席上で、馬毛島に自衛隊施設を整備し、あわせてFCLPを行うという説明を受けたわけであります。

翌日の南日本新聞報道によると、当時の屋久島町長は、反対表明に來た自分たちへのルール違反だとコメントをしております。対策協議会としても、防衛省のルール違反であるとして、地元としては説明を受けたつもりはないとして、六月六日に防衛省へ抗議文を提出しました。

一方、西之表市議会については、六月一日の対策協議会の反対要請の際に、馬毛島への自衛隊移設整備とあわせ、FCLPを視野に検討していることをいきなり言及したことに大変な怒りを覚えており、六月六日に陸上空母離着訓練施設の馬毛島への移転に反対する決議を全会一致で採択したところであります。

ところで、当時の民主党は、平成二十一年九月に初めて政権与党

となり、鳩山総理のもとに政治主導を理念に掲げ、官僚依存を廃止、政治家が汗をかき、最終的な結論、意思、政策に関して政治家が責任をとることといたしました。官僚の動きを封じ込めたわけであり、この民主党の政治主導により大失敗をしたのが、少なくとも県外移設を公言してみたものの、実現の可能性、裏づけのない机上の空論であったことから、普天間基地移設問題を迷走させてしまったわけであり、政治主導による典型的な失敗例でありました。

馬毛島問題についても、地元へ赴いて地元にて重要な事前説明を行うことなく、平成二十三年六月二十一日のツー・プラス・ツーの合意文書に馬毛島問題を明記したことに対して、対策協議会や西之表市議会の反対姿勢が一層厳しさを増したものと思慮するところであります。

長野市長に伺います。

平成二十一年九月に、民主党が初めて政権与党となり、政治主導を理念に掲げて官僚主導の政策を封じ込めたわけですが、民主党政権下の三年間、民主党及び防衛省の対策協議会に対する対応をどのように感じておられたかを伺います。

以下は質問者席から行います。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） この問題が正式に表面化したのが平成二十三年六月の日米安全保障協議委員会、日米共同文書に明記された時期となります。当時は、まさに民主党が政権を担っていた時期で

ございます。要請や抗議活動を協議会として行ったわけですが、基本的には、あくまでも候補地の一つで決まったわけではないということ、住民の理解を得ながら検討していくということの回答が多かったように認識しております。

○九番（中原 勇君） 私も民主党政権下で政治主導の考え方による政策を進めておりましたけれども、一方でツー・プラス・ツーで明記されたことは、我々西之表市民にとっても、また、日本の安全保障政策上も大変残念な出来事であったのではないかという思いがしております。

平成二十四年の十二月に第二次安倍内閣が発足して、四年が過ぎようとしておりますが、自民政権にかわって以降、自民党や防衛省の対策協議会に対する対応にどのような所感を持っているのかをお伺いいたします。

○市長（長野 力君） 政権がかわっても、今までと特段の変更はないものと考えております。

○九番（中原 勇君） 私は、最近の防衛省は、努めて地元への説明の機会を多く持つよう努力しているように感じております。

今年の六月には、馬毛島対策特別委員会と防衛省の担当課との意見交換を行うことができました。このことは、市民の皆様から、大変よいことであるとの評価を得ているところでもあります。今後、市議会としても、防衛省の話をよく聞いて、正しい情報をタイムリーに市民の皆様提供することの重要性を痛感しているところであ

ります。

次に、自衛隊施設のみを整備する場合について質問をいたします。馬毛島に自衛隊の施設を整備することは、南西諸島の防衛を考えたときに大変重要な役割を果たすこととなります。ぜひとも馬毛島に自衛隊施設を整備してもらいたいとの思いを持っております。馬毛島に自衛隊施設を整備した場合のメリットを若干挙げてみたいと思います。

まず、一つ目は、防衛施設周辺対策事業により、体育館、公民館、公園、屋根つき温水プール、公園緑地などの整備を高い補助率で実施することができます。

二つ目に、基地交付金として固定資産税相当額が交付をされます。例えば、評価額五百億円の固定資産がある場合、税率一・四％ですので、毎年約七億円が交付されることになります。市の税収が約十四億円ですので、七億円の基地交付金の効果は相当なものになると思います。隊員及びその家族、約五百人の人口増加に伴う税金や消費などに伴う経済効果、訓練部隊の来島に伴う経済効果もあります。四つ目に、基地建設に伴う施設整備等の発生に伴う雇用機会の増加、防衛施設周辺整備事業による施設整備に伴う工事等の増加も見込まれます。

このように、馬毛島に自衛隊の施設を整備することによるメリットはたくさんあります。FCLPに反対している市民の皆様の中にも、自衛隊が来ることには反対はしない、むしろ自衛隊に来てもら

いたいという考えの人たちがかなりいるものと考えております。

六月議会の一般質問で提案いたしました。防衛省との交渉において、ギブ・アンド・テイクの交渉として、ツー・プラス・ツーで明記した馬毛島へのFCLP移転について白紙撤回をしてもらえるのであれば、自衛隊の施設整備には反対しないというギブ・アンド・テイクの交渉を提案をいたしましたけれども、この白紙撤回については日米間の約束事であり、ハードルが極めて高く、実現はかなり困難ではないかと思慮するところであります。

そこで、別の提案をしたいと思います。

それは、馬毛島に自衛隊が管理・運用する滑走路が完成した後に、十日間のFCLPを試験的に実施した上で、馬毛島においてFCLPを恒常的に実施することの是非を問う住民投票を行い、西之表市としての意思決定を行うという提案であります。

防衛省の話では、滑走路が完成するまで約十年ぐらいはかかるであらうということですので、約十年間FCLPを柵上げにすること条件に自衛隊施設の整備については反対はしないという交渉をするという提案でございます。

この提案について、市長の所見を伺います。

○市長（長野 力君） 繰り返しになりますが、自衛隊とFCLPはセットであることは何度も確認しております。自衛隊の滑走路を認めることは、すなわちFCLPを認めるということになります。よって、交渉は成り立たないものと考えております。

○九番（中原 勇君） 六月議会のときに、市長は前向きに検討をしてもいいのかなという回答もいただいております。

先月の十七日に、政府とタストン・エアポートが用地買収に関する合意書結びましたが、この合意書締結は自衛隊施設の整備に向けての大きな一歩になるものと期待をしております。

防衛省は、今年度、平成二十八年度の予算で、馬毛島における自衛隊施設の配置について検討するという説明を受けております。今後、用地買収の成立後は、現地における測量、気象観測、環境アセスメント調査などに着手をするものと思われま。今後の防衛省への要請活動において、熊毛地域にとつて意義のある自衛隊施設を整備するよう要望していただきたいことがあります。

一つ目は、現在、防衛省としては、馬毛島に整備する自衛隊基地にヘリコプターを配置する計画はないようです。昼間はもとより夜間においてもヘリによる緊急患者空輸ができるよう、空自又は海上自衛隊の救難ヘリコプターを配備してもらおうことでもあります。

二つ目は、現在、馬毛島を警備する陸自部隊を配置する計画はないようですが、熊毛地区で災害が発生したときに迅速に災害派遣ができるよう陸自の実働部隊、例えば、普通科部隊などを配置してもらおうことでもあります。

三つ目は、種子島空港が視界不良で着陸できない場合でも、馬毛島は視界良好なことが多々ありますので、種子島空港が視界不良で着陸できない場合には、馬毛島の自衛隊滑走路に臨時着陸させても

らうよう要望してもらいたいと思います。

馬毛シカを保護する公園の整備、年一回の航空ショーの開催、夏休みなどにおける青少年キャンプ教室の開催などもぜひ要望していただき、熊毛地域の活性化や安心・安全の向上に役立ててもらいたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（長野 力君） 繰り返しになりますけれども、自衛隊施設のみの整備とはなりませんので、したがって、御質問にはお答えできない、答えません。

○九番（中原 勇君） 同じ回答になるでしょうから、次の質問に移らせていただきます。

三番目です。FCLPに関する正しい情報提供について質問をいたします。

平成十九年二月二十二日付の朝日新聞において、FCLPの移転先候補地として馬毛島が浮上しているという記事が掲載をされ、その直後に対策協議会が発足したわけですが、対策協議会は平成二十年九月二日に防衛省に赴き、移転反対の要望書を提出をいたしました。その際、FCLPについての質問等も行っているところであります。

長野市長は、九月五日の所信表明において、FCLPに伴う訓練空域は、侵入方向で四十五キロとなる、一分間に空母艦載機六機が離発着を繰り返すことになり、十秒に一機が離着陸を行うというようなことを報告をいたしました。私は過去の一般質問で、一

分間で屋久島や南大隅などを往復することは物理的に不可能であり、あり得ないことから、この長野市長の報告内容については聞き間違いであることを指摘をさせていただきました。

平成二十年九月六日の南日本新聞では、訓練空域は馬毛島を中心に最大で半径四十五キロ、種子島のほぼ全域と屋久島、大隅半島の一部も入る、市議会の所信表明で長野市長が報告したという記事が報道をされました。この記事をもとに種子島のほぼ全域で騒音被害が発生する、屋久島や大隅半島の一部においても同様の騒音被害が発生すると説明をして、屋久島や南大隅町をも巻き込み反対活動を展開してきた次第であります。

私も当時は、馬毛島に米軍基地ができる、屋久島や大隅半島の一部でも騒音被害が発生するものと思っておりました。平成二十三年七月に、防衛省から馬毛島問題に関する詳しい説明を受けるまで、馬毛島に米軍基地ができる、屋久島や大隅半島の一部でも騒音被害が発生するものと信じて疑わなかったところであり、

平成二十年九月ごろから平成二十三年七月までの約三年間、反対派の人たちは熊毛全域の市民・町民の皆様に対して、馬毛島に米軍基地ができること及び熊毛全域で騒音被害が発生することなどを宣伝し、馬毛島問題への反対機運を拡大してきたわけであり、

そして、平成二十三年七月二日に当市役所において、防衛省の説明を受けた後も従来のスタンスと同様のスタンスで説明をし、反対署名活動を展開してきたところであります。

平成二十年から約三年間にわたり、馬毛島に米軍基地ができる、種子島のほぼ全域、屋久島、大隅半島の一部でも騒音被害が発生するという根拠のない情報を市民・町民に提供し、FCLP移転反対活動を牽引してきたことに対して、長野市長の見解を伺います。

○市長（長野 力君） 何回も言いますけれども、議員がおっしゃる騒音被害につきましては、防衛省に要請活動に行ったときにですね、伺ったことを述べたものであります。

○九番（中原 勇君） 過去の一般質問でも私が指摘をさせていたいただきましたけれども、防衛省は九月二日の説明のときに、訓練空域について説明をしたつもりは、説明は一切しておりません。しかし、新聞では、訓練空域、最大四十五キロ、それも馬毛島を中心にしてというふうにして書かれたわけです。これは、私が指摘したように、長野市長の聞き間違いの情報でありました。

そういった意味で、ぜひ、長野市長には、この三年間の誤った情報による反対活動の牽引、これについては十分に反省をしていただきたいと思うところであります。

次に、四番目の馬毛島移設問題対策協議会だよりについて質問をいたします。

私は、九月の一般質問において、平成二十三年ごろに作成、配布した馬毛島移設問題対策協議会だよりは、政治的目的を有する文書に該当すると考えておりますので、担当課に対して、野田顧問弁護士に法律相談をして、馬毛島移設問題対策協議会だよりは政治的目

的を有する文書に該当するのかどうかを明らかにしてもらおうよう要請をいたしました。野田弁護士との相談結果について担当課長に伺います。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

議員、御指摘のことにつきまして、十一月の十九日に鹿児島市の野田顧問弁護士と面会をし、その見解をお伺いしたところでございます。「当時、議会及び住民の大半がこの問題について反対する状況があり、民意を代表する全体的な考え方であったと言える。現在のように、賛成・反対の意見対立がある中で、一方にくみするとは議員の指摘も当たることが考えられますが、当時の状況はそうではなかった。協議会は、連絡調整機関で政治団体とは言えないこと、また、発せられた文書についても意見を出そうとしたものであり、中立性を害しているとは言えず、政治的目的があったとも言えない」と結論づけられたところでございます。

国・防衛省の施策に反対する政治活動であるとの御指摘につきましては、協議会としての意思表示である、このようなことから、基本的に弁護士の見解に変わりはございませんでした。

以上で説明を終わります。

○九番（中原 勇君） 野田弁護士が、この馬毛島問題については、政治的問題であるということを確認しているのは理解をできました。しかしながら、野田弁護士が、平成二十三年当時に、一市三町の市

長が全員絶対反対であり、かつ、各議会も全会一致で反対決議をしていることから、市役所や町役場が反対署名の活動を主催するなど、反対活動を積極的に勧誘しても何ら問題はないという回答をしてきたわけですが、私はこの回答には同意しかねております。

理由といたしましては、前回の一般質問でも申しましたけれども、地方公務員法第三十六条政治的行為の制限の規定において、地方公共団体の長が賛成し、かつ、議会が全会一致で賛成した場合には、政治的に中立な立場で職務を遂行する義務はないと解釈できる条文はどこにもありません。また、総務省の通知文書を見ても、次のような場合には、政治的に中立でなくてもよいと解釈した通知文書もありません。

公務員たる者は全体の奉仕者であつて、いかなる政治体制下においても、たとえ全市民の同意があつたとしても、政治的な中立性を厳守することが求められております。憲法第十五条第二項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と規定しております。

平成二十三年七月に行政経営課が、校区長、集落長、班長という行政組織を使って、組織的な反対署名活動を企画・主催した行動は、馬毛島問題において賛否両論ある中において、反対派の一方に加担したものであり、憲法第十五条に違反した行為であるとともに、地方公務員法第三十六条に違反した行為であると指摘をしております。

今後は、二度と市役所職員が中立的、政治的中立性を逸脱するこ

とのないよう強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で中原勇君の質問は終了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。再開については、庁内放送で連絡をいたします。よろしく申し上げます。

午後一時休憩

午後二時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申し出

ここで瀬下満義君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

自席でお願いします。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） 先ほどの一般質問において、私の発言が不

適切な部分があったという指摘がありました、議会のほうからありました。そこで、次のように訂正をしたいと思います。

訂正をした箇所を読み上げます。

今、市長や総務課長が言われた立場は、全くこれに逆行して、時代遅れの組織になっていると思います。そういう立場からずっとやってきたんですけれども、こういったことはないように、ぜひ市民の皆さん方も現在こうなっているんだと、役所というのは税金の使い道でさえも誰に渡したかというのを、支払ったかというのを、それが個人情報だからという理由で教えないと、市民に背を向けた組織になっているんだと、それを市民も気づいてそうさせないようにしていくと、もしどうしてもするということであれば、ちゃんと議会は条例をつくって、それは個人情報とは関係ないから開示していくというふうにしていくべきだと思います。

これはこの件で終わりたいと思います。

なお、この一件については、私は、氏名は誰かというふうに書いておつたんですけれども、それは議会のほうで削除されました。理由は個人攻撃になると、何か個人を、こう、いじめているようなことになるとの理由であります。これは、納税者の立場からしますと、大変、問題だと思っております。

それと、役所はますます時代遅れになっていくと思います。

以上だと思いますので、以上で終わります。

まあ、議会の運営上、御迷惑をおかけいたしました。おわびいた

します。

○議長（永田 章君） 以上であります。

△一般質問

○議長（永田 章君） 引き続き一般質問を行います。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 日本共産党を代表して一般質問を行います。

今年の市民体育祭は、雨によりグラウンドコンディション等が悪く中止となりましたが、県民大会や市内一周駅伝が開催され、好成績も上げており、地元で元気を与えるものになっております。

市民体育祭におかれては、これまでもさまざまな取組みを進めてきておられますが、年々参加者が減ってきているのではないかと、役員の方たちが選手を集めたり、決めたりするに苦労をしているのを聞き、そのような実態を抱えているのではないかと、また、大きな校区でもなかなか選手がそろわず苦労をしているということがあれば、大字地域はもっと苦労しているのではないかと思われ、運営側としても多くの参加者を望まれていると思われ、市民体育祭に高齢者や多くの方が参加できる競技を、現在、どのように検討しているか質問をいたします。

以下は質問者席から行います。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

六十歳以上の方を選手として水ききん競争の、水入れ競争の水ききんを長年実施しています。また、第五十一回大会からは、誰でも気軽にできるグラウンドゴルフのスティックとボールを使って、ゲートボールのゲートに通すなひかくとくらんとく？を取り入れて、五十歳以上の男女を選手として行ってきました。

今年度は、連日の雨による天候不良のため中止となりましたが、市体育協会、地区公民館長、スポーツ推進委員の合同反省会の中でこの問題が取り上げられています。各地域で少子高齢化が進む中、市民体育祭の競技について、今現在でお答えできるということは、フィールドの中でレクリエーション的で、楽しく気軽に参加できる競技を今後スポーツ推進委員の会議等で検討していくことにしています。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今、答弁ありましたけれども、やはり、

市民体育祭においてはですね、年に一回の取組みで、当日はほかの用事等でですね、参加ができない方という方も出られる、出てくるかと思われれます。そのスポーツ推進委員をやっていた方もですね、話を伺うことができましたけれども、やはり、大会参加者が少なくなってきたように見えるし、来場者とかですね、見に来ている人たちもこう、少なくなってきたので、何かこう、多くの人が参

加できる競技を考えないといけない時期に来ているのではないかなというふうにして話されておりました。

やっぱりですね、百メートル走とかですね、リレーなど、こう、スピードを競う種目というのはですね、私も見ていて楽しいと思いますし、心の中でもこう歓声を上げたりもします。私も昨年このお手入れの選手として出場して、いい成績でしたけれども、まあやっぱり、そのようなですね、スピードや点数を競うことっていうことも大切だと思わすけれども、こう、もつと高齢者が多く参加できる、先ほどありましたように、ゲーム感覚、あるいは交流の側面を持ったですね、競技を取り入れてもいいのではないかなと思っております。

六十歳以上の方々とかですね、参加する競技というのもありますけれども、七十歳以上の方もたくさん参加できるような種目があってもいいんじゃないかなと思います。ある方はですね、七十歳以上なんですけれども、五十メートルぐらい、五十メートル走ぐらいなら何とかなると。そのためにも、練習もすると言っていたりですね、校区内で開かれる運動会で独自に考えた競技があると、それで、これをその市民体育祭でできれば、こう、もつと参加者が増えるのではないかなと、こう、意欲的に話されている方もおりました。

町なかの小さな地域でもですね、年に一回、神社内でグラウンドゴルフ大会というものをしていて、百人ぐらい集まってくるそうです。グラウンドゴルフが、こう、できない方も、テントで見ながら、グラ

ンドゴルフを見ながら、お弁当を食べて談笑をするという、こう、楽しみにしているということも話されておりました。

そこにはですね、やっぱり、集めてくる地域の方々の努力というのもある、地域の方々の努力がされておりますし、高齢者一人一人がですね、声をかけて、隣近所、三人、四人でもですね、誘い合って参加をしているようですけれども、市民体育祭の場合、やっぱり、この会場までの送り迎えというのも、やはり大変というものがあるかと思われますけれども、高齢者がですね、たくさん参加できる競技は、先ほどもいろいろ選定をしたりとかですね、市民総参加となるようにですね、市の公用車とか、通学用のバスとかですね、そういうのもですね、利用して、多くの市民の方が参加できるように、今後ですね、この大会というものを進めていってほしいんですけれども、その点についてはどのようなことを考えているか、お答えをいただきたいと思います。

○**社会教育課長（松下成悟君）** 先ほどもちよっとお話しいたしましたが、この今回の合同の会の中にでもですね、若い人たちの出場がなかなかないから難しいという部分と、逆に今度は、今現在、高齢者の方々が非常に各校区でも多くなっている、その中で、その選考をするのが難しい、この競技をまた増やしていただければ、その校区の中からの選手選考も、また多くの高齢者の方々が出ていただくのではないかなということ、いろいろな形での要望も来ておりますので、若干、昔からいろいろな形での競技もありますけれど、

ど、その部分はまた検討をして、みんなが参加ができる、気軽に参加できるゲーム形式なものも取り入れていきたいと思っております。また、御質問のように、高齢者の方々の交通機関というの、各関係機関とも連携をしながら、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○**一四番（渡辺道大君）** 今、課長からも答弁あったんですけれども、やっぱり、市長にもですね、この市民体育祭が、こう、市民総参加となるようにですね、先ほどの通学用のバスとか、車とかですね、総動員という点でどのように思っているか、お答えをいただきたいと思っております。

「市長 長野 力君」

○**市長（長野 力君）** 市民が多く参加していただくことが大きな目的になっていきますんで、まあ、その手段をどうするかというのはいろいろあるかと思いますが、交通手段というのが大きな要素の一つになりますし、このあたりも当然ですね、今後検討の一つになってくるかと思っております。

ただ、市民体育祭は、スポーツ競技としての位置付けにするのか、市民のお祭りというか、レクリエーションの場にするのかという、大きな目的の枠組みは、今後ですね、やはり、方向としては検討していく必要があるかなと思っております。

○**一四番（渡辺道大君）** ぜひですね、いろいろ検討をしていただ

いて、参加者がですね、やっぱり多く市民体育祭に参加できるように進めていっていただきたいなと思います。

次にですね、公共施設のトイレ改修について質問をいたします。学校や公園などに設置しているトイレの水洗化や洋式化の現状というものが、どのようになっていくか、お答えをいただきたいと思っています。

〔教委総務課長 中村章二君〕

○教委総務課長（中村章二君） 私のほうから学校施設について、お答えをいたしたいと思います。

市内の小中学校の児童生徒のトイレの現状ですけれども、洋式化については、二百四十七基のうち、和便器が百八十六基、洋便器が六十一基となっております。洋式化率は二四・六九％という状況でございます。また、水洗化については、安納小、安城小、住吉小、下西小の一部トイレに水洗化をされていないトイレがまだ残っているというのが現状でございます。

以上です。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明いたします。

建設課管理の公園につきましては、市内に都市公園が八カ所ありますが、老朽化したくみ取り式のトイレが、建替え中の二棟を含め七棟あり、利用者が気持ちよく公園で遊んでいただくよう計画的に建替えを進めております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） やはりですね、公共施設とかですね、公衆トイレなどの和式トイレから洋式トイレ、また、水洗化などというのを求める声、要望が多いのはですね、やはりこう、さまざまあるかなというふうにならざるを得ないと思いますけれども、やはり、高齢化が進む中で、やっぱりさきに述べたようなことが、適していないのではないかと私は考えます。

トイレ設備がですね、やっぱりしつかりしていなければ、高齢者の方がですね、なかなか外に出られないと、急に催した場合にですね。やはり、そして、いろいろな行事等にですね、参加できない実態があるということですね、テレビ等で言われておりました。西之表港を生かした観光まちづくり計画案の中にもですね、中心市街地ににぎわいを生み出すために何が必要だと思えますかというアンケートには、やっぱり、環境整備、駐車場、トイレ等がですね、二十件と、商店街への駐車場やトイレ、歩道などの環境整備や施設整備を希望する声が多いというふうにしても書かれております。

今現在でも、公衆トイレの建替え等というのが進んではおりませんが、先日、美浜グラウンドの近くに行ったときにですね、ユニフォームを着た年配の方がいて、腕のところを見てみたら佐賀と書いていたんですね。やっぱり、聞いたら、ソフトボール大会に来ているということで、美浜グラウンドのトイレが建て替えられていた時期ぐらいで、大変よかったなと感じたところでした。

美浜グラウンドや、今、花里浜公園のトイレは建て替えられてですね、ウォーキングをしている人たちや、グラウンドを利用して人たちにも喜ばれているものだと思います。私たちもですね、トイレの建替えの改修等を繰り返し要求をして、実現してきて、本当にもう感謝しております。

また、公共施設内のトイレも洋式化にしたりと、一部改修も進んでいるようですけれども、このほかの施設には、まだ改修が進んでいないような施設の今後の計画というものがどのようになっていくか、お答えをいただきたいと思っております。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明いたします。

建設課といたしましては、平成二十八年度にわかさ公園児童館前トイレと中央墓苑トイレの建替えを行っており、平成二十九年三月までに完成予定でございます。

また、平成二十九年度に嘉永山公園を計画しておりますが、栄町公園、東町公園につきましては、中心拠点施設が完成した場合は解体する計画であります。新城公園につきましては、利用者が限定されており、利用形態や利用者数を把握し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

学校のトイレの改修についてでございますけれども、学校トイレの環境整備を図るために、水洗化、洋式化に向けて年次的に整備を

進めております。

平成二十七年でも古田小学校トイレの水洗化工事を行っております。また、本年度は来年度から実施をいたします種子島中学校トイレの洋式化に向けた実施設計を行いました。また、平成二十九年からは種子島中トイレの洋式化工事、それと、安納小、住吉小の水洗化工事等を予定しております。

今後も水洗化、洋式化、そして乾式化等を含めて、年次的に学校トイレの環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 長期振興計画の中ですけれども、トイレは

年次的に改修していくという計画があると思うんですけども、予算の範囲内ということになるのかなと思っておりますけれども、学校はですね、学校は今、二四％、洋式化が二四％というのを答弁いただいたんですけども、低いほう、低いのかなというふうにちょっと思っておりますし、学校がいつまでに洋式化がですね、ごめんなさい、学校のトイレというのの改修工事がいつまでに完了するか、公園とかですね、公共施設というものが、いつまでに完了するか、また、公衆トイレはいつまでに完了するかとかですね、また、その中で優先すべきところはどこなのかなどの計画を、やっぱりはっきりさせていくべきではないかなと思いたければ、これについて市長はどのように考えておられますか。

○市長（長野 力君） 当然ですね、計画を立てて、それに従って

進めていくことが一番最上の方法だと思っておりますので、今後を含めてですね、計画を再度見直していく必要かなと思います。

○一四番（渡辺道大君） 計画どおりに進めていくということとで答弁をいただきました。

次の、そうしたら次の質問に入りたいと思います。

今回ですね、自衛隊の訓練がですね、国上中学校跡地を宿营地として行われたようですけれども、どのような目的で訓練が行われたのか、わかっただけであればお答えをいただきたいと思えます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

陸上自衛隊西部方面隊の説明によりますと、訓練の実施期間は十月の二十日から三十日までと、前後それぞれ一週間の移動準備及び訓練準備を要したとでございます。

本市における訓練規模は、総人員約七十名、移動車両約二十台、また、その訓練内容は、種子島全体で展開をしている自衛隊員最大で約四百五十名分の炊事支援で、ほかに洋上監視訓練が主なものとのこととございました。

以上で説明を終わります。

○一四番（渡辺道大君） 昨年ですね、中種子町のほうでも空港跡地を利用した自衛隊訓練というものが行われたんですけども、その地域における経済効果がですね、一千万円ほどあったと一部の間では言われておりますけれども、そのようなことを受けてですね、

市としても調査をして、このことをどのように評価しているか、また、今回ですね、西之表市で行われた訓練の経済効果というものがあつたのかどうか、お答えをいただきたいと思えます。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

自衛隊鹿児島地方協力本部種子島駐在事務所によりますと、本市で調達した食材及び燃料等、約一千万円程度の効果があつたとの説明を受けたところでございます。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 今、課長は効果があつたというふうにして言われたんですけども、私たち共産党もですね、独自調査を行って、地元の人たちとの聞き取りなどをしたんですけども、昨年、空港跡地での訓練ではですね、地元ではお弁当が五百円というのが二百個ほど売れたと。商工会青年部がですね、出店をやったけれども、たばこが売ただけで数十万円の売れ行きしかなかったと言つてですね、百万円もなかったというふうにして聞いております。今回もですね、西之表市でどうだったかということも聞き取り調査というものを行ったんですけども、経済効果があつたというふうにしてですね、余り聞かないんですね。

やはり、この西之表市内のガソリンスタンドで給油を行ったということも全く聞かなかつたですし、中種子町のあるガソリンスタンドの方に話を聞きましたけれども、給油はしていないということで、そもそもですね、提示してきた単価というのが、二十円ほど安く言

ってきたので折り合いがつかなかったというふうにして言っております。また、領収書のやりとりとかも発生するので大変なのではないかと。また、こう、余り量も使っていないかというふうにして聞いておりますけれども、重油とか大きな機械を動かす重油、灯油というのはですね、一つの会社がまとめて直接持っていたということなんで、地元のガソリンスタンドには何もなかったというふうにして話されておりました。

やはりですね、基本的に自衛隊の訓練というのが、いろいろ持ち込んだりして行くもので、自給自足、こう、地元で何かを購入するということが余りないんじゃないかなというふうにして思うんですけども、このことについて、地元の声とかを受けて、市としてはどういうふうにして、思っているか、お答えをいただきたいと思えます。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今、先ほど私が御回答申し上げたのは、あくまでも種子島駐在事務所による説明でございます。現場を確認したわけではございませんので御了承いただきたいと思えますし、今後、地元でそういう食材とか燃料の調達をしていただくことはお願いをしていきたいというふうにして思っております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） そうですね、私もこの経済効果一千万円というふうにしてあったというふうにして聞くんですけれども、地

元としては、こう、そういうのは全くなかったというお話で、やっぱり、経済効果を当てにした、こう、誘致というのはですね、間違ではないかというふうにして私は思います。

このことについてですね、市長、どういうふうにして思っているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（長野 力君） これを誘致したわけではございませんので、基本的には、今後、こういうことがあった場合は、できるだけ地元で反映するようにですね、やっけていく必要があるかと思えます。

○一四番（渡辺道大君） はい。そうしたら最後に、航路運賃補助の充実について質問をいたします。

六月の質問ですね、この有人国境離島法、航路運賃が安くなるのではないかと、島民からも期待がされていてですね、私も大事な施策としてあるべきものだと思っておりますし、現時点におかれて、この国の予算とかがどのようなことが対象になるのかとかですね、どのぐらいの予算がついたとかですね、そういうことの情報があればお答えをいただきたいと思えます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

法に基づく特定有人国境離島に対する国の支援につきましては、地域社会維持推進交付金という制度ができる見込みでございます。

現在、国のほうが詳細な制度設計を行っている状況でございます。この分が予算的には国の概算要求レベルで五十億円というふう

になってございます。制度の中身としては、航路・航空路の運賃の低廉化、輸送コスト支援、それから、滞在型観光促進、雇用拡充などが盛り込まれるということになってございます。そのうち運賃の低廉化につきましては、対象が離島住民というふうになる予定だというふう聞いております。

それと、予算の関係で関連事業の増額要求という部分で、離島活性化交付金とかが今ございますけれども、この部分が約四・五億円、それから、離島漁業再生支援交付金、この分が三億円増額されるという情報が来てございます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 今、いろいろ答弁ありましたけれども、そのことをですね、どのように、こう、市民のほうに知らせたのか、また、あるいは知らせていくのか。県議会の中でもですね、五月の二十七日に関係市町村への説明会を開催したと。県の計画は、離島地域における航路・航空路運賃とか、本土に比べて総じて高い物価といった課題を踏まえた内容にしたいという県の姿勢というものもあるんですけども、市はこの国や県に対してですね、今後どういった要求をしていくか、どういう立場で臨んでいくか、お答えをいただきたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

現在、国が考えている制度以外では、交流人口の拡大が最も重要だというふうに考えてございます。そういった部分から、外から来

る人の運賃支援のお願いという部分ではやってきた経過がございます。また、現在、確定はしておりませんが、おおよそ国の負担割合が五割程度というふうに言われています。五割になるのか六割になるのか、まだ確定をしていないと、その事業によっても変わる可能性がございます。

そこら辺の制度設計は、まだはっきりしてございませんが、おおよそ五割の財源支援しか見込めないという状況が見えてきているということ、やるにしても、市においても多額の事業費、財源が必要になってくるというようなことも予想されているところです。そういった部分で、地元の負担軽減のために、国の支援拡充であるとか、あるいは、県のほうの負担ができないのかという部分についても、お願いをしてきているというところでございます。

最近では、種子島屋久島振興協議会の中で内閣官房をお訪ねをして、お願いをしてきたという経過もございます。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） やはりですね、奄美振興法のようにですよ、やっぱり、補助率というものを高くしてですね、島民の航路・航空路運賃などを負担が軽減になるような法律でないといけないなというふうにして思っておりますし、また、この対象もフェリーだけじゃなくて、高速船の運賃引下げというのが、利用度からいっても重要だと思っております。

今、課長のほうからありましたように、県の負担をお願いして

いるというところではですね、やっぱり、県の現在の行っている補助事業でもですね、鹿児島空港発着の国際定期路線等を利用して、研修や視察や交流、国際交流のために海外渡航をする六人以上の団体グループに対してですね、渡航経費、航空路運賃の一部の助成を行っていると。鹿児島から海外に出かけましょうというふうにしてですね、助成金を出していることがあるんですけども、離島地域における航空、航路・航空路運賃や本土に比べて総じて高い物価といった課題というふうにして答えておりながらですね、こちらのほうの高速船料金などというのを下げるのが、やはりこの、さっきの補助事業よりも求められることだと思います。

やはり、こちら辺もですね、やっぱり、しっかり指摘をしていかないといけないところだと私は思いますし、奄美航路のように、運賃が引き下がればですね、高速船や飛行機、フェリーの利用者が増えて、島民の生活航路も充実するのではないかと思います。

やはりですね、甑島は薩摩川内市でもありますけれども、県内の離島で、しっかり庁舎を構えている西之表市がですね、やはり旗振りをする必要があると思います。ほかの自治体も元氣が出ると思いますので、今後ですね、住民や関係機関、団体、そして、私たち議員などですね、どのように市が運動を進めていくかというような計画等があればですね、お答えをいただきたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えします。

先ほちょっと若干、説明をさせていただきましたけれども、航

路・航空路の支援の中身については、高速船が新幹線の料金並みまでを上限として、支援をしていくというような中身であるとか、あるいは、JRの運賃並みに持つていく、フェリーなんかですね、JRの運賃並みとかというような指標がある程度出されてはございます。

ただ、先ほど説明をさせていただいたように、今、対象となるのが離島住民について対象になるというような制度設計になってございます。ですので、確かに離島の住民にとっては、鹿児島とかに医療だとか、そういう部分に行きやすいという状況にはなってきましたけれども、ただ、一方では、島内の需要がそれだけ流れ出してしまふというようなことも当然考えられることですので、そこら辺は、先ほども言いましたうちの事業費の関係もございまして、事業費の関係だとか、そういった部分の中身を、こう、ちょっともつと、もうちょっと精査をですね、どういう部分が適正かということをやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思います。また、その設定の仕方についてもですね、種子島全体での負担のあり方、どういう割合で負担をするのかとか、場合によっては屋久島との補助設定の調整等も必要になってくるというふうに思われますし、それぞれの運送業者との情報共有、あるいは、連携も再構築していく必要があるというふうに考えております。

国からの制度面の縛りも当然出てきますけれども、熊本及び県との間で十分な連携を図りながら、住民にとって最適な補助の仕組み

というのを構築をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 島内からはやっぱり高速船利用者という

ものは、利用者はですね、やはり、病院とか通院とかがやっぱり多いものだと思いますので、やはりですね、島民の生活、所得などをですね、実情を把握した市の姿勢というものをしっかり堅持していただきたいと思います。

やっぱり、航空路運賃補助に対してですね、最後に市長、そして、市の姿勢についてですね、どのように、こう、運動を進めていくか、最後にお答えをいただきたいと思います。

○市長（長野 力君） これまでもこれにつきましては各機関、いろいろな形で要望してありますので、引き続き国やいろいろな機関ですね、要望していくことになるかと思えます。

○一四番（渡辺道大君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十四時四十五分ごろより再開いたします。

午後二時三十一分休憩

午後二時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） こんにちは。質問通告に従いまして質問をいたしたいと思えます。

まず、文化活動の充実と社会教育施設の充実について、図書館の問題について、まず質問をいたしたいと思えます。

今、全国的に、図書館の運営が経費節減など指定管理に任されるという状況が増えておりますが、この本市におきましては、前回、指定管理ではありませんでしたが、今、本市の直営運営に戻っております。そういう意味で、大変、住民サービスをこれから深めていく上で大変重要なことだと思います。

公立図書館の基準に基づきまして、資料の収集や提供など、利用者に応じたあらゆる図書館サービスが求められております。成人、児童、青少年の諸活動を推進するための読み聞かせや学校など施設、教育施設としての連携の強化も欠かせないことではないでしょうか。課題の多い中で、今回はまず移動図書館の運行状況と改善について取り上げて質問をいたしたいと思えます。

まず、移動図書館の現状について質問を求めます。

以下は質問者席より行います。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

移動図書館車につきましては、現在、二千七百冊を搭載し、三つの巡回ルートで月三回の巡回を行っています。本の入替えは毎月百冊ずつ行い、移動図書館利用者にも新しい本が手に入るように入り入れています。

今年度は図書館協議会を四月に行いまして、各地区に配置されており、巡回ルートをおし協力隊、移動図書館車の運転手の意見も取り入れ、巡回ルートを作成しました。改善した点は、各保育園、小学校へ配本するブックコンテナを別日に行うことにより、新たなステーションの追加と各ステーションでの滞在時間が長目にとれるような点です。ルートの中で、万波集落でありますが、一人の方の要望もございましたので、ステーションの希望がありましたので設置をしております。

福祉サービス面では、各コース一カ所は福祉施設、百合砂苑、現和苑、風の街を組み入れました。今後は、病院等もステーションにできればと考えています。

児童サービス面では、夏休みに児童館、児童クラブへの職員の読み聞かせをセットにした特別巡回を三回行い、好評でした。

以上の改善により、昨年十月現在で利用者が七十人増、冊数で二百二十九冊の増となりました。今後も移動図書館利用者の利便性や新たな試みについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 移動図書館車の利用については、本当

にたくさん利用されている数字を私もいただいております。今年、まだ十月の統計までなんですが、昨年度の年間の冊数をもう既に上回っているという大変好評な移動図書館の効果というか、期待がされているなというふうに思います。

それは、先ほど、今、担当課長がおっしゃいましたようにですね、さまざまなコースを、また、工夫をしていただきまして、福祉サービス、病院にも行ったりということもかなりよかったかなというふうに、大変ありがたいと思います。

つきましては、私も、児童クラブが今回、開設をされました。夏休みの長期間、例えば、住吉の児童クラブ、一回来ていただき、本当に子供たちがすごく楽しみにしていて、ここは地域ごとの子供たちの好きな本の種類、趣味の分野とか、さまざまあると思います。

そういう、住吉は魚の辞典を好む子供だったり、魚釣りの本が好きだったりという多種多様な子供たちの個性が見受けられるなど思っています。すごく楽しい気持ちで読み聞かせも聞かせていただきました。そういうことをぜひ多くの子供たちの日常的に環境整備ができたらなというふうに思っています。ぜひ、このコースを増やすことということは、人員増でないとできないことだなというふうに思いますが、図書館運搬のもっと日程を増やす、人員を増やすということを、今年こういう移動図書館の効果があるし、市民の期待も多いということ、そういう検討が来年度に向けて、どのような、今年の総括にはまだ早いかもしれませんが、状況を見て、どのような方向を目指そ

うというふうに担当課では考えておられるのかをお聞かせ願いた
と思います。

○社会教育課長（松下成悟君） まだ十月の現在でございますが、
やはり、利用状況とかですね、そういうのも確認をしながら、やは
り、ルートも増やしていく、やはり、子供たちとか、その地域の
方々に、やはり、サービスマスを向上させる分につきましては、ルー
トの増設とか滞在時間の延長というのも視野に入れながら、もし、
考えられれば、日数も増やすという考えも今後は検討していくべき
ではないかと考えております。

○一三番（橋口美幸さん） 本を読むということは、言うまでもな
く本当に子供たちの心を豊かにし、親子のコミュニケーションの場
にもなるということが、かなりたくさんの効果があるし、子供たち
がまず落ち着いて生活ができる環境を取り戻すという大事なことも
ありますし、さまざまなことを知るといこともありますので、ぜ
ひ、この、大字に住んでいる子供たちにとっては、移動図書館と
いうのは大事な役割をすると思います。

それとあわせまして、やはり、今、運転業務をまちづくり公社に
業務委託をしておりますが、やはり、図書館の職員が、今、常時二
人で回しているという状況もあります。そういう市民の文化的要求、
読書要求を満たすという行政の施策としては、本当に貧困な人員配
置じゃないかと思えます。司書の方も一人いらっしゃいますが、今、
図書館、図書、学校図書の法律改正で、学校司書が、今一名配置

はされておりますが、住吉・現和・下西かけ持ちの司書さんが、今
一名いらっしゃって、少しずつ本に対する市の姿勢も変わってきつ
つあるのかなというふうには感じますけれど、これは法的に配置を
しなきゃいけないという最低基準だと思えますので、司書の役割、
もつと重要だというふうに考えていただいて、人の増員ということ
もぜひ考えていただきたいんですけども、そこも要求としてはい
かがでしょうか。

○社会教育課長（松下成悟君） 人員増ということでございますが、
やはり、そこも、やはり、業務量とかですね、そこに合わせて、ど
うしても必要になってくる場合には、人員増も必要ではないかと考
えています。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、人員増を要求したいと思えます。
市長も今期で終わられるということではありますが、これまで十二
年間、さまざまな形で努力をされてこられたと思いますが、基準的
に一人から三万人の人口構成の中では、もつと、司書も八人いて
もいいんじゃないかという、一応、基本ですけれども、そういう基
本の数字が出ております。一人から三万人の自治体では、九万三
千冊なんですけれど、蔵書数が、こちらは五万冊です。職員数も八
名になっておりますが、ここは常時二名の配置。そして、まちづく
り公社に運転手を依頼しているということでは、全国的な基準から
いくと非常に低い基準だと思えますが、市長、こういうことについ
ての自己反省も含め、今後、どうあるべきかということも含めてで

すね、一言お伺いしたいと思います。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 学校図書館の司書の話が先ほどこつと出たんですけれども、その点について、ちよつと説明をさせていただきます。

平成二十八年度から学校図書館に新たに一名司書を、臨時職員ですけれども採用いたしまして、下西小学校を拠点にして、住吉小学校と現和小学校、三校を兼務という形で司書を配置いたしました。このことで学校図書館の運営とかです、子供たちへの読書の興味・関心を高めるとか、あるいは、読み聞かせの研修とか、そういうことで非常に効果を上げておると私どもは捉えております。

次年度以降についてもですね、まだ、配置をされていない学校が六校ございますので、六校です、司書という資格を持っている方がですね、非常に少なく、なかなかそういう資格を持った方を雇用するというのが難しい部分もあるんですけれども、来年度以降についても、残り六校の学校にも司書が配置できるように、これは努めていきたいというふうに思っております。

それから、図書館の職員の増のこともですね、先ほど松下課長のほうからも話がありました、市民のそうしたニーズにきちんと応えていく、これが公立図書館の大きな役目であるでしょうから、可能な限りですね、人員の増についても今後当局とも相談をしながら、連携を図りながらですね、取り組んでいきたいというふ

うに思っております。

それから、移動図書館の車の運転業務のことなんですけれども、車を、移動図書館を運転をして、そこに図書を運んでいくわけなんですけれども、まちづくり公社に今依頼をしているんですが、それでも私は、特段大きな支障が出ているわけではありませんので、いのかというふうに思っているんです、思っておりますが、これについてもですね、また今後、どういう形がいいのか、検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

ぜひ、今、三校なんです、小さい学校、どこもする、本を整理する司書さんが、本をする、整理をする業務というのは一緒に、本にどの学校にも一名ずつ配置をして、子供たちが本当に本が身近にある環境、読み聞かせをなぜ必要かという六項目あるんですけれども、周りに本があること、本と子供たちをつなぐ人がいること、読む時間がある、読んでもらう時間がある、読む場所がある、そして、子供が本を好きになる秘策というのが、感想文を無理に書かせないとか、周りにいる身近な大人が本を好きになるとか、読み聞かせをするとか、そういうことが本当に今の子供たちの環境、育つ環境にとって、昔から本の大事さは言われておりますが、今、メディアがこういう形で周りにあふれている中で、本当に図書館の役割というのを私たち大人が自覚して、子供たちに何がなんでもというぐら

大事にした本の環境をつくるということが大事じゃないかなということ、今日はこの問題を取り上げております。

学校司書の役割、そこも専門職ですので、やはり、保育職にも言えること、ほかの専門職にも言えることなんですけれども、やはり、専門職になるための、仕事をきちんとこなすための意欲を持ち続けるためには、やはり、それなりの雇用条件というものが必ずくっついてまいります。仕事のモチベーションを上げることとでなれば、本当に雇用環境、充実をさせていくということにつながると思います。

先ほどの運転業務、まちづくり公社に出している運転業務ということについても、ぜひ検討いただきたい根拠としては、やはり、この子供たちに系統的に接することができる図書館のスタッフ、「あ、今日はあの人たちが、あのお姉さんたちが本を持ってきてくれるんだ、だから、この前はこれを借りたけれど、今日はこれね」という、本を真ん中に挟んで子供たちがコミュニケーションを、大人とコミュニケーションをするというのは、すごく大事なことで、やっぱりそれなりの仕事の系統性とか、そういうことが大事になるんじゃないかなというふうに私は思いますので、ぜひ、図書館の職員を増やしていただき、今日はどの本を持っていかうかと、一から十まで、そういう子供たちに本を届ける業務は図書館の人たちが責任を持つということが、子供にとって本の環境を充実させるということじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、そこは人員

増も含めてお願いをしたいと思います。

続きまして、ここは対応をしていただくということでしたので、でしたが、市長はもうよろしいですか。すみません、一言お願いします。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 今、教育長が全部お話ししました。以前から教育委員会、教育長を初め教育委員会とですね、次については、やはり、図書館というんですかね、それも、それが大きな課題というか、充実だということはですね、もう先ほど教育長が回答いたしましたように話をしておるところですから、そういう意味ではですね、今後、図書館という、いわゆる文化とか、そういうものの拠点ということ、大きな柱になるようにやる必要があるという認識で、今、既に教育委員会は検討をですね、しているところでございます。

ただ、まだ具体化いたしませんけれど、次の年度もございまして、それを含めて研究が進んでいくかと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） はい、よろしくお願いします。

それで、続きまして、図書館の、やはりこれも平成二十八年度最初に質問いたしました、やはり、横断システムというこのシステムが、本当に、今、こういうITの社会においては大事だなということを感じております。

例えば、学校の中でも、学校と図書館がつながり、全国の図書館

とつながって、どういう本は、本を紹介できるような、表紙が出ているという、私も検索システム、図書館で見せていただいたんですけれども、表紙を見て、それでその本がどういう内容なんだということを見ただけでもちよつとわくわくするような、そういうシステムです。予算としては八百万円なんです。そういう、子供たちが本の世界を楽しむという、充実感を持てるっていうことが、そんなにたくさんお金もかかるわけじゃないですし、ぜひ、来年度予算に要求を担当課からも、力強く要求をしていくべきじゃないかなと思うんですけれども、まず、担当課の姿勢としてどうでしょうか。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

システム導入に当たっては、県内外の公立図書館への先進地視察や各社のデモンストレーションを受け、導入に向けて検討中でございます。市民サービスの向上のためには、システム導入は不可欠であると考えております。もし、導入後は、ホームページでの新着図書のお知らせ、イベント案内、蔵書検索システムでの本の検索、予約が可能になります。来年度導入に向け、予算面でも、現在、検討しております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひそれは前向きに検討して、今度こそ決定を楽しみにしておりますので、よろしく願います。

続きまして、市民会館の、市民会館の利用状況と改善についてお伺いしたいと思います。

まず、市民会館の役割について担当課からお願いいたします。

○社会教育課長（松下成悟君） 市民会館の利用状況につきましては、平成二十八年十月末現在で、七百六十五件、二万三十人で、大規模な改修前の平成二十六年と比べ比較してみますと、人数で三千四百四人増となっております。多くの方に利用していただいております。

市民会館は、昭和四十七年に市民の文化、教養及び福祉の増進を図るため設置され、本市の文化芸術の活動拠点、生涯学習の拠点としての役割を担っております。老朽化が進んでいましたので、大規模改修を行い、平成二十八年一月より防災機能の向上を図り、利用を再開いたしました。

改修により、エレベーターの設置やバリアフリー化が行われ、利用環境が整いました。今後も市民の皆様の利用しやすい環境を整えられるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 利用しやすい環境を整えるように、今後、努力をしていくことであります。そういう意味では、今、市民会館の大事な事務所がまちづくり公社の部屋になっておりまして、本当に今の状況が市民が使いやすい状況になっているのかなという質問です。

やはり、この市民会館の細かいことを誰に話せばいいのかというのをちよつと教えていただけますか。相談は誰にすればいいんですか。

ようか。

○社会教育課長（松下成悟君） 市民会館の改修後の市民会館の受付とか、予約状況の確認につきましては、今、仰せのとおりまちづくり公社の方にお願いをしておりますが、そこまでの予約受け付けだけのみで、あとの管理運営とかにつきましては、まだ、社会教育課のほうで行っております。また、納付書の使用とかですね、そういうのにつきましても、社会教育課のほうで現在行っており、最初の切りかえ時期につきましては、ちよこつと市民の方々に御迷惑をかけた部分もございしますが、今は社会教育課とそのまちづくり公社の受付業務の方と連携をしながら、十分なサービス活動に努めております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 十分なサービスができているという担当課の感想ではありますが、市民の側から見ると非常に使いにくい状況になっているという声をよく聞きます。細かい、料金の納入の問題だったり、わざわざまた四階に上がらなくちゃいけないということが、本当に不便な状況なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、そこは総務課と教育委員会、社会教育課ですね、もっと状況を精査をしていただきたいというふうに市民の声として上げていきたいと思えます。

一つ、三階ですね、今、三階の市民サロン室というところがあ

ども、三階まで、私も使おうかなと思って行ったんですけど、三階まで行って、あそこでちよつと時間をつくって、ここでいろいろ会話をしようかなというふうには、無料ではありませんので、そういう状況だというふうに言えばそれまでなんですけれども、やはり、より市民が使いやすい、まあエレベーターがついたとはいえ、高齢者も行きやすい、外から来た人がちよつと休もうかなというふうな場所とするには、三階のサロン室が一階にきてきたら、もっと使いやすいんじゃないかなという声がありますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○社会教育課長（松下成悟君） 今、議員が御指摘になりましたけれど、そういう苦情ですか、そういうのはまだ、全然、現在こちらのほうにはまだ入ってきていない状況ですので、もしまた、何らかそういう形があればですね、またいろいろと、今あるのをまた下に持っていくというのは、多分無理になるかと思えますけれど、一応、市民サービスのためにはいろいろな方々からの意見も聞いて、解決はしていきたいと思っております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、市民の声をですね、まず把握ができる状況なのかどうかということも大事ですので、文化的要求の受け皿としてある市民会館ですので、ぜひ、そういう場所として、もし要望があったら、ここに社会教育課にお寄せくださいみたいな意見箱というようなものも配置していただければ、使いやすい施設

になるかなというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、地域に受け継がれている伝統芸能の継承と保存の取組みについてです。

この伝統芸能というのは、本当に今、中学校が統合されるときにも、私も問題提起をしたんですけれども、各校区では中学生が、中学生、高校生が今の地域の伝統を受けついでいくという役割を担っていた校区が多いんじゃないかなというふうに思います。そうなりますと、本当に、今、伝統芸能がどういう状況になっているのかなというのをちよつと調べてみました。なかなか高齢化もあり、子供たちも統合中学校になれば地域に子供たちの姿が見えなくなっている、高校生はまさに学業が大変になる、スポーツも大変になるということ、結構、大変な運営状況となっております。

その中でできることとしては、やはり、芸能を披露する場所の確保と、それから、それを披露した後のクリーニング代とか、運営の仕方を、市がもつと伝統芸能を保存するための予算確保が必要なんじゃないかなというふうに思いました。現実的にどのどの芸能に二万円とか三万円以内の補助が出ているとしても、調べてみたらクリーニング代だけで三万円以上はかかるといふ状況のもとで、伝統芸能を残していくということが非常に困難になっておりますが、そういう現状把握をどのようにされて、そして、今後、どういふふうに継承すればいいと考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

種子島は大変歴史の古い島であることから、史跡や文化財が数多く残っています。中でも郷土芸能と呼ばれるものが最も多く残っていて、毎年、各地の神社で行われる願成就で公開され、保存・伝承されていますが、年々、若い人が少なくなり、伝統的な芸能などを伝えていけなくなりつつあることは、まことに残念であります。

そこで、各地の保存会にお願いして、いろいろ工夫していただいております。例えば、男性のかわりに女性がやったり、大人のかわりに子供たちがやったりして、苦勞しながら伝えてきています。文化財は、その土地の人々が自分たちの地域に伝わった宝物として、大切に残そうという積極的な意欲を持ってもらうことが大切なことであると思います。

保存につきましては、郷土芸能保存会を中心といたしまして、無形民俗文化保存連絡協議会で保存に取り組んでいるところでありますが、保存会の皆様のところでも、少子高齢化等の進行、経費の問題など、継続するのが大変厳しい状況でございます。行政といたしましても、平成二十七年より保存連絡協議会への補助金を七万五千円増額したり、各文化財団への助成制度の利用支援も行っている状況であります。また、発表の場を提供することも心がけていきたいと考えます。

地域の宝として、後世に残すことは我々の義務であると思っておりますので、さらなる保存・伝承への支援のための調査、検討いたしました。たく思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 昨日、冊子をいただきましたが、県の指定文化財が六つですね、獅子舞、大的始式とか横山盆踊り、種子島大踊り、めん踊り、六つが県の指定で、市の指定文化財、花踊り、太鼓山、安納棒踊り、古田棒踊り、源太郎踊り、この五つ、そしてもう一つ、ヨンシー踊りも市の指定文化財になったということで、今度、どすこいで、長浜市ですね、活躍された人たちも、今、無形、まだ指定はされておりませんが、候補になっているということで、本当に私たちの伝統芸能が後世に受け継がれるということは、今の私たちの大事な責任だと思しますので、ぜひ、各地域の不安とか悩みとかですね、やっぱりそれぞれあると思います、だから、補助金をもらっているからきちっとしなきゃいけないんじゃない、もういいから、どうやって実践をしようかというところまでですね、やはり、行政がフォローしていかないと、今の大字の状況、市内も含めてなんですけれども、やっぱり市の状況というのは、本当に文化を大事にするということから、観光客を呼び込んだり、地元を好きになり、子供たちが地元を誇りを持って都会に出ていったりということとで、かなりの大きな財産になると思いますので、そこは先行投資ということですね、地域の芸能文化に対する予算をぜひつけていただきたいということを強くお願いをいたしたいと思います。

続きまして、子供のための、五番目に入ります、子供のための生

の舞台芸術鑑賞の事業継承についてを、ぜひ、私も任期、最後の議会となりませんが、引き続き頑張りたいと思っております。

この芸術文化鑑賞は、長いことお母さんたちの会費制でやってきたんですが、平成二十二年度からですね、市の予算として、二十九万円、約三十万円が毎年、平成二十二年度から本当に予算配分されて、子供たちがもうこの時期にはこういう生のお芝居や人形が、人形劇、音楽が見られるというのをずっと系統的に楽しみに待っております。

今は、今年は、平成二十八年度は残念ながら二十万円という、厳しい財政の中でも確保をしていたという評価をするべきだと私は思っています、ぜひ、最低二十万円以上ですね、引き続き確保していただき、子供たちに生の舞台というものを、ぜひ見せて、見せていただきたいというふうに思いますので、この予算配分についても文化係の取組みの気持ちをお願いしたいと思います。

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

子供たちの生の舞台芸術鑑賞の事業継承ということでございますが、近年の急激な社会変化の中で、人格形成上、極めて大切な幼児、児童、青年期における多様な生活体験、社会体験、芸術文化に接する体験は、必要であり、大切なことであります。このことについては、行政といたしましても、芸術文化に接する機会の提供に努めているところであります。

本年度は、市の自主文化事業として、五月に榕城小体育館にて人

形劇団クラテスによる人形劇、約、観覧者が二百五十名でした。六月には、市内全小学校を対象に、みやまコンセールによるみやまサテライトコンサートを市民会館で開催いたしました。観覧者が八百七十八名です。また、文化庁主催の巡回公演として、ガイ氏即興人形劇場が六月に国上小学校で、十月には舞踊集団菊の会による邦舞公演が下西小学校で開催されました。また、三月には、劇団四季のミュージカル「王子とこじき」が種子島こりくで行われ、市内小学生の無料観覧が予定されています。

今後とも一流芸術文化に触れる機会の提供を行うよう、事業継続に向けて、また、文化の香り高い地域社会を創造していくために努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

五項目にわたりまして、文化環境の充実のお願いをしましりましたが、本当に豊かに子供たちを育てる私たち大人の責任として、まず、文化環境をつくっていくことを行政と一緒に私も力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、子育て支援の取組みについてであります。

前回の議会でも、このにこ広場の、子育て支援センターにこにこ広場については取り上げましたが、やはり、この療育支援のあり方、そこにどういう職員が配置されて、どこがどう責任を持っていくのかということが、現場を見る限り、明らかにされていないと

いう問題点を私は感じましたので、センター長の配置、そして、正職員の配置と責任について、お伺いしたいと思います。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

昨年七月に、この子育て支援センターを開設をしたところでございます。開設当初におきましては、福祉事務所の職員体制上、職員の配置というのがなかなか難しい状況がございました。今年になりましてからは、療育支援の担当ということで、正規職員一名を配置をいたしております。また、管理運営の明確化ということもありません。子育て支援係長をセンター長として配置をしております。

議員御指摘の管理運営の状況が明確でないという状況、御指摘ありますけれども、体制としては整えてきているという状況でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 子育て支援センターにこにこ広場の役割というのは、前回の議会でも取り上げましたので、療育支援という大変大事な役割で、保育園とは違う、日常的に子育てに悩んだり、子供の発達に悩んだり、そういう専門的な分野の相談が多いと思っております。

昨年の実績では、夏休みでは八百人、延べですけど八百人から六百人という相談者がいらっしやる中で、やはり、正職の配置をして、そこに現場で親子で向き合い、直接市民と対話し、保育に入る

という状況が望ましいと思うんですけども、そこはどのような形で確認をされているかをお聞きしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 子育て支援センターの役割としてございますが、そもそも子育てに関する総合的な支援を行う場所ということでございますので、そこに配置をされているというか、雇用をしている臨時保育士の皆様方についても、そういった日常的な相談に応じるということは業務上あると、そういった業務を担っていただくということになるかと思えます。

そういった中で、特に困難な事例であったり、療育に関する相談であったりということは、正規職員を配置しておりますので、正規職員が対応を、専門的に対応していくということが望ましい姿であるというふうに思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） やはり、困難な状況の相談というのは、日常的に信頼関係が深まっていないと、そのときだけ、じゃあ正職だから私というようなことにはならないんじゃないかと思いついて、やはり、正職できちんと配置をされている以上は、日々、保育に入り、子供たちやお母さんたちと毎日の心の変化なり成長の変化なり、把握するのが正職の保育士の役割だと思います。もし、それができなかったということであれば、やはり、それに対応できる人員増が必要なのではないかというふうに思います。

非正規の職員の皆さんも経験が豊富で、結構向上心を持って、今、

一生懸命、療育支援やらコスモス教室にも出かけていき、すこやか
の健診時にも出かけていき、かなり頑張っていたという
のが、皆さん承知の認識は一緒だと思うんですけども、やはり、
職員削減という面でいいますと、現場で、市民と直接触れ合う職員
を専門、しかも専門職を増員するということが、本当に大事な課題
だと思っているんですけども、長野市長にお伺いしたいと思います。

今、職員が本当に削減されてきてですね、皆さんの業務も、事務
的な業務も大変だとは思いますが、専門職の分野での、保育園が民
間に全部、どの保育園もなつて、公立保育園がなくなりました。唯
一の子育て支援センターというところは、市が行っている子供のた
めの施設だと思いますので、やっぱり、そこに手厚い正職員の配置
というものが、今、こういう時代だからこそ必要になってくるんじ
やないかなと思っております。

療育支援ということは、今まで余り重要視されてこなかったです
けれども、時代の背景の中でかどうか、そこはまだ分析足りませ
んが、やはり、本当に核家族化の中で、お母さんたちが相談を求め
ることが本当に多くなっておりまして、やっぱりこれは、専
門的な、療育という専門的な分野が必要だと思いますが、その人
員配置については、市長の思いというか、いかがだったのか、今後
どうあるべきかというものも含めてお伺いしたいと思います。

○市長（長野 力君） おっしゃるとおり専門職を必要とする部分、

一般的な部分といろいろあると思いますが、特にですね、保育士とか教育関係とか、そういうところにつきましては、やっぱり、専門職がですね、先ほどの図書館司書もそうですが、専門職は、やっぱり今後、配置する必要があると思っておりますんで、今後ですね、保育士だけじゃなくて、ほかの専門職も含めて、総体的にどうあるべきかということを検討してですね、全体の職員の数の問題の適正の中で配置を考えていく必要があるかと思っております。

ただですね、保育士につきましても、大変、保育所の先生方が少なくて、大変、そういう手当てするのにも厳しい状況にもございまして、今後、特に子供を育てるのにつきましては、本市の大きな柱にもなっておりますし、保育士の専門職をこれから配置するという努力は今後していく必要があるかと思っております。

ただ、全体の業務の中の範囲の中において、どうかかわっていくか、また、運営を担当していくかというバランスもとることも必要かと思っております、そのあたりはしっかりと検討しながら、基本的には、やっぱり、保育士、専門のところには専門職を配置していくということですね、これはもう、一つの大きな課題だと思っております。

今後、業務の点検をしながら、ぜひ、検討を図る必要があるかと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） 保育士の不足は全国的な課題でして、やはり、ここも同じ、各法人の保育園もかなり保育士を探しております。

ます。努力をするというふうにおっしゃいましたので、どういう努力をするべきかというふうに思いますが、やはり、これは賃金の問題だと思っておりますね。本当に命を預かる職業、どの専門職でも言えることなんですけれど、保育士については、本当に子供の成長、命を守るという大事な役割を持ち、療育支援については、もっと深い洞察力と勉強が必要な分野だというふうに思っていますので、やはり、普通の一般的な時給じゃなくてですね、専門職並みの、専門職に対する特別の賃金体系というものがなくて、ぜひつくっていただきたいというふうに思うんですけれども、市長、もう一回、お考えをお聞かせください。

○市長（長野 力君） 賃金の問題、最終的に賃金の問題のところに行き着くような気もいたしますけれども、賃金の問題は、当然、どの職種においても、この賃金については、やはり、適正なもの、我々のできる可能性の中の適正なものは当然考えていかなきゃならないし、保育士さんに限っても、その中の一環であるとは思っております。

そういう意味では、今後ですね、全てのところに、今後やはり、人という問題は今後の大きな課題でございますんで、人についてのより適正な報酬がどうかというのですね、当然、毎日ですね、考えながら、それを検討していくということは、もう当然のことかと思っております。

○一三番（橋口美幸さん） 近年、子ども・子育てシステムで、三

歳以下の子供たちは、ただ安全を見守ればいいんだというような条件が、かなり保育条件が緩和をされましたが、三つ子の魂百までというのは、ずっと昔からの教えのとおり、ゼロ歳から三歳の子供たちの育児環境、生活環境というのは、その人の人生を決めるというぐらい、本当に大事な分野だと思いますし、そこに人を配置する、専門職を配置するということは、ぜひ行政の皆さんもですね、心して、保育士の専門的な分野、そして、保健師、看護師、そういう専門的な分野が、やっぱり皆さんの業務を支えているという見地で、ぜひ賃金体系を見直していただき、そういう人たちがなるべく長く働き続けられるような環境整備を行っていただきたいというふうに意見を申し上げます。

続きまして、やはり、人配置の問題ですが、鴨女町に県の補助金で、Y O U友という療育支援施設を、長野市長の時代に、平成二十三年度にかもめ児童館に建設をいたしました。二百二十九万五千円で一〇〇%県の補助金でつくりはしましたが、これが人員配置を一人、常に配置をしますという条件のもとに県の補助金を使って建設したんですが、今、平成二十八年度は、時々、九月の議会でこれも指摘をしたところですが、やはり、そういう療育支援、じゃあ、にこにこ広場はどうなるんだ、その前につくったY O U友はどうなるんだというような、どっちもどっちつかずのような状況が今出ておりますので、ぜひ、Y O U友については、最初すこやか管轄で始めました、それが今は福祉事務所管轄で進んでおりますが、

やはり、そこは一貫性がないので、どういう、やっぱり建設、補助金で建設したからには、やはり、それなりの長期的な目標も持って建設をし、私たち議会も認めてきている施設ですので、やはり、市民に有効に活用をするための施策を、ぜひ方針化をしてほしいというふうに思います。担当課の御意見を伺いたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） Y O U友については九月の議会でも多少御説明をしたとおりでございますが、その後ですね、建設当初に立ち返りますと、その当初は、やっぱり定期的に職員を配置をして、相談会を実施するというようなことで説明申し上げているようにございます。

その後、平成二十四年度は、そういった定期的な職員配置ができたようございますが、平成二十五年度からは福祉事務所の職員が減少したというところで職員配置ができずに、その運営を児童館の指定管理者である社会福祉協議会のほうに、児童館の職員の方々に一般的な来館者の相談を、そこで受けていただくというような協議をして、運営をお願いしていたようにございます。

その後ですね、今、お話が出ました子育て支援センターとの関係についてですが、現状において、子育て、児童館の中のY O U友については、もう日常的に、一般的に開放されておりまして、児童館を利用する子供たちがそこで宿題をしたり、それから、親子連れがそこで、Y O U友の中の備品で遊んだりということ、非常に有効に活用されているようにございます。

そして、子育て支援センターとの関係についてでございますが、現場の職員の話によりますと、子育て支援センターの利用者が非常に多いために、静かに過ごしたい親子については、Y O U友のほうで過ごすというようですね、保護者の皆様がそれぞれの施設が持つ機能を上手に判断をされて、使い分けをされているというような状況があるようでございまして、そういった点では児童館の先生方も、よかったねというようですね、保護者の皆様にはそんなように喜ばれているというような状況でございます。

今後も、Y O U友につきましても、子育て支援センターにつきましても、有効に施設が使われるようにこちらとしても改善を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、補助金でつくり、本市にできた施設ですので、施設はできたが中身が伴わないということがないような、市民が使いやすい、そして、広報もしていけるような、そういう運営のあり方を、ぜひ継続していただき、一貫性をもって継続を続けていただきたいというふうに思います。

続きまして、農作業の安全対策についての質問に移りたいと思います。

時間も余りないので、まず、ピクリンの使用時における農作業の安全確認についてということをお聞きしますが、まず、ピクリンとはどういうものなのかの説明をお願いしたいと思います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） クロールピクリンについて御説明を申し上げます。

クロールピクリンは、連作障害回避のための土壌消毒剤としまして、園芸作、たばこ等で広く使用されておまして、医薬外劇物に指定されている農薬であります。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 私もインターネットとかで調べると、劇薬というふうに書いてありました。ですので、農作業、畝立てのときは、必ず、今、じゃがいもを植えるときに使うというピクリンだというふうな農家の人たちから聞いておりますが、やはり、このピクリンを使うときの農作業、袋の裏に注意事項というのを書いてあるということがありますが、やはり、農業の、農業をする人たちについては、中には公社の職員についてもですね、農作業をするときには、こういう注意が必要だということを、やっぱり、行政としては働きかけるべきじゃないかと思うんですが、ここはどのようにお考えでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

農産物を販売する生産者に対しては、毎年、五月に開催しております本課主催の農林水産業関係説明会におきまして、法令に基づいた農薬基準の遵守、それから、農薬等の飛散防止、散布作業者の安全確保、また、周辺環境への危被害防止、農薬適正管理等に

ついで説明を行うとともに、農協等の生産部会等を通じまして、栽培講習会でも同様に農薬の適正で安全な使用の徹底を図っているところでございます。

また、御指摘のとおり、公社につきましてもございますが、公社につきましては、正規職員の二名を土壤消毒専門オペレーターとして従事させてというところで、先だって事務局にその確認をしたところではございます。中身的には、作業に対するなれ、また、防護マスク・防護眼鏡が煩わしいとかの理由によりまして、防止対策がとれていないということでもございましたので、それを受けまして、局長と協議しまして、防除技能、それから、防護マスク・眼鏡の着用の徹底等によります安全性の確保、また、事故が、万が一事故があった場合の連絡体制の再確認、また、法人でございますので、労働安全衛生法に基づく事業主責任としての農作業等事故防止対策の見直し等々を局長のほうに指示をしたところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 全体的に徹底をしたということでございますので、再度ですね、ぜひ、そういう事故がないような対策を徹底していただきたいというふうに思います。

続きまして、看護学校設立の問題について移りたいと思います。

現状の計画について、再三聞いてはおりますが、本会議の中でも三カ所なんだということをおっしゃっています。じゃあ、N T Tについて、旧榕中跡地について、現種子島中施設について、どのよう

な、それぞれのところについて、どういう検討がされているのかをお伺いしたいと思います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 現状の計画についてという御質問でございますので、お答えをいたします。

現状の計画については、もう何回か御説明をさせていただいてますけれども、昨年度、国の調査での支援メニューでございます地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生の先行型を活用いたしましたして、高等教育機関を活用して地域活性化がでないかといった視点で可能性調査を実施してきたところでございます。

調査結果といたしまして、これまで取り組んできております東京大学を初めとする各大学や企業等の連携については、本市の活性化、課題解決に向けて進化・発展をさせていくという方向を定めまして、また、一方で、本市における高等教育機関の設置の可能性として、実現性の高い分野としては、医療看護系を有する公立短期大学であると整理してきたところでございます。

背景としましては、全国を上回るペースで人口減少が続いている本市の現状ということで、とりわけ高校以上の高等教育機関がないということから、高校卒業後、二十までの、二十過ぎの人口構成が著しく少ないというのが特徴的でございます。

また、一部においては、経済的な面から就学を断念している住民

もおりまして、今後の本市や地域を支える地域の人材育成においても大きな損失となっているというふうに考えられるところでございます。

このままの状態では地域の活性化、活力が失われていくというようなどころで、若年層を中心に人口の流出をとめ、流入を促進することが必要だというふうに考えたところでございます。

調査内容につきまして、先ほど御案内がございましたとおり、公立短期大学の候補地として三カ所の調査をさせていただきます。NTTの、若宮のところのNTTの跡、それから、榕中、旧榕中跡、それから、現種子中ですね、旧種子高ですね、その部分について、校地校舎整備計画や経費の検討等も実施してきたところでございます。それぞれにおいて、もしつくととなった場合の経費という部分を算出させていただきます。

また、学科についても、地元色ということで、農学系とか宇宙工学系の検討もしてきたところでございますけれども、それぞれの学部について専門性が高いということで、短大での実施は困難であるというふうな見きわめでございます。ということで、今回は将来的にも、社会的役割が高くて需要が見込まれる、なおかつ交付金の単位数費用の高い看護医療系を置こうというふうな形でできているというところでございます。

この調査の結果、検討の結果として、一学年八十人、三学年合計二百四十人の学生の確保ができれば、安定経営が見込めるといった

ことが示されてきたわけですが、実際にそれだけの学生を確保できるかという課題も出てきたところでございます。そのため、今年度は県内の普通科の高校等を中心として、ニーズ調査を実施しております。現在、集計中でございます。

また、公設民営から公立大学化したことで学生の確保や経営が安定してきた名桜大学のほうから事務局長をお招きをいたしまして、勉強会を実施をし、学生の確保策のみでなくて、公立学校設立に向けた取組み等についても講演をいただいたところでございます。

これからの課題として、スタッフの確保や設置場所、設置主体、実習先の受入先ですね、そういった部分についても検討が必要だというふうに思っております。

地方創生による地域の生き残りに向けた競争が始まっておりまして、鹿児島県内においても行政主体による高等教育の設置を検討している地域もあるようでございます。先日、平成二十七年の国勢調査の確定値が発表されましたが、確実に人口の減少、高齢化が進展をしているというところでございます。

先ほどお示しをしたように、今後、整理しなければならぬ課題というのにもたくさんございますけれども、若者が町なかに二百四十人いるという部分が、地域産業への効果だとか、活気について、非常な効果があるというふうに考えてございます。本市の振興に大きく寄与する可能性を持った施策だというふうに思いますので、できない理由を探すのではなくて、どうやったら課題をクリアできるか

ということを議員の皆さんや市民の皆さんとの御意見もいただきながら、検討をしていきたいというふうに思っております。

また、今後の設置、設置の可能性の調査の段階ではございますが、設置に当たっては、本市のみではなくて一市二町による一部事務組合が母体になるということをご想定をしておりますので、今後、種子町・南種子町との連携とか設置場所、寮の設置などの検討を進めるとともに、ほかの先進的な公立大学の調査も行なってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 設置場所を聞いたんですけれども、意義とか目的とかは、もう資料も穴があくほど見、そして、説明ももう大分何回も聞いております。そういう意味で、そういう意味でちよつとどこが有力なのかというのを聞きしたかったんですけれども、そこには触れられなかったと思います。

この資料を本当にいろいろ見てみますと、これはいつか、資料の中では榕城中学校跡地を使った、使う計画であります。旧中学校跡地改修ということになると、N.T.Tでもない、現種子島中学校でもない、榕城中学校跡地ということに自然となるわけですが、そこが、なぜ榕城中学校跡地だというふうにこういう資料で出しているにもかかわらず報告がないということが、一つ疑問です。

この前、名桜大学の、名桜大学の十一月二十一日、まぶしそうです、大丈夫ですか、すみません。

○議長（永田 章君） 休憩します。

午後三時四十五分休憩

午後三時四十七分開議

○議長（永田 章君） 再開いたします。

○一三番（橋口美幸さん） 質問途中でしたので、名桜大学の説明を十一月二十一日に聞きました。そういう中では、もう本当に一市二町、十二ぐらいの自治体が、一緒になった、その地域で、しかも名桜大学ができたきっかけは、住民からの要望だったというのが私は強く印象ですし、ここはかなり幾つも違う、かけ離れた状況のもとで、名桜大学を、なぜここで講演を聞かなくやけないのかなというふうに思いながら聞いておりましたが、やはり、基本的には住民が要求をしたというところは、自治体が大きかろうが小さかろうが大事なかなめだなどは思っています。

ですので、今、私たちもこの看護学校問題が出てきてから、県内の看護学校の状況を聞いたり、卒業生がどういう状況になるのか、今の、今現在、中学校、高校に通わせているお母さんたちが、もしここに看護学校ができたら通わせますかという質問に対しても、本当に、一人二人はそうねというお母さんたちもいらつしやるかもしれませんが、ほとんどの人が、ここに通わせるのはどうか、講師陣の問題だったり、実習をする病院関係の問題だったり、やっぱり都会に一度は出て、親元を離れていろいろな経験をしたいという子供

さんだったり、親御さんだったり、そういうことがすごく多く聞かれています。

やっぱり地元が本当に欲しい欲しいということが切望されて、じやあ、建てようということであれば、もろ手を挙げて、じやあ、頑張らなきゃいけないというふうには思いますが、やっぱり、今の状況では、とてもじゃないけれど、大きな施設をつくり、そしてまた、中種子町・南種子町の議員さんに聞いても、まだ一回もそういう話は聞いていませんよという話です。ここだけが先行していつて、一緒に取り組むということは、とても、ちよつと違うんじゃないかなというふうに思っていますので、名桜大学と地域的はかなり違う、その問題をどう解決していかれるのかということをお伺いしたいのと、それから、やっぱり、もし医師会なり、一つの病院なりが、本当に看護学校をつくってみたいんだということであれば、公設民営じゃなく、民営でやったらどうかということも、最後の質問になります。民営でやったらどうかということも質問をいたしたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） 答えをします。

施設、その前に施設の部分について、私、説明をしなかったというように御指摘を今いただきましたけれど、先ほど申し上げましたように、榕中の跡地、それから、若宮のNTTの跡地、それから、種子高、今、現の種子中ですよね、が候補に挙がっています。それぞれにおいて、例えば、榕中跡地であれば、校舎の、使える部分の

校舎、使えない部分の校舎、耐震がどうかという部分も含めて、どれぐらいの費用がかかるよねというような計算もしてございます。若宮については、場所的にはいいんだけど、ちよつと狭さ、面積的にどうなんだろう、体育館までできるのだろうかというような部分の話も出ています。そこは、それぞれの条件に合って、条件に照らして、経費とか、そういう部分の算定も行ったというところですが、以前から申し上げているように、それぞれの地域は、そこが、そこでやっぱり決まりというような地域がないというのが現状です。榕中跡地のことを今言われますけれども、榕中跡地についても、用途地域の張りつけというふうな、やっぱり課題があつて、そこはやっぱりクリアできていないと、できないというような状況もありますので、そこで決まりだというような話にも今の段階でもなっていないというのが現状であるということ。御理解をいただきたいと思えます。

それから、名桜大学とうちの違いの話をされました。確かに名桜大学について、一市十二町、かつてから自分たちで大学を組織すると、何とかやっぱり、こう、北のほうでしたかね、北のほうに大学が必要なんだというような意識の中でやってこられたというようなお話をいただいております。

本市でじやあどうなのかというふうな話を聞きますと、話になりますと、確かに二年、三年ぐらい前ですかね、種子高に通ってられる二年生を対象に進路のアンケート等もとったことがございます

が、前、お話をしたかもしれないですが、実際に医療を目指している、看護系を目指しているという部分までいえば、多分十人に足りないぐらいの人間だったのかなというふうに思います。ただ、条件が変わって幾らか増えるにしても、そんなにたくさん多くの人間が見込まれるという状況にはございません。

ただ、今、うちのところで人口減少というのは大変問題になっている、これから、どんなふうにも、やっぱりこう、まちの産業とか、地域の活性化を求めていくのかという話になってきたときに、やはり、よそから人を、交流でも来ていただくというような環境を整えていくということをや、やっぱり目指している部分もあるわけです。そうしたときに若い人が二百四十人來られて、ここで暮らしをしていただくという部分の効果というのは、それなりにやっぱり地域にとつて魅力のある効果だというふうに私のほうは捉えておりますので、ぜひ、そこら辺の誘致もさせていただきたいというふうに思っているところです。

もともと公設民営の話をされます。医師会でやられてはどうかというふうな話なんです、この民営についてはですね、公設、公設民営という形になりますと、分類的に私立大学の分類という形になりますので、文部科学省の助成の対象という形になります。そうすると、運営費の一〇%程度の補助しかないということ、以前も断念してきた経過があると思うんですが、看護学校の場合と同様に、やっぱり、運営面での問題というのが必ず発生はしてくると

いうふうに思います。必然的に授業料も割高にならざるを得ませんし、学生にとつてメリットがないというようなことになろうかというふうに思います。

名桜大学に来ていただいて話をさせていただいたわけですが、かつて名桜大学も公設民営という形をとって実施をされてきております。これ、平成五年、一九九三年なんです、これ以降に文部科学省が一定の方針を出して、これまで高等教育施策を変更して、市場化、競争原理に基づく施策へ移行してきたというところがあります。大都市と地方における格差是正のためには、地方大学の新設を認めるというような方針が出されています。

これを受けて、各地方においては、地域の活性化、今言ったような、学生、大学を誘致することによる地域の活性化と進学機会の拡大を目標として、地方自治体による公設民営、いわゆる公私協力方式での大学の建設が進んだと。地方自治体のほうでは、敷地を提供したり、校舎を建設したり、いろいろな運営費を出したりというふうなことはしてきています。この時期に、やっぱり、東京、東北の芸術工科大とか、名桜大学、あるいは高知工科大とかというところが設置をされているというところがあるわけですが、ここはやっぱり定員割れ、経営圧迫という形に、やっぱり、私学助成でしかない、というような形になってきているんですが、これが、平成十六年七月の地方独立行政法人法の設立によって、公立大学法人の制度が確立をされたというようなことで、今、高知工科大にしても、

名桜大学にしても、公立という形に移行をしてきているということで、運営を立て直してきているというのが実態でございます。

高知工科大学についても、以前からすると、申込みの人員が五倍になっている、その他の学校も全て三倍ぐらいになっているということで、公立でやっていくということによって、運営自体が回転しやすくなってきたというものが状況としてございます。そういうことでございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） さまざま、名桜大学の話も聞き、資料も見ていますので、よく言いたいことはわかっておりますが、NT建設を使えば十三億円、そして、榕中跡地を使えば八億円という数字を見たときに、皆さんは、榕中跡地を使いたいのかなというような危機感がありまして、聞いているところでございます。

以上で私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（永田 章君） 橋口議員、自席のほうにお願いをいたします。

ただいまの橋口美幸議員の質問をもって本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす三日と四日は休会です。

五日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開

きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後三時五十八分散会

本會議第三号（十二月五日）

本会議第三号（十二月五日）（月）

◎出席議員（十四名）

一番 木原幸四君
 二番 鮫島市憲君
 四番 小倉初男君
 五番 下川和博君
 六番 瀬下満義君
 七番 小倉伸一君
 八番 田添辰郎君
 九番 中原勇君
 一〇番 川村孝則君
 一二番 長野広美さん
 一三番 橋口美幸さん
 一四番 渡辺道大君
 一五番 丸田健次君
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	長 野 力 君
副 市 長	坂 元 茂 昭 君
教 育 長	立 石 望 君
会計管理者兼 会計課長	美 園 博 行 君
総務課長兼 選管書記長	中 野 哲 男 君
行政経営課長	神 村 弘 二 君
市民生活課長	吉 田 孝 一 君
財産監理課長	前 田 秀 夫 君
地域支援課長	大 瀬 浩 一 郎 君
税 務 課 長	長 吉 輝 久 君
健康保険課長	戸 川 信 正 君
経済観光課長	松 元 明 和 君
農林水産課長	園 田 博 己 君
建設課長	濱 上 喜 美 男 君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年十二月五日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

一二番 長野 広美 議員

八番 田添 辰郎 議員

日程第二 議案第六九号 西之表市職員の給与に関する条例等の

一部を改正する条例の制定について

日程第三 議案第七〇号 西之表市職員の配偶者同行休業に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

日程第四 議案第七一号 平成二十八年西之表市一般会計補正

予算（第四号）

日程第五 議案第七二号 平成二十八年西之表市国民健康保険

特別会計補正予算（第四号）

日程第六 議案第七三号 平成二十八年西之表市介護保険特別

会計補正予算（第四号）

日程第七 議案第七四号 平成二十八年西之表市後期高齢者医

療保険特別会計補正予算（第四号）

日程第八 議案第七五号 平成二十八年西之表市水道事業会計

補正予算（第四号）

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

初めに、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） おはようございます。

いよいよ長野市長との最後の一般質問となりました。この十二年間、長いような短いような気がいたします。この十二年間で、個人的に特に記憶に残る事業としては、中学校六校から種子島中学校へ統廃合したこと、おおよそ五十億円もの清掃センターの建設、何といっても、種子島産婦人科医院について、医師の確保から新築の病院建設までの長野市長の御尽力には深く敬意を表するものです。また、馬毛島問題については、いかなる軍事基地関係の受入れも断固拒否すると表明されてこられました。二〇一一年六月議会最終日の市長の言葉を私たち市民は決して忘れることはないと思います。私たちが今後も進むべき道を示されていると思っておりますので、ここで、

一部中身は割愛しておりますが、振り返りたいと存じます。長野力市長のお言葉です。

種子島・屋久島は、基地経済に依存したまちづくりではなく、第一次産業を中心とした産業振興を進め、長期的に持続可能なまちづくりを進めるべきであると考えます。また、私たちが自然に身につけている温和で感性豊かな心は、この地域のこの環境があつてのものだと思います。私もが享受したこの環境を将来の子どもたちにも受け継いでいく必要があります。世代を超えて豊かに、真に豊かな暮らしを引き継いでいく絶対的な使命があります。子々孫々にわたり、この豊饒な地域を受け渡していく責務が私たちにはあるので、志を同じくする人を募り、輪を広げ、真の豊かさを今こそみんなで勝ち取り、守っていくべきです。基地化を許せば、二度と元に戻れることはありません。さらに拡大する危険性のほうが大きいと判断します。後悔したときにはもう遅いのです。進むべき道を間違えぬよう、市民、島民、熊毛全体きずなを強く結んで、移転を断固阻止してまいります。

二〇一一年六月三十日の西之表市長の言葉でした。

さて、この十二年間に、住民の生活を守り、所得向上に向けた取り組みや産業振興を投じてまいりましたが、西之表市の人口は一五％減少し、厳しい現状になっています。しかし、この厳しい状況は本市に限らず、このために国は一千億円とも言われる地方創生事業の推進を全国の自治体に求めています。そして、この地方創生事業の

これまでの国からの補助金と異なる点は、五カ年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、毎年、検証と改善を求めている点です。そこで、今年十月公表されました本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の昨年度事業に対する評価の内容について質問いたします。その検証報告によると、平成二十七年事業の主な取組みの中で、にぎわい創出事業について、おおむねKPIの目標に達成してるという内容でした。その具体的な内容の検証について説明を求めます。以下の質問は質問者席より行います。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

御案内のとおり、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、昨年の九月議会定例会において御審議をいただいて、県下で二番目という速さで、平成三十一年度までの五年間の戦略とすることで策定を行ったところでございます。

全体的に四つの基本目標というのを掲げてございまして、「安定した雇用を創出をする」、それから、「本市への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「中心部と周辺の小さな拠点の連携による魅力あふれる地域を創出をする」というような基本目標を掲げておりまして、特徴的な部分をいいますと、議員御指摘、御案内いただいたとおり、毎年度その検証していくと、それで実効性を高めていこうということで、それぞれ具体的な施策と施策の達成度合いをはかる評価指標というのを設定をして進めて

いくということにさせていただきます。

一応御案内の評価なんですけど、今年度の評価をいたしました部分については、昨年度の事業の部分ということになります。庁内においては、今までの行政評価のシステムがございまして、そういった部分で評価を実施をしております。また、庁外的には、産官学金労による住民評価組織を設置をいたしております。平成二十七年度に行われました地方創生事業、五事業ですかね、五事業とそれから、まち・ひと・しごと総合戦略、その全体についての評価というのをさせていただいたところでございます。それを踏まえて、再度また戦略本部の中で修正も加え、ホームページ等でお知らせをし、情報提供も行ってきてございます。

中身でございますけども、一応ですね、五事業の部分ですね。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生の先行型と言われる部分についてなんですけど、ここは二つの事業が、昨年のある二つの先行型という形で承認申請を行って実施をしてきているという流れがございまして。残りの三つの事業については、途中で上乗せ分というような交付金の処理の仕方、十二月の議会で多分承認をさせていただいて実施してきたという流れでございますが、そういった中で、それぞれ重要業績評価指標というのを設定してございませぬ。

一つの事業については、計画の策定ということで、成果の指標というのはつくってございませぬけども、残りの部分については、四

事業中二事業が目標達成をしてきているというようなことでございます。ただ、残りの部分についても、今御案内いただいたように、「本市への新しいひとの流れをつくる」という数値目標の向上に有効であったというような評価をいただいているところでございます。ただ、意見といたしましては、にぎわい創出事業については、市民全体の機運づくりが必要じゃないかというような御意見があったり、次年度以降にもしつかり生かすための検討をしてほしいとの意見も出されているところでございます。

それから、総合戦略全般に対する評価でございますが、KPIが適切なのかという御意見もいただいております。あと、今後力を入れていくべき点などの意見もいただいております。それらを反映した形で修正をし、また来年に向けてということで計画をつくっているところでございます。

以上です。

〇一二番（長野広美さん） 今課長から御説明いただいたように、おおむね全体的な位置付けというのは御説明いただきました。そこで、内容を少し細かな部分ですね、また再度質問させていただきますと思います。

まず最初に、にぎわい創出事業についてです。

こちらでは、今課長答弁いただいたように、委員からはですね、市民全体の機運づくりが必要だというようなコメントも付されておりますが、これを具体的にですね、これ来年度以降にも、もしくは

本年度、また来年度以降についても、五カ年事業という位置付けで取り組む方針でありますので、具体的なですね、中身の検証が必要かという意味で質問をしたいと考えております。

まず、にぎわい創出事業については、目標値を入り込み客数に設定されてあります。三十万人の目標値に対して、実績が二十七万六千人、およそ二十七万人という結果を得たので、この事業は目標の達成に有効だったと。非常にこれは、この資料そのものが概要版であります、そういう結論に読めます。実際、この平成二十七年に、にぎわい創出事業、三千六百万円が事業費として使われてるわけですが、これがどう入り込み客数のこの二十七万人の結果というふうに評価されてるのか、その内容について説明をお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

御案内のとおり、にぎわい創出事業については、三千六百万円ほどの事業費を投じて実施をしてございます。中身については、にぎわい創出の部分の、今やっつるにぎわい創出事業の部分ですね。集客施設から市内や島内をめぐってもらうためのイベントの開催や景観のあり方を検討するための経費であるとか、交流を推進するための集落等のあり方の検討に要する経費とかという部分のソフト事業、それから、ハード事業では、中心拠点施設関係の施設設計経費とかの部分が入つてるといふふうに思います。あとは、実行委員会の運営に対するための経費ですね。にぎわいの創出実行委員会の組織を

それぞれつくってございますので、その部分の事業とかがつていうのがこの中に入ってきます。

実際に何やったかという話になってきますけど。

○一二番（長野広美さん） いえ、課長、申しわけありません。評価した部分ですね。失礼、ちよつといいですか。

申しわけありません。もう一度質問を繰り返します。

今回伺ったのは、事業の内容ではなく、入り込み客数の目標値に対して、おおむねこの事業は有効であったと評価されてますので、その説明を、どうしてそれがこのにぎわい事業からですね、入り込み客数という獲得までつながっているのか、事業の内容と一致したこの数値目標なのか、その点について説明をいただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

実際、目標として、最初、現状値を二十七万六千九百五十人、目標値を三十万人というふうにしてるわけなんです、この三十万人については、平成三十一年の最終的な目標値ということで当初掲げてございます。

まあ、今回どういう効果があったかというような話になるうかと思えますけども、にぎわいの部分で、安納いものスイツサミットの分を実施してございます。ちょうど去年、国民文化祭がございました、それに重ねて安納いもスイツサミットを実施してきたという部分で、そういった集客の可能性、若い人をターゲットにし

た集客の可能性という部分に実施をしてきているところですね。

あと、それから、長期的というか、二、三年先の効果発現という形にはなるのかもしれないんですが、先進地の視察で長浜だとかそういうところに出かけて行って、まちづくりのあり方というのを勉強してきてございます。そういったものも含めて、今、温泉施設とかがありますけども、そことか、あと古民家等を利用したまちづくりのあり方はどうなんだというような議論を進めてきているところでございます。

そういったのを積み重ねながら、三十万人というのを実現をしていこうという話であります。

ただですね、この指標については、御案内のとおりですが、島民もこの中に含まれてる数字でございますので、次年度以降の目標設定の仕方として、ちょっとここ内容を変えてございます。島発以外のトッピー高速船なんかの利用者の増という部分で設定を変えてやっております。当時、これ最初は二万五千人ぐらいの増ということで見込んでましたけども、今回、五年間で十四万七千人ぐらいの増を十五万二千人ぐらいにすること、たしか五千人ほどの増を目指しているような形にKPIを変更してございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） えっとですね、やはりわかりづらいうところがございますして、まちづくりの事業等の話もありますし、人の

交流といった部分もあります。実質的に、この事業がですね、以前からいろいろと議論をしておりますけれども、観光振興という部分と商工支援といった部分が両方兼ね合わされた事業だろうと位置付けるんですが、そういったものがですね、入り込み客という形で、果たして適正な指標として位置付けられるのか。今後はですね、いわゆる島外の方たちのターゲットをもう少し具体的にという御説明だと思いますが、このままではですね、それぞれの単年度の事業の評価と見たときに、非常にわかりづらい。一年間に何を達成したのか。そういった部分で、目標設定のあり方についても、もう少し議論していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先ほど御説明をしたとおりですね、この計画づくりの部分とこのにぎわいの部分というのは、昨年の二月の段階で申請をさせていただいてる内容です。そのときに、ほかの事業もそうなんですけども、計画書を出す際に、そこで指標というのを設定をするようになってございまして、その中でこの指標が設定をされてきているようなことでございます。

質問の自身は何でしたっけ。

○議長（永田 章君） 長野議員、もう一度。

○一二番（長野広美さん） えとですね、このにぎわいの事業については、いわゆる観光政策と商工支援という両方を兼ね合わせて、総体としてまちづくりの活性化につなげようという目的ですので、

いわゆるその事業の遂行状況をもう少し具体的に単年度で評価できる仕組みを明示していただきたいのが一点。

それと同時に、その関係する課の役割も、当然ですね、一緒にそれぞれ責任と目標値をですね、具体的に示していただけなければ、私たち議会も市民も、どの程度それが進行してるのか、単年度、単年度の評価ができない。ましてや、PDCAでしたっけ、それぞれ実際に事業をやりながら評価し、また改善していくという方向性が、具体的には、今のままでは不十分ではないかと危惧するところです。そういった意味で、この評価のあり方もですね、検証のあり方も、もう少し具体的にしていきたいという趣旨です。

○行政経営課長（神村弘二君） はい。すみません。お答えします。

先ほど説明をさせていただきましたけど、この事業自体が、まあ補助金をもらうという意味での話になりますけど、単年度事業です。にぎわいについては、三千六百万円というお金が単年度で終了をしてるというところなんです。ただ、事業自体は当然継続して行っていくというようなこととございますので、今度の評価の部分は、その地方創生の事業についての評価という形で掲載をさせていただきます。

ただ、当然進めていくというようなこととございますので、言われたように、その各課の役割のあり方だとか、そういうのは当然連携していかないと、やっぱりまちづくりという部分では、先ほど言われたように、商工も観光も含めた中で、あるいは、そのまちづくりってという観点も含めた中でやっていかないと、なかなかうまくい

かないというのが現実でございますので、それは御指摘のとおり実施をしていくというように考えてございます。

○一二番（長野広美さん） えっとですね、単年度の評価と。それから、これは五カ年の、そもそもが地方創生という枠組みで仕切られてますので、トータルでは、まあ、評価というものが出てくるかもしれませんがけれども、この地方創生の事業をですね、わざわざ五カ年の中でKPIを掲げ、検証し、改善していくということが条件の事業ですので、ぜひしっかり見直し等もしていただきたいと思えます。

特にですね、このにぎわい創出事業については、平成二十七年に、先ほど申しましたけれども、三千六百万円の事業費になっております。平成二十八年度を見ますと、約一千万円の事業になります。そこにはソフト事業、ハード事業とありますが、この一千万円のうち、およそ五割がですね、報償費です。その五割の報償費、約五百万円のうちほとんどがですね、外部専門家謝金となっております。そういった部分ですね、この平成二十七年の事業から、どのようなことが平成二十八年度の事業に生かされるのか。それが検証ではないかと考えるんですね。で、残念ながら、本市の効果検証の内容について、資料の中ではそういった部分が十分示されておりませんので、ぜひ今後しっかり検討していただきたいと思えます。

また、このにぎわいの事業のほかにも示されているものがあります。先端芸術によるにぎわい創出事業というものがございます。これも

目標値としてですね、入り込み客五千人を増やすという目標に対して九百五人だったので、この目標達成は、こちらのこの事業についても有効だとの評価というふうな書き方になっております。この約二千万円の事業費が九百五人の目標に達成したというふうな直接的な関係してらるでしょうか。この評価の内容、どのような形で評価されたのか、もう少し詳しい説明をお願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

先端芸術によるにぎわい創出事業についてですが、この今御説明していただいた五千人の増というのは、単年度の目標として五千人ということでございます。これが実質として九百五人だった。これは、先ほど申し上げた人数が、九百五人ぐらい入り込み客数が増えているという部分の数字をあらわしたものだということなんです。この九百五人の全てがここに、この事業によって達成されたという話では全然ないというふうに思っております。

ただ、この事業をやることによって、先生を呼んでの交流会みたいな形もやったりですね、あと、作品の寄贈をいただいたときに、そのの発表会ということで関係者お集まりいただいたというふうなこともございますので、貢献はしたんだというふうな形には思っております。

ただ、これ目標は単年度で目標を設定してございますけども、今後やっぱり、河口先生というのは大変失礼な言い方になるかもしれないんですが、地域にやっぱりかけがえのないものだというふう

に思っておりますので、そういった部分で、今後やっぱりその先端芸術によるにぎわいの創出というのは、継続した視点でやっていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） えとですね、そもそもですね、この先端芸術によるにぎわい創出という事業を掲げてるのであれば、もう少し具体的にですね、直接的にその事業を評価する目標設定が必要であり、今の課長の説明では、全く関係のない九百五人かもしれないわけですね。根拠が具体的には示されておりません。

また、今後についてもですね、継続していかれるということでしたけれども、この平成二十七年の事業で何が達成されて、どこの部分を継続していくのかといった部分では、やはりですね、イベントが十分だったのか、しっかりした検証になっているのでしょうか。この今の課長のお答えで、この事業そのものが、この平成二十八年度、平成二十九年、今後どのような形で進めていくのに役立つのか、検証の結果がどう生かされるのか、説明をお願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） 一応河口先生の作品の部分についても、購入をさせていただいて、今、西町のところに経済観光課が置いてあるインフォメーションセンターですね、向こうのほうに展示もさせていただいております。

えっとですね、あと、それから、この事業の中で四Kテレビとかデジタルサイネージとかを購入をしておりますので、今、観光協

会のほうにも貸し出しをしたりしてございますが、そういった部分を利用して、いろんな情報を発信するという部分のことがやっていけるというふうに思っております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 次の質問になりますけれども、この全体的なですね、この地方創生に係る事業については、平成二十七年の行政経営課からですね、決算委員会での説明では、全体のこの先行型交付金、上乘せ交付金、加速化交付金の申請を行政経営課を中心にやって、取りまとめていただいて、一億六千万円の助成金を得たとあります。今課長が御説明していただいた二つの事業だけでもですね、どのようにそれが評価されて、少なくともですね、今後この事業を継続していくために、より効果的な運営をしていくための年次ごとの大変重要な評価の役割がですね、全く見えてこないんですね。

もう少し言わせていただくと、まず一点目、それぞれの事業の評価目標、KPIと言われているものですが、それがですね、本当の事業の成果として一致してるんでしょうか。それから、例えば、高等教育機関の可能性設置事業についても、調査することが目標として掲げられています。果たしてそのようなことが目標として適正なんでしょうか。それでは、調査したから目標は達成されたというふうになっちゃいます。この高等教育機関だけではありません。循環型エネルギーの実証、もしくは導入の可能性についても事業として

取り組まれています。これも実証の可能性が目標の数値として上げられているだけです。私たち市民の生活が大変厳しい中で、どうそれを生かすのか、一つでも具体的な事業に持っていくっていうことが目的ではないんでしょうか。

もちろんこれ五カ年事業ですから、最終年度のこういうふうになるんだというのはもちろんわかります。しかし、市民が、あ、行政はこのようにことやってるんだと。私たちは、じゃあ、次にどういうふうにしていかうかといったことには全くつながりません。

また、こういうこともありました。地場産品の振興をこの地方創生ですね、総合戦略の中に掲げてありますが、その目標に安納いもの生産量を数値目標として掲げてあります。これは平成二十八年度以降にそうしましょうということだったと思いますが、安納いものブランドを掲げています。私たち西之表市の行政としての目標値としてですね。であるのであれば、付加価値をつけて農家所得を増やしていくことが目標であり、例えば、加工品、もしくは加工に従事する事業者の数、少しでも地元でその所得を増やすための仕組み、そういったことをもう少し具体的に想定していただきたい。

今この時点ですね、すぐに回答をしていただけるものではないので、続いてまいります。

また、このまち・ひと・しごと総合戦略の中で、基本目標の一つに、「本市への新しいひとの流れをつくる」、人の交流を大変大きな目標値に掲げてあります。それがですね、各課それぞれこの評

価の中で検証されてると思うんですが、平成二十七年年度から平成二十八年年度の事業に向けて、地域支援課長にお尋ねしたいんですが、この平成二十七年年度の事業を含めて、平成二十八年年度にどのような点が生かされると考えていらっしゃるのでしょうか。

「地域支援課長 大瀬浩一郎君」

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御質問が私のほうにいきなり飛んできたのがちよつとよくわからなかったんですけども、平成二十七年年度事業で、地域支援課といたしましては、これまで交流の取組み等を行ってまいりましたので、それを踏まえまして、U・Iターン、その体制づくりを整備することに生きていると思います。係の体制の中で、これまでなかなか数値的なものとか把握できておりませんでしたけども、U・Iターンとかの把握ができるようになりまして、それを受け入れる体制というのも、住居関係を中心に整備ができましたので、そういった意味で生きてるとは思います。

○一二番（長野広美さん） 地域支援課長が突然というふうにおっしゃいましたけれども、まち・しごと総合戦略の効果検証案を出しております。これは全て関係課の皆さんは当然御自分のことと受けとめていらっしゃると思いますので、質問いたしました。

今課長から回答していただいたとおりですね、平成二十八年度事業の中でさまざまな事業が組まれております。具体的な数値表も掲げられております。地域支援課と、そしてまた関係課の連携をしっかりとっていたらいて、生かしていただきたいと思えます。

このまち・ひと・しごと総合戦略の中で、やはりですね、この検証の結果がですね、おおむね良好だというふうなことであれば、今拠点施設をつくる、つくらないという議論をしてる中で、なくてもいいのではないかと。極端な場合ですね。そういうことも考えられるほどですね、この検証の中身がですね、特に行政経営課が主管されるものについては、具体性が非常に乏しいというふうに指摘したいと思います。

次の質問に移ります。

本市の行革推進について伺います。

この行革推進の中で、人事関係の部分で、人事評価制度が昨年からはまあ本格的に導入されると、そのように考えております。まずは、この制度の内容、また本市の取組状況について簡単に御説明をお願いします。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

平成十九年、国家公務員法が改正をされまして、勤務評定にかわり人事評価制度の規定が設けられ、平成二十六年に地方公務員法が改正をされ、公布をされております。

人事評価制度の意義が明確化されるとともに、人事評価の根本基準として、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが明記をされたところでございます。

評価の方法といたしましては、能力評価と業績評価の二本立てと

することも規定をされてございます。能力評価につきましては、潜在的な能力を評価するものではなく、実際に職務上とられた行動をもとに評価をすること、また、業績評価につきましては、個人の目標設定に対して、その達成度がどれくらいかを評価することとなっております。

この人事評価を実施するに当たり一番重要なことは、公平性と透明性を確保することであり、被評価者への納得を得ることにあります。そのためには、評価者の評価能力の向上が不可欠でありますことから、引き続き、評価の誤りや評価誤差を少なくするため、評価者研修を通じた評価スキルの向上を図っていくこととしております。

また、あわせて、被評価者へのフィードバックを充実させ、本人への気づきを促し、能力開発を図っていくこととしております。このことが、ひいては優秀な人材の育成につながり、組織としての成果、パフォーマンスの向上にも結びつくものと考えております。

人事評価とは、繰り返し申し上げますが、任用、給与、分限その他、人事管理の基礎とするということになっておりますが、決して昇給等により差をつけることが本質ではありません。最終的には、人事評価を実施していく中で、組織としての業績、組織のパフォーマンスを上げる一つの手段として、これからも取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

〇一二番（長野広美さん） えとですね、これは、今回のこの人事

評価制度の導入という部分については、相当国ですね、方針が大きく背景にあつて、本市でもということになるかと思えますけれども、今課長の説明の中でですね、個人がですね、やはり職員の皆さんがしっかり充実感を持って、達成感を持ってですね、やる気を持って仕事に従事していただく、やる気を高めるといった分が何事も事なんだろうと思えます。

その中でですね、評価の仕方は説明いただきましたが、評価するだけではなくて、いわゆるその人材育成、それぞれに求められている職種とその職能、それにふさわしい人材の育成といった部分です。これ車の両輪なんだろうと思えます。今ちょっと危惧するんですけれども、透明性も必要なので、評価する者と評価される者が、まあコミュニケーションを図りながら、そういった部分でそのフィードバックをという御説明だったんですが、それによって、確かに個人のやる気とか能力とか個人差、引き出される部分もありますが、やはり人事担当部署としては、しっかり人材育成も両方ですね、制度化する必要があるんじゃないかと考えるんです。その点について、今現時点ではどのようなことが計画されてるんでしょうか。もしくは検討されてるんでしょうか。

〇総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今議員御案内いただきましたけれども、この人材育成を目標にしておりますこの制度でありますので、まず、それぞれの評価者の役割というのが非常に重要になってこようかと思っております。先ほ

ども説明の中でございましたけれども、やはり評価をする者、評価をされる者、それぞれ人間でございますけれども、こういう研修を通して同じ方向性を見出していくと。そのことにより、組織としてのパフォーマンスを上げるといいますか、そのようなことに役立てていきたいということを考えておりますので、まず、基本的には、評価者、被評価者の面談が最も重要になってようかと思っております。

その方向については、組織の目標であり、個人の目標であり、それぞれを、庁内でいいますと、課長と係長、係長と主査というふうな形で、それぞれが面談をして納得のいく目標設定をする。その目標というのも、本人の能力に応じた目標を設定して、まあ、実現可能かどうかあたりのラインで、超えられる、達成ができる目標を設定していくと。簡単に超えられるような目標では、それこそ本人の育成にはならないと考えておりますので、まずは、その面談が最も重要なことになってくるんだらうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 私の質問にちよつと答えていただけないというふうに感じるわけですが、いわゆるその面談の方法ですとか評価の仕組みの充実に向けては、今確かに課長がお答えいただいたとおりです。それとは別に、人材育成ですね、適正な職務を遂行するために求められている能力、もしくは専門性、そういった部分をどのように高めていくかといった部分ですね、人事

評価と同時に、これは職員がですね、さらなる専門性を高めたりしていくために、今後どうしてもこの研修制度、また計画的な人事異動、そしてまた、総務課長の答えでは、これが給与体系とか昇給等には連動しないというお考えでしたけれども、透明性を持たせるのであれば、そういったことは具体的に取り組むべきだと私は考えております。今後そういった部分ですね、今現時点ではもう、課長からの答弁で考えていないということがわかりましたけれども、時間をかけてですね、しっかりと調査研究していただきたいと考えております。

特にですね、次の行政評価システムとも実はこれ関連してくるわけですが、冒頭で議論しましたとおり、地方創生等ですね、地域の資源を生かすためにも、是が非でも、行政側にはこれまで以上に企画力、調整力、精神性、専門性といったものが、もう今現状では求められてきてるわけです。そういった部分で、この人事評価制度と行政評価制度とシステムがですね、十分に連動していただきたいと考えておりますので、次の質問に行きたいと思えます。

この行政評価制度、平成十八年度に導入されています。各課によって、それぞれの取組みの課題等を効率的にマネジメントすることが目的だったと思います。この行政評価システムの今現状を説明していただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本市の行政評価システムにつきましては、職員一人一人が仕事の

目的を意識しながら、効果的、効率的に事業や事務を実施をし、住民目線で透明でわかりやすい行政運営を行い、住民と協働でまちづくりを進めていくことを目的として取り組んでまいります。

毎年度、よりよいシステムになるように、まあ改善をしながら進めてきてございますが、平成二十二年度策定の五次長期振興計画との連動、それから予算との連動等を実施をし、長期振興計画の進行管理、財政計画との整合性を図るなど、行政経営全体のマネジメントとして活用をしてきているという状況でございます。

評価については、事業単位と政策単位での振り返りを行ってございまして、事業単位では、事業の裁量性や施策の貢献度、事業の課題などの共有化を図ってまいります。事業単位の振り返りを踏まえまして、政策担当課長を中心に政策ごとに政策の評価を実施をし、何ほどの程度解決をしたのか、何が遅れているのかを共有をし、長期振興計画に係る課題の現状把握や進行管理、それから次年度の課題に向けた取組みの方向性、予算の要求の検討資料というような形で活用をさせていただいてるところであります。

以上です。

○一二番（長野広美さん） それでは、これ長期振興計画に基づく評価制度でありましたけれども、行政評価システムでありましたけれども、この平成二十七年の先ほどの地方創生に絡む事業等がですね、長期振興計画の中では含まれていないものもありました。具体的な事業としてですね。そしてまた、例えば、拠点施設関係の事

業についてもですね、これは行政経営課だけではなく、商工観光、まちづくり、それから都市計画といった部分も絡んでくるわけですが、けれども、そういった部分で、この行政評価のシステムに乗せて検討されてるんでしょうか。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

その横断的な事業に対する評価というふうなお話になるのかなという気がいたしますが、実際そういった部分について、ほかの単独の事業と同じような形で評価をするという形では、なかなかできないかなというふうな気はいたします。

ただ、全体として、検討委員会だとか、効果の検証の住民評価会議も今度つくってございますけども、そういった部分で議論をしていくというふうな形にはなっております。まあ、ただ、庁内的に、やはりそういう横断的に問題意識を共有しながらやっていくというところをもうちょっと濃くしていく必要があるというふうには思っております。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 課長ですね、もうちょっと改善するというふうなお言葉でしたけれども、これ大変重要なことだと考えております。常日ごろから、長野市長はですね、各課横断して、連携してというふうなことを回答していただいております。この十二月議会の予算の説明の折にも、この商工支援について、いわゆるその市民生活にかかわる廃油処理がなぜ商工支援なのか、そういう

た経費の内訳だとか、事業の明確な役割分担ですとか、いや、非常にこのところですね、各課の役割が、また事業の取組みとその予算編成についてですね、わかりづらいという状況になっております。そういった部分を指摘してですね、この評価制度、行政評価システムをですね、しっかりと私たちの優先度に合わせて活用していただきたいと要望したいと思います。

また、今後ですね、そもそもがですね、この人事評価と、それから行政評価が、例えば、総務課と行政経営課というふうになっております。そういった部分も含めてですね、しっかりと行政の役割を十分に発揮していただくための総合的な見直しとか、それから改善を求めたいと思います。

最後の質問に移りたいと思います。

防災行政について伺いたいと思います。

まず、防災訓練のあり方ですが、市街地では、その居住者だけではなく、商店、またサービス利用者など幅広い住民の方々、市民の方々を対象にした訓練が必要だと考えます。事業者などがどのように取り組まれてるかを確認することが必要じゃないかと思いますが、その点について、まずお答えいただきたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

防災訓練は、市民の皆様がそれぞれの組織の中で訓練をしていた、ただということですが、今、議員の御質問については、それぞれの事業所ということですか。それにつきましては、消防法でも

規定をされておりまして、まあ、そういう不特定多数の市民、住民の方が出入りをされる商店、あるいは、そういうことについては、その法律によって規定をされておりますので、事業所に主体的に防災訓練に取り組んでいただいているというふうにご考えてございます。以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 今、総務課長はですね、それぞれの事業所さんが取り組んでおられるであろうという御回答でしたけれども、市民の安全・安心をしっかりと守らなければいけない立場にある総務課のですね、防災担当の課長としては、いかななものかなと思うところがあります。実際に市民に広く周知するのであれば、防災無線での協力とか、少なくとも事業実施の現状についての把握は必要だと考えております。ぜひお願いいたします。

また、この防災訓練を行う際にですね、町なかの住民の方からですね、津波による避難訓練だというふうに呼びかけられたというケースがございました。確かに、今特に西海岸側はですね、この津波被害を想定した訓練が重要でありますけれども、本市においては、集中豪雨、竜巻などの強風、さまざまな自然災害の危険性も当然あるわけですね。そういった部分で、この防災訓練については、幅広いシチュエーションをそれぞれやはり住民に呼びかけて、それに向いて喚起する必要があると思いますので、そういった細かな部分では、ぜひ改善を求めたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、現在、東日本大震災以降、特に地震、津波について市民、国民の皆様の意識が高くなってございますけれども、その他の台風、大雨等ですね、災害にはさまざまな状況が想定をされているところでございます。そういう中で、災害が発生したときに落ちついて適切な行動ができるようにしておく必要がございます。防災意識の高揚を図り、防災訓練の実施により、その技術やノウハウを体で覚えておくことが大切になるかと思えます。

防災訓練には、情報連絡訓練、消火訓練、救出・救護訓練、避難訓練、誘導訓練及び給食・給水訓練等があり、これらを個別に行う訓練と総合して行う訓練に区分をされております。市では、これまで南海トラフ巨大地震等の巨大な津波に対しては、命を守ることを基本として、被害の最小化を主眼とする減災の考え方にに基づき、住民避難を中心に、市民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動をとれるように、津波に備えた昼夜の避難訓練を初め、初期消火訓練、救護訓練を実施し、市民の防災行動力の強化に努めてきているところでございます。

防災訓練は、できるだけ多くの人に目的意識を持って各訓練に参加していただくよう、訓練内容、参加者層、開催日時等、その他地域の実情に応じた訓練メニューを設定する必要があると考えております。また、災害時には、各種の応急措置が迅速かつ確実に行えるよう、関係機関と協力をして訓練を行う必要があります。

来年五月二十一日には、県の総合防災訓練が本市で開催を予定を

されているところでございます。県消防、自衛隊第十管区海上保安本部等、防災関連機関と協力をし、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すこととしております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） いろんなところでですね、もうできるだけ自主的な防災訓練等も含めて、全体的な調整をぜひ総務課のほうではですね、担っていただきたいと思います。

さて、中心拠点施設の建設の問題が議論されております。その建設の是非については議論はいたしません、ここでは、この建設計画の中で、今現時点で防災の観点ではですね、今後、町なかの公共施設建設という部分では、大変貴重な機会であります。どのようにこの拠点施設について防災の観点では議論をなされたのか、説明をお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今お示しをしております中心拠点施設の計画の中身には、御承知のとおり、避難タワーとかそういった部分の設置というのは考えていないところでございます。この部分については、想定している災害が、今御案内いただいたとおり、南海トラフとか種子島東海沖地震の津波ということになるかと思えますけれども、最大津波が大体十メートルと予想をされているという中で、まあ、この予定地にも三メートルから五メートルの津波が押し寄せるといような想定はされているところですが、ただ、津波の到達時間が、一メートルの津波が到

達するのに大体二十九分ぐらいかかるということになってございませので、防災計画は徒歩避難というようなことで位置付けられるというようなところが今の状況でございます。ただまあ、今後、避難計画の策定も含めて、対策を講じていく必要はあるんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 今現時点で示されているこの中心拠点施設ですけれども、これ、このまんまですね、海側に直接面しております。また、建物の中にですね、少なくとも三メートル、五メートル程度の津波に逃げることでできる場所が、決してその大きなですね、避難タワーではなくてもですね、あつていいのではないかと感じてるところです。

結論を出す前に、少なくともあの周辺の建物の高さ、また、確かに徒歩で約三十分程度で皆さん歩かれて避難されるということを回答していただきましたけれども、周辺の住民の、いわゆる高齢者を含めた災害弱者の実情について調べられたんでしょうか。私がざつと見た限りでもですね、決して高いビルがああ周辺にあるわけではなく、かといって商業施設だけでもなく、やはり居住空間として利用されてる方たちもおられます。そういった部分ですね、この新しい公的な施設を建設する場合は、必ずその周辺の防災機能を具体的に検証していただいて、どのような施設がふさわしいのか、そういった部分を今後ですね、検討していただきたいと思えます。

また、各自主防災組織について伺いたいと思えます。日ごろより相互扶助が強い私たちこの種子島の土地柄でありますので、防災時には当然私たちはお互いに助け合うということも、ほとんど当然だと考えております。しかしですね、大きな災害になりますと、情報源が混乱するということも当然起こります。そういった意味で、この自主防災組織についても、役割分担を明確化にしておくということが大変大切だと考えております。各集落で、例えば、助け合うために班の編成をしっかりと位置付ける。また、誰がその班の代表になるのかといったことをですね、各地域でそれぞれ話し合っていたらいて、情報は少なくとも一元化しておくということが必要かと思えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今議員のほうからございましたが、小さいくくりといえますが、地域のコミュニティの体制づくりということでございますけれども、私どもが今考えておるのは、自主防災組織というのは、現在、小学校区、校区ごとに十二の組織がございます。災害を未然に防止、軽減するためには、市民一人一人が自らの安全は自らが守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動する必要があると思えます。これまで地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、自主防災組織会長の防災研修への参加により防災リーダーを育成し、また、出前講座や防災訓練の実施等により組織の強化を図ってきてるところでございます。

自主防災組織を強化するためには、日常の活動として、災害時の効果的な活動ができるよう訓練、備蓄等に必要なる災害への備えを行うこと、地域住民が防災に対する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織への積極的な参加を促すことなどが重要となります。

各家庭において火を出さないこと、家や塀の倒壊を防ぎ安全性を確保することなど、各家庭での防災対策を基本とし、自主防災組織の役割分担や活動内容等について理解をしていただき、継続して実施をしていくことで、災害時の交通、通信の途絶時による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等において、地域住民による情報連絡や避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える自主的な防災組織として、消防署、消防団等の連携指導、助言により自主防災組織の充実と強化を図ってきてるところでございます。

ところで、その今議員御指摘ございましたけれども、現在、高齢者等、いわゆる災害弱者と言われる方々については、こちらでは要援護者というふうに呼んでおるわけでございますけれども、近隣住民によって支援が可能となる体制を高齢者協議会等で検討をし、実際の災害に備えていく必要があると思えます。私ども行政におきまして、健康保険課高齢者支援室等とそのほか関係部署と、その対応について協議、検討をしておく必要があるかというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） えとですね、まあ、いわゆるその災害時の皆さん市民がどのように対応するべきかということを説明いただきましたけれども、私が提案させてもらってる部分については、これは行政がやるべき役割の一つとして、どのようにですね、情報網がしっかり、市民の安全確保ができてののかという確認のための仕組みがまだできていないのではないかということだったんですね。

ですから、確かに高齢者の災害弱者の皆さんへの対応も大事ですけども、それぞれの中でですね、お互いが安否確認ができれば、行政が出ていってですね、全員の安否確認をする必要もありませんし、そういった意味で、連絡網をきっちり組織していただく。そういう方向性を行政はそれぞれの自主防災組織の皆さんに提案するべきだということなんです、いかがでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今議員より御提案のありました、そのきめの細かな情報伝達、あるいは見守り支援については、今後検討させていただきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） えとですね、もう本当にできることは速やかに実行に移すことと、それから、私たちも議会も、それから市長もこの任期を終えるわけですけども、私は、この地方創生に絡む事業、組織の行政評価の仕組みのこと等ですね、どうしても市民の生活を守るために行政がやらなければいけない、今後も継続し

て取り組むべき課題として、一般質問をさせていただきます。ぜひ改善を求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

平成九年、約二十年前に、長野力市長、また小倉伸一先輩、川村先輩、ほかの多数の仲間と一緒に、あのときはちょうど新人議員が八名ということでございました。約二十年前に市議会議員の選挙、初めて挑戦させていただいて、今ここに立っておるわけでございます。

平成九年当時、独身でございました。それから一年後に結婚をし、すぐ子どもができ、子育てをしながら今までやってきたわけであり

ますが、五十歳を過ぎて、知らぬ間に、おやじやおふくろも亡くなつてしまった現状があります。

当初訴えさせていただいたことは、現在もそうですが、子どもたちのこと、そして、お年寄りのこと。弱い立場の人を守らなければならない。そういった正義感から選挙に出る決意をしたわけであり

ます。

しかしながら、今、五十歳を過ぎて思うことがございます。子育ては今真つ最中でございますが、子どもを育てるためにも、そして、おやじやおふくろといったお年寄りの面倒を見るためにも、やはり我々働く若い世代に仕事がなければ、何一つ変えられないという現実があります。また、あったとしても、所得が一円でも高くなければ、子どもを育てることも、お年寄りを守ることもできない。そういった現実であります。そのようなことに気づきまして、今まで申し上げてきたことと違うことを言ったりとか、考え方が変わった部分があるございます。

しかしながら、現在の西之表市の人口が、最盛期の三万三千人から一万六千人を切りました。あと二十年後、三十年後で一人を切ると思われる現実があります。実際に、西之表市の人口、二十年間でいえば、二百三十一人の市民が減少しているわけであり

ます。ですから、二十年後、三十年後、やはり一人を切るの、まあ数字から見れば明らかではないか。このまま何もしなければ、明らかである。そういったことが言えるかと思えます。

今回前置きにおきまして、人口の問題、取り上げさせていただきました。やはり全ての問題、人口とかかわってくるからと思うからでございます。そして、今回、一週間ほど前に衝撃的な話を聞きまして、資料のほうをいただきました。

平成二十年度二百十五名、種子島産婦人科病院のほうで出産がございました。平成二十一年度は二百四十九名、平成二十二年度は二百五十八名、平成二十三年度は二百二十名、平成二十四年度は二百三十六名、平成二十五年度は二百二十九名、平成二十六年度は二百二十一名、平成二十七年度は二百六名。現在、平成二十八年年度十一月三十日現在、百二十八名であります。

長野力市長のもとに、本当に市民の安心・安全のために尽力を尽くされて、今に至った産婦人科病院でございますが、子どもたちを産み育てやすい環境をつくったとしても、やはりこのような数字が出てまいります。十一月三十日現在ですから、十二月、一月、二月、三月、あと四カ月残しておるわけでございます。最終的には、これまでの数字どおりに読んでいけば、百九十二名、年間、種子島産婦人科病院で出産されるということになるのかもしれませんが。このような現実のもので、どういうふうに考えていくのであります。

そして、小学校のほうの問題も考えていただきたいと思えます。中学校の統合も始まりました。議員の中でも、また市民の中でも、小学校も統合されるのではないか、そういう心配をされている方もいらっしやいます。

小学校のデータを見ますと、平成二十四年度、五年前には九百八十五名いた生徒が、今八百六十七名になりました。百十八名減少したわけであります。小学校のクラスに考えますと、一学年です、一学年で考えますと、十九・六人、約二十名の子どもたちが自分の学年から減っていったという現実があります。小中学校トータルで考えまして、五年間で百二十九名減少しております。一年で十四、五人の友達が減っていった。そういう数字になってまいります。

このようなことを考えれば、小学校統合もやはり目前に来ている。そういうふうな考えざるを得ないわけですが、私としては、この小学校統合の問題、創意工夫をしながら、小規模校の魅力をきちっと高めながら、なるべく減らさない方向でいくほうがよろしいのではないか、そういうふうな思っております。

といいますのも、中学校統合がありました。このことによって、学校の先生方が大幅に減ったわけであります。この経済的効果ははかり知れないものであります。五年前と比較しましても、教員数、小中学校で百五十三名いたのが百四十六名。子どもたちが減ったとしても、学校の先生方は何とか維持できるわけであります。統合となれば、校長先生、教頭先生の数が減っていく。大幅な人口減少を招くのではないか。そういうふうにも思っております。

そして、人口の動態についても御紹介させていただきたいと思えます。先ほど申しましたように、一万六千人を切ったところであり

ます。ここ最近十年間で考えますと、二百三十一人の市民が減っている現状がございます。平成十八年から平成二十七年の平均でございます。

そして、この人口の動態をけさいただきました。この中で私がひとときわ関心を持った年度があります。平成十三年度、西表市においてお亡くなりになられた方もいたわけですが、水害がございました。この翌年の平成十四年。平均で二百三十一名の人口減少をしてるわけですが、翌年の平成十四年は二十五名減少をしただけであります。出生、死亡といった自然動態では十八名減少、そして社会動態、まあ仕事があったり、学校の関係とかそういう関係で出入りがあるわけですが、これが七名になっております。トータルでいうと二十五名しか人口は減少しなかった。そういう事実が読めるかと思えます。

今、数字のほうを述べましたが、やはり人口が減るといことは、やはり町の活気をなくしていくことにもつながっていくかと思えます。活性化には及ばない状況になるかもしれません。日本全体が人口減少社会でありますから、どうしようもないということも言えるのかもしれません。やはり手を打たなければならない。そういうふうに思うわけがあります。

前回も言いましたように、地域地域で努力してるところは、やはり人口を増やしている。市民、町民を増やしているところもあるわけでございます。沖縄のほうの離島にもあります。そういうことを

考えますと、まだまだ工夫する必要があるのではないか。そういうふうに思っております。

そして、人口増加対策といえは、やはり公共事業の役割が必要かと思えます。先ほど、平成十三年災害の後、平成十四年度、人口減少が二十五人でとどまりました。二百三十一名平均のところ、二十五名で済んだわけです。あの公共事業、中種子町・南種子町の応援ももらいながら、本当に種子島総出でやった復旧事業でございましたが、やはり公共事業があるということ、公共事業を出すということ、人口の減少は抑えられる。そういう事実もこの数字から読み取れるのではないかと思います。

そして、もう一点、気づいた点がございました。昭和六十一年、約三十年前です。結婚される方が百九名いらっしゃいました。残念ながら離婚されるという状況の組が二十五組ありました。現在、平成二十七年度、昨年度でございますが、婚姻数が五十四組、離婚率が三十三組になっております。昔は四分の一、結婚された方の四分の一しか離婚をしなかったのが、今は半分以上が離婚している。結婚された方がそのまま離婚するわけではないですが、数字だけ見ると、結婚数は五十四組、離婚数は三十三組ということになります。離婚数がかかなり西之表市でも増えている状況があります。これはなぜなのか。単純な問題は言えませんが、夫婦間のことでございます。やはり一番考えられやすいのは、経済的な悪化ではないか。そういうことが思うわけでございます。経済的な悪化によって離婚が

もし増えているとすれば、その間に生まれた子どもたち、この子どもたちの貧困化も進んでいくわけであります。

そのようなことを考えますと、人口一つを見ても、人口をいかに増やしていくか、また、その維持のためには、公共事業の役割がどのほど重要かがわかるかと思うわけでございます。公共事業、不十分な公共事業をやる必要はございませんが、やはり必要な公共事業はやらなければならない。そういうふうに思うわけであります。

冒頭に申し上げました。働く若い世代に仕事が無ければならない。そのためにも、やはり仕事を創出していかなければなりません。現市長、今の政治の流れでいいますと、医療・看護の時代だと言われております。十年以上前から言われたわけでございますが、これは男性の方も進出されておりますが、やはり女性の方の多い職場でもございます。女性の方が仕事を持って、男性の方になかなか仕事がない。あつたとしても所得が低いとなれば、やはり家庭環境の悪化、また行く行くは、真つすぐに結びつくわけではございませんが、離婚率の上昇、そういうことに結びついていくのではないか。そういうふうにするわけであります。

ですから、公共事業、これからどんどんやるだけのことはやっていかなければならない。そういうふうにするわけであります。

そして、長野力市長がおっしゃる観光、農業とおっしゃいます。農業を何とか活発化するためにも、やはり公共事業は必要だと思っわけであります。日本の農業は専業農家でもっているわけではござ

いません。特に種子島、西之表市の場合は、ほとんどが兼業農家でございます。農業をやりながら、ほかの仕事をやって家族を養っていく。それが基本的な姿であります。農業をきちつと守るためにも、公共事業、本当に必要なと思っております。

そのようなことで、今回、一般質問させていただきませんが、質問の順番のほうを少々変えさせていただきます。全て人口増加対策、公共事業についてお尋ねでございます。

まず一番目が、子どもの医療費の無料化のほうを高校生まで拡大していただけないかという質問。また、窓口負担がございませぬ。この問題。三月、六月、九月、十二月と今回で四回目の質問でございますので内容を省かせていただきますが、九月議会におきましては、担当課長より答弁のほうをいただきました。この医療費の無料化、高校までの拡大ということは、次期市長選挙が一月二十九日にございませぬが、その手を挙げていらつしやる方も、数名の方は高校生までの医療費無料化をするということで書いておりました。そのようなこともありまして、また、窓口負担、これはなかなか、県のほう、国のほう、関係がありまして難しいという話を聞いておりますが、市長のほうで担当課にどのように指示をされているのか。また、担当課のほうとしては、どのように今度取り組んでいくのか。前回の質問の再確認でございますが、以上、よろしくお願ひしたいと思います。

以下の質問は質問者席より行わせていただきます。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） 子どもの医療費、いわゆる無料化でございますが、まあ、現在中学までやっておりますけれども、これを高校までということ、当初、中学校をやるときにも、高校までは可能かどうかという、まあ、調査をしたことはございます。そういう意味では、今後ですね、高校まで医療費の無料化については、やはり前向きに検討ということになりますけれども、やはり基本的には、これまでの財源確保というのがですね、やっぱり大きな課題になってくると思います。そういう意味では、現在、高校無料化が実施できないかどうかを含めて、必要経費、それから財源の確保等、これ一回実施しますと、ずっと実施することになりますので、安定した財源の確保等を含めましてですね、今担当課のほうに、実施ができる、実施できるという前提のもとに、可能かどうかというのをですね、指示し、予算編成に向けて検討しようということにしておるところでございます。

それで、あと国民健康保険の窓口については、担当課より説明させていただきます。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

市長もただいま御説明がございましたが、財源の確保というのが最大の、高校生の医療費の無料化については、財源の確保が最大の課題でございます。

主管課といたしまして、現在の作業状況についてでございますけれども、まあ、実施することを前提に、来年度の予算編成に向けてどんな手続が必要か、また、実施に向けてどれぐらいの期間が必要か、医療機関であったり受給対象者への周知、それから、医療受給者証の発行等いろんな事務手続がございますので、まあ、どれぐらいの期間を必要として、何月分の医療費から実施が可能かどうかというのをシミュレーションをしながら、今詰めを行っているところでございます。

窓口負担をなくす、現物給付の実施についてでございますが、十一月三十日の南日本新聞にも、国のペナルティーを撤廃するというような国の方針が示されたようございますので、まあ、これを受けまして県がどのような判断をされるのかどうか。一応その県の方針を待たないと、私たちが単独で窓口無料化を実施するというのは困難であるということ、これまでも説明をしてきたとおりでございますので、県の方針の決定を待つてからということになるかと思っております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

この中学生までの医療費無料化、本当に大変親御さんから喜ばれている仕組みでございます。窓口負担の問題、本当に難しい問題だとはわかっておりますが、このことによって、本来助けなければならなかった子どもたち、医療を受けさせたい子どもたち、受けられ

ない状況も実際に生まれているのは現実であります。

数字のほうも動きがありまして、この中学生までの医療費無料化によって、医療費総額のほうが少し影響が与えられているんじゃないか、そういうふうにも読むわけですが、その辺をですね、医療費無料化を拡大するならば、コンビニ化、その他の無駄な医療、夜間診療、深夜診療、そのようなものが安易に増えないような指導のほうですね、あわせてお願いしたいと思えます。

では、次の質問に移りたいと思えます。

どんがタクシーの自由乗車についてでございます。

どんがタクシー、お年寄りの方、大字のお年寄りの方とか、病院に行くときとかですね、買い物に行くときに、本当に大変喜ばれている仕組みでもございます。この制度の目的と問題点、所管課のほうはどういうふうに捉えているのか、その辺を教えてくださいたいと思えます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

もともと公共交通につきましては、当初、民間バス事業者によりまず自主運行がなされていましてけれども、利用者の減少等により赤字での運行を余儀なくされ、自主運行での継続が困難となったため、平成十七年からコミュニティバスの運行に転換したところでございます。

しかしながら、これも運行ルート等の課題に加えまして、本数の

問題、乗車時間の問題等ですね、それから利用者の減、それに伴う行政負担の増加という負の循環に陥ったところでございます。

そこで、持続性、効率性の高い公共交通体系を構築することを目的に、平成二十三年度から平成二十九年度までの地域公共交通総合連携計画を策定をし、現在の形態で運行をしているという状況にございます。

導入時の基本方針は、高齢者等にとって利便性が高い交通手段を導入し、利用者の拡大を図ることにあります。導入によりまして、大型バスに長時間乗っておく必要もなくなり、また、運行便数の増加も図られ、利用状況も増加傾向にございます。

一方で、問題点といたしまして、乗降場所が主に医療機関や公共機関、大型商業施設や金融機関等に限定されていることや、回数券の導入を望む声などがあることが挙げられるところでございます。以上です。

○八番（田添辰郎君） 私のほうも、やはり市民の方からですね、

お声を聞くことがございます。制度の目的自体はいいものだと思います。本当に財政上の問題がありますから、どこまで市民サービスを充実できるのか問題ではあります。今課長のほうも問題点の中で言われました。限られた機関でとまるということでございます。

まあ、担当課のほうにも確認しましたが、国の法律の問題、また安全上の問題もあって、現時点では運行コースがあつて、そのコースから外れるということもできないわけでありまして、途中で下車

をして、自分の好きなどころで、まあ目的地でおりて用事を済ませて、また停留所のほうまで行って乗るといことができないようなんです。

一番困っているのは、すぐ、このどんがタクシーが通って、すぐ目の前に自分が行きたいところがある。目的地がある。雨の日とかそういうときに、車をおりるのも一苦労のお年寄りもいらっしやいます。また、年を、加齢になって、やはり障害じみたものを持つ方もいらっしやいます。そういう方たちにとって、やはり雨が降ったり天候が悪いとき、病院等はどうしても行かなければならないものがございます。そういったときにですね、停留所があつて当然だとは思いますが、やはりお年寄りの立場、利用者の立場からいうと、フリーの乗車というのは行き過ぎですが、そのコースであれば、やはり目的地に近いところでおろしてもらえないか。そういう声をよく聞くわけがあります。

この辺はですね、いろいろ担当部署と調整も必要かもしれませんが、また、安全対策、警察との協議のほうも必要かもしれませんが、今の西之表市の中で、本当にこのどんがタクシーを運転していらっしやる運転手さんがきちっと注意をされれば、交通事故が増えるとか、そういうことはあり得ないのではないか。そういうふうにも思うわけがございます。

そういった意味で、どんがタクシーのほう、自分の目的地でコース内であればおるといった、そういうですね、利便性を高めるよ

うな施策が打てないかどうか確認させていただきたいと思えます。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

結論的にいいますと、今議員がおっしゃってたような形になるのかなと思います。

現在のどんがタクシーの方法ですと、運業者が、利用者から予約があつた家と停留所間、わかさ姫がとまる停留所が市街地にありますけども、その市街地の停留所間を区域ごとに、そのときの状況で効率的なルートを設定をして走行する仕組みということになってございます。今御案内いただきましたように、自由に乗降場所を指定するということになりまして、路線ごとに区域で運行許可を受けておる区域運行でございまして、そういったところができないということがあります。

また、利用者の要望で停車するというような形で、まあフリー乗降ということを言われましたけども、道路交通法上、フリー乗降は交通量の多い市街地ではできないということになっているところとが一点。それから、郊外の交通量の少ない場所でのフリーでの乗降につきましても、安全上の問題もございまして、そうなってくると、当然ながら既存のタクシー業者との兼ね合いというのがやっぱり出てきます。そこら辺のやっぱり話し合いを重ねていく必要があるのかなというふうに思っているとございます。

しかしながら、また当然のことながら、公共の交通に關しましては、利便性向上のために常に最適な手段を講じていくということが

求められているわけでございますので、協議会の中でも、そういう部分については、また検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○八番（田添辰郎君） 本当にコース外であると、今まで以上の負担が増えるかもしれません。コース内で、やはり目的地を通り過ぎていつて停留所にとまるというのも、なかなかお年寄りにはかわいそうなことでもありますので、御配慮のほう、お願いしたいと思います。

次、新規就農者の給付金の現状と課題について質問させていただきます。

制度の目的、現状、どういうふうになっているのか、簡単に結構ですから、教えてください。お願いします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 青年給付金の目的の現状について御説明いたします。

この制度は、青年の新規就農を大幅に増加させ、持続可能な力強い農業を実現されるため、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な時期、期間に所得を確保する給付金、年間百五十万円を創設されたものでございます。

なお、青年給付金につきましては、就農の準備のため研修等を受ける方を支援する準備型と、実際に就農を開始した方を支援する経

営開始型がございます。準備型につきましては、県が業務を行っておりますので、ここでは経営開始型に限定してお答えをいたします。

本市におきましては、制度が創設された平成二十四年度から、青年就農給付金制度に取り組んでいます。受給期間終了者も含め、三十九名に青年給付金を支給しており、平成二十八年十月末時点で、継続受給者は二十八名となっております。

これまでの成果でございますが、制度開始前の五年間における四十五歳未満の新規就農者数は十七名でしたが、制度開始後の五年間における四十五歳未満の新規就農者は延べ四十七名となっております。若者が農業を志すきっかけをつくったという点においては、大きな成果があったものと考えております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 大きな成果があったということでございます。議会のほうでも、産業厚生委員会のほうでも、いろいろ議論がされておりました。三十九名されて二十八名が継続。期間の問題もあるかもしれませんが、いろいろ不都合な部分はあって、担当課としても、きちっと経営指導なりをやっていたらというところは聞きしております。

給付要件とその適用のあり方についてなんです。要件がきちっとあって、審査をした上で支給を決定する。そういうふうになっていると思います。この仕組み、今どのようになっているのか、その辺を教えてくださいと思います。

あわせて、問題点のほうも、どのように捉えているのか、そちらもお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 青年給付金の給付要件とその適用のあり方について、まず御説明いたします。

給付金を受けるためには、農業を営むために必要不可欠な農地、また機械の所有権、また利用権を有している等々の独立・自営就農要件を満たし、かつ、国の給付要綱に定める給付要件を満たす必要があります。申請者がその要件を満たしているかどうかの判断につきましては、担当職員によりまず面談及び書類の審査を終えた後、関係機関で構成をします青年等就農計画認定委員会において、申請者が行う取組みの内容、収支計画等について、確実に達成できる見込みがあるかどうかに主眼を置いて審査を行っております。

また、青年就農給付金の問題点の把握と今後の是正方向について御説明いたします。

受給者が抱える問題点につきましては、半年に一度の就農状況報告及び随時の現地確認調査を通じて、その都度、関係機関等と一緒に助言を行っております。また、その後のフォローアップも行っており、受給者の経営安定のため、関係機関、また指導農業者の協力をいただきながら、今後も支援をしてみたいと考えております。

なお、国は平成二十九年度から、従来の青年給付金事業に加え、グローバル感覚を備えた人材育成に向けて、海外研修等を行う場合

の支援をする農業次世代人材育成投資事業等を展開して、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営確立までを一連の流れとして、総合的に支援していくとしております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

給付要件、あろうかと思えます。また、その適用のほうも、担当職員による面談、また認定委員会で審査を行っているということがあります。まあ、この制度、本当に新規就農される若手の方にとってはありがたい制度ということになってまいります。また、西之表市のほうも、やはり観光と農業で何とかしなければならぬと言っている現状でございますから、大いに活用していかねばならないと思うわけでございますが、この制度を利用したいという申請された方、また申込みをされた方、その中で却下された方、どのような数字になっているか教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 現在のところ、平成二十八年で申し上げますと、申請者数七名中、認定者数七名というところがございます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 申請者が七名で、その方を全員認定したということ、支給されたということ、よろしいわけですか。

まあ申請しても、きちっと対応してもらえなかったという話も聞いたりしているわけでありまして、担当職員による本人との面談、そ

して認定委員会の審査なんです、この辺が恣意的にやられてるんじゃないかという市民からの声もございます。本来なら、やる気のある若手の方を農業を新規にやるということで応援しようという仕組みでございます。これが逆に足かせになっているようなところもあるんじゃないか。そういう指摘も受けるわけでございますが、このような指摘に対して、担当課長のほうはどういうふうに考えるでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 基本的には、先ほども申し上げましたように、国の給付要綱に定める給付要件に満たす必要があるということ、認定委員会に上がる前に、担当職員による面談、あと書類の審査等を行っているちゅう状況です。その中で、やっぱり新規就農計画の中で、やっぱり無理のある計画があれば、それはちよつと実現不可能じゃなかるうかとか、また、親元就農等もございませうので、そしたら、親の方とどう分離するか、そういうのがなかなか見えてこない点もございませうので、そういう審査をしていく段階で、担当レベルで協議をしていく中で、なかなか審査にも上がってこないという部分はございますが、きっちり計画が上がってきてもものについては審査をして、その整合性については確実にとられるものと私としては考えてる状況でございます。

以上です。

○八番（田添辰郎君） 申請者の七名中七名のほうに支給されてるということございました。申請以前の問題もあるということだと

思います。申請しようとしたが申請できなかった方というのはどれくらいの人数、また、農林水産課の窓口はこの問題で相談に来て、申請したいということ、受けられなかった人数というのはどれくらいなのか教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 正確な数字は今手元に持っておりませうけれども、先ほど七名と言いましたけれども、私が見た限りでは、あと三名ほどは、まだ保留の方がいらっしゃるんじゃないかと考えてます。

○八番（田添辰郎君） 三名ほどまだだということなんです、やはり恣意的という言葉は、行政の職員、言われてはならないこと、でございます。まあ、給付要件に該当しない云々、また、事業計画、経営計画のほうがちよつとしてない。その辺があればですね、問題点があれば、きちつとわかるように指摘した上で、改善を勧めた上で、そして、さらなる申請のほう、手続を進めていくという形がベターではないか。そういうふうに思うわけでございますが、やはり三名の方全てかどうかわかりませんが、自分は申請できないということ、本人によっては申請しているつもりでいらっしゃる方もおります。申請はしてるんだが、この申請が受理されないというふうに勘違い、勘違いかどうかわかりませんが、そう思っている方も実際にあります。

そういう意味で、きちつと要件のほう、何が足りないかきちつと説明するですね、努力をこれからしていただかなければ、せつ

くい制度であります。いい仕組みですが、悪い部分ばかり目が行ってしまう。そういうことにもなりかねません。五年間で四十七名の方が農業をされたということ、この実績は大きいと思います。それをきちっと評価されるためにもですね、この受付業務、また申請業務のほう、また認定のほうもきちっと、外部からとやかく言われるようなことがないように、厳正にきちっと、また指導をしながらやっていただきたい。そういうふうに思うわけでありまして。

では、次の質問に移らせていただきます。

四番目、市営住宅の合併浄化槽の切替えについてであります。

市のほうとしては、公共下水道のほうは、もう大分以前にですね、断念しております。そういうこともありまして、合併浄化槽のほうを推進しているわけでありまして。毎年何百基のほう、単純浄化槽から合併浄化槽へ変えるとか、新規の場合は合併浄化槽にするとか、いろいろな手段を講じて合併浄化槽を増やすようにしているわけでありまして、この現状と、それと、これからの取組み、どういうふうに考えているのか、概略で結構ですので、教えていただきたいと思っております。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 合併浄化槽の推進における現状と今後の取組みについての御質問でございますが、現在、市民生活課が取り組んでいる状況についてお答えをいたします。

河川などの公共用水域の水質汚濁の主な原因は、家庭から処理さ

れずに排出される生活雑排水やし尿などの生活排水と、それ以外の要因、例えば、畜産系、事業場系、水産系、農林系などから排出されるものに区分がされております。

その中の生活排水部分についてでございますが、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に、国、県、市からの補助金を交付し、合併浄化槽設置の推進事業に取り組んでいるところでございます。

交付の対象となるものは、専用住宅に設置する十人以下の浄化槽となります。また、市民生活課で行っている事業の今後の推進計画といたしましては、専用住宅について、五年間で五百基を目標に設置を行っていくこととしてございます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） まあ、合併浄化槽のほう、一生懸命推進されていくわけでありまして。冒頭にて、まあ公共事業の役割を申し上げました。公共事業も、やはり財源が厳しいとは言いながら、仕事を創出するためにも必要であります。また、合併浄化槽の推進は、本当に環境問題も考えますと、やらなければならぬ、やって無駄な事業と言われる事業ではないかと思っております。これからも積極的に取り組んでいただきたいと思うわけですが、一つ、学校の先生方の教員住宅のほう、水洗化がほぼ終わっております。そういった現状の中で、市営住宅ですね、桜が丘とかいろんな場所に、若宮のほうにも少しあるかもしれませんが、そのようところで水洗化さ

れていない住居があるんじゃないか。そういうふう思うわけですが、現状のほうはどうでしょうか。

「建設課長 濱上喜美男君」

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

建設課といたしましても、市営住宅の衛生面、居住環境面からも、進めなければならないと認識をしております。市営住宅で水洗化されていらない戸数は、八団地の百三十戸ございます。ほとんどが住宅そのものが老朽化しており、解体、建替えを検討している住宅もございます。水洗化の要検討が必要な住宅は二団地の十二戸あり、そのほかは解体や建替えを検討しており、鴨女町住宅については、来年度、長寿命化計画を見直し、建替えを具体化していきます。建替え、合併浄化槽設置の改修のどちらにしても、補助事業を活用した計画を立て、進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○八番（田添辰郎君） 課長、ありがとうございます。

今の二団地十二戸ということでしたが、何々団地というのは把握されてるでしょうか。教えていただければと思います。

○建設課長（濱上喜美男君） 二団地はですね、古園住宅が六戸、桜が丘の住宅が六戸です。全て一戸建てでございます。

○八番（田添辰郎君） 古園団地が六戸、桜が丘団地が六戸あるということでございます。築年数もあります。本当に老朽化してですね、解体しなければならないところもあるわけでございますが、ま

だまだ使用に耐える、十分に使用できるという住居もございます。古園団地のほうもそうですし、桜が丘のほうもそうです。

そのような意味で、やはり市民の方に補助金を出すとはいえ、自己負担も生じるわけでございます。一般の市民の方に合併浄化槽を勧めるなら、やはり行政としても、自らが管理している市営住宅のものは率先してやるべきじゃないかと思っておりますので、担当課としても、計画をつくってですね、やっていたければありがたい。そういうふう思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練施設についてであります。

先日のマスコミ報道によりますと、南日本新聞、またテレビ等でも報道がありました。国が馬毛島を買い取るという動きが本格的になってきております。まあ、正確に言いますと、買い取るという見通しで、馬毛島の地籍をきちっと調査する。その調査の業務を、まあ入札等かけるということとございました。実際、新聞報道によりますと、馬毛島を国のほうは十数億円以上で購入するんじゃないか、そういうふうにも書いてあったわけでありまして。所有者の問題もありますから、年内にできるのか、来年中なのか、再来年なのか、この契約はどうかなるのかわからない状況であります。実際に、これまでよりは前に一つステップが進んだということは確実だと思います。

市長のほうも、これまでも反対を表明しておりました。私は、反

対をするのなら、西之表市、何度も馬毛島を自分のものに所有するチャンスはあったわけですが、反対という立場であれば、本当は馬毛島をどうしようか、後ほど聞きますが、法的になかなか難しい部分があります。日本においては、所有権は絶対であります。公共の福祉に害されない限りは、所有権は本心に守られていくわけであります。そのようなことを考えますと、きちっと反対の立場で馬毛島をどうしようか、そういうことを検討し、やろうとするのであれば、西之表市が馬毛島を買う、そういう選択肢もあるんじゃないか、また、あったはずではないか、そういうふうに思うわけですが、市長のほうはこの点はどうお考えでしょうか。

○市長（長野 力君） まあ、馬毛島のFCLPについても、反対して変わらないわけですけども、まあ、住民の理解をいただけるんなら、購入というのも一つの考えではあるかと思いますが、まあ現在、現実的には非常に難しい。まあ現実的な話でもない。このように考えています。

○八番（田添辰郎君） まあ、住民の理解があれば、購入が検討できれば検討したいということでございますが、実際上は現実的ではないという答弁でございました。私もほぼ、西之表市が買い取ろうとしても難しい話ではあるかと思えます。

続きまして、もしですね、今、国が動き出しました。市長のほうは五年前から、噂になった段階からいいますと、もっと前から反対であったかと思えます。私は、福祉の関係、子どもの関係、医療の

関係、長野力市長の業績に対して敬意を表するわけでございますが、この馬毛島の問題に関しては、やはり余にも無責任ではないか、そういうふう思うところもあるわけでございます。立場が違えば私が無責任なかもしれませんが、私にはそういうふう思えるわけであります。

新聞報道にありましたように、国が買い取る。地元の同意がなければなかなか難しいという話もございます。しかし、市長も御存じのとおり、外交・防衛は国の専管事項でございます。我々西之表市民が国民である西之表市民を他国からのいろいろな外圧に関して守り切ろうと思っても、それはできない話であって、国民の生命、財産、きちっと他国からのもの、それを守るといのは、やはり国以外ないのかもしれない。

そういうことを考えますと、当初から長野力市長のほうは、やはり反対の表明をされておりました。そのことによりまして、国から、防衛省の情報が西之表市にも入らない。すなわち、市民のほうにも国、防衛省が何を考えているか伝わっていかない。そういう弊害が起きたかと思えます。

この五年間は、本当に市民の皆様にも馬毛島はどうなっているんだという聞かれることがございました。市長も、そして議員の大多数の方も、国、防衛省が情報を提供しないとおっしゃるわけでございますが、一般的に考えてみましても、最初、国、防衛省と市長が接したときは、ここの三階の席で会ったかと思えます。しかしながら、

この席でこの話し合いの場についたからといって、交渉のテーブルについたわけではないという市長ははっきりおっしゃっております。初めから反対の立場で向き合っているわけでございます。交渉をする、話し合いをするにも、初めから反対であれば、情報提供を幾らしても、いいようには、公正中立の立場からは使ってもらえない。そういう思いを国や防衛省が持つのも当然ではないか。持ったかどうかわかりませんが、やはり普通考えれば、それが当たり前ではないか。そういうふうに思うわけでありませぬ。ですから、国、防衛省も、なかなか反対、反対と唱えるだけの西之表市のほうには情報の提供がなかった。また、情報の変化もなかったというほうが事実かもしれません。

しかしながら、私が感じている限りでは、国や防衛省のほうも、地元をないがしろにして強硬な手段で馬毛島に自衛隊施設やFCLP訓練をつくらうとは何一つ思っていないふうに思っております。それを考えますと、今市長は、やはり反対であるとおっしゃいました。昔も、この一般質問の内容、今している問題は、昨年の九月にも同様の質問をしております。そのときは、仮定の話だからということ、ちゃんとした答弁はいただけなかったように思うわけでありませぬ。もし国は馬毛島を買い取ろうとします。十数億円以上のお金を使って買い取ろうという動きをしております。それが真つづくに強硬に、市民の反対を物ともせず強硬に、自衛隊施設やFCLPをつくることに真つづくに結びつくわけではありませぬ。きち

つと話し合いをしながらやっていきたい。そういうふうと考えているかと思ひます。

また、そもそも馬毛島という離島、無人島ではございますが、一部少数の市民の方が住んでおりますが、性格的に考えても、馬毛島というあの土地の場所は、目の前に大隅海峡がございます。外国の潜水艦が自由に横行をしている場所でもございます。そのような意味から考えて、対馬の問題、北海道の問題もございますが、別に自衛隊、FCLP訓練施設でなくとも、やはり一所有者が個人で持っているよりは、民間所有であるよりは、国が所有すべき土地であると思うわけでありませぬ。

そのような土地で、今、北朝鮮の状況、中国の膨張がありまして、東京から千二百キロ離れた硫黄島でやっているFCLP訓練、これを距離的な問題もございませぬ。また、緊急的避難の場合の滑走路もないといういろいろな問題もありますが、やはり日本としては、災いを避ける、争い事を避けるためにも、きしつとした抑止力を持たなければならぬ。そういう意味からも、硫黄島も本当にデメリット大きいわけでありませぬが、それ以上に抑止力としてどうなのかということをお考えすると、FCLP訓練施設は、硫黄島でやるよりは馬毛島でやるほうが、抑止力という意味では効果的であろう。

そして、自衛隊の施設も、六年近く前にはなりますが、東日本大震災のとき、自衛隊がすごい活躍してくれたわけでありませぬ。その中でも、やはり災害がいつ起こってくるかわからない。地震がい

つ起こってくるかわからない。種子島の西之表市においては、南海トラフ地震が先ほどから話題になっておりますが、今後三十年以内に七〇%以上の確率で起こると言われております。今起きておりませんから、二十九年以内に七〇%以上の確率で起こる。年が一日一日たつたびに、年が経るたびに確率は高くなっていくわけであります。

そのような場合、西海岸では数メートルの津波が、そして、東海岸では十数メートル以上の津波が想定されております。我々の市の財政では、避難ビルを、タワーをつくるわけにはいきません。東海岸には本当はできれば欲しいのかもしれませんが、それは財源が許さないことであります。ですから、行政のほうも日々訓練を行うように考えながら、そして、校区民、また校区を広げた、榕城校区、下西校区、一斉に訓練をやったりするわけであります。避難タワー、そういった箱物よりも、いち早く逃げる。一分一秒でも早く逃げる。そのための連絡網も考えていかなければならない。その辺も十分に検討してるかと思うんですが。

馬毛島は、やはりそういった地震、大規模災害に備えても、どうしても必要ではないか。地震列島に住む日本国民のために、どこかに自衛隊の陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊が集結して、きちつとその時点から災害に遭われた方を救出するための拠点が必要ではないか。そういうふうな思いから、やはり馬毛島、自衛隊施設が必要であろうという考えから、今の話が進んでいるかと思えます。

このような問題の中で、もしですね、仮定の話です。反対してもできるのかもしれない。国のほうは一生懸命努力されますので、もしできなかった場合、どうするんでしょうか。

○議長（永田 章君） ここで、議長からお願いを申し上げます。

正午となりましたが、このまま一般質問を続行いたします。

長野市長、答弁をお願いします。

○市長（長野 力君） まあ、我々まあ何回か言いますけど、FCLPの施設に一市三町協議会のもとで反対はしてきているわけでございます。まあ、国が今後どのようにするかというのはですね、まだ土地の、現在のところは公告とかそういうところまで話は来てるわけでございますが、私どもはFCLPの施設に反対と。自衛隊のですね、国土を守ると。そういうことにつきましては、それなりに国のことと防衛のこととして、それを否定するものではございません。馬毛島問題については、やはりFCLPの施設、これがツープラスでもう決まっておりますんで、そのことの課題というのが解けることは、私どもは願うわけでございます。

○八番（田添辰郎君） まあ、本当に仮定の話であります。市長の立場は反対であります。FCLP訓練施設は馬毛島に持ってきてほしくない。ツープラスのほうも白紙にしてくださいという立場であろうかと思えます。ですからこそ、国が動き出した今、反対の立場をとり続けて、本当に仮定の話であります。反対、市民の皆様も反対ということで、市民の皆様にも理解が得られなかったと

いうことで、できなかった場合、どうするのかという問題でありま
す。

馬毛島は九九%が民間の所有地であります。私自身は、あの馬毛
島、重要な、軍事的にも重要な場所になってまいります。そのよ
うな場所を一民間人に所有させていいものなのかどうか。そうい
うふうに思うわけですが、その馬毛島、自衛隊もFCLP
訓練施設もできなかった。そして、民間の所有者が持つてる。じゃ
あ、西之表市はどう動くのか。そのことを確認したいわけでありま
す。

やはり反対というからには、以前にも市長のほうにお伺いしまし
た。農業、観光で何とかするというお話は聞いておりますが、今、
市長の勇退を受けて、六名ぐらいの方が手を挙げていらつしやいま
す。その中にもかなり、馬毛シカの公園をつくろうとかです、い
ろいろ曖昧なことを言ってる方もいらつしやいます。市長は、この
五年間、西之表市、馬毛島の問題をリードしてきてまいりました。
その途中で中種子町議会が離脱をし、南種子町議会が離脱をしたと
いうことは残っておりますが、やはり引つ張ってきたのは長野力市
長かと思えます。そのような意味で、できなかった場合は馬毛島を
どうするのか、そのほうをやはり確認させていただきたいと思い
ます。

○市長（長野 力君） まあ、馬毛島の所有は民間の大部分でござ
いまして、まあ、これについて私のほうがどうこうと言うわけにも

いかない非常に難しい問題だと思っております。

ただ、周辺はですね、大変良好な漁場でもあるし、それからまた、
馬毛島を含め、種子島・屋久島は自然遺産ということも含めまして
ですね、そこはやはりそういう自然を大事にしたような、地域の資
源として大事にしたようなですね、あり方をしながら、いろいろな
振興策を図っていくと。ただ、馬毛島単独の、それ自体のことをど
うするかというのは、やはり所有者いますし、ここで私のほうがど
うこうするんだということはないかと思えます。

ただ、もしできなかった場合、所有者と、今後より私どもの発展
のために、我々も一緒になって、何かあるというものが、そういう
ものがですね、一緒になれば、それなりなことかと思いますが、現
時点ではそういうことになります。

○八番（田添辰郎君） なかなか仮定の話なんで難しいんですが、
ま、反対の立場で、市長が反対、次の次期市長が反対であるか、賛
成であるか、よくわかりません。賛成、反対の新しい市長が生まれ
たとしても、やはりこれまでとは違って、公正中立の立場から、や
っぱり国、馬毛島の情報は、一旦は市民に提供すべきだと私のほう
は思っておりますが。

そのような、これからの五年間を引き継いで次の年が始まってい
くわけでありますが、西之表市の場合は、反対運動はできるかと思
います。二月までが市長の任期でございしますが、それまで一生懸命
反対運動をすることはできます。また、交渉の段階においても、幾

つか方法はあるかと思いますが、西之表市港灣を使わせない、工事のために使わせないという方法も、これは県の施設ですので難しいわけですが、西之表市のつくった水道施設もごさいます。そういった部分で協力しないということもできます。また、馬毛島にある葉山港、自衛隊としては、葉山港をそのまま拡張して使いたいという思いがあるようですが、ここも漁港であります。市のほうで使わせないと言えば、使えないようにすることができるかもしれませんが、馬毛島をどうすること、他人のものですからどうすることもできないわけですが、反対運動はできるかと思えます。反対運動をして、その結果どうなると思われているのか。

質問項目の三番目になりますが、国が計画を実施した場合と書いてあります。これまでどおり門前払いの状況で、このままの状況でいけば、国、防衛省は、やはり市民の理解を得ながらも、市長や議会がどうなるかわかりませんが、市民の心情とは乖離してる、そういうふうには判断することもあり得るかもしれません。その場合はですね、どうできるのか。反対運動はできますが、買い取りもできません。そして、法的に何ら関与することはできません。ですが、反対運動だけ一生懸命やった場合は、やはり西之表市民にとっては、かなりまずい状況になっていくんではないか。そういうふうには思うわけです。市長は反対ということで行って、もし国のほうはやらざるを得ない。そういうふうな状況に追い込んだとしたらどうなるのか。どういうふうにお考えか、教えてほしいと思えます。

○市長（長野 力君） まあ、これまで国もですね、いろいろやるときには地域の意見をよく聞き、それでまた、地域の同意も得ながら進めていくということを再三言ってきておりますので、現時点そういうことまだ具体的にはごさいませんので、今後どういうふうに関とのお互いの話し合いができるのかということは残るかと思えます。まあ、国の基本的なものは、これまで、やはり地域の意見を尊重していくということが前提になつてると思えます。

○八番（田添辰郎君） まあ本当に、外交・防衛は国の専管事項、当たり前のことであります。国の専管事項だから国が勝手に決めていいというわけではないかと思えます。やはり一部の国民に多大な負担をこうむらせるというのは、やはり法的にもおかしいのではないか。その部分が、公共の福祉という概念から、いろいろな問題が生じてくるのかもしれない。また、一部の国民だけに負担を負わせるとしたら、それに関しては、ある程度の補償をするという、そういう仕組みもでき上がっております。

ですから、このまま反対、反対と言いつける。市長がかかった場合どうなるかわかりませんが、西之表市の行政も主体として、やはり反対の立場をとってこれまで動いてきたわけでありまして、そのことの弊害ははかり知れないと思えます。もし反対、反対でいって、西之表港を使わせないという方法もあります。葉山港も使わせないという方法もあります。とり得るあらゆる手段をとって反対活動をして、どうなるんでしょうか。

私自身は、米軍によるFCLP訓練は、先ほども述べましたように、日本国内を探してもなかなか適地がございません。馬毛島しかないかと思えます。しかしながら、全国の地震列島日本でございますが、いつどこで災害が起こるか分からないわけでありまして。その災害を救出作戦を行うための拠点としての自衛隊施設は馬毛島でなければならぬのかというと、これはまた問題がございまして。

隣の町は、十五、六年前から既に自衛隊誘致を行っているところでもあります。自衛隊施設とFCLP訓練施設をつくることによつて、滑走路のつくるお金とか、そういった無駄な経費を使わなくて済む。共用すればいいんだということで今の話が出てくるわけでございますが、自衛隊だけだったらどこでもいいわけでありまして。拠点となる施設があればですね。滑走路と港があればいいわけでありまして。

ですから、このまま反対、反対を一生懸命やればやるほど、もしできた場合には、西之表港も使わせないという動きをすれば、自衛隊の船が行き来することにもなりますし、葉山港が使えないとなれば、別な港湾をつくるということにもなりかねません。そのようなことでもいいと思っているのかどうか。仮定の話ではありますが、かなり現実味を帯びてきた話でもございます。ぜひ答弁をお願いしたいと思えます。

○市長（長野 力君） まあ、現実ですね、まあそういう話、そういう課題というのが来ておりませんので、そのことについては何と

も答えることはできませんけど、やはり事態がですね、いろいろな形で来たときに、しっかりそれを検証しながらやっていくことになろうかと思えます。現時点では、何を、こう来たら反対する、ああしたら反対するということは、現時点では答えられません。

○八番（田添辰郎君） 本当にですね、五年間あって、毎回のように馬毛島の問題、質問させていただきました。私は市民に対して説明不足だったと思います。なぜか。まず市長が反対し、それに及びて議会が全会一致で反対の決議をいたしました。そして、市民に向けて、市長、議会、行政、三つが一緒になって、言葉は悪いですが、誤解もあるかもしれませんが、私から見ると、校区まで使つて反対のための署名活動を行ったわけでありまして。ですから、反対のための署名活動ですから、協議会だよりを配つたとしても、あれが公正中立だとは私には到底思えません。あれを配つて、公正中立の立場から正しい情報を市民に提供したとは思えないわけでありまして。あれを読めば、僕も五年前に反対の署名をいたしました。ほとんどの市民が反対すると思うわけでありまして。あれに書いてあったのは、自衛隊のことはほんの少し、ほとんど七割、八割が米軍によるFCLP訓練のデメリットについてでありました。

米軍によるFCLP訓練は、市長も御存じのとおり、年間三百六十五日のうち最大約十日間、実際にタッチ・アンド・ゴーの訓練を行うわけですから、米軍によるFCLP訓練の騒音の被害を受ける可能性がある日というのは、最大約十日間にすぎません。二回にな

るときは空母が故障した場合だけであります。通常、年に一回、十日間。

そして、自衛隊のほうは、年間三百六十五日のうち毎日でありま
す。今副大臣が言ってる数字でいうと、自衛隊員約二百名、そして、
家族を含めれば五百名から六百名と聞いております。そして、この
方たちが種子島に宿舎をつくるという話になっております。西之表
市につくるとも書いておりませんし、中種子町・南種子町につく
るとも書いておりません。種子島であります。

そして、この五百人から六百人、先ほど話に出ましたが、古園団
地、桜が丘団地が四つ、五つできるような規模であります。こちら
が求めなくても、西之表市民が五百人から六百人増えるわけであり
ます。小学生、中学生がものすごい勢いで減っていつてる。特に小
学生が減っているんですが、小学校統合もやはり考えていかなけれ
ばならない時代になって、五百名から六百名の自衛隊員がこの島に
住んでくださる。そして、この子どもたち、数十名の小学生、中学
生がいるかと思えます。その子どもたちは、反対、反対、自分の信
念、心情に基づいて、市民に対しては、私は申しわけありませんが、
無責任だと思ふんです。きちっと責任をとれることをやっているの
か。そういうふうに思うわけです。反対、反対を唱えていつて、せ
つかく人口が五百人から六百人増える。子どもたちの数十名の笑顔
もこの町で見られる。そのチャンス逃して、この子どもたちの笑顔
、笑い声は隣の町で聞こえるようなことがあっていいんでしょ

か。

私は、やはり国、防衛省とも胸襟を開いてきちっと国の防衛とい
うものを考えていかなければなりませんし、南西諸島の防衛につい
ても、馬毛島がやはり役割を担わなきゃならない。そういうことも
きちっと議論すべきだと思います。

その上で、公共の福祉の概念もあります。防衛といえども、一部
の国民に負担だけを負わせるのは間違いでありますから、もし負担
を負うのであれば、どのような補償があるのか。国、防衛省に対し
て当事者として唯一対峙できるのは、我々の西之表市長である長野
力氏においていないと思えます。このきちっと議論をする努力を怠
ったというのは、私は、この五年間、本当にもつたいなかった、そ
ういうふう思うわけです。

ですから、市長のほうには、やはりこの問題、二月には勇退され
るということでありますが、やはりこの島に生きる限り、十年後、
二十年後の未来を考えて、責任を持った対応をしていただきたい。
そういうふう思うわけです。

そして、以前、これは九月です。昨年九月、農業、観光で市政
発展を目指すというふうに市長はおっしゃいました。そして、この
施策実現のためにどうするのかという財源の問題もお聞きしました。
もう一年以上たちました。創意工夫しながらといいます、その財
源の確保の見通しはついたのかどうか、確認させていただきたいと
思います。

○市長（長野 力君） まあ、具体的に財源がどうじゃなくて、本的には産業振興をしながら、農業、観光を中心に産業振興をしながら、そしてですね、地域の活性を図って、経済的な活気も図りながらやっていく。もちろんですね、何か事業をするときには、当然国のほうへですね、補助金と支援金、そういうことは当然要求していくわけですが、基本的には、自分たちの島は自分たちで可能な限りですね、やっていく。

今ひとときのことの判断も、それも大切かもわかりませんし、将来この人口も減っていきます。そういう中で、やはり減らないようにですね、減らないために、可能な限りですね、地域の特徴を生かしながら、外からも多く来てくれる。そのほうが将来に向かって持続可能な社会になるんじゃないかなという考えがいたし、この考えはですね、ずっとまあしてるわけでございますが、ですから、まあ今後ですね、いろいろな計画を立てながら、農業、観光を中心に交流人口を増やしながら、経済の浮揚を図りながらですね、進めていくということが、私はやっぱり将来に向かって可能性を秘めたことだと思いい、よりですね、そのほうが拡大をしていくんじゃないかなと思います。

まあ、いろいろな、今馬毛島にですね、基地、FCLPが来て、その補助金ですね、当然お金が来ますよね。それによってするという体制よりは、まあ、長く多くの人が来てくれる、そういう島にしていくほうが、将来にとって、我々にとってはベターじゃないか

と。ベストじゃないかと。

まあ、このように考えているところでございますんで、まあ今後、この反対につきましては、もちろんですね、一市三町の協議会との話し合いもございまして、そしてまた、本市のあり方もございまして、市民の多くの意見を聞きながら、新しい体制のもとに判断が出るんじゃないかと思ひますし、私はこれまでそういう見解のもとに、今日まで市民とともに、議会の皆さんの賛同も得ながらやってきたことも、これまでの経過でございます。

○八番（田添辰郎君） まあ、一市三町ですか、熊毛のほうの問題。本来は、馬毛島に自衛隊施設つくりたい、FCLP訓練施設も年に十日やらせてもらいたいって話なんですから、当事者は本来なら西之表市だけだったんですよ。この責任も市長には大いにあるかと思ひます。当事者は国、そして西之表市でありました。その形を国と一市三町、熊毛という当事者を拡大したのは市長であります。今回までこの問題が長引いているのも、その市長の初めの判断が間違っていたからだと思ひ思っております。

まあ、例えになるかどうかわかりませんが、相続の問題でも、相続権者が何人も増えていくと大変になってまいります。話し合う相手が増えれば大変になるわけでありまして。協議会のほうも、一市三町が、議会が中種子町議会、南種子町議会、離脱しました。このような形でいろいろ複雑になっていくわけですね。

本来なら、要するに、西之表市の問題として捉えるべきだった問

題を、やはり騒音の問題とか周回路の問題で、初めにボタンのかけ違いというか、勘違いをしたばかりに、これほどまでに難しい問題にしていった。

そして、もし自衛隊施設やFCLP訓練施設ができたとして、その補助金の対象は、本来なら西之表市だけだったと思います。騒音の問題で中種子町の一部は入ったかもしれませんが、このような補償の問題というのも、国、防衛省としては、やはり中種子町・南種子町、そして屋久島まで、その視野におさめなければならぬ状況になった。そういうふうにしたのも長野力市長の判断ではなかったか。そういうふうにするわけでありませぬ。

そして、農業、観光のほうの分野、第一産業でございます。財源の問題は、本当に難しい問題でございます。馬毛島の問題が解決したから全てがバラ色になるわけではございません。ですが、一つのチャンスはいただいたことになりました。

僕の記憶では、四十年前の井元正流市長のころから、農業、観光というふうにおっしゃっておりました。しかし、安納いものブームはあって、これは大阪の白ハトというたこ焼き屋さんブームをつくってくれたわけがあります。それにうまく乗っかって、そして、もともと安納いものいい材料がこの種子島にあって、そして農家が一生懸命つくって、今の隆盛な状態なわけですが、四十年前から言われて、なかなかこうだ。

漁業のほうはもっと悲惨であります。ほかの第一次産業もそうで

すが、第二次産業、第三次産業、悲惨な状況であります。三次産業におきましては、本当に大手のお店が島外からやってきて、いつ潰れるのか、そういう時間の問題でもあるのかもしれない。これは自民党政権、小泉さんのときの大規模小売店舗立地法の改正が原因でありますから、余りとやかくは言えないことかもしれません。

しかし、このままいきますと、財源は確保できない。これまでどおり創意工夫してやる。これまでどうだったか。創意工夫してやったけど、今の現状だ。なかなかうまくいかないのはわかっておりませぬ。

しかし、市長も反対、議会も反対、行政も反対ということで、本当にこのままいきますと、馬毛島の問題、自衛隊とFCLP訓練施設はできて、そういうものは整備されたとしても、自衛隊員の家族五百名から六百名の宿舎は、この西之表市にはできないんじゃないかと思うわけがあります。

西之表市の馬毛島にできるんだから、宿舎は西之表市にできるんだと都合よく反対する方もおっしゃる方がいらつしやいます。僕も三人の子どもを持つております。市長も反対、議会も反対、市民の七割以上も反対というところの学校に、自分の子どもを通わせたいと思う親がいるでしょうか。西之表市民でありますから、いじめなどは発生しないとわかっていきます。ですが、気持ちの、親としての気持ちであります。親は子どものことを心配するのが仕事でもあります。親の立場からもそうですし、国、防衛省としても、大切な自

衛官、またその家族の皆さんを、反対、反対、沖繩のように反対運動があつて業務も妨害される。そういうことは西之表市ではあり得ないでしょうが、反対、反対のところは宿舎をつくつたりするのか。私は、やはりそういうことは国や防衛省は決断しないと思うわけがあります。

となれば、十五、六年前から誘致活動を一生懸命にやっていたらつしやつた中種子町のほうに行くのではないか。そうなると、二百名の市税のほうは隣の中種子町で支払われることになります。一日の一般市民としての家族の皆様の消費も中種子町で行われることになります。子どもたちも、先ほど言いましたように、その笑顔、中種子町で見られるということになるわけでありました。反対だけ唱えていてどうなんでしょうか。

市長のほうには、やはりその問題も考えていただいて、市の発展、市民の幸福を願うとき、真に責任を持った判断をしようという場合には、誘致を進めるべきだと思います。

そして、今回、四年間だけかじ取りの市長選挙であるわけではございません。馬毛島の問題が、我々の子どもたち、孫たちの未来にまで、二十年後、三十年後まで、市長の言う言葉でいう、使わせていただければ、未来永劫は大げさでありますけど、それくらいの長期間にわたって、この西之表市に影響を与える問題であります。

ぜひとも市長のほう、これからいろいろと考えていただいて、検討していただいて、馬毛島に自衛隊施設、FCLP訓練施設、一日

も早く誘致するよう動いてもらいたい。そういうふうにお願ひしまして、私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時三十分ごろより再開いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま市長から、議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第七〇号、西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第七一号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第四号）、議案第七二号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、議案第七三号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、議案第七四号、平

成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）、議案第七五号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の議案七件が提出されました。

この際、議案第六九号から議案第七五号の議案七件を追加上程し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よつて、議案第六九号から議案第七五号の議案七件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第六九号 西之表市職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第二、議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） 議案書の一ページから八ページをお願いいたします。

議案第六九号は、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成二十八年人事院勧告及び県人事委員会の勧告を参考に、給料表並びに三役及び任期付職員の期末手当並びに職員及び再任用職員の勤勉手当の支給率の改正を行うため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容について御説明をいたします。

第一条の西之表市職員の給与に関する条例第十六条第二項第一号は、再任用職員以外の職員について、六月期支給率はそのままで、十二月期支給率に〇・一月分を含め、また、再任用職員についても同様に、〇・〇五月分を上乗せして支給しようとするものであります。

附則第十五項中、附則第十二項の規定が適用される平成三十年三月三十一日までの間、六級で五十五歳以上の職員については、給与月額を〇・五%カットした額が支給対象額となる額を定めており、実際に減額される率を定めるものであります。

別表につきましては、一ページ下段から五ページ中段にかけて、新たな給料表となります。

五ページをごらんください。

第二条は、市長、副市長並びに教育長の期末手当について、一般職の給与改定に準じて特別職の改定を行うもので、支給率が〇・一月分引き上げられるものです。

第三条は、任期付職員の期末手当について、支給率が〇・一月分引き上げられるものです。

あわせて、別表第一から第三までが新たな給料表となっております。

附則第一項は、施行期日が公布の日から施行するものとしておりますが、第一項及び第二項の規定は、平成二十八年四月一日にさかのぼって適用するものとしております。

附則第二項は、四月以降既に支払われた職員等給与については、本改定により支給されることとなる内払いとみなすことを、また、附則第三項は、六月以降既に支払われた三役等の期末手当について、同様に内払いとみなすことを規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） 今説明してもらいましたが、何かびんと来ませんので、詳しくお願いいたします。

まず、その基本給が、基本月額給ですか、これがまあ上がってるようですが、百円単位ですか、で上がってるようです。どれぐらい上がったのか。何百円から何百円ぐらいまで。まあ、各級、各号級ごとに違いますので、ちよつとそれを。イメージがちよつと湧きません。

それと、いわゆるボーナスがまあ上がったということですが、現在何・何カ月分が、年間通して何・何カ月になったということ。それと、まあ、あと、年間にすると今の職員で総額幾らぐらい上がる

のか。もし計算が出ておれば、お願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

平均の給与改定率でございますけれども、〇・二％、初任給、若年層、一、二級の方については千五百円程度、その他につきましては四百円程度の引上げとなっております。

また、その支給月数の増額分についてでございますけれども、三役につきましては三・一五月が三・二五月、職員につきましては四・二月が四・三月、再任用職員については二・二〇月が二・二五月、任期付職員が三・一五月が三・二五月となっております。

それと、どれぐらいの額かという御質問でございますけれども、三役を含めた、期末勤勉、時間外、共済等全て含めまして、九百六十万円程度の増額ということでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） もう一つ、まあ人事院勧告を受けて、国がまあ、国に人事院というのがありますが、そこが国家公務員に対して、まあ人事院勧告をします。それを受けて各都道府県自治体が、県の人事委員会ですか、これがまたさらに、それぞれの県の職員に対して勧告をすることになっていきますが、本市はその人事委員会に相当する委員会が、組織がありません。それでまあどうするかというと、法令によれば、条例で定めるところだと思えます。あとはまあ、参考にするのであれば、報酬審議会等もありますので、三役とかについては、その答申を待つてやるっていうことになっ

てるかと思うんですが。

この人事委員会を踏まえて、それにならって給与を上げ下げするというのは、今どきどうしたものと。今どきどうしたものと。これは、今は五十人以上でしたかな。事業所の全国のデータをもとにするということになってると思うんですが、本市にはそういうのはほとんどありませんので、ですから、地元給与、地元の民間給与を反映させるということになると、全然違ったものが出てきてると思うんですが、その点は考慮されたんでしょうか。

それともう一つ、三役は、もう全くその本来、人事院の勧告の対象ですらありませんが、どうしてその三役もそれにならって上げ下げ、給与を上げ下げするのか、お尋ねします。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

御承知のとおりなんですけれども、この人事院勧告制度というのは、労働基本権の制約を受けてございます。その代償措置として、この人事院勧告制度が存在をしてるところでございます。

また、職員の士気を高めたり、また有意な人材の確保、あるいは安定的な行政運営を行う上で、その人事院勧告にならない給与を増額しているところがございますけれども、国の調査の結果、〇・一七％、平均七百八円の間差があったと。また、県においては、〇・二一％、七百八十六円の間差があったというふうな調査結果が出ているようございます。

それと、あと、何でしなければいけないかということでございます。

すけれども、これまでも申し上げてきておりますけれども、地方公務員法の第二十四条第三項に均衡の原則というものがございまして、国家公務員の給与、あるいは他の地方自治体の職員の給与を参考にして定めるということでございます。

あともう一点は、三役、特別職の職員の給与ということでございますけれども、これは総務省のほうですけれども、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律ということで、一般職の給与改定に準じ、特別職の給与を改定するという法律が可決をされてございます。確かにですね、特別職には人事院勧告というのはございません。しかしながら、その手当については一般職に準じるということで、一般職とのバランスを考慮しながら改定することとされております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） その均衡の原則と言われましたが、均衡というつり合い、つり合いを保とうと。私はさっき言ったように、これはしたがって、その全国の五十人以上の規模の事業所、以前は百人以上だったわけですが、やっつてるわけです。

その均衡というときに、よその、よそのを参考にするというより、民間企業、五十人以上はほとんどよそにあるわけですから、大半は、地元、地元の、要するに、この西之表市内の勤労者の給与との均衡、こう読み替えるべきだと思うわけですが、今まではそうしてこなかったわけです。全くしてこなかったから、こんなに大きな官民格差

が出てしまったわけです。地元の勤労者と役所の正職員との差がものすごく、三倍、四倍ぐらい。私は十倍格差論というのを唱えてきたんですが、ものすごいその格差が出てきたわけです。

それを地方分権、地域主権の流れが出てきたんで、地元のこととは地元でやると。であれば、均衡といえ、その地元の勤労者との均衡というのが大事じゃないのかと。なぜそれを考えないのかと云ってるわけです。なぜそのよその、こっちはほとんどない五十人以上の規模の事業所のデータを持ってきて、それとどうだこうだと言ったって、それは意味はないんじゃないかと。今の時代に合っていないと。

つまり、地方公務員法にはいろんな原則があります。その中で情勢適応の原則というものもあるわけです。その時々々の社会情勢、経済情勢、給与情勢、水準、それに基づいて決めるべしっていう非常に大きな一般原則があるわけです。それとの兼ね合いも考えたら、要するに、今の人事院、あるいは人事委員会の勧告というのを本市の正職員の給与水準に絡ませるといのは、それは不適當じゃないかと言ってるわけですけど、その考慮はなされなかったのかということと。

「一般質問やんかと」と呼ぶ者あり

「質疑です。質疑」と呼ぶ者あり

「質疑やろう。あなたの考えを言う場じゃなくて」と呼ぶ者あり

○六番（瀬下満義君） なぜこうしたかって。

「あなたの考えを押しつけるとはいけない」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 静粛に、静粛にお願いします。

○六番（瀬下満義君） それは。

「質疑やろう。質疑」と呼ぶ者あり

○六番（瀬下満義君） あなたには議事整理権がないんだから、余計なことを言ったらいかんてことです。何言っとるんですか。

○議長（永田 章君） 静粛に、静粛に。

○六番（瀬下満義君） だって普通に発言が。ああいうものをとめないで。

○議長（永田 章君） お座りください。

○六番（瀬下満義君） とんでもない話だよ、今の。

○議長（永田 章君） はい。ほかに質疑はありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 所管でありますけれども、市長に直接伺う機会はなかなかないので、改めてお伺いしたいと思います。

今、総務課長からですね、今回の人事院勧告に基づく総務省の法改正等もあつて、三役も今回同時の提案となつてるといふ説明をいただきましたけれども、これまで市長を含めた特別職の給与のあり方については、過去にはですね、別々に提案されておりました。あとそれから、また市長自らですね、政策の一環として、市長の給与

のあり方についても、これまで取り組んでおられました。

そこで、今回のこの提案については、市長、どのような判断をされてこの提案になったのか。市長自らのお考えをお示しくください。

「市長 長野 力君」

○市長（長野 力君） まあ、おっしゃるとおり、従前、私は財政のあれから大分落として、まあ財政立て直しに幾らかでも寄与すればということをやってきましたけども、今回は、まあ課にも調べさせましたけど、まあ総務省のそれもあるし、他市を見ましても、ほとんどがもうそういうことになっていることとございまして、まあ、まねするわけじゃないんですが、まあ大体そういうふうな各市町ですね、今回の対応については、そういうことというふうになりましたもんで、それに合わせた格好になったかと思えます。

○一二番（長野広美さん） えーとですね、他市のまあ状況もというふうにご回答されましたけれども、最終的には議会判断になります。その際に、別々に個別の案件として提案された場合と、職員と同様の提案という形のものでは、幾分それぞれの議会の判断も異なっているようでありまして、そういったことも踏まえて、市長が今回同様の扱いという提案にされたのかどうか確認したいと思えます。

○総務課長（中野哲男君） おっしゃるとおりでございます。そのことを含めて御提案を申し上げたということでございます。

○一二番（長野広美さん） もう一度、申しわけございません。三度までですので、これまでにいたしますけれども、市長の、これは

政策という意味での給与のあり方は、今までも議論されてまいりました。今、総務課長がお答えされましたけれども、市長がですね、まあこの最後になってですね、今回、市民の、市内の情勢も踏まえて、政策的にこれは提案されてるものと判断してよろしいということでしょうか。

○市長（長野 力君） まあ政策、その三役のことですか。まあ政策、先ほど申しましたように、総務省の関係とか、そういうことをまあ一応含めまして、提案をしたということですか。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

○六番（瀬下満義君） その均衡の原則、先ほど私は言いましたけれども、地元の、そのさっき言った地元の西之表市内の勤労者との均衡は考えたのかどうかということ、お尋ねいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

これまでそういう市内の各事業所で調査をしようということは試みたところでございますけれども、そういうなかなか御協力をいただけなかったということでご引き継ぎを受けております。

以上でございます。

それと、国家公務員にならうのかということでございますけれども、地方公務員の給与制度のあり方に関する研究会というのが設置をされておまして、公務としての近似性・類似性を重視して、国の制度を基本とするというようなことも発せられてるようでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 西之表市内のその勤労者の給与水準は全く考慮されて、まあ、それとの関係はもう全くないと、考慮されなかったということですか。

○総務課長（中野哲男君） そういうことでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） この提案、人事院の勧告ということで、まあ市長三役については、人事院の、まあ労働権を剝奪されたという、人事院勧告の捉え方というのは、労働者についてはわかりませんが、やはり先ほどの質問の繰り返しになります、別々に、その市長三役の立場というのは、人事院勧告の考え方は全く別のことでありますので、議論は別々の条例として提案するということは考慮されなかったのか、議論されなかったのかというのが一点と、それから、先ほど任期付職員が三・一五から何になったかちよっと記録し忘れたんですけれども、この三・一五から任期付職員の人数と、それから、それぞれの影響額ですね、がわかれば教えていただきたいと思えます。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

別々に提案をされたらという御意見でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、一般職にならつてということ、そのバランスを図りながら改定をしていくという考え方でございまして、

同時に提案をさせていただいたところでございます。

それと、任期付職員でございますが、御承知のとおり、現在、西之表市で雇用はございません。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七〇号 西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第七〇号、西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） 御説明をいたします。

議案書の九ページをごらんください。

議案第七〇号は、西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法改正に伴い、条例第六条の二により、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について追加を

したものであります。

附則については、施行期日について規定をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七一号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算

（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第七一号、平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書、予算書のほうをごらんいただきたいと思えます。

本案は、平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第四号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千五千万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億七千八十一万七千円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。

事項別明細書七ページをお開きください。

二款総務費、一款総務管理費、十目財産管理費を六百五十万三千円減額しておりますけども、全額二十五節積立金の減で、西之表市ふるさと応援寄附基金への積立てを二千万円増額をし、年額で七千万円とするもので、還元率の改善、あるいは、十二月より楽天への出店を予定していることから、増額が見込まれることから、基金を増額しようとするものでございます。

その上の財政調整基金の二千六百五十万三千円の減額は、今回の補正の財源の調整によるものです。

同款同項二十三目地域振興費は、一千六百六十四万二千円の追加であります。先ほど説明いたしましたふるさと応援寄附金の増加が見込まれることに伴いまして、十二節役務費は、楽天出店手数料として百九十四万四千円、十三節委託料は、還元率改善又は寄附金の増に伴い、記念品の発送業務委託の増額を見込んでおります。

その他の歳出補正については、給与等の改正に伴うものでございます。

六ページをお開きください。

次に、歳入について御説明をいたします。

十六款一項一目寄附金に二千万円を追加しております。歳出で御説明をいたしましたふるさと応援寄附金の増額見込みに伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七二号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第七二号、平成二十

八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 本案は、平成二十八年度西之表市

国民健康保険特別会計補正予算（第四号）でございます。

予算書条文をごらんいただきたいと思ひます。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六十万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億六千六万四千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費六十万一千円の追加は、給与改定に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一節一般会計繰入金六十万一千円の追加は、説明欄のとおり職員給与費等で、歳出の人件費の補正に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七三号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補

正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第七三号、平成二十

八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）でございます。

予算書条文をごらんいただきたいと思ひます。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億三千九百七十七万四千円とするものがございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費四十万四千円の追加は、給与改定に伴うものがございます。

三款地域支援事業費、二項包括的支援事業任意事業費、二目地域包括支援センター運営事業費九万六千円の追加も、給与改定に伴うものがございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

八款繰入金、一項一般会計繰入金、五目その他一般会計繰入金、一節職員給与費等繰入金五十万円の追加は、歳出の人員費補正に伴うものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第七四号、平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）でございます。

予算書条文をごらんいただきたいと思っております。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十一万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千六百八十万円とするものがございます。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書六ページをお開きください。

第一款総務費、第一項総務管理費、一目一般管理費十一万四千円の追加は、給与改定に伴うものがございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目一節事務費繰入金十一万四千円の追加は、歳出の人員費の補正に伴うものがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七五号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予

算（第四号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第七五号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）であります。

一 ページ、予算書条文をお開きください。

二条につきましては、収益的支出の補正であります。支出の事業費を三十六万五千円増額して四億五千百一十一万六千九百円に改めるものであります。

内容につきましては、九ページをお願いいたします。

収益的支出の執行計画書でございます。

支出の一款事業費、一項営業費用三十六万二千円の増額は、給与

改定に係る職員の人件費の増額であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす六日から十五日までは本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、六日と十日、十一日の休会を挟んで、七日と八日は総務文教委員会、九日と十二日は産業厚生委員会、十三日は各常任委員会を開きます。十四日は各特別委員会及び議会運営委員会です。

十二月十六日は午前九時から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後二時一分散会

本會議第四号（十二月十六日）

本会議第四号（十二月十六日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 木原幸四君
二番 鮫島市憲君
四番 小倉初男君
五番 下川和博君
六番 瀬下満義君
七番 小倉伸一君
八番 田添辰郎君
九番 中原勇君
一〇番 川村孝則君
一二番 長野広美さん
一三番 橋口美幸さん
一四番 渡辺道大君
一五番 丸田健次君
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	長 野 力 君
副 市 長	坂 元 茂 昭 君
教 育 長	立 石 望 君
会計管理者兼 会 計 課 長	美 園 博 行 君
総務課長兼 選管書記長	中 野 哲 男 君
行政経営課長	神 村 弘 二 君
市民生活課長	吉 田 孝 一 君
財産監理課長	前 田 秀 夫 君
地域支援課長	大 瀬 浩 一 郎 君
税 務 課 長	長 吉 輝 久 君
健康保険課長	戸 川 信 正 君
経済観光課長	松 元 明 和 君
農林水産課長	園 田 博 己 君
建設課長	濱 上 喜 美 男 君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務所長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年十二月十六日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第一 | 議案第五七号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第六 | 議案第六二号 西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第二 | 議案第五八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第七 | 議案第六三号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第三号） |
| 日程第三 | 議案第五九号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 日程第八 | 議案第六四号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号） |
| 日程第四 | 議案第六〇号 西之表市学校教育施設整備基金条例の制定について | 日程第九 | 議案第六五号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第三号） |
| 日程第五 | 議案第六一号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する | 日程第一〇 | 議案第六六号 平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号） |
| | | 日程第一一 | 議案第六七号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第三号） |
| | | 日程一二 | 議案第六九号 西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| | | 日程一三 | 議案第七〇号 西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | | 日程一四 | 議案第七一号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第四号） |
| | | 日程一五 | 議案第七二号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号） |
| | | 日程一六 | 議案第七三号 平成二十八年西之表市介護保険特別 |

会計補正予算(第四号)

日程第一七 議案第七四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第四号)

日程第一八 議案第七五号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算(第四号)

日程第一九 議案第七六号 馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する決議書

日程第二〇 議案第七七号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

日程第二一 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

日程第二二 議員辞職の件

日程第二三 議員辞職の件

日程第二四 議員辞職の件

日程第二五 種子島地区広域事務組合議会議員の選挙

日程第二六 まちづくり特別委員会所管事務調査報告

日程第二七 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長(永田 章君) それでは、これより議案審議を行います。

△発言の申し出

○議長(永田 章君) ここで、中野総務課長より発言の申し出が

ありますので、これを許可いたします。

「総務課長 中野哲男君登壇」

○総務課長(中野哲男君) 十二月二日の瀬下議員の一般質問、給与支給に関する職員の職種、階級についての答弁におきまして、根拠規範に一部誤りがありましたので、訂正をさせていただきますと思います。

情報公開法第五条第一項によるものとお答えをしておりましたが、正しくは西之表市情報公開条例第七条によるものでございます。議会運営上多大な御迷惑をおかけいたしましたことについて、深くおわびを申し上げます。

○議長(永田 章君) 以上であります。

△議案第五七号 西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(永田 章君) 次は、日程第一、議案第五七号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長(小倉初男君) 本委員会が付託を受けました議案第五七号、西之表市税条例の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、所得に対する二重課税等を回避する措置を行うため、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。主な内容は、特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税し、百分の三の税率を乗じた金額を市民税の所得割として課すものです。

附則として、第一条には施行期日を、第二条には経過措置を定めています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五八号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第五八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第五八号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、外国居住者等所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に伴い、国民健康保険税の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を含める改正を行うものです。

附則として、第一条に施行期日を定めております。

内容としては、日本と台湾には正式な国交がなく、両国間には租税条約は締結されていないことから、お互いに相手国の居住者、個

人、法人含めての居住者が自国内で得た所得への課税を、税法の定めを修正して軽減・免除するという取り決めです。

適用される国としては台湾のみが指定されているため、本市における該当は、今のところはほとんどないとのことです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五九号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第五九号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五九号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、地域密着型通所介護及び地域密着型小規模多機能型居宅介護事業等について、省令改正に対応するため、関係条例の一部を改正するものです。

地域密着型サービスは、平成十八年四月の介護保険制度の改正に伴って導入されたサービスで、都道府県知事の指定・許可を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住みなれた自宅や地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供されます。

今回の条例改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成二十八年四月一日に施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

省令改正の基本的な枠組みは、通所介護等で小規模なものについては、少人数で生活圏域に密着したサービスがあることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保を図る必要があること、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を図る必要があるため、地域密着型サービスに移行するものです。

主な内容としては、地域密着型通所介護及び療養通所介護の創設で、小規模な利用定員十八人以下の通所介護と利用定員九人以下である療養通所介護については、地域密着型サービスに移行することになります。

条例改正の概要を説明いたします。

第五十九条の次に「第三章の二、地域密着型通所介護」を追加し、基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を定めています。

第五節で指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を追加し、この節の趣旨及び基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を定めております。

また、第九章の「複合型サービス」を「介護小規模多機能型居宅介護」に改めています。

附則の第一項は施行期日で、公布の日から施行するものとしております。

第二項は、この条例の改正に伴い、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の第七条第四項中、「第三項」を「第四項」に改めるものです。

審査の過程において、変更の内容についての委員の質疑に対し、利用定数十八人以下の通所介護と九名以下の療養通所介護について、県知事の許可が必要であったものが市町村の許可・指定に移ったとの回答を得ました。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 議案第五九号、西之表市介護保険法に

基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

安倍内閣は、通常一兆円程度の社会保障の自然増を六千億円から五千億円に抑え込む計画で、その標的にされているのが医療と介護です。高齢者を狙い撃ちした介護保険の負担増計画では、単身で年三百八十三万円以上の現役並み所得の自己負担を二割から三割へ引き上げる方針が今打ち出されております。

既に昨年八月からは、ひとり暮らしで年二百八十万円以上の人の負担が二割になったばかりで、利用者や家族から負担が増えて生活できないと痛切な声が上がっている中の三割負担となっております。介護は医療と違って長期化するため、ほぼ一生使うという人が圧倒的です。三割負担になったら暮らしを壊しかねません。政府は現役世代との負担の公平化を挙げておりますが、サービスの抑制によって症状や状態を重くして財政負担を増やす、このことを私たちは、この介護保険制度については一貫して批判しております。

本条例は、このような介護保険制度の改悪の一環であり、条例の基本方針の中で、要介護状態になっても在宅介護で自助努力することを求めています。さらに、施設労働者の雇用条件緩和により、介護現場で働く労働環境の悪化も懸念され、ますます介護現場の人手不足が深刻化するのではないかと思えます。介護労働者の労働環境改善とはほど遠いものとなることが懸念されております。

高齢者社会を迎え、本市でも高齢者が多くなる地域がますます増える状況にあります。ますます深刻であります。だからこそ、介護保険料を払っても介護を受けられなくなるような制度の改悪ではなくて、安心・信頼できる制度の充実をこそ求めて、反対の討論いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔五番 下川和博君登壇〕

○五番（下川和博君） 委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対者は介護保険の制度自体が問題だというふうな話でありましたけれども、今回のこの条例の改正については、委員会の中では、県が認可のであったけれども、今回市のほうが認可をすることになったということで私どもは説明を受けておりますので、反対者の言われることわかりますけれども、今回はそういうことの改正でありますんで、委員長の報告に賛成といたします。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六〇号 西之表市学校教育施設整備基金条例の制定に

ついて

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六〇号、西之表市学校教育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第六〇号、西之表市学校教育施設整備基金条例の制定について御報告します。

本案は、旧中学校を民間業者へ有償貸与するに当たって、文部科学省通知に基づき、国庫納付を必要とせず財産処分の承認を受けるため、西之表市が設置する学校教育整備に要する経費に充てることを目的とした基金を設置するため、条例を制定しようとするものです。

文部科学省では、廃校等を積極的に活用するため、財産処分の手続の大幅な簡素化・弾力化を図っており、十年以上経過した建物に

ついて、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てた上で民間事業者等へ有償により貸与・譲渡することとした場合は、国庫納付金が免除されるということです。

主な内容について御説明します。

第一条は基金条例の設置目的を、第二条は基金の積立額を定めています。第三条は基金に属する現金の管理方法、第四条は基金に属する現金を有価証券にかえることができることを、第五条では利息を一般会計予算に計上し基金に繰り入れることを、第六条は基金に属する現金を繰り替えて運用できることを、第七条は基金の処分、第八条は市長への委任規定であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六一号 西之表市議会議員及び西之表市長の選挙にお

ける選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第六一号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第六一号、西之表市議会議員及び西之表市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布・施行されたことにより、選挙用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等

の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容について御説明します。

第四条第二号の改正は、選挙運動用自動車の公費支払いに関する改正で、借入契約による自動車、一日の限度額一万五千三百円を一万五千八百円に、当該自動車の契約燃料代金、一日の限度額七千三百五十円を七千五百六十円に改めようとするものです。

第九条及び第十条の改正は、選挙運動用ビラ作成一枚当たりの公費負担額七円三十銭を七円五十一銭に、第十三条の改正は、選挙運動用ポスター作成一枚当たりの公費負担額五百十円四十八銭を五百二十五円六銭にそれぞれ改めようとするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六二号 西之表市農業委員会の委員の定数等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第六二号、西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第六二号、西之表市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

農地利用の最適化をよりよく果たせるようにすることを目的に、改正農業委員会法が平成二十八年四月一日から施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容は、農業委員の選出方法を、これまでの公選制を廃止し、議会の同意を要件とする市長の選任制へ移行することに伴い、

農業委員の定数及び新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。

第二条は農業委員の定数を十四人に改め、第三条では、農地利用最適化推進委員の定数と、担当区域を地域の実情に精通した者の選出を考慮し、十三人と定めるものです。

附則一は、現行の農業委員の任期が平成二十九年七月十九日であることから、平成二十九年七月二十日からの施行と定めています。

附則二は、西之表市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関する事項の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、今回の改正により、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績及び成果実績に応じて、基本給とは別に、一定の成果が達成された場合、予算の範囲内において能率給を年一回、年度末に支給することについての事項を定めたものです。

審査の過程で、委員より農業委員の選任の条件について質疑がなされ、半数以上が認定農業業者であること、利害関係のない者を一人以上とすることとの回答を得ました。また、絶対要件でないものの、女性や若者を積極的に登用することも挙げられているとの説明を受けました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決するもの

と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六三号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算

（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第六三号、平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。各所管常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第六三号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三億九千八百三十四万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億五千八十一万二千元とするものです。

地方債補正は、辺地対策事業、過疎対策事業、緊急防災・減災事業の変更三件であります。辺地対策事業は、県営事業の基幹水利施設保全事業（西京地区）の事業費減額に伴う財源調整、過疎債は、にぎわい交流拠点施設整備事業に伴う事業費の変更に伴うものです。歳入から説明いたします。

民生費国庫負担金の増額は、障害者自立のための支援、利用者及び一人当たりの月額給付費の増と生活保護費の支給者の増加に伴うものとの説明を受けました。

県補助金の農林水産業費県補助金の増額は、機構集積協力金交付事業と、鳥獣被害防止ネット助成事業及び有害鳥獣適正個体処理に対応する事業によるものです。

財産売り払い収入は、市有林二百七立方メートルの間伐材売り払い金、寄附金は、種子屋久農業協同組合よりシカ被害防止対策費寄附金として寄せられたものです。

雑入の主なものは、障害者医療費国庫負担金前年度追加交付金、種子島広域事務組合平成二十七年年度廃棄物精算返納金及び熊毛地区消防組合負担金返納によるものです。

次に、歳出について説明します。

財産管理費の積立金の減額は財源調整によるもの、企画費の増額は中心拠点施設整備事業によるもので、にぎわい創出のために、集中機能を有する中心拠点施設を整備しようとするものとの説明を受けました。

地籍調査費の増額は、桜が丘測量業務の委託料であります。

消防施設費の減額は、榕城分団・女性分団整備に係る執行額の確定によるものです。

教育振興費の減額は、教育用コンピュータのリース開始の遅れ、また、九州音楽コンクール出場への参加がなかったことによるものとの説明を受けました。

文化財保護費の増額は、旧上妻家住宅の文化財文化庁ヒアリングに伴う旅費及び修繕料によるものです。

今回、本委員会が付託された中で、中心拠点施設整備事業については、産業厚生委員会とも関連があることから、連合審査会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査では、十一月二十一日付けで、商工会会長、商店街振興協同組合代表理事、種子島観光協会西之表支部長から議会への要望が提出されておりましたので、三名の方に意見聴取を実施しました。ま

た、十一月二十五日に中心拠点施設に関して区長会が開かれたということでしたので、区長会からも二名の方にお越しいただき、その内容についてお聞きしました。

連合審査の過程において、委員から、住民の合意形成が図られていないまちづくりが町なかのにぎわいに結びつくのか、あの場所に拠点施設をつくるだけが目的となってしまう意見や、理想はいろいろとあると思うが、少子高齢化がどんどん進む中、今何か手を打たないと、この町は大変なことになっていく。関係団体の話も聞いたが、当局としてもしっかりと説明をしてきたということの評価し、前向きに考えていかないといけないのではないかという意見、また、議会としては既に結論を出している。改選後の新市長、新議員のもと、拠点施設建設も含めたまちづくりについて、引き続き議論をしていくべきではないかとの意見もありました。

また、今回の提案では、県の事業も活用しながら具体的な将来ビジョンが示された。その大きな一歩を踏み出す一つの拠点になるだろうと考えるとの意見や、当初提案から時間が過ぎても、状況はほとんど変わっていない。補助金の期限が来ただけのことである。議会が当初アンケートをとり、住民の意見を聞き、自らの信念に基づいて行った決断というのは間違いではなかったなどなどの意見が出されました。

当局からは、まちづくりについては、所管する部署や役割分担の明確化、横断的な連携による施策の進め方の必要性の検討をするこ

と。また、にぎわいづくりについては、町なかになぎわい創出の計画期間である二〇二〇年までを見越して、古民家の利活用の本格化、空き屋店舗対策、景観整備の実施を計画しており、施設の整備要望についても、商工会や商店街等の意見を伺いながら協議・検討を進めていきたい旨、説明がありました。

本委員会での主な意見は、中心拠点施設建設について、住民への周知徹底、維持費、場所についての問題が解決されていない。町なかには場所がないという説明であるが、今、少しずつ商店街の様子も変わってきているので、住民の協力を得ながら長期的なまちづくりを進めていくべきであるとの意見や、商工会の方々が商工支援の充実を求めていること、補助金の期限が迫っていることは理解できるが、まちづくりについて、行政の方針を計画的につくっていくという強い自覚という部分が当局側に足りていない。建てることで問題ではなく、そのあり方について、もう一度見直してもらいたいとの意見がありました。

また、計画的には未完成であると思うが、商工会の方々のやる気、覚悟というものが非常に感じられ、その思いに込められていいのか。各種団体から建設してほしい旨の要望書も提出されており、そこは重く受けとめるべきであるとの意見や、まちづくりの全体構想についても、長期的な計画をつくって、年次的に整備を進めていく。この拠点施設はその取りかかりになるのではないかとその意見がありました。

また、まちづくり特別委員会の提言書の内容について、今後のまちづくりに生かしていくという答弁が得られたので評価できるなど、その意見でありました。

以上の意見を踏まえ、本委員会は、議案第六三号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）については、中心拠点施設建設事業に関して以下の附帯決議をつけ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

附帯決議。

一、観光政策・商工支援策の充実を含めた長期振興計画及び都市計画マスタープランの計画を速やかに作成すること。

二、国や県から支援を受けて事業を推進する中心市街地活性化計画等を策定し、計画的に取り組むこと。

三、ソフト・ハード事業を含めたまちづくり全体を統括する部署を明確に位置付けること。

以上を強く求めます。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 議案第六三号、平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第三号）のうち、本委員会が付託を受けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

民生費について。

社会福祉費、障害者福祉費、扶助費は、障害児施設給付事業、自立支援医療費支給事業、障害者自立支援給付事業の各種の上半期分析による一人当たりの月額給付費及び利用者の増によるものです。

児童福祉費、子ども医療費助成金は、前年同期で比較すると、利用件数千三百一件、医療費三百七十五万三千九十一円の増加となっています。

生活保護費、扶助費の医療扶助は、医療扶助率平均を前年と比較すると、平成二十七年六四・〇一%でしたが、平成二十八年度九月末までの平均が七五・九二%となっており、入院、入院外ともに増加しているとのことです。また、悪性腫瘍、循環器系疾患の増により、一件当たりの医療費が増加しています。

衛生費について。

保健衛生費、予防接種費は、インフルエンザの接種単価の変更及びB型肝炎ワクチンが十月一日から定期接種になったことにより、増額するものです。

清掃費のし尿処理場の増加は、施設の脱臭設備に使用する特殊活性炭の交換によるもの、また、光熱水費は重油設備から電気設備に変わったことによるものです。これまでの使用実績に伴っての決算見込額です。

次に、農林水産費について。

農業振興費、負担金補助及び交付金負担金の環境保全型農業直接支払補助金は、交付対象面積の確定に伴い減額するものです。

鳥獣被害防止ネット助成は設置要望の追加、及び有害鳥獣適正個体処理補助金は、猟友会の要望等もあり、事業実施箇所を二カ所追加することに伴う増額です。両補助金とも地域振興推進事業を活用するものです。

ニホンジカ個体数調査補助金は、県が実施する生育状況調査とあわせ、調査精度を上げるため調査地点を増やし、事業効果の検証に活用するものです。

農業経営合理化対策事業費、補助金の機構集積協力金の増額は、交付対象面積の大幅な増によるものです。

次に、畜産費、畜産基盤再編総合整備負担金は、平成二十九年度実施予定の種子島牧場約二・五ヘクタール分の草地整備改良を前倒しして実施する増額補正です。

農業構造改善事業推進費補助金は、多面的機能支払交付金の事業確定に伴い減額するものです。

商工費について。

商工費は、産業間連携推進事業でバイオディーゼル燃料装置設置に伴う施設整備を図るもので、旧たばこ耕作組合施設を活用し、バイオディーゼル燃料精製装置の実証を行うための修繕費等の増額です。

土木費について。

住宅費の住宅管理費は、市営住宅若宮団地の雨漏り、入居者の退職に伴う修繕費用を増額するものです。また、負担金及び交付金は、

住宅改修環境整備補助金で、当初の想定より申込者が多く、予算に不足を生じたことから増額するものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

午前十時四十二分休憩

午前十時四十六分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第六三号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算

（第三号）に対する修正動議

○議長（永田 章君） 引き続き、日程第七、議案第六三号、平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案に対しまして、田添辰郎議員外一名から二款一項中心拠点施

設建設等に係る予算については削除すべきと修正動議が提出され、所定の賛同者がおりますので、動議は成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題といたします。

修正案が提出され、お手元に配付をしております。これより提出者の説明を求めます。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 今定例会に提案され、連合審査会を開催し、市長以下当局に出席を求め、慎重にこの議案について審査を行っているところですが、今回提出されております平成二十八年一般会計補正予算（第三号）のうち、中心拠点施設建設に係る部分については、慎重審査をしていかなければならないと考えているところでございます。

具体的には、賛同される議員とともに、今定例会に提案されております平成二十八年一般会計補正予算（第三号）の当該箇所につきまして、減額修正の発議をさせていただきたいと考えております。それでは、修正案の提案説明をいたします。

議案第六三号、平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第三号）の一部を次の理由により修正しようとするものであります。

歳出二款一項総務管理費において、中心拠点施設建設工事等二億九千万円を減額するものであります。

本議案の修正動議部分については、本会議及び連合審査会において、本会議の上程に際し、議案の妥当性について慎重に質疑を行い

検討いたしました。

本件は、平成二十七年第三回定例会において、施設建設の事業計画について地元住民や商店街などさらに広く理解を図る必要があると判断したという理由で、一旦上程した同案を撤回し、また、平成二十七年第四回定例会においては、施設機能の効果が不明瞭である等の理由から、中心拠点施設建設工事等の予算を削除し、修正可決したという経緯がございます。

このたび、一年間を経て再度建設予算計上については、商工会が主体となった会議も立ち上がり、住民への一定の理解も進んでいること、商工会・商店街等各組織の機運も高まっていることなどを背景に中心拠点施設を建設しようとするもので、今後、県の補助事業を活用し、周辺の環境整備を図り、回遊施策も推進していきたい旨を説明がありました。

また、西之表市商工会会長、商店街振興協同組合代表理事、種子島観光協会西之表支部長から、そして県建設業協会種子島支部長から、それぞれ建設を求める要望書が議会に提出されております。

各種団体の思いは理解ができるものの、建設場所、維持管理費、施設機能の効果の問題等、当初提案時とほとんど変わっておらず、提案されているような拠点施設をつくるのが、果たして町なかのにぎわいに結びつくのかが疑問であります。

また、来年二月には新たな市長、市議会議員となることから、この拠点施設建設等関連の大規模なプロジェクトについては、新体制

のもと、官民一体となってさらなる議論を深め、真に町なかの活性化策の推進が図られることを要望し、修正動議の提出の理由といたします。

以上の理由により、中心拠点施設建設に係る補正予算を削除する減額修正案を提出するものであります。

内容は、お手元の資料、議案第六三号、西之表市一般会計補正予算（第三号）に対する修正案、これにより説明いたします。

一 ページ、中心拠点施設建設部分に係る「二億九千万円」を削り、第一条第一項中、歳入歳出それぞれ追加する額「三億九千八百三十四万四千円」を「一億八百三十三万四千円」に、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「百七億五千八十一万二千元」を「百四億六千八十一万二千元」に改めようとするものであります。

二項、第一表、歳入、二十款市債、一項市債、補正額「二億七千八百七十万円」を減額し「千百三十万円」に、歳入補正額合計「三億九千八百三十三万四千円」を「一億八百三十三万四千円」に改めようとするものであります。

次の二ページになります。

歳出、二款総務費、一項総務管理費、補正額「二億七千四百二十五万九千円」を減額「一千五百七十四万一千円」に、歳出補正額合計「三億九千八百三十三万四千円」を「一億八百三十三万四千円」に改めるものです。

続きまして、三ページ、第二条、第二表、地方債補正、四過疎対

策事業、補正後の限度額「四億一千七百八十万円」を「一億二千七百八十万円」に改めようとするものであります。

詳細は四ページ以降の説明書のとおりでございます。
以上で修正案の説明を終わります。

「信なくば立たず」もしくは「民信なくば立たず」、四十年前に学んだ榕城中学校の校訓でもありました。「信なくば立たず」、これをかみしめる、この言葉をかみしめる日々でもございました。議員各位の御賛同のほう、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（永田 章君） ただいま説明は終わりました。

これより、提出されました修正案の説明に対し質疑を行います。

「一〇番 川村孝則君」

○一〇番（川村孝則君） 発議者にお伺いしたいと思います。

今ほど説明がありましたように、拠点施設建設費に係る予算の削除ということですが、先ほどの総務文教委員長報告にありましたように、さまざまな議員の意見の中で、委員会としては附帯決議をつけて可決しております。そういう中で、委員としてもそれぞれの状況を踏まえた上で、今回の議案については、これまでの執行部側の、当局側の説明は、今回はちよつと変わってきたと。また、各種団体の強い思いも受けとめて、そういった部分で委員会としては判断したと思います。

加えて、議会としては、特別委員会を設けて提言書を取りまとめ、本日この後、市長にその提言書を提出する予定にありますが、議会

は、まちづくり特別委員会で取りまとめた内容を、市長がこれを受けて今後のまちづくりに生かしていくという、そういう答弁をいただいている中で、特別委員会の提言書の中身は、今発議者が指摘した建設場所、維持管理費、施設基本の効果の問題等、当初の提案とほとんど変わっていないということでもありますけれども、提言書自体の中身も、そういった部分までは言及しておりません。それは、今後、執行部と議会と双方がそれぞれ連携をとり、議論を交わしながら進めていこうという、そういった趣旨のものであるというふう

に私自身は受けとめております。

ですから、議会が取りまとめた特別委員会の提言書の趣旨と、それを受けて、市長が取りまとめた今後のまちづくりに生かしていくという答弁も踏まえた上で、なぜそこまで、なぜこの予算の削除が必要なのかという点についてお伺いしたいと思います。

○八番（田添辰郎君） この修正動議、提案者を代表いたしました、私のほうから答弁させていただきます。

本来、質疑された内容、私はこの質疑にふさわしいのかどうか疑問に持つところでございますから、先輩議員の考えではございませんで、答弁をさせていただきます。

附帯的決議につきましてであります。総務文教委員会のほうは、附帯決議のほうをつけさせていただきました。私の個人的な考えかもしれませんが、今回、議案第六三号に関する一般会計の補正予算（第三号）でございます。これに条件をつけるということが、条件

をつけて賛同を示す、反対を示すということが、本来あり得るものなのかどうか。これは議会運営上もかなり問題があります。その辺の見直しも、私自身は必要と思っております。ですから、それぞれ総務文教委員会の判断はあろうかと思いますが、それぞれの議員各位におきましては、附帯決議をつけていいものなのかどうか。本来なら、附帯決議、条件をつけて判断すべきではなく、条件がないままにですね、きちつと判断すべき。そうしたならば、総務文教委員会の賛成少数という結論もですね、変わったか、そういうふうに思っております。

そして、提言書の内容についてでございます。質疑者が御存じのとおり、この提言書、今回のまちづくりのにぎわい拠点施設について行われるものではございません。当然まちづくり特別委員会が一年かけてつくったものでございます。市長、そして次期市長においても、重きを置いて判断していただけるものと考えておりますが、この提言書の内容が、今回の拠点施設の減額修正にかかわる問題とは考えておりません。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔七番 小倉伸一君〕

○七番（小倉伸一君） また今回も修正動議がなされたわけですが、そもそもですけども、各種団体の思いは理解できるものものというところで記載がされております。本当に理解しているのか聞きたいと思

いますが、まず、先ほどもありましたけども、所管の、私も総務文教委員会ですけども、状況は大きく変わってきてると。それは結果として可決をされてるということで、私はあらわれてるだろうというふうに思っております。

そういう中で、百八十六店舗のまちづくりに向けての趣意書の署名も報告がされました。それと、商工会、商店街振興協同組合、観光協会、さらには建設業組合、区長会からも意見を伺って、自ら考えてこれから実行しようという熱い気持ちも伺いました。そういった中で、今後、共生・共働、そういうのが取り組んでいかなければならない。財政状況も我が市は厳しい状況ですけども、そういった市民とともに取り組んでいく事業の取っかかりに私はなるというふうに思っております。

それと、まさに現状をですね、まず聞きたいと思いますが、この町なか、それと商工会、それから商店街振興会、それと建設業組合、相当厳しい状況にあると私は思っていますけども、発議者の田添議員はどう考えておりますか。

○八番（田添辰郎君） 御質疑のほう、ありがとうございます。討論でしていただければありがたかったです、まあ、私なりにできる範囲でさせていただきます。

この同内容、考え方によっては、中身は半分変わったという御意見もございますが、まあ、ある一定部分の議員の皆さんは、中身はさほど変わってはないのではないか。まあ、運営体制、その辺の協

力度合いは大分変わったのかというふうな見方もございますが、自身自身がどう変わったのかというのは、いろいろ議員の方で判断が分かれるところかと思えます。

昨年の第三回定例会、九月に行われた議会でございます。そのところでは、先ほども説明しましたように、市民の皆さん、商店街の皆さんに一定の理解をいただかなければならないということで、市長のほうで、執行部のほうで、一旦は上程した議案を撤回したという事実がございます。そして、ちょうど一年前の平成二十七年度第四回定例会、今回の十二月議会のちょうど一年前でございます。そのときには、今回と同じように、施設機能の効果が不明瞭である等の点から、予算を削減し修正したという事実がございます。

今回も、その時期から変わったところは事実認めます。計画の内容も含め、どこまで変わっていったのか。本当に我々議員が自らの責任として、これでオーケーと言えるものなのかどうなのかということを考えますと、なかなか考えが難しいところはございます。やはり後ほど討論がありますので、討論する方に譲りたいと思えますが、責任主体が明確でないということがございます。

私自身は、商工業、また建設業、ほかの一般企業の方、大変厳しい時代を迎えている、厳しい日々を送っているということは十分に認知しております。これまでも一般討論と一般質問等で述べさせていただいております。公共事業をどんどんやるべきことはしていかねばなりません。ですが、必要な公共事業、後世から、あれ

はどうだったんだろうと言われるようなものをしてはならないと思えます。必要な公共事業、そして、してはならない公共事業というものがあるかと思えます。

今回、三割の負担で三億円近くのものができるということで、公共事業としてはすばらしいものなかもしれません。しかしながら、維持管理費が出てきております。私、自民党员でございますから、今の政権のやり方を批判するのはおかしいかと思いますが、地方創生という名で全国的にさまざまなことに取り組んできております。それが、じゃあ成功したことが多いかというところ、それほどでもない現実があります。

やはり今回も地方創生の名のもとに、この建物、にぎわいの拠点施設つくろうということになったわけですが、やはりそのかけ声や補助金の期限というものに捉われずに、長い目で、本当に自分たちの町をどうするんだということを長期的な視点でもって考えていく。全国には、国の指導のもと、負のレガシーとも言えるものが乱立してきております。それをわざわざこの西之表市が後追いつる必要はない。そういうふうを考えております。

○七番（小倉伸一君） 現状を何も変えなくてもいいと。厳しさはあるけども、何も変わらなくてもいいというようなことだとどうふうに受けとめます。なら、どのようなまちづくりをしようと考えていますか。

○八番（田添辰郎君） 私、市長でもありませんから、こういう質

間に答弁させていただいていいのか。まあ、これまで一般質問でもいろいろ言わせていただいております。

やはり拠点施設、必要なかもしれませんが。考え方によって、いろいろ知恵を出し合わなきゃいけない問題だと思います。私自身は、以前から申してありますように、にぎわいの拠点施設、運営自体がどうかかわからないものよりは、自分自身は今安納いもの、個人的な考えなんて言わせていただきます。安納いもの保管庫というものが不足している段階であります。大手のほう、大規模資本を持つての方では、自分たちで何とかこの保冷庫とかつくったりするわけでありますが、そういったものをやはり一般の方にも、一般の農家にも使っていたくもの、そういったものをあの場所につくっていてもいいんじゃないか。これは私の個人的な考えでありますので、そういうことも考えております。

そして、にぎわいの拠点施設というものは、先日、奄美市にも行ってまいりました。本当にそれが拠点となる、観光客が集い、市民が集う場所になるには、やはり場所の問題が一番重要でございます。そのようなことを考えますと、奄美市の事例と同じように、今ある町なかに何とか工夫をしながら、大規模ではなく小規模分散型であれば、この西之表市内の商店街にもつくれるのではないかと。そういうふうにも考えております。

また、これからまちづくりにも関して、国のほうもいろいろな、有人国境離島でもありますんで、さまざまな考えを提示していかれ

るかと思えます。その提示を受けながら、国、県とも話し合いながら、きちっとしたまちづくり、人が十年後、二十年後、五十年後、百年後にも、この有人国境離島の島である種子島に住めるようなものをですね、国、県とともに協議しながらつくっていく。そのほうがいいかと思えます。

先ほどの安納いもの件は、私の全く個人的な見解でございます。以上です。

○七番（小倉伸一君） 長期振興計画との関係をちよつと聞きたいと思いますが、後期計画に重点推進事項として、多くの観光客や市民が交流できる機会や場の創設を核に、市全体の波及効果を見据えたいにぎわい創出のための取組みについて重点的に検討を進めていきますということ、議会が議決をしております。また、観光・交流の振興では、種子島の玄関口である西之表港を核とした観光・交流推進のための環境整備を推進しますと。

そういうことで現在進めてきているわけなんですけども、田添議員に問いますけども、この視点に立てば、無駄な建設費とか無駄な公共事業とか、それから、いわば経済効果がないとかですね、いうことは言えないんじゃないかというふうに思いますが、その地方創生の名のもとにということですが、我が市においては非常に財政力が脆弱です。そういう中で、国の補助金を活用しないで、どのようなまちづくりを進めようとしているんですか。聞きたいと思えます。

○八番（田添辰郎君） 長期振興計画のほうにも載っているという

お話でございました。長期振興計画のほうは、具体的に明確に、この場所にどういったものをつくって、どういう効果を上げたいという、そこまでは書いておりません。方向性を定めたものであります。その方向で検討をしていると。今、今回私のほうで減額修正案を出させていただきました。これもこの流れと全く異なるわけではございません。その流れに沿って、よりよいものを創造しようという流れでございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。それとですね、私自身は、この西之表市、本当に財政的な厳しい現状がございます。小倉伸一議員同様、その点は自覚しているつもりでございます。そのような中で、国、県の協力を得る。そのために、きちつと市民の福祉、またそういうものを向上させていくという観点に立てば、私は、申しわけありませんが、執行部の提案の仕方にも問題があったのではないかと個人的に思っております。ほかの賛同された議員がどう思っているかわかりませんが。

以前でしたら、議会のほうに提案されるものは、ほぼ議員の皆さんほとんどが賛同されるものでございました。このごろになりました、さまざまなものが、すぐには賛同できないものが提案されてきております。まず、誰かの個人的な目的があつて、ないとは思いますが、どうしようという判断があつて、そのために説明の理由をつけていくような操作というか作業を行っているようにしか思えないわけでありませぬ。市民のために拠点施設が必要であるならば、にぎわいをつくる必要があるならば、そのためにどうやって考えてい

るか。結果的にこういうものが必要になったという流れではなく、初めにあつたのではないかという、やはり疑念を持たざるを得ないところがあるわけですね。

ですから、そういう執行部のほうの行政の行い方もですね、改めてもらいたいと思えますし、まあ、これはもう次の新しい市長も二月には決まります。議会も決まりますので、それにお任せしなければならぬわけですが、やはり市民のために、市民の、先ほど「信なくば立たず」と言わせていただきました。「民信なくば立たず」であります。社会を安定させるためには住民の信頼がなければならぬ。何も社会が、住民の信頼が政治になれば何も行えない。そういうことでもあります。そのようなことを考えますと、私自身は、今回の修正、減額修正の動議、これはやはり民の気持ち、考えを安定させるためにも、政治に対して安心感を持ってもらうためにも、必要なことであつたと思っております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「五番 下川和博君」

○五番（下川和博君） 瀬下議員も発議者になっておりますので、ちよつとお伺いしたいんですが、瀬下議員はこれまでことごとく一般会計には反対をしておられました。今回、この修正の動議を出したということは、動議が通つた場合には、この一般会計に対して賛成をされるのか、そこら辺を聞きたいと思うんですが、いかがで

しょうか。

○議長（永田 章君） そこはちょっと若干。はい。申しわけございませんけど、答弁は控えさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、原案、修正案に対し、これから討論に入ります。

初めに、原案に賛成する討論はありませんか。もう一度申し上げます。原案に賛成する討論はありませんか。

「五番 下川和博君登壇」

○五番（下川和博君） 原案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど修正動議を出された田添議員のほうからもありましたけれども、確かにこの拠点施設については、さまざまなことがこれまでありました。私も前回は反対に回ったところです。その一番の原因は、町なかの方々、また市民に対して情報の発信が徹底していない

とか、また、理解を、了解を得られていないと。そういうようなこともありましたんで、本当にやりたいんであれば、しっかりと市民の皆さんにも情報を徹底して、了解をいただいでくださいということを一般質問の中でも言ったと思っております。

ただ、今回は、商工会のほうからもありましたけれども、百件を超える各店から署名等もいただいたということでもあります。また、今回は区長会のほうからも、ほとんど全会一致のような形で賛同をいただいたと。また、建設業の組合のほうからも、今回はぜひつくってほしいという意見もいただいております。まあ、そのようなこともありますし、また、職員の皆さん方も一生懸命努力をされてきたと思っております。

全員協議会の中でも話をしましたけれども、やっぱり何かをやっていないと、この町なかはなかなか前には進んでいかないんだろうと。その一つの起爆剤として、この拠点施設をつくっていくこと。確かに田添さんが言われたように、いろんな問題もあります。不安もあります。しかし、一つでも前に進んでいくような方法をとっていかないと、この町は将来的にはなかなか活性化はしていかないんじゃないかなというふうな思いもあります。まあ、長年かけてやることもありますけれども、ぜひ今回この拠点施設をつくって、この町なかの、町の発展につなげていければなと思っております。

以上、賛成討論いたします。

○議長（永田 章君） 次に、原案及び修正案に反対する討論はあ

りませんか。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 次に、修正案に賛成する討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）の修正案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

修正案は、原案の中心拠点施設の請負工事費の予算二億九千万円を削除する内容であります。まあ、つまり、にぎわいづくりの中心拠点施設を否決すると、建設を否定すると、そういう案であります。

まあ、中心拠点施設につきましては、私は反対です。そもそもその中心となる大きな施設をつくると、これ自体に反対です。かえって魅力がなくなると。むしろ小さな拠点、小さな魅力ある店があちこちにあると。まあ、この商店街であれば、商店街の中に魅力的な店がそこに固まっていると。まあ、そのようなまちづくりのほうが種子島らしい魅力ある商店街、町になるんじゃないかと思うわけです。

また、一応案も、設計案も示されておりまして。いかにも何かヨーロッパ風の、ポルトガル風の大きな建物です。これ自体が種子島らしくないと思います。議会も提言しております。地元民に愛される種子島らしさあふれるまちづくりと言っております。全く同感です。そのとおりです。ここは過疎地です。田舎です。離島でもあります。

ので、むしろその、どう言えばいいのでしょうか、過疎らしい、田舎らしい、そつとこう、まあ、ほんわかしたような、癒されるような、そういったまちづくりが私はいいいと思います。観光客にとつて、そういった種子島らしさを求めて来られるんだろうと思います。

また、予算も三億円ぐらいかかります。まあ、本市はそのうち一億円ぐらい負担することになると思いますが、これだけの予算をかけてつくる施設ではないと。これをつくっても、そこに決して観光客は魅力を感じない。地元民も恐らくそこにはそんなに行かないと思います。もつと実用的なところに行くんだろうと思います。ですから、まずは、西町、東町の商店街の方々が、とにかく地元民が来ると。あそこはいいなど。そういう魅力的な商店街にしていくと。それが先決と私は思うのであります。

まあ、これまで長くこの施設は議論されてきました。まあ、担当課のほうでは、その拠点施設に一度集まっていたいて、とにかく人を集めて、そこから歩いて西町、東町に回遊していただくんだと言いますが、私はそんなことないと思います。大体集まらないし、集まっても、そこから歩いて回遊しようにも、どこに行くんでしょうか。もうまさに空想だと思えます。ここは腰を落ちつけてじっくり考えていただきたいと思えます。

私の提案としては、以前から言っておりますように、ここは広場として、まあ駐車場として、まあ、つくるとすれば小さな小屋、まあ壁もないような小さな小屋で、まあ、あるいは椅子を置いて、み

んなが天気の良い日に集まって、いろいろ将来のことを考えたり、まちづくりを考えたりするところにしたらどうかと思うわけです。また、朝市ですか、朝市とか、まあ日曜日、まあ天気の悪い日はなかなかできませんので、天気市とでも銘打って、まあ一月に一回か二回、多くの市民が農作物やあるいは水産物を、そのほかの物を持ち寄ってきて、一つの交流の場としてそこを生かしていったらいいんじゃないかなと思います。そのほうがはるかに地元民に愛される種子島らしいやり方ではないかと思うわけです。この過疎のよさを生かして、本当に種子島らしさを我々ももつと磨いていけばいいと思います。

まあ、大変御苦労さんでしたけども、担当課の皆さん方も、まあ、これはこれなりにいい経験になったと思います。これを生かして、そして、先ほど修正動議にもありますように、体制が一新します。新しい市長、そして新しい顔ぶれの議員の皆さん方で、再び熱く私たちのこの商店街のあり方を、未来を語っていただきたいと思いません。きっといい案が出てくると思います。それを信じて、私のこの修正案への賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） それでは、討論を繰り返していきます。

原案に賛成する討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第六三号、平成二十八年度一般会計補正予算（第三号）について、各常任委員長報告に賛成の立場で討

論を行います。

本予算の主なものは、先ほど来それぞれ議員の方々が発言してるとおり、この中心拠点施設建設費にかかわる予算が本予算の主な予算でありまして、先ほどからそれぞれの議員がいろいろと発言をいただいているところです。

そしてまた、この本予算に対して、先ほど修正案が提出されましたけれども、私自身、大変残念に思うところであります。これまで、この中心拠点建設費に係る予算については、何回か議会に予算が上程され、その都度、議会として議論を行い、議会自ら各種団体や商店街の方々の意見聴取を行い、この事業に対して賛否両論ある中で、議会として態度を示してきましたけれども、今回新たに示されたこの予算の自身については、これまでの説明と違った内容が含まれているというふうに思っております。

全く同じ内容を当局も提示することはありませんけれども、今回の議案には、この中心拠点建設費に係る県の魅力あるまちづくり事業が適用されており、ハードやソフト面からも県の全額補助による事業が展開できること、議会のまちづくり特別委員会の提言を執行部がしっかり重く受けとめ、今後の事業に生かすことを市長が委員会で表明したこと、また、この地方創生事業に係る交付金が、今年度の予算執行がなければ返納となり、今後の地方創生事業に係る交付金の確保が大変厳しいことが予想されることなどなど、こうした事実を勘案した場合に、この事業は実質今議会がタイムリミットだ

ろうというふうに思っております。

来年度以降、新たに地方創生事業に係る事業を本市が申請しても、国は、西之表市が仮に交付金を返納していた場合、再度この交付金事業は申請しても、必要ないのだと国が判断するのは当然のことではないでしょうか。そういう意味でも、今後こうした地方創生事業に係る交付金の獲得は、本市にとっては大変厳しいものであるだろうと思えますし、私自身はもうないというふうに考えております。

今回、議会としては、商工会、通り会、観光協会、区長会から意見聴取を行い、各団体がこの拠点施設の建設を強く望んでいること、また、建設業界からも建設を強く望む要望書が出されている現状を考えると、議会としては、こうした状況をしっかりと重く受けとめ、判断するべきでないかと思っております。

この予算が仮に否決となれば、西之表市のまちづくりは、恐らく大幅に遅れることは間違いないと思います。経済が衰退すると思いません。今でも人口が減少し、購買力が落ちて、消費者が少なくなる中では、新しい町並みがどうしても必要であり、それは急務でもあります。

私は反対討論者に申し上げたい。議会が取りまとめたまちづくり計画をどう展開していくかは、財源の裏づけが必要であります。これまで議会は商店街のアンケート調査を行い、商店街の方々からこの拠点施設について賛否両論ありましたけれども、その中で財源の意見もありました。約三億円のこの事業のうち、二億円が補助で

残る一億円が一般財源だということに対して、その一億円も高いというふうな商店街、市の意見もあるわけです。ならば、この事業を見送ったときに、来年度以降、本市のまちづくりに関して財源をどうするのか、その裏づけを示していただきたい。

空き店舗改修、家賃補助、歩道の整備、電柱の地中化、駐車場設置、町なかのどこかに拠点施設の建設、高齢者等の休憩所の建設等々、いろんな意見が議会の中では出ました。じゃあ、その莫大な経費をどこから持ち出していくのか。

議員としても、反対ではなく、新しいまちづくりについて提案するべきというふうに考え、今回特別委員会を取りまとめたわけでありませけれども、特別委員会の提言書には、財源は触れておりません。限られた予算でできるところからやればいいじゃないかという考えもあると思います。でも、限られた予算でやっていくとすれば、本市の町並みは十年や二十年のスパンで考えていかないとできないというふうに私は考えます。少しずつ町並みを変えていけばいいじゃないか、そういうふうに考える方もいらっしゃるかもしれませんが、それでは町並みは廃れていくと。その間に商店街は空き店舗が増え、疲弊していることだというふうに私は思います。ぜひその点は反対討論者も考えて、財源の裏づけを示していただきたいと思えます。

私は、今回この議案が否決されれば、西之表市のまちづくりは、当分の間、無理だと思えます。なぜなら、市単独でできる事業がな

いと思うからです。あれだけ商工会や通り会、観光協会、区長会、そして建設業界の方々からも、この拠点施設建設に向け強い要望が出されているのに、議会はそれを無視するわけですから、今後の各種団体との信頼関係にも影響を与えるのではと危惧しているのは私だけでしょうか。関係する団体が今回のこの拠点施設建設予算に対して熱い要望を示しており、なおかつ、これまでの議案とは付随する内容が違うということで、これまで反対してきた議員の方々にも、ぜひその点は慎重に判断をいただいて、私の賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 次に、原案及び修正案に反対する討論はありませんか。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 次に参ります。次に、修正案に賛成する討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 先ほど出されました修正案に賛成する立場からの討論を行います。

まず、この事業計画は、先ほどの提案理由でも細かく具体的に述べられました。が、繰り返しになりますが、申し上げたいと思います。この事業計画、昨年十二月の議会において慎重な議論がされ、結論が出ている問題であります。この間もまた、まちづくり特別委員会も立ち上げ、さまざまな議論をされてまいりました。この拠点施設建設には、住民の理解がやはり得られていないということがあり

ます。

そしてまた、なぜ今期で勇退をいたします長野市長が提案をするのか。そして、私たち議会も二月で任期を迎えます。そういう中でこの大きな提案は、無責任ではないかと思えます。

そしてまた、議会では、この特別委員会を立ち上げましたが、一定の方向を出してまいります。今後、今議会で提案をいたしますが、この問題は本市の将来にとって大変重大な問題であるということは、賛成も反対も含めて重大な問題だと捉えているからこそ、今、議会が議論をしている最中であります。

その中で、拠点施設建設は、それを建設することのみに目的がもう矮小化しているのではないかということを私は懸念いたします。多くの住民は、昨年アンケートを行いました結果、そしてまた、今年もまちづくり特別委員会でもアンケートを行いました。この拠点施設建設は無駄だという意見がかなり多く聞かれました。商店街の事業者さんからも、自らが反対の声を出してまいります。行政、商工会、もつと地元の声を真摯に受けとめるべきではないかと思えます。問題は、まず、建設予定地の県有地である場所の問題が大きいのと思います。拠点施設をつくっても、鴨女町から東町、西町のにぎわいにはつながらない。

二つ目に、施設を建設することが観光客の増加につながるのか。それは本当に疑問なことだと思います。旅館組合の個人経営の皆さんも個人努力をし、情報発信やおもてなしをその個人業者特有のお

もてなしの努力、そういう中で自助努力をしていることが、今大きいのではないでしょうか。

そしてまた、昨年十二月議会でも問題になりましたが、ランニングコストが不透明、歳入の部分が机上の計算で終わっているのではないか。その結果、赤字につながるものが必至であります。この赤字の問題、誰がどう責任をとるのか。このことは市民の大きな不安材料であります。

そしてまた、三つ目に、物品販売を一度は取り下げました。そしてまた、今、物品販売を行うという方針も出ております。例えば、漁協の押しずしの店を開くというようなことも計画の中にありますが、これをするならば、やはり今の町なかの空き店舗を活用して展開すればいいのではないか。そうすると、もつと町なかに人がにぎわいを取り戻せるのではないかと私は思います。この拠点施設の充実とはますます乖離をしていく。このことが、また今年行政から提案されたものであります。本当に町なかの活性化を望むのであれば、今の空き店舗をどう活用して町のにぎわいを、そして大字の人たちも町なかに行ってみようかというまちづくりをしていくのか。このことが大事ではないでしょうか。

回遊をしていく。これが行政が提案している問題であります。その拠点施設が充実すればするほど、そこに観光客を足どめにしてしまう。回遊はしないのではないか。こういうことも思います。そしてまた、県の事業計画もあります。トッピーをおりてから、

カラー舗装をして、そこにアーケードをつくる。これが本当に地域の人たちにこの案を聞いてみますと、もうそれはとんでもない発想だと言います。潮風ですぐだめになって、また修理費が出てくるんだ。こういうことも本当に現実、二年、三年後、こういう拠点施設を建設してからの維持管理費の問題も考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

一度は取り下げた物品販売をなぜまたすることになったのか、非常に意図的なものを感じざるを得ません。

私は、今後の対策としては、今ある空き店舗の活用をする制度を充実させること、住居と店舗が一緒になっている住民の人たちの制度を充実すること、そして、例えば、拠点施設を建設した場合には、約一億円の市の持ち出しがあることも念頭に置いての提案だと思えますが、この一億円の予算をどういうふうに空き店舗のためにまちづくりに活用するのか。これは今後議論をしていけば、いい活用方法が出てくるのではないかと思います。町なかの空き店舗活用で拠点になる場所をつくる。そういうことを私は提案をしたいと思えます。

最後にまた一点、本当に国も含めて、行政も含めて、地方創生というならば、今、種子島西之表市の住民の要求は何なのか。これはしよつちゅう議会でも提案されますが、航路運賃の問題です。地方創生の中で航路運賃をどう改善していくのか。このことも求めていき、調査をするべきではないでしょうか。このことを発言いたします。

して、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 繰り返し討論を行います。

原案に賛成する討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 議案第六三号、一般会計補正予算について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

今回提案されました拠点施設につきましては、これまで議会が幾度となく担当課や関係課と協議をし、また課題を指摘してまいりました。これまでの当局からの説明の主な内容は、観光及び商店街の活性化に必要な施設であるということでした。しかし、観光施策においては、港からの立地場所についても疑問があり、また、観光客に魅力のある施設となるためのメンテナンスの設定や物品販売のあり方など、当初の説明から現在に至って抜本的な改善が見られず、反対討論者の方々も指摘されているように、真に種子島らしさを表現する本市の観光施策の拠点的功能を持つ施設となるためには、さらに一層の企画立案を検討することが重要であると考えます。

また一方、地元住民の集いの場所であるということも説明されましたが、高齢者や子育て世代まで、さまざまなターゲット設定が不明瞭で、この点についても今後しっかり検討すべきだと考えます。

さて、今回の拠点施設については、商店街支援と町なかのにぎわいづくりも設置目的の一つでありました。これまでの回遊をコンセプトに当局側がソフト事業と位置付けるものは、残念ながら、いま

だ十分に町なか再生に及ばないと考えております。回遊するルート
の路面などの整備は当然のこととして、空き店舗対策、店舗の改修
支援、宿泊施設の機能向上支援、さらに、くろしおアート事業など、
既存の町なか活性化事業との具体的な連携など、まさにこれから取
り組むべき課題が山積しています。

しかし、一方で、本市のこれまでの商工支援は十分だとは言え
ません。市の人口の六〇％以上、多大な人口が従事する第三次産業に
おいても深く関係する商工費は、平成二十八年度一般会計に占める
割合で、例えば、農林水産費は九％であるのに対し、商工費はわず
か一・二％でした。平成二十七年度は、農林水産費が八・六％のと
き、商工費は〇・九％でした。平成二十三年度にさかのぼっても、
農林水産費が六・七％だったのに対し、商工費は〇・九％でした。

西之表市は種子島全体の商業の中核機能を担っています。しかし、
大型店舗改正法や消費者ニーズの変化など、商業を取り巻く環境が
激変してきています。このような中で抜本的対策を投じてこなかっ
たのは行政の怠慢だったと指摘したいと思えます。

しかし、結論的には、これまでの商工支援及び観光支援が依然と
して不十分であったこと、しかしまた一方で、今回のこの三年間の
これまでのにぎわいづくりの取組みを全て否定してしまうのではな
く、この拠点施設に係る事業を継続して、十分に議論を深めること
を附帯決議とした委員長報告の案に賛成して、市民の利益を高め、
改選後の市長に具体的な総合的な対策を託したいと考え、賛成討論

といたします。

○議長（永田 章君） 次に、原案及び修正案に反対する討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） なければ、修正案に賛成する討論はありませんか。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 私は、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

さきに総務文教委員長の報告にもありましたように、非常に時間をかけて熱心な論議がなされながら、否決という答えが出てきました。

私たちは、議員に入って初めてアンケート調査というものを実施した。連合審査も実施した。これは過去に余り見なかったケースです。それゆえに非常に貴重なことだったと思うし、また、まちづくり委員会も設置をして、仲間で一先懸命意見を出し合ってきた。そこで結論が出たのが前回の取り下げということになったわけですが、あえてまたそれを今回出したということについてですね、そこですが、当局からの説明では、この地方創生に係る負債、すなわち借入金、この枠が外れるんだと、先送りになるんだと、もう見込みはないんだというふうな、あたかもそのような意見をされますが、これは本当にできないのかということですよ。

というのは、来春、明けてですね、議会選挙がある。それぞれに議会では、地方創生が正念場だというのが来年なんですよね。どこの立候補予定の首長にしても、そう力説しております。それゆえに、論議がものすごく必要で、それで、市民の理解を得るようなやり方で計画書に出さなきゃいけない。

今出されてる計画あります。全て廃止にしようとは私はいません。これにもう少し見直しが必要じゃないのかと。資金の問題もそうです。今、商工会、各種団体にしても、今熱が上がってきました。議会もほぼもう固まってきました。これからどうしていくんだと。町を何とかせないかんちゅうことに固まってきたわけですよ。その中で、この計画をどうかということになるんです。

すなわち、今この皆さんが注目し出した。そして、新しく今度立候補される市長さんも、公約の中にそれぞれ意見を述べられました。一昨日の会議の中でですね。その中で、今回この議案を認めて執行をしていくちゅうことは、今年度、年度中に入札も行われます。それは一つのべたな流れで来てると思うんですが、ただ、ここに懸念するのが一つあるのは、では、新しい市長が、この計画をちよっと見直したい、もうちよっと検討したい。恐らくは、御意見も聞きますと、やっぱり町を何とか発展させねばいけないという意見がみんな持ってます。この新しい市長が見直しを検討するときに、この事業がさわりがあってならないと思うんですね。これよかったです。

ですから、長期振興計画、先ほど同僚議員が言われました。長期

振興計画にちゃんとうたってるんだ。であれば、なおさらのこと、慎重に考え、やっぱり計画は一年遅れても、やっぱり実のあるものであったよと。こういった、それこそまさに生きた予算だと思うんです。そういうことからして、あくまで私も反対だということもんじゃないんです。今ここで時間を入れよう。これが許されないというのか。そうだねと。私たちもあと二カ月しかありません、任期も。責任を感じるわけです。これをそのまま置いていいものかと。これは私のみならず、全ての議員の方々も一緒だと思うんですね。

そういうことから、やはりここでいましばらく、もう全体が今足並みがそろいつつある、この中であるからこそ、今回は見送りをして、次回の新しい中にこの計画を持っていったら、もしくは、一部は修正もありましょう。そして、新しい市長さん、新しい議員の人たちの御意見もありますでしょう。そうしたことを踏まえながら、本当将来を見つめた出発にはどうかという観点から、私は修正案に賛成という意見を持つわけでございます。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

賛成討論。

「はい」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 原案に賛成する討論であります。

「七番 小倉伸一君登壇」

○七番（小倉伸一君） 議案第六三号、平成二十八年西之表市一般

会計補正予算（第三号）に賛成の立場で討論をいたします。

今、修正案に賛成する討論者の意見を伺いました。やはり全体の状況を見ながら動いてないんだなという気持ちになりました。やはり木を見て森を見ない。やはり日本の国、それから県、市がどういった方向性で日本の人口減少や少子高齢化を食い止めようとしているのか、そこをやはり全く見てないなというふうに思います。残念なことだというふうに思います。やはり反対のための反対はできません。それは。ですけど、どこまで論議すればいいのか本当に問われてるといふふうに議会は思います。

今、地方創生のまち・ひと・しごとづくりですけども、これも国を挙げて特別枠で、地方がやはり疲弊をしていったら、やはり日本国全体に影響がするというところで、新たに交付金を事業として出されておりますし、起債事業として計画がなされているところですが、それに向かって、我が市も、鹿児島県全市町村ですが、既にもう計画が出されて、実行に移されていってる状況です。

今回ですね、タイムリミットというふうに私も考えてますが、今の計画のこの拠点施設関係についての予算を返納をしていくと、やはり同じ計画は出せないんですね。やはり全く違った計画をゼロから検討して、計画をつくって、それを県、国に認可をしていかなければならないというふうに思います。相当の時間がかかると思いますよ。そういった中で、五カ年事業ですから、本当にそういった形で立ちどまっていたのか、ぜひ皆さん考えていただきたいと思います。

す。

また、先ほども質疑の中で言いましたけども、今後のキーワードは、やはり共生、ともに生きる、共働、ともに汗をかく。そういう地域づくりをしていかなければならないわけです。そういった視点で、今回のこの事業は、私は地域の本当の再生にもつながっていくし、また、人的にも大きく成長していくというふうを考えております。

以上で賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 次に、原案及び修正案に反対する討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） なければ、修正案に賛成する討論はありませんか。

○議長（永田 章君） ちょっと休憩します。すみません。

午前十一時五十分休憩

午前十一時五十三分開議

○議長（永田 章君） 会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。賛成。

「賛成です。原案に賛成」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 原案に対する賛成討論であります。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） 原案に賛成の立場からの討論をいたします。

同僚議員から、今回がタイムリミットであるということについては同意をいたします。現在の案が一〇〇%であるというふうには思っておりません。改善すべき事項も多々あるかと思えます。それにつきまして、附帯決議三点をつけていただきました。この附帯決議に私も同意であります。

そのほかに、例えば、回遊をするときに、徒歩で回遊するだろうかという疑問があります。これの対策として、例えば、電動自転車、通常の自転車、あるいは電動カート、こういった乗り物もあります。それを使えば回遊は容易にできます。このような対策をぜひとっていただいて、この拠点が本当に町のにぎわいにつながるように努力をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 次に、原案及び修正案に反対する討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） なければ、修正案に賛成する討論はありませんか。

「一番 木原幸四君登壇」

○一番（木原幸四君） 修正案に賛成の立場で討論いたします。

ある議員が産業によってパーセントを出しておりましたけれども、これについて、私は種子島西之表市の場合には循環型産業でなければ

ならないと思います。というのは、私が常日ごろ言っております、一般質問等で言っておりますように、あらゆる人の雇用とか産業、例えば、整備工場とか油、いろいろな面で循環してると思います。そうした面で、種子島の産業については循環型であってほしいと常日ごろから思っております。

それと、先ほどから言われております附帯決議については、私は、二十年前に言われておりました地中化の問題とか、電線の地中化の問題、また一方通行の問題、これについては二十年前から長期振興計画の中で継続的にやっていくべき問題だったと思います。そうした中で、今回そういうふうなことが何で継続的にやれなかったのかなというのが、今のことで変わっていないというような判断をいたしました。

それと、西町商店街、今、あらきホテルのほうで自助努力で建設しました。それが一つの拠点としたときに、その周りに第二、第三の拠点をつくって、せっかくにぎわいができたわけですから、そこをもう一押し、二押しして、そういうような、今後できるような西町商店街であってほしいと思います。

それと、まちづくりというのは、私は西町だけが町じゃないと私は思っています。そういうような意味において、村づくりを私は推進しておりますけれども、村づくりがあつて初めて一次産業があつて、西之表市のほうに買い物に来ると。やっぱりそういうふうな景気によつては、なかなか西町商店街も潤わないと。ただ、昔から、島外

から来られた先輩たちが一生懸命西之表市のためにやってきた。そうした人の心というのが、西町の本当の心というか、商店街の人たちのまた観光客に訴えていく一つの方策だと思えます。

そうした中で、それともう一つは、大型店舗ができた。それに対しては、人と人のつながり、それが一番大事だと私常日ごろから思っております。農家の方が買い物に来て、そこで会話ができて、そこで、そのつながりが今後も西之表市のおもてなしの心だと思えます。裏表のない西之表市であつてほしいと思います。

そういう立場で賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ここで、議長よりお願い申し上げます。

間もなく正午となりますが、このまま議案審議を続行いたします。ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

まず、本案に対する田添辰郎議員外一名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案第六三号、平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第三号）に対する修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 確認をします。しばらく。
起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く議案第六三号、平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第三号）の原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、ただいま修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することと決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時一分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議案審議を続行いたします。

△議案第六四号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第六四号、平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第六四号、平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千四百三十五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億五千九百四十六万三千円とするものです。

補正の主なものについて、歳出から説明いたします。

保険給付費の一般被保険者高額療養費の追加は、二月から八月の診療分実績による推計です。前年度と比較して一四・七%の伸びとなっております。

次に、歳入について。

国民健康保険の追加は、一般被保険者及び退職被保険者の国民健康保険税について、本算定による調定額及び過去三年間の徴収率に基づく補正によるものです。

繰入金的一般会計繰入金の追加は、保険基盤安定及び職員給与の追加、財政安定化支援及び財政補填分の減額に伴う補正です。なお、保険税が六百五十九万八千円増額補正となったため、財政補填分を七百万円減額しています。

諸収入の一般被保険者診療報酬返還金は、平成二十八年九月二日の破産管財人からの配当通知によるものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第六四号、平成二十八年度西之表市国

民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

これまで述べてきましたように、人件費削減に対する指針が示されていなかったので、反対といたします。

なお、今回、給与条例の改正案が出まして、給与削減どころか給与の引上げとなっております。ますます反対の立場となります。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六五号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補

正予算(第三号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第九、議案第六五号、平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長(鮫島市憲君) 本委員会が付託を受けました議案第六五号、平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第三号)について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四百八十九万八千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億三千九百二十七万四千円とするものです。

補正の主なものについて、歳出から説明いたします。

保険給付費の補正は、上半期の実績に基づく補正及び歳入の補正による財源組替えによるものです。

地域支援事業費について。

任意事業の需用費、修繕料は、安否確認システムの修繕料です。

介護予防・生活支援サービス事業費のサービス事業の減額は、上半期の実績に基づくものです。

介護予防ケアマネジメント事業の減額は、介護支援専門員一名を一般会計の介護予防支援事業費に組み替えるものです。

諸支出の償還金の減額は、前年度実績確定による支払基金の前年

度精算返納金の減額によるもの、繰出金は前年度実績額確定による種子島広域事務組合負担金分の追加が主なものです。

歳入について。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の一般会計繰入金の補正は、歳出補正に伴うものです。

繰入金の基金繰入金の追加は、収支調整によるもので、これによ

り今年度末の基金残高は九百四十七万八千円となる見込みです。

雑入の追加は、前年度実績確定による種子島地区広域事務組合からの精算返納金です。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六六号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第六六号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第六六号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百四十五万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千六百六十八万六千円とするものです。

補正の主なもので、歳出について。

後期高齢者医療広域連合納付金の減額は、歳入の後期高齢者医療保険料の減額に伴うものです。

次に、歳入について。

後期高齢者医療保険の減額は、本賦課に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六七号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予

算（第三号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第六七号、平成二

十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第六七号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第三号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条については資本的収入及び支出の補正で、資本的収入を一億五千八百六十四千円増額して二億八千四百四十六千円に、資本的支出を一億五千二百二十三万円増額して四億四千五百四十六万六千円に改めるものです。

内容につきまして説明いたします。
収入について。

資本的収入の企業債の増額は、国上簡易水道統合整備分の減額と能野簡易水道統合整備分の増額の合計額です。

補助金の国庫補助金の増額は、国上地区の生活基盤施設耐震化等交付金について、予算計上済額と内示額との差額の減額及び能野地区の簡易水道等施設整備費国庫補助金見込額との合計額です。

支出について。

資本的支出の施設改良費のうち、旅費は能野地区の国庫補助事業等に係る職員旅費です。

工事請負費の増額は、国上地区生活基盤施設耐震化等交付金事業

の減額分と能野地区簡易水道等施設整備事業の工事費との合計額です。

土地購入費の増額は、武部、深川、能野地区の浄水場の用地取得等のために要する費用です。

委託料の増額は、能野地区の簡易水道等施設整備事業に係る実施設計等の委託料です。

第三条は、建設改良費の増額に充てるための企業債の増額に伴う起債額を変更するものです。

第四条は、職員給与費の増額に伴い、議会の承認を得なければ流用できない経費の金額について変更を行うものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、簡易水道統合事業の進捗状況等の地元への十分な説明、国境離島法に関する調査研究を行ってもらいたいとの意見がありましたので、付言いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六九号 西之表市職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、人事院勧告及び県人事委員会の勧告を参考に、給料表並びに三役及び任期付職員の期末手当並びに職員及び再任用職員の勤勉手当の支給率の改正を行うため、関係条例の一部を改正するもの

です。

次に、主な内容について御説明いたします。

第一条は、職員に対する支給率〇・一月分を、また再任用職員についても同様に〇・〇五月分を上乗せして支給するものです。

附則第十五項中については、平成三十年三月三十一日まで、課長職で五十五歳以上の職員については、給与月額〇・五％カットした額が支給対象額と定めており、実際に減額されるものであります。

第二条は、市長、副市長並びに教育長の期末手当について、一般職の給与改定に準じて、支給率が〇・一月分引き上げられるものです。

第三条は、任期付職員の期末手当について、支給率〇・一月分引き上げられるものです。

なお、附則について、四月以降既に支払われた職員等給与について、本改正により支給されることとなる内払いとみなすこと、六月以降既に支払われた三役等の期末手当について、同様に内払いとみなすことを規定しています。

審査の結果、職員の期末手当、勤勉手当の支給率改定については賛同するが、準じて三役の支給率改定については反対との意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「六番 瀬下満義君」

○六番（瀬下満義君） まず、この引上げによって、給与引上げによって、年間に直したときに総支給額がどれぐらい増額となるのか。また、退職金にも反映されると思いますが、その退職共済負担金の増額は幾らになるのか。まあ、年間当たり幾らになるのかということですか。

あとまた、すみません、幾つかあります。そのほかですが、地元勤労者の給与は全く考慮してないことですが、これについての議論はあったのかどうか。また、臨時職員の方についてはどうなのか。

そして、最後に、まあ、市民感情もあるうかと思えます。なかなか一般の勤労者の方は給与は上がらないと。この市民感情についての議論はどうだったでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） ただいまの質疑ですけれども、五点ほどありましたが、いずれも給与総額、退職金の上げ幅とか、年間の上げ幅とか、地元勤労者の給与を考慮していないことについての議論とか、そのようなものについての議論はございませんでした。

○六番（瀬下満義君） じゃあ、総務課のほうに。この給与増額による一年間当たりのその総支給額の上げ幅は幾らになるのか。二番目に、退職共済負担金の増額が一年分どれぐらいになるのか。あと、

臨時職員についてはどうなってるのか。また、市民感情について考慮したのかどうか。

以上、お尋ねします。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

年俸換算ということでございます。今回の人事院勧告によりまして、月例給で〇・一七、特別給で〇・一月ということ。人事院勧告がされておりますが、年間で約五万一千円程度の引上げになるうかと思えます。

次に、退職共済負担金の増額についてということでございます。御承知のとおり、市町村の総合事務組合の負担金のことですけれども、これは十年をスパンといたしまして退職金の平準化を図るための負担金でございます。この負担金の額は、毎年四月一日の現在の給料総額をもとに法定負担率を乗じて算出をしておりますので、今年度分について増額の発生はございません。

それと、臨時職員につきましても、行政俸給表の第二表を使用しておりますので、人事院勧告の引上げによって、その分引き上げられるということになって波及をしております。

それと、あと市民感情という御質問でございますけれども、まあ、それぞれ市民の皆様、さまざまな御意見があることは承知しておりますが、職員として高い倫理観を持って、市民の声に耳を傾けて、誠実かつ公正な業務を行い、市民にとって丁寧でわかりやすい行政

運営に努めることで御理解を得ていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） その今回の給与引上げによって年間総支給額の上げ幅、前回、前のときに九百六十万円と聞いたんですけど、その確認をしたかったんですが、それでよろしいでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、約九百六十万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

まあ今回、人事院勧告があつて、それに従つて本市も給与を引き上げるとのことですが、毎回述べていますように、国の人事院が出す勧告は、国家公務員に出す勧告でありまして、本市とは何の関係もありません。これを受けて各都道府県に設置されている県の人事委員会が出す勧告、鹿児島県でいえば、鹿児島県人事委員会

が出す勧告は、鹿児島県庁職員に出す勧告です。ですから、うちの職員とは何の関係もないんです。ましてや三役とは、三役、市長、副市長、教育長は一般職員ではありませんので、これこそ何の関係もないと。まあ、もし給与を、三役の給与をどうかと、上げ下げしたいというのであれば、報酬審議会がありますので、本市に、ここに諮ればよかったです。

そしてまあ、最終的にはどうなるかといえば、今議論しておりますように、条例で決めるわけです。最終的には、もう各自自治体の条例によって、その自治体の職員の給与を決めていくことになっております。本市の場合は、法的拘束力のある勧告を出す組織がありません。ですから、条例で決めればいいわけです。ここで、議員で、本市の職員の給与をどうするかは、西之表市議会の議員で決めるわけです。まあ、市長は提案権がありますので、まあ、提案されれば、我々が現在は十四名ですか、で議論して、そこで多数決で決めていくこととなります。これがこれからの、今もそうですが、地方分権、地域主権時代の自治体のあり方だと思つてわけです。

他人に決めてもらう必要性は全くないし、そういった自立心のない自治体では、もう落ちぶれるだけであります。市民の意見も聞きながら、自らの判断で職員給与を決めていく。当然のことかと思つていますが、そうなつていません。どうしてこの国の人事院とか県の人事委員会のその勧告を唯々諾々と受けていくのかと。一体その地方の時代、地域主権はどこへ行ったのかと思つて。長野市長も自

立する自治体、何か自立する経済とか言っておられますので、我々で決めればいいわけです。自分の頭で考えて決めていくわけです。そういう時代に今入っています。それにもかかわらず、人事院勧告だの人事委員会の勧告だのと言って、それを踏襲するようなことがあつては、もう実に情けないと思います。

なお、これについては、公務員の労働基本権の制約があると言われました。担当課長のほうから言われました。その代替措置として、この人事院勧告とか人事委員会の勧告があると言われました。まあ、それを踏まえて、本市でも国や県にならつて、それを利用してるということになります。

この労働基本権といいますと、まあ、団結権、団体交渉権、争議権、この三つだと思えます。近代的な権利が労働者に付与されました。公務員にはこれがないと言われましたが、確かに争議権と団体交渉権がないわけです。まあ、団体交渉権といいますが、あれは地方公務員法ですか、だったと思うんですが、職員が、あるいは団体が市長に意見を聞いてもらう。まあ、労働条件等について。そういうのはあります。そういう規定はあります。ただ、これは、ただその話を聞くだけのことなんです。そこで何か合意が成立したからといって、法的な拘束力が生ずるものではありません。それを団体交渉権がないと言ってるわけです。

最近ストライキ権です。だけど、ストライキ権は本市の地元の労働者も聞いたことありません。ストライキしたとか、私もほとんど

ど聞いたことありません。団体交渉権も、これも付与されていますが、大体その団結権である組合をつくっていません。ほとんどが。だから、労働三権のうち、団結権、組合をつくる権利、団体交渉をする権利、もう一つストライキ権、これはもう事実上ないかのような様相を呈しています。

ところが一方、役所はどうかといえば、団結権はあるわけです。実際組合ができてるわけです。団体交渉権はないと言いながら、事實上、市長と話し合いをし、そこで決めたことを市長が条例案として出してくるわけです。それを我々追認しています。だから、あなたも団体交渉権があるかのような様相を呈しちやるわけです。まあ、ストライキ権は民間もほとんどないと一緒にですから、これはまあ、同列ということでありませう。

ですから、全体を見ますと、この労働三権がどうだこうだといっても、むしろ本市では、市の職員のほうが、相対的な観点からすると、実質保障されているかのようになってます。ですから、あんまりそれは意味がないんです。その労働基本権が制約されていきますからどうのこうのというのは、そんなに意味のあることではない。これはあくまでも地元勤労者との比較においてそうなっております。事実上。

そして、結局、現在、平均年俸が正職員の場合は六百万円近く、今は五百八十万円ぐらいになつてるとかと思えます。古い方が退職されて新しい方が、給料の安い方に置きかわっていきますので、そ

の分下がっているかと思えます。

まあ、これをどうするかです。私は一般市民の勤労者並みに引き下げていくべきだと考えています。とりあえず全国平均の勤労者の給与に合わせたらどうかと提案するのであります。厚生労働省が大体三百万円、国税庁が四百万円、四百十万円とかそれぐらいだと思います。とりあえずその四百十万円ぐらいに合わせていったらどうかと思うのであります。

退職金のほうは、今二千万円ぐらいですか、なってると思えますが、これもまあ半額、一千万円。これは地元の勤労者からすると、かなり高いと思います。一千万円でも。まあ、とりあえずそのようにしていくべきではないかと。まあ、三年か五年ぐらいかけて、そこに持っていくべきだと考えてはおります。

あとは、その臨時職員の問題もあるわけです。これはどうするか。これは少し上げていく。上げていったほうがいいかなとは思っていません。そしてまあ、あとは臨時職員の活用をもっとして、まあ、正職員の数も減らしていけば、全体として給与は、給与、人件費は、まあ、かなり下げられると思っております。

まあ、三役については、市長、副市長、教育長については、もうこの財政を考えると、ここはもう榎本小右衛門町長の精神を見習うべきときじゃないかと思うわけです。銅像も建ってます。今からもう七十年ほど前になりますか。約十年間、当時は西之表町でした。町長として無給で十年間、町民のためにその町長の職を果たされた

のであります。この足跡に学ぶときだと私は思います。

今日においては、まあ、無給でというのはなかなか難しいかなと思います。現金収入がないと、なかなか生活できません。ですから、まあ、私個人としては、もう三役については最高でも五百万円と。年俸五百万円と。退職金は廃止と。これぐらいにして、自ら身を示していくと。こういう社会になりましたと。こういう財政状況ですということも市民にも職員にもはっきりと示して、これからのこの役所運営をしていくべきときだと思います。

まあ、職員にとつては大変厳しいことになるかと思えます。これからは職員自らが改革を担うと。自らも身を切ると。そういう姿勢を市民のために示していただければと思うわけです。みんなでやっていくと。みんなでこの大きな改革を、新しい時代にふさわしい役所の人件費のあり方を考えていってもらいたいと思うわけです。

まあ、そのように、それとはまた逆行してしますので、どうしてこうして上げてくるのかなと。ちよつと私はもう全く腑に落ちません。そういうことですので。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、瀬下議員、簡潔に。

○六番（瀬下満義君） はい。まあ、長くなりました。ちよつと最後でしたので、私もついつい長くなってしまいました。

以上をもって、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

本市における職員給与のラスパイレス指数は、全国市の平均、県内市の平均ほどであります。今回の人事院勧告及び県人事委員会の勧告に伴って、職員、任期付職員の期末手当、また、職員、再任用職員の勤勉手当の支給率改定については、制度上やむを得ないところですが、生活給とは言えない三役の報酬については、認めることはできません。

よって、今回の人事院勧告に伴う三役の期末手当は引き上げるべきではないという立場から、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

今お二方から反対討論の趣旨が述べられております。まあ、これまで西之表市、西之表市議会は、職員の給与等に関する支給の改定・改正については、国の人事院勧告並びに県の人事院勧告を尊重

して、その上で市議会としては認めてきたというのがこれまでの歴史であります。まあ、先ほどの反対討論者の趣旨は趣旨でわかりませんが、西之表市のことは西之表市で決めるといふふうな話でありまして、それでも、それはそれとして、それぞれの議員の考え方が違いがありますので、まあ、見解の相違と言わざるを得ません。

もう一つ、その三役の給与の改定の関係が、今回の条例に付随している部分でありますけれども、これも先ほど述べたとおり、人事院勧告並びに県の人事委員会の勧告に沿って議案を上程したというふうな経緯であろうと思います。これは単に西之表市のみ議案の上程ではなくて、県内十九市全ての市が、今回の十二月議会に、この同様の趣旨の議案を上程しているというふうにお聞きをしております。ということは、それぞれの自治体、それぞれの議会が、国の人事院の勧告並びに県の人事委員会勧告を尊重した、そういった形で当局が議案を上程している中で、議会としても判断していくということがあります。

まあ、そういう中で、私は、先ほどの三役の給与自体が問題だということでもありますけれども、国の人事院のそういった勧告に沿って、それぞれの自治体、議会が判断していくことではありますが、私は、西之表市議会としては、これまでの経緯を踏まえると、慣例という部分もあるかもしれませんが、市議会としては認めてきた経緯がありますので、それを尊重していきたいと。

並びに、三役給与の改定については、今後またそれぞれの新しい

市長が自らの三役給与については考える部分があれば、当然それは報酬審議会に諮問をすることもあるでしょうし、それはそれで、それぞれの市長の判断だろうと思えますので、今回の議案については、これはもう単に人事院勧告、県の人事委員会の勧告を尊重した議案だというふうに理解をして、先ほどの委員長報告に賛成の立場での討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七〇号 西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第七〇号、西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七〇号、西之表市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告します。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、条例第六条の二により、配偶者同行休業の期限が再度延長できる特別の事情について追加したものです。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七一号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算
（第四号）

△議案第七二号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第四号）

△議案第七三号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補

正予算（第四号）

△議案第七四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第四号）

△議案第七五号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予

算（第四号）

○議長（永田 章君） 次に、日程第一四、議案第七一号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第四号）、日程第一五、議案第七二号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一六、議案第七三号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一七、議案第七四号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）、日程第一八、議案第七五号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の議案五件は、関連がありますので一括して議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七一号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第四号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億七千八十一万七千円とするものです。

歳入から説明いたします。

歳入は、選挙費委託金の人事院勧告に伴う職員手当増額分と、ふるさと応援寄附基金の増額であります。

次に、歳出の説明をいたします。

総務管理費の一般管理費は、人事院勧告に基づく三役及び職員等の給与改正に伴う人件費の増額です。

財産管理費は、財政調整基金の減額と、ふるさと応援寄附基金への増額補正です。

公債費につきましては、財源の組替えとの説明を受けました。

地域振興費の増額は、手数料や参加事業者記念品発送業務委託料など、ふるさと納税関係の費用であります。

その他の補正については、全て人事院勧告に伴う人件費の増額であります。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

引き続き、議案第七二号の報告をいたします。

本委員会が付託を受けました議案第七二号、平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ六十万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億六千六万四千円とするものです。

歳入については、一般会計からの職員給与費等繰入金です。

歳出については、議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、増額されています。対象職員は十名であります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

引き続き、議案第七三号の報告をいたします。

本委員会が付託を受けました議案第七三号、平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億三千九百七十七万四千円とするものです。

歳入については、一般会計からの職員給与費繰入金です。

歳出については、議案第六九号の西之表市職員の給与に関する条

例等の一部を改正する条例の制定に伴い、増額されています。対象職員は八名であります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

引き続き、議案第七四号の報告をいたします。

本委員会が付託を受けました議案第七四号、平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十一万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千六百八十万円とするものです。

歳入については、一般会計からの事務費繰入金です。

歳出については、議案第六九号、西之表市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、増額されています。対象職員は二名です。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

引き続き、議案第七五号の報告をいたします。

本委員会が付託を受けました議案第七五号、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第四号）について御報告します。

第二条は収益的支出の予定額を補正するもので、営業費用の三十六万二千円の増額は人件費に係るもので、議案第六九号、西之表市

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴うもので、増額となっています。対象職員は十名です。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 総務文教委員長の報告は終わりました。

これより、議案第七一号から議案第七五号の五件について一括して質疑を入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ないということであります。

議案七一号から議案第七五号の五件は、議案ごとに採決いたします。

初めに、議案第七一号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第七一号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第四号）につきまして、反対の立場から討論を行います。

先ほどの給与引上げの条例に基づく補正予算であります。まあ、この時期に役所の職員の給与の引上げかよと。多分そういった感想を持たれる市民の方が大半だろうと思います。私もそう思います。

議会は上げることにはならないようであります。まあ、この点、議会は、自分自身が所属しているところを言うのもなんですが、なかなか良識があったかなと、まあ、誇りを感じるどころです。

まあ、長野市長は以前から、市民に寄り添う行政、優しく包み込むような行政と言っております。自分の給与を上げて、一般の市民の方があんまり上がらないと。私の家の近くで今工事やっていますが、その作業員の方に「給与はどがんやろうか。上がったろうかい」ちゆうたら、「いや全然」と言っておられました。まあ、そんな状況が一般的じゃないかと思えます。市民のそういった苦境をよそに、自分たちだけ、そのみんなのお金、税金から給与をもらう。そして、それを引き上げる。こういったことのどこが市民に寄り添い温かく包み込むような行政なのかと首をかしげざるを得ないのであります。

まあ、ただでさえ官民格差が非常に大きいと。税金は本来、その官民格差をなくす、豊かな者から貧しい者への分配というのが基本だと思えます。これがまあ、いわゆる近代の福祉政策だと思えます。ところが、特に地方におきましては、過疎地におきましては、公務員が非常にその待遇がよくなってしまうと。何でこんなことをするのかなと。これまでの主張は、まあ、そういうことに対する私の問いかけでもあったわけですが。それはやっぱりよくないと。正しく税金を使って、格差をなくす方向に持っていくんだと。それをやるべきじゃないかと問うてきたわけですが。ますます格差を拡大するよな、そんな税金の分配でいいのかと。本当に頭をかしげざるを得

ません。

一般市民は、多分、年俸も恐らく二百万円から二百五十万円ぐらいじゃないかと思えます。平均が。なかなか二百万円稼ぐのは大変です。私は議員辞職しますが、今日で辞職しますが、二百万円なんか全然不可能と言っているくらいです。まあ、月に十万円、十万円、十万円も稼げばいいかなというところです。なかなか難しい。それが一般の庶民の姿だと思っております。

退職金にしても、一般の勤労者は恐らく五百万円もらえばいいんじゃないでしょうか。長いこと働いても。まあ、そんな状況を尻目に、二千万円だ幾らだと、二千何百万円だというのもどうでしょうか。私は間違っているとありますが。

それを何としても変えていきたい。それは、我々の社会は民主主義ですので、ひとつ市民の皆さん方もここは声を上げ、立ち上がって、みんなのお金ですから、これは、それを多くの人がそうだなと言えるような分配に変えていく。そういうふうなことにせむすのために、立ち上がっていただきたいなと思えます。私もそのために尽力したいと思えます。

まあ、そうなっています。まさに逆行してると思えます。まあ、何か勘違いをされてるかなとも思えます。職員の皆さん方も三役も目を覚ましていただいて、市民に寄り添う、温かく包み込むような、そういった気持ちで行政をしてほしいなと思うのであります。

以上をもって、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、議案第六三号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第三号）が修正議決されております。これに伴い、議案第六九号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第四号）において、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきまして、その整理を議長に一任されたいと思えます。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

次は、議案第七二号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第七三号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第七四号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第七五号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十四時二十分ごろより再開いたします。

午後二時九分休憩

午後二時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、馬毛島対策特

別委員会から、議案第七六号、馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する決議書、議会運営委員会から、議案第七七号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、議案第七六号、議案第七七号の議案二件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第七六号 馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議

する決議書

○議長（永田 章君） 日程第一九、議案第七六号、馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する意見書を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔馬毛島対策特別委員長 小倉伸一君登壇〕

○馬毛島対策特別委員長（小倉伸一君） 議案第七六号、馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する決議書について、議案説明をいたします。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

提出者、馬毛島対策特別委員長小倉伸一。
読み上げて説明にかえさせていただきます。

馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する決議書（案）。

空母艦載機離着陸訓練（FCLP）の移設問題については、西之表市議会は幾度となく米軍機による事故や騒音に対する懸念や不安を伝え、馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練施設（FCLP）に反対する決議書や、同主旨での意見書を採択し、関係政府機関に提出してきたところである。

また、本年六月二日には防衛省と意見交換を実施し、馬毛島利用の防衛省からの説明を受けるとともに、特にFCLPについては白紙撤回を求めてきたところでもある。

しかし、今回は突然、島の大半を所有するタストン・エアポート社との用地交渉へ向けて合意し、更には、米軍普天間飛行場に配備中の新型輸送機オスプレイの訓練移転先としての活用も検討されていると報道された。

これまで防衛省は、地元の意見を無視して進めることはないことや、米軍機訓練は年一回から二回のFCLP訓練だけであり、その外の活用・拡大はないと明言してきたにも関わらず、これまでの説明と意見交換を無視し、一方的に米軍機訓練拡大を進めることは絶対に許されない。

よって、本市議会は、地元を無視した今回の用地交渉へ向けての合意と、米軍機訓練基地に拡大されていく恐れのあるオスプレイの

訓練等の移転検討については強く抗議する。

以上、決議書を提出します。

平成二十八年十二月十六日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣であります。

議員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一五番 丸田健次君」

○一五番（丸田健次君） 文言の確認なんですけど、ちょうど中段ほどにですね、米軍普天間飛行場に配備中の新型輸送機オスプレイの訓練移転先として活用も検討されているという報道がされたというふうになっております。その報道がなされたのは私も確認してるんですが、これが、国が正式にこの方針を打ち出したのかどうか、その根拠を示していただきたいのと、もう一点はですね、これまでの説明、意見交換を無視して、一方的に、いわゆる米軍機訓練の拡大を進めるといふふうになっておりますが、その上の行にですね、年一、二回FCLP、このことを指してるのかわかりませんが、これまでの説明と意見交換の中からどのような部分が拡大されたのか、それをお示しいただけますか。

○馬毛島対策特別委員長（小倉伸一君） 御説明いたします。

一昨日でしたかね、十二月十四日、沖縄米軍のオスプレイの墜落事故も発生をしたことも受けて提案をしております。一歩間違えば

大惨事の大変なことになったかというふうを考えます。

これまでですね、たびたび防衛省、国に裏切られてきました。これまでで放送が先行して、計画がその後発表されてきたと。正式な例を挙げれば、馬毛島はFCLPの検討対象地とはなっていないとか、また、その後、そういった中で、ツープラスツーで突然地元を無視して恒久的FCLP施設を検討するということも明記がされたところであります。また、馬毛島への調査費が計上されておりましたけれども、これも地元の理解がないと執行しないということも防衛省は説明がされてきましたけれども、これについても、もう執行がされる状況になっております。そういったことから、今回の報道についても、しっかりと受けとめて対応すべきだということで記載をさせていただきます。

次に、これまでの説明と意見交換の関係ですけども、これ、六月二日に議長ともどもですね、衆議院の議員会館で防衛省と意見交換をしてまいりました。その中で、一つは、大規模災害への対応と南西諸島の防衛のための訓練基地として自衛隊施設を設置すると。あわせて、空母艦載機のFCLPの訓練も実施をしていきたいというところで、それ以外の活用、計画は一切ないということを防衛省のほうからはっきり説明を受けてきたところであります。

まさに、このFCLPの白紙撤回を求めて反対しているわけですので、年二回の訓練から飛躍的に拡大となっていくおそれがあり、極めて次元が違う環境となるおそれがあるというふうに思っています。

強い危機感を持って対応すべきだということで提案をさせていただいております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） これはあくまでも解釈、想定ということですね。

○馬毛島対策特別委員長（小倉伸一君） 想定というよりも、私は真剣にこの報道は受けとめるべきだというふうに思っております。以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） 反対討論をいたします。

二点の強く抗議をするという二点ありますけども、まず第一点の

買収交渉についての合意、これに対する抗議については、これは専ら政府と地権者の問題であって、地元事前に説明すべきような性質のものではありません。したがって、これは抗議文から削除すべきであります。

次に、オスプレイについて。沖縄の基地負担軽減に協力することは、我々日本国民として当然のことであります。その影響がほとんどないのであれば、大いに受け入れるべきであります。新聞報道によると、訓練移転が検討されているというだけであって、その規模がどの程度になるのか、影響がどの程度になるのか、これについては一切報道もされておりません。したがって、我々が求めるべきは防衛省からの説明を求めるべきであって、抗議すべきではない。

以上二点で反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） 議案第七六号、馬毛島への米軍機訓練移転について強く抗議する意見書の提出について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

反対討論者のほうから出されました御意見、反対の御意見は、いわゆるその沖縄の基地負担軽減と、それからまた、防衛省に正確な情報を求めるべきであるという理由で反対されております。私たちがこれまで防衛省からいただいた情報については、あくまでも防衛省の見解であり、米軍に関する部分につきましては、全くその内容

について担保がされていない状況というのを今現在の基地の問題として深刻に受けとめております。

また、今回の土地の買収につきましても、既に実は、買収するかしないかといった部分について地元は抗議しているにもかかわらず、委員長報告にありましたように、地元の意向には対立するような形で進められていることが一点。

あともう一点、今回の買収するという形での合意についても、地元への説明を土地の鑑定士の入札がホームページで公開される前日に指定して地元の説明すると。冒頭からですね、地元への同意を得ようという態度は、防衛省からみじんも示されていません。今までの、これまでの本市と防衛省の関係において、信頼性が欠けるというふうに言わざるを得ません。

そういった部分で、本市の市民の安全・安心を守る立場から、議会として立場は当然明確にすべきだというふうを考えておりまして、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

△議案第七七号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意

見書の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第七七号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔議会運営委員長 長野広美さん登壇〕

○議会運営委員長（長野広美さん） 議案第七七号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、議案説明をいたします。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

提出者、議会運営委員長長野広美。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書。

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向けて大変大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要になっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、地方統一選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点からも、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。
平成二十八年十二月十六日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

瀬下議員にお願いします。簡潔に、ひとつお願いをいたします。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第七七号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について。

今までよく注意を受けてきましたが、発言する前にも注意を受けたのは、私は初めてであります。まあ、最後までいろいろ問題が多かった議員かなど、まあ、いろいろ反省するところもあります。最後の私の反対討論となります。

この地方議会議員の厚生年金への加入ですが、なぜ反対かといいますと、議員は常勤性が余りないと。常日ごろ議員活動をしてるという方もおられるかとは思いますが、私でいいますと、大体年間ここに出てくるのが四十日ぐらいです。あとはまあ、結構自由にやっています。まあ、役所のこと、議会のことは常に考えてはいますが、まあ、ほかのことをやってることが多いので、結構自由に、自由な時間かなりあると。これが結構、議会議員としてはいいのではないかと思います。

そして、余りこの保護された議員、制度で保護されてしまうと、どうかかと。保護したほうがいいのだと。安定して、安心して活動できると。そういう趣旨での、まあ、この提案だと思っておりますが、私は、それは逆じゃないかなと。底辺に近いところに、つまり、国民年金だけの待遇が議員にはふさわしいと思っております。

それと、財政問題もあって、これから議員の報酬等も見直されていくかと思えます。私、どちらかというと、ボランティア的な議員、こっちの方向にも行くと思えます。まあ、もう一方では、もっと報酬を上げていくという方向もあるかと思えますが、私は、地方ではボランティア的な、つまり報酬が安い議員を目指したほうが、まあ、いいのだろうと思えます。

現状でも私自身、年俸四百三万円か四万円ぐらいです。私は十分です。何の不満ありません。もっと下げていいと思っております。三百万円でも十分と。その状態のほうが、むしろ自由に議員らしい活

動ができるかなと思っておりますので、まあ、私としては、制度でそんなに議員を保護しないほうがいいと。

そして、できれば、これは厚生年金に加入するかどうかというの、各自治体で自由に決めたほうがいいと思います。多分これは全国一律にみんな入るといふことだろうと思いますが、これもどうかなど。もっと自由にして、もしこれ入るような制度であれば、自由にしたほうがいいかなと思います。あるいは、報酬で調整していく。経済的な実入りというのは報酬で調整していく方法もありますので、この厚生年金への加入ちゅうのはよくないと思います。うまくいかないとは思いますが、反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

反対討論者のおっしゃること、御もつともだと思いません。また、地方議員といっても、都心部の地方議員の方と田舎のほうの議員さん、全く条件が違うところがあります。また、九州内においても、

北部のほうは地方議員の給料も高い、報酬高いということになります。南部に行けば行くほど下がってくるという状態もあります。

そのようなことがあって、全国一律で本当に厚生年金加入が本当にいいのかわかるというところは悩むわけですが、私自身、平成九年、二十年前に初めて議員に挑戦させていただきました。そのときには、神奈川県川崎市のほうで政治家の秘書として活動をしていたわけですが、実体験に基づいて、やはり地方議会議員でございますから、選挙に通らなければただの人というか、ただの人より大変な状態になってまいります。

もし、この地方議会議員厚生年金加入が候補者にも入るんなら別なんです、やはり公務員として市民のために尽くしていく、そういう本当に四年に一度の厳しい戦いに挑んでいくわけでありますから、やはり實際上、地方議会議員にも今以上に、本当にこのようですね、貧しい土地の議員には、今以上に手厚くするべきではないかと思っております。

今日、あれですか、支給明細書、月例報酬の明細書ももらいました。名目は二十五万六千円でございます。一般の議員の方、皆さん一緒だと思いますが、差引支給額が十三万六千七百円になってます。常任委員会の懇親会とかいろいろ引かれたり、国民健康保険税を引かれたりとか、いろいろそういうことになっているわけでございますが、私が二十年前、三十三歳で議員にならせていただきました。その間に二回選挙落選いたしております。その間に子供が三人生ま

れて、今も子育て中ではありますが、これからも生活していかなければなりません。

このような状況で本当に若い人材が育っていくのか。私も二十年前、十五年前には、子育てが始まる前には、若手に出る出ると言っておりました。しかしながら、今、残念なことに、自らが体験した上、そのような無責任なことは言える状況ではありません。そういうことを考えますと、せめて地方議員の間だけでも厚生年金に加入させていただく。これは本当にありがたい仕組みになっていくかと思えます。そのような意味で賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） 賛成の立場からの討論をいたします。

年金制度において、国民年金だけで生活をする。老後の生活をすることは大変厳しいものがあります。国民年金基金に入っても、これは当然何の足しにもなりません。したがって、国家公務員には国家公務員の共済制度、それから、地方公務員には地方公務員の共済制度、それで、民間には厚生年金のグループ、そして、農業者には農業者年金、それぞれの分野で年金制度が国民年金のほかに準備をされております。

そういった意味では、地方議員の年金制度、従前はありました。

しかし、これが廃止になりました。そういった意味では、議員に老後の生活を本当に保障するには、この年金制度は欠かせないものがあります。そういう観点から、ぜひ年金制度を確立してもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決しました。

△選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が平成二十八年十二月二十五日をもって満了する旨の通知がありましたので、これにより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、これより選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。お諮りいたします。

指名の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。再度お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしりたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

西之表市選挙管理委員会委員に榎原信一郎君、西門謙二君、柳良子さん、江口一徳君、同補充員に山口三雄君、塩崎友子さん、瀬下三男君、古田幸さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました榎原信一郎君、西門謙二君、柳良子さん、江口一徳君が選挙管理委員会委員に、山口三雄君、塩崎友子さん、瀬下三男君、古田幸さんが同補充員に当選されました。次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

△議員辞職の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、小倉伸一君から議員の辞職願が提出されていますので、議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百七十七条の規定により、小倉伸一君の退席を求めます。

〔七番 小倉伸一君退席〕

○議長（永田 章君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会議務局長（濱尾 実君） 平成二十八年十二月五日。

鹿児島県西之表市議会議長永田章殿。

鹿児島県西之表市議會議員小倉伸一。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、平成二十八年十二月十六日付けで議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（永田 章君） お諮りいたします。

小倉伸一君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、小倉伸一君の議員辞職を許可することに決しました。

小倉伸一君、議員の入場。

〔七番 小倉伸一君着席〕

△議員辞職の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、瀬下満義君から議員の辞職願が提出されていますので、議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百七十七条の規定により、瀬下満義君の退席を求めま

す。

〔六番 瀬下満義君退席〕

○議長（永田 章君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会議務局長（濱尾 実君） 平成二十八年十二月八日。

鹿児島県西之表市議会議長永田章殿。

鹿児島県西之表市議會議員瀬下満義。

辞職願。

このたび、私儀、瀬下満義、平成二十八年十二月十六日付けで議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（永田 章君） お諮りいたします。

瀬下満義君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 異議なしと認めます。

よって、瀬下満義君の議員辞職を許可することに決しました。

〔六番 瀬下満義君着席〕

△議員辞職の件

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、丸田健次君から議員の辞職願が提出されていますので、議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百七十七条の規定により、丸田健次君の退席を求めます。

〔一五番 丸田健次君退席〕

○議長（永田 章君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会議務局長（濱尾 実君） 平成二十八年十二月十四日。

鹿児島県西之表市議会議長永田章殿。

鹿児島県西之表市議會議員丸田健次。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、平成二十八年十二月十六日付けで議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○議長（永田 章君） お諮りいたします。

丸田健次君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 異議なしと認めます。

よって、丸田健次君の議員辞職を許可することに決しました。

「一五番 丸田健次君着席」

△種子島地区広域事務組合議會議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、種子島地区広域事務組合議會議員の選挙を行います。

本選挙は、種子島地区広域事務組合規約第六条第三項の規定によるもので、市議会選出議員は一名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

再度お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

種子島地区広域事務組合議會議員に鮫島市憲君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました鮫島市憲君を種子島地区広域事務組合議會議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鮫島市憲君が種子島地区広域事務組合議會議員に当選されました。

本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、鮫島市憲君に種子島地区広域事務組合議會議員当選を告知いたします。

鮫島市憲君に当選承諾の挨拶をお願いいたします。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） ただいま種子島地区広域事務組合議會議員

に当選させていただきました鮫島市憲でございます。受託して一生懸命頑張つてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

△まちづくり特別委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、まちづくり特別委員会所管事務調査報告を行います。

まちづくり特別委員会委員長の報告を求めます。

「まちづくり特別委員長 長野広美さん登壇」

○まちづくり特別委員長（長野広美さん） 本委員会は、十一月八日に奄美市を訪れ、名瀬中心市街地の都市再生整備計画について建設部都市整備課から説明を受け、また、町なかを実際に歩いて視察してまいりました。

奄美市は人口四万三千人で、現在、世界自然遺産登録を目指しており、横浜ベイスターズの受入れ等スポーツアイランド構想を推進し、また、大型観光クルーズ船が数多く入港するなど、近年増加している観光客の一層の拡大を目指しています。

さて、奄美市のまちづくりの変遷は、旧名瀬市として戦後から昭和六十年代まで土地区画整備と公有水面埋立てを行ってきましたが、現在の課題は、市街地への交通渋滞解消、中心市街地の衰退、奄美群島の中心地としての都市機能の充実の三つが挙げられました。

このような中で、平成九年、名瀬市都市計画マスタープラン、平成十年、中心市街地・マリントウン地区計画、平成十一年、中心市

街地活性化基本計画、平成十二年、末広・港土地区画整理事業調査、平成十三年、まちづくり総合支援事業調査、平成十六年、都市計画区域マスタープラン、平成十九年、まちづくり交付金事業と、年次的にマスタープラン策定から調査事業や計画決定と交付金を獲得するまでの経緯がわかりやすく説明されました。

この都市再生整備計画事業は、国が地域の歴史・文化・自然環境の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を推進し、住民生活の質の向上と地域経済・社会を図ることを目的とするもので、市が整備計画を作成し、ハードとソフト事業を対象に、三年から五年間の事業について、国からの補助は約四割支援するという一方、終了時には、数値化した指標の達成状況を事後評価し、結果を公表するという仕組みのものです。

「島建てのこころときめくテイダのまちづくり」を大目標に挙げ、奄美市の整備計画では、平成十九年から平成二十三年を第一期計画とし、公園整備、道路整備、観光交流施設であるA i A iひろば建設、土地区画整備のハード事業、空き店舗と市場改修、ワークショップ開催、チャレンジショップや子育て支援プラザ、イベントなどのまちづくり活動推進事業のソフト事業を組み合わせ、総額十億七千六百万円の事業を行いました。

この中で、平成二十三年度に二億六千万円で建設したA i A iひろばとは、観光案内デスクがあり、夜間利用や飲食制限がほとんどない利便性などもあり、開設当時、年間九万四千人の利用者が、現

在は十一万四千人まで拡大し、この中で観光客が約四千五百人訪れています。なお、施設はまちづくり公社に年間約一千万円で委託して運営されています。

一方、住民参画については、平成十九年度に、中心市街地への集客を高めるための施設整備方針を検討する際にワークショップを開催。また、まちづくり活動推進事業の中で、商店街、商工会議所、業界関係者などでテーマごとに実行委員会が組織され、また、毎週、地場産野菜販売や島唄ライブなどの金曜市は三年間で二百回以上の開催。さらに各種部会を設置して、S・I・Jランブリ、皆既日食関連イベント、商店街宝探し、横浜ベイスターズ歓迎祭、駐車場無料デー、奄美軽トラ市、バス利用促進イベントなど、住民が企画し、また利用者として参加している様子が説明されました。

しかし、一期計画の成果としては、まちづくり活動の参加は目標を達成したものの、町への集客数、空き店舗率は目標を下回り、中心市街地の核となる施設整備の遅れ、また、熱意と創造性あふれる商業者の創出・育成を反省点としています。

平成二十四年度から平成二十八年度の第二期計画では、ベンチ設置などの公園整備や道路の整備と家賃補助などの空き店舗整備事業、交通量調査などの調査事業とまちづくり活動推進などのソフト事業で四億円の事業費を計画しています。

空き店舗対策では、指定区域外から転出、もしくはは出店して起業する場合は、上限月十五万円の家賃補助とするもので、三年間で四

十三店舗が新規出店し、若い世代の出店者が増えているとのことです。まちづくり活動推進事業でも、奄美の食材に関するイベント、黒糖焼酎の日イベントなどが開催されています。

今後については、積み残してきた事業を再検討し、市民ニーズや財政状況の変化にも対応し、市民交流センター、子育て保健福祉総合施設、バス・民間商業複合などの拠点施設整備を計画し、また、住民との協働でもさらなる取組みの強化を目指しています。

実際に区画整理事業区を視察しましたが、道路の整備が計画的に進められており、また、A i A iひろばの新規施設だけでなく、市場の古い特長を残しながら、若者たちのカフェなどの新店舗が入り、空き店舗対策の効果などを具体的に実感することができました。

私たちの中からは、区画整理地域の地元住民への理解をどう得るのかという質問が出され、対立や否定など住民の理解を得ることの難しさがある一方で、地価の値上がりなどメリットも示しながら、粘り強い対応が重要との回答がありました。また、全体事業費の自己負担分については、合併特例債を活用していることも説明されました。

奄美市の取組みは大変有意義な事例であり、本市のまちづくりのあり方に生かしていきたいと考えます。

さて、本まちづくり特別委員会は、平成二十七年十月に設置され、これまで西町から鴨女町までの事業者アンケートを実施し、町なかの現状把握に努め、また、商工会との意見交換会や市街地活性化に

関係する行政の関係課に対するヒアリング等も行いました。

本まちづくり特別委員会を本議会で終了するに当たり、長期的かつ総合的な視点での望ましいまちづくりの目指すべき方向性について提言をまとめましたので、その要点を簡単に御紹介したいと思えます。

理念は、地元市民に愛される種子島らしさがあふれる町。

望ましいまちづくりとして、

一、種子島の自然や緑豊かな町なかの景観を重視した町の魅力づくりを行い、高齢者と子供が安心して集えるまちづくり。

一、島の魅力を生かした体験型観光の充実や、交通アクセスを改善して観光客があふれるまちづくり。

一、個々の事業者の誇りと意欲を引き出し、大型店舗にない魅力や地域密着したサービスや事業を中心に、商店街の競争力が強化できるまちづくり。

一、若者、よそ者、地元後継者が主役となって活躍するまちづくり。

一、計画的に地域団体や住民との協働で推進するまちづくり。

以上を目指すべき方向性としております。

提案書の具体的な内容については、本会議終了後、市長に提言書として提出させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） まちづくり特別委員会委員長の報告は終わ

りました。

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、長野市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 長野 力君登壇」

○市長（長野 力君） 平成二十八年第四回西之表市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

十一月三十日に開会いたしましたから本日まで十七日間にかたり、

真摯な御審議を賜り、まことにありがとうございます。審議において頂戴いたしました附帯意見等につきましては、その趣旨を十分に踏まえ、今後の市政運営に反映してまいります。

さて、今年を振り返りますと、日本を取り巻く世界の情勢は急激な転換期を迎えようとしております。英国のEU離脱とさきのアメリカ大統領選挙は世界中で驚嘆の声や不安の面持ちで受けとめられ、伊勢志摩サミットで示されたグローバルな経済成長戦略も、TPPは事実上発効不可能と言われ、保護貿易の台頭が危惧される中、厳しい局面を迎えていると言わなければなりません。

今年の国の施策の中で最も本市に強いかかわりを持つであろうと思われるものとしたしまして、有人国境離島特別措置法の制定がございました。長年離島の宿願であった航路・航空路の輸送費の補填による生活格差の是正について、国等の支援が来年四月一日より始まりまますので、種子島の他町及び屋久島とも連携を図りながら、市民の生活向上と地域経済の浮揚に貢献できる仕組みづくりを鋭意検討してまいります。

また、本年は、地方創生を旗印に昨年作成いたしました、まち・ひと・しごと総合戦略の具体的展開が求められる年となっておりまます。地方創生加速化交付金事業を中心として、雇用・子育て・交流人口・地域活性化の大きな課題へ確実な成果を積み上げていくことが責務だと感じております。

さて、今議会においても中心拠点施設整備について御議論をいた

だきました。今年度、住民が行政と一体になってまちづくりを行っていく体制も構築し、気運が高まってきた市商工会、商店振興協会、市観光協会連盟に強い要望もいただいております、私としては、今、中心市街地の状況や本市の経済状況及び市全体の発展を展望するとき、多くの人が入り込む港からの市街地への動線がどうしても必要であるとも考え、地方創生を背景に、県とも連携して、集中と回遊を実現することが可能な、今がそのときと判断をし、今回、最後の御審議をお願いしてまいりました。

中身においても、運営手法や課題解決の方法においても新たに御提示を申し上げるとともに、大字地区と中心市街地との人の流れをつくり出すことを目指してまいりつつ、また、皆さんからの御提案もお願ひしながら、今現在の最善の形をお示ししたと思っておりますが、結果といたしまして御理解をいただけなかったことは残念でございました。これもまたやむを得ないところでございます。

今後はどういう形で商工業や観光、交流の振興を図っていくかについては、ここまで急の情勢に御努力いただいている関係団体とともにさらに連携を密にしながら、市民や議会議員、そして行政が一体となって模索していく必要があると思っておりますので、今後とも前向きな取組みについて期待したいと思います。

早いもので、来週はもうクリスマス、そして、一気に大みそかへと進んでまいります。なかなか厳しい経済、そして暮らしてはありますが、来年は大変縁起のよいとされておるとり年であり、また、

その漢字の意味は、果実が成熟の極限に達した状態を指すもんだとも言われます。このことから、今まで行ってきた仕事やチャレンジしてきたことの成果が実を結び、転換期を迎える年でもあるようですので、抱える課題は山積しておりますが、さらなる精進の中に結果が生まれてくることを強く意識して、市政の運営を図ってまいりますと思います。

いよいよ年明け早々には、一月二十二日告示、同二十九日投票の西之表市長、市議会議員選挙が執行されます。私は去る九月議会において表明していたとおり、これまでの三期十二年間を区切りとして、今期限りで引退を、後進に将来を委ねることとしております。

振り返れば、十二年前、危機的財政状況に直面していた本市の姿を目の当たりにし、元氣な西之表市を取り戻したいとの強い思いから、力強い西之表市の創造を掲げ、その基本的な方向として、一つには市民視点の市政運営を、二つには行財政改革を通じた自立できる西之表市の再生に向け取り組んでまいりました。しかしながら、就任一期目は、いわば財政再建の時代で、倒産寸前とも言われていた本市財政を行財政改革を通して立て直してきたところでございます。おかげさまで、現在は一時期の厳しい危機的状況を脱し、健全化の方向に向かっているところであり、これまでの市民、市議会議員の皆さんの御理解、御協力に改めて感謝申し上げます。このような厳しい中であっても、私の信条であった市民の声を市政に反映するため、地域と市長の語る会を毎年開催し、また、長期

振興計画に沿って大きな政策転換を図り、雇用、子育て、地域の再生に重点を置いた政策を推し進め、安心・安全な地域づくりに邁進してまいりました。全てに満足いく解決が図られたわけではありませんが、関係各団体との対話を真摯に続ける中で、お互いの合意点を出し、新たなスタートを切ることができました。衷心より各位の御協力に感謝申し上げます。

もう一つ、私の在任中の大きな懸案事項として取り組んでこととして、米軍空母艦載機離着陸訓練施設のFCLPの馬毛島移転問題がございます。私はこれまで一貫して移転反対の姿勢を貫いてまいりました。これまで熊毛他町、議会とも相図りながら進めてきたところであり、今後も国等の動向を注視しながら、十分な情報交換や連絡をとりつつ、後世に禍根を残さないような対応をいただきたいと願うところでございます。

また、なお、これまで十二年間に取り組んでまいりました事業や政策につきましては、機会を見て市民の皆さんに御報告したいと考えております。

続いて、今期限りに御勇退されます議員、職員の皆さん、これまでの数々の御指導、御提言を感謝申し上げますとともに、長きにわたり市政発展に尽くされた御功績に対して、衷心より深く感謝申し上げます。どうか御勇退されてもますます御健勝に御活躍されますことを祈念申し上げますとともに、これからも市政運営に対し御助言いただきますことを願う次第でございます。本当に長い間御苦勞

さまでございました。

最後に、就任以来、さまざまな困難に立ち向かうとき、私を励ましてくださった市民の皆さんや市議会の皆さん、政策に御理解、御協力をいただいた各関係機関や地域の皆様方、全ての皆さんにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

まだ残り二月余りの任期がございますが、誠心誠意努めさせていただきますが、議会においては本日が最後となりますので、お礼を述べさせていただきます。

終わりに、議員各位の今後の御健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会に当たっての御挨拶いたします。

△議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

四年間の任期最後の定例会となりました。ここに全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、この四年間、それぞれの立場の中で議員としての役割を果たしていただきました。まことに御苦労さまでございました。

理事者の皆様には、議会運営、行政運営に多大な御尽力をいただき、感謝申し上げます。今後も市政発展のため御活躍されんことを願うものであります。

また、長野市長におかれましては、このようにして本会議場にてお会いできるのは最後となりました。三期十二年間の実績は多大なものがあります。改めて長野市長の行政手腕を高く評価するとともに、敬意を表するものであります。余すところ二カ月となりますが、残された日々、市政発展のために御尽力いただくことを願うものであります。

最後に、この四年間、本会議、委員会運営に御理解、御協力を賜りました議員、理事者各位、職員の皆様に心より厚くお礼を申し上げます。今後、皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げます。私の挨拶いたします。

△閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十八年第四回西之表市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後三時十七分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

九 番 議 員

一 〇 番 議 員